

# 令和7年度 第2回名古屋市男女平等参画推進協議会

令和7年12月8日（月）

（議 題）

## 1 「名古屋市男女平等参画基本計画2030（案）」について

資料 1-1 名古屋市男女平等参画審議会答申（概要版）

資料 1-2 // （冊子）

資料 1-3 名古屋市男女平等参画基本計画 2030（案）（概要版）

資料 1-4 // （冊子）

資料 1-5 プロジェクトチームについて（報告）

## 2 「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）」について

資料 2-1 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）の概要について

資料 2-2 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（案）

## 3 その他

資料 3 策定スケジュール

I 答申にあたっての考え方

P.1~29

1 諮問の経緯

P.1~3

2 持続可能な開発目標(SDGs)

3 法律等国の動き

- ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行(R3)
- ・LGBT理解増進法施行(R5)
- ・困難女性支援法律施行(R6)
- ・育児・介護休業法改正(R3、R6)
- ・女性活躍推進法一部改正(R7)
- ・第6次男女共同参画基本計画策定(R7年度)

4 社会の状況

P.4~15

○社会構造の変化と動向

- ・人口減少、単身世帯の増加
- ・就業・生活様式の変化
  - 女性の就業率の上昇(M字解消)
  - 共働き世帯数は専業主婦世帯数の3倍
  - 家事・育児等の女性への負担偏り 有職女性の1日の家事時間が3時間以上 43.4%

○意識・価値観の変化と動向

- 若い世代の生活様式や働き方に対する考え方の多様化

○その他安心・安全に関する様々な状況

- DV・ストーカー被害、虐待、性犯罪・性暴力被害、経済的困窮等の困難な問題を抱える女性に対する支援

5 名古屋市の現状と課題(基本計画2025の達成状況)

P.16~29

成果指標の状況

目標1 性別にかかわる人権の尊重

【指標】「デートDV」という言葉の認知度

(R1)43.9%→(R6)53.4%

【調査】配偶者等や交際相手からの暴力(DV)の被害経験 女性28.4%、男性12.4%

- 人権侵害は依然として発生しており、予防啓発及び被害者支援が必要
- 男女で異なる健康課題への取組
- 社会構造に起因する女性の貧困への対応

目標2 男女平等参画推進のための意識変革

【指標】男女の地位が平等と感じる市民の割合

(R1)19.2%→(R7)15.6%

- 次世代に向け男女平等参画教育の必要性

目標3 方針決定過程への女性の参画拡大

【指標】審議会等への女性委員の登用率

(R2)34.9%→(R7)35.3%

【指標】市職員の女性管理職員割合

(R2)14.2%→(R7)14.9%

- 意思決定層における女性の参画を妨げる課題への対応

目標4 雇用等における女性の活躍推進とWLBの推進

【指標】仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合

(R1)39.3%→(R7)36.3%

目標5 家庭・地域における男女平等参画の推進

【指標】地域活動の委員(区政協力委員・災害対策委員)の女性比率

(R1)18.1%→(R6)20.9%

- 男女平等参画の視点による防災の徹底

# 次期男女平等参画基本計画の策定に向けて

## II 次期基本計画の基本的な方向性及び取り組むべき施策 P.30~67

### 1~3 基本的な方向性、計画期間 P.30~35

- ・次期基本計画では、市民や事業者の皆さまへの**わかりやすさを第一**に考える。
- ・現行計画からの**継続性を考慮しつつ、計画体系を見直す。**
- ・「人権尊重」「女性活躍推進」「男女平等参画意識の浸透」の**3分野を新設し**  
男女共同参画社会を実現するために、**めざすべき社会像を具体化**する。
- ・計画期間は5年(令和8年度~12年度)とする。

**NEW**

めざす姿

男女共同参画社会の実現



3つの分野が互いに補完しあい協力して機能することで、男女共同参画社会の実現をめざします！

### 4 次期基本計画の体系

|        |  |  |                    |       |
|--------|--|--|--------------------|-------|
| 分野 I   | 性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現<br><b>P.36~</b> | 方針1 性別にかかわる人権の尊重                       | 人権に係る方針を2つに区分      | P.36~ |
|        |  | 方針2 性別にかかわる人権侵害の解消                     |                    | P.40~ |
| 分野 II  | 性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現<br><b>P.48</b>               | 方針3 方針決定過程への女性の参画拡大                    | 「男性」に関する方針を追加      | P.48~ |
|        |  | 方針4 働き方改革と女性活躍の推進                      |                    | P.53~ |
|        |  | 方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大 |                    | P.57~ |
|        |  | 方針6 地域における男女平等参画の促進                    |                    | P.60~ |
| 分野 III | 男女平等参画意識が浸透した社会の実現<br><b>P.63~</b>                       | 方針7 男女平等参画推進のための意識変革                   | あらゆる場面・主体への働きかけを集約 | P.63~ |

### ○ 取り組むべき施策

対象を男女、生涯に拡大

- ①男女平等参画にかかる相談体制の充実
- ②性差を考慮した生涯にわたる健康支援 **拡充**
- ③多様な生き方や、性のあり方(セクシュアル・マイノリティ等)への理解促進
- ④性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクハラ、性暴力等)の予防啓発
- ⑤性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクハラ、性暴力等)の被害者支援
- ⑥様々な困難(貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別(同和問題)、外国人等)を抱える人々への支援 **孤独・孤立を追加 拡充**
- ⑦市政等における女性の方針決定過程への登用推進
- ⑧地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大
- ⑨企業における女性の方針決定過程への参画拡大
- ⑩雇用主及び労働者(管理職、従業員等)への男女平等に向けた啓発
- ⑪働く場における女性活躍に向けた支援
- ⑫仕事と健康課題との両立支援 **NEW**
- ⑬仕事と育児・介護との両立支援に向けた事業者への支援
- ⑭ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた家庭生活への支援
- ⑮男性の家事・育児・介護等への参画促進 **拡充**
- ⑯高齢期における男女の就業・社会参画支援
- ⑰地域活動における男女平等参画の促進
- ⑱防災における男女平等参画の促進
- ⑲男女平等参画推進に関する広報・啓発
- ⑳メディア社会における性別に係る人権侵害の解消に向けた啓発
- ㉑学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進 **拡充**
- ㉒地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進
- ㉓男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

## Ⅲ 次期計画の推進のために

**P.68~73**

- 1 目標値の設定と進行管理
- 2 推進体制の充実
- 3 男女平等参画推進センターの活用

### 付属資料

- ・諮問文
- ・委員名簿
- ・審議経過

## 次期「男女平等参画基本計画」の策定に向けて

(答申)

第 12 期名古屋市男女平等参画審議会

2025 (令和 7) 年 11 月



## はじめに

「名古屋市男女平等参画基本計画 2025」が 2025(令和 7)年度で満了することにより、名古屋市男女平等参画審議会は、本年 4 月、名古屋市長から、次期基本計画の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策等について諮問を受けました。審議会では、これまでの名古屋市の取組状況や成果、第 10 回男女平等参画基礎調査結果、女性の活躍実態調査結果、第 11 期男女平等参画審議会からの申し送り、そして男女平等参画推進なごや条例で定める基本理念を踏まえ、さらには国の「第 6 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」も勘案し、男女平等参画をどのように進めていくべきなのか、議論を重ねてきました。

男女共同参画社会基本法が制定された 1999 年から 25 年以上が経過しました。しかし、国連の SDGs(持続可能な開発目標)の 17 のゴールの 1 つに掲げられているジェンダー平等は、世界に大きく遅れをとっており、ジェンダー・ギャップ指数は 148 か国中 118 位(2025 年発表)となっています。また、国内においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の有効期限が 2036(令和 18)年まで 10 年延長されることになりました。女性の労働力率は上昇し、いわゆる「M 字カーブ」の問題は解消に向かいつつあるものの、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆる「L 字カーブ」の問題は解消されておらず、男女の経済格差を生み出す一因となっています。男性の家庭への参画の動きも徐々に進みつつあり、男性の育児休業取得率は向上し、平日 1 時間以上家事を行う男性の割合も増えているものの、依然として家事・育児等の負担は女性に偏っている状況にあります。

性別にとらわれず、すべての人がその個性と能力を発揮するために、家庭・学校・職場・地域等のあらゆる場において、男女平等参画の視点を取り入れることは、性的指向・性自認、障害、同和問題(部落問題)、外国籍等にかかわらず、すべての市民が包摂された「誰一人取り残さない」社会を形成するための重要な柱の一つと言えます。

本答申では、以上を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組が市民や事業者の皆さまにわかりやすく伝わり、ともに男女平等参画を推進できるよう、「人権尊重」「活躍推進」「男女平等参画意識の浸透」に関する 3 つの分野を新設し、体系の見直しを提言しています。市民が性別にかかわらず、自らの選択によって生涯にわたって個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある男女共同参画社会の実現をめざして、名古屋市・市民・事業者が共に連携し、これまで以上に男女平等参画の取組を主体的かつ積極的に推進していくことを期待し、ここに答申いたします。

2025(令和 7)年 11 月 10 日

名古屋市男女平等参画審議会 会長 風間 孝

# 目 次

はじめに

## I 答申にあたっての考え方

---

|   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 諮問の経緯.....  | 1  |
| 2 | 持続可能な開発目標（SDGs）との関係.....                          | 1  |
| 3 | 法律等の国の動き.....                                     | 1  |
| 4 | 社会の状況.....  | 4  |
|   | 【図表 1】人口と世帯数の推移（名古屋市）                             |    |
|   | 【図表 2】転入数、転出数及び社会増減数の推移（名古屋市）                     |    |
|   | 【図表 3】年齢構成別人口の推移と推計（名古屋市）                         |    |
|   | 【図表 4】世帯構造別構成割合の推移（名古屋市と全国）                       |    |
|   | 【図表 5】男女別 年齢 5 歳階級別労働力率（名古屋市）                     |    |
|   | 【図表 6】男女別、年齢 5 歳階級別正規雇用率（名古屋市と全国）                 |    |
|   | 【図表 7】共働き等世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が 64 歳以下の世帯）（全国）        |    |
|   | 【図表 8】妻の就業時間別共働き世帯数の推移（妻が 64 歳以下の世帯）（全国）          |    |
|   | 【図表 9】1 日のうち家事全般（子育て・介護を含む）に要する時間（有職）（名古屋市）       |    |
|   | 【図表 10】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方（経年）（名古屋市）         |    |
|   | 【図表 11】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する反対意見（名古屋市）           |    |
|   | 【図表 12】家事・子育て・介護の役割分担（名古屋市）                       |    |
|   | 【図表 13】男性の育児休業取得についての考え（名古屋市）                     |    |
|   | 【図表 14】ライフコースの希望の推移（全国）                           |    |
|   | 【図表 15】配偶者等や交際相手からの暴力被害経験率（名古屋市）                  |    |
|   | 【図表 16】愛知県内の性犯罪認知件数の推移                            |    |
|   | 【図表 17】自殺者数の年次推移（名古屋市）                            |    |
|   | 【図表 18】性、年齢別自殺死亡率（名古屋市）                           |    |
|   | 【図表 19】災害時の避難所運営で必要なこと（名古屋市）                      |    |
| 5 | 名古屋市の現状と課題.....                                   | 16 |
|   | 【図表 20】女性のための総合相談件数（名古屋市）                         |    |
|   | 【図表 21】女性福祉相談件数（配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所）<br>（名古屋市） |    |
|   | （再掲）【図表 15】配偶者等や交際相手からの暴力被害経験率（名古屋市）              |    |
|   | 【図表 22】人権にかかわる被害経験（名古屋市）                          |    |
|   | 【図表 23】名古屋市男性相談件数                                 |    |
|   | 【図表 24】社会全体における男女の地位の平等感（名古屋市と全国）                 |    |
|   | 【図表 25】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見（名古屋市と全国）          |    |

- 【図表 26】 審議会等への女性の登用状況の推移（名古屋市と国）
- 【図表 27】 市職員における管理職女性比率（名古屋市と政令指定都市）
- 【図表 28】 地域活動の委員における役職者の女性比率（名古屋市）
- 【図表 29】 男女別非正規就業者割合の推移（名古屋市）
- 【図表 30】 男女間所定内給与格差の推移（男性の所定内給与＝100）（全国）
- 【図表 31】 1日のうちで仕事に要する時間（名古屋市）  
（再掲）【図表 12】 家事・子育て・介護の役割分担（名古屋市）
- 【図表 32】 平日家事全般（子育て・介護を含む）に要する時間（名古屋市）  
（再掲）【図表 7】 共働き等世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）  
（全国）
- 【図表 33】 区政協力委員の女性比率（名古屋市）
- 【図表 34】 性別・年齢階級別にみた地域活動への参加経験割合（名古屋市）  
（再掲）【図表 19】 災害時の避難所運営で必要なこと（名古屋市）

## II 次期基本計画の基本的な方向性及び取り組むべき施策

---

|   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| 1 | 次期基本計画の基本的な方向性  | 30 |
| 2 | 次期基本計画の体系       | 31 |
| 3 | 次期基本計画の期間       | 35 |
| 4 | 次期基本計画で取り組むべき施策 | 36 |

### 分野 I 性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現

|      |  |    |
|------|--|----|
| 方針 1 | 性別にかかわる人権の尊重   | 36 |
|      | （再掲）【図表 23】 名古屋市男性相談件数                                 |    |
|      | （再掲）【図表 18】 性、年齢別自殺死亡率（名古屋市）                           |    |
|      | 【図表 35】 性的少数者の当事者が抱えている悩みや困りごと（名古屋市）                   |    |
| 方針 2 | 性別にかかわる人権侵害の解消   | 40 |
|      | （再掲）【図表 15】 配偶者等や交際相手からの暴力被害経験率（名古屋市）                  |    |
|      | （再掲）【図表 22】 人権にかかわる被害経験（名古屋市）                          |    |
|      | 【図表 36】 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数（全国） |    |
|      | 【図表 37】 DV 被害を受けた際の相談先（名古屋市）                           |    |
|      | 【図表 38】 交際相手からの暴力の相談先（再掲）                              |    |
|      | （再掲）【図表 16】 愛知県内の性犯罪認知件数の推移                            |    |
|      | 【図表 39】 DV が人権侵害になることへの理解度（名古屋市）                       |    |

- (再掲) 【図表 20】 女性のための総合相談件数 (名古屋市)
- (再掲) 【図表 21】 女性福祉相談件数 (配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所) (名古屋市)

【図表 40】 貧困率の年次推移 (全国)

## 分野Ⅱ 性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現

### 方針 3 方針決定過程への女性の参画拡大 ..... 48

- (再掲) 【図表 26】 審議会等への女性の登用状況の推移 (名古屋市と国)
- (再掲) 【図表 27】 市職員における管理職女性比率 (名古屋市と政令市)
- 【図表 41】 市役所における採用者・職員の女性比率 (名古屋市)
- 【図表 42】 市職員における課長補佐昇任選考受験比率 (名古屋市)
- 【図表 43】 教員における管理職女性比率 (名古屋市と政令市)
- (再掲) 【図表 28】 地域活動の委員における役職者の女性比率 (名古屋市)
- 【図表 44】 企業等における女性管理職比率 (全国)

### 方針 4 働き方改革と女性活躍の推進 ..... 53

- 【図表 45】 企業におけるハラスメント対策に関する取組状況 (名古屋市)
- (再掲) 【図表 6】 男女別、年齢 5 歳階級別正規雇用率 (名古屋市と全国)
- 【図表 46】 健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者の数及び割合の推移 (全国)
- 【図表 47】 育児・介護による離職者数の推移 (全国)

### 方針 5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大 ..... 57

- (再掲) 【図表 32】 平日家事全般 (子育て・介護を含む) に要する時間 (名古屋市)
- 【図表 48】 男性の育児休業取得率の推移 (全国)

### 方針 6 地域における男女平等参画の促進 ..... 60

- 【図表 49】 地域活動への参加経験割合 (名古屋市)
- (再掲) 【図表 33】 性別・年齢階級別にみた地域活動への参加経験割合 (名古屋市)
- (再掲) 【図表 19】 災害時の避難所運営で必要なこと (名古屋市)

### 分野Ⅲ 男女平等参画意識が浸透した社会の実現

- 方針7 男女平等参画推進のための意識変革 ..... 63
- (再掲) 【図表 25】 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見 (名古屋市と全国)
- (再掲) 【図表 10】 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方 (経年) (名古屋市)
- (再掲) 【図表 24】 社会全体における男女の地位の平等感 (名古屋市と全国)

### Ⅲ 次期基本計画の推進のために

- 1 目標値の設定と進行管理 ..... 68
- 2 推進体制の充実 ..... 69
- 3 男女平等参画推進センターの活用 ..... 69

### 付属資料

- 諮問文 ..... 71
- 委員名簿 ..... 72
- 審議経過 ..... 73

#### ※ 「男女共同参画社会」と 「男女平等参画」 の表記について

男女共同参画社会 …… 男女共同参画社会基本法に定める、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと

男女平等参画 …… 男女平等参画推進なごや条例に定める、男女共同参画社会の実現のために女性と男性の平等とあらゆる分野への参画を推進すること

# I 答申にあたっての考え方

## 1 諮問の経緯

名古屋市では、男女共同参画社会の実現をめざすため、「名古屋市男女平等参画基本計画 2025」（以下「基本計画 2025」という。）を 2021（令和 3）年に策定し、その推進を図ってきました。基本計画 2025 の位置づけは下記のとおりです。

- ▶男女平等参画推進なごや条例第 8 条に基づく男女平等参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画
- ▶男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）第 14 条に基づく市町村男女共同参画計画
- ▶女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条に基づく市町村推進計画（目標 3 から 5）

第 12 期名古屋市男女平等参画審議会では、基本計画 2025 の計画期間が 2025（令和 7）年度で満了することから、2026（令和 8）年度以降の次期「男女平等参画基本計画」（以下「次期基本計画」という。）策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策等について名古屋市長から諮問を受け、盛り込むべき内容について答申するために審議を進めてきました。

審議にあたっては、2024（令和 6）年度の基本計画 2025 の中間評価や、同年度の名古屋市の「第 10 回男女平等参画基礎調査」（以下「基礎調査」という。）及び「女性の活躍実態調査」（以下「女性活躍調査」という。）などの結果を参考にしながら進めてきたところです。

## 2 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

2015（平成 27）年 9 月に国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

SDGs では、2030（令和 12）年までの世界共通の目標として、健康や教育・経済成長に関するものなど、多岐にわたる 17 の持続可能な開発目標と 169 のターゲットが設定され、地球上の誰一人として取り残さない（Leave no one behind）社会の実現を目指し幅広い課題に取り組むものとされています。

また、SDGs において政治・経済・公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

次期基本計画においては、SDGs の目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」や他の目標を含め、その達成に向け引き続き取組を進める必要があります。

## 3 法律等の国の動き

国においては、1999（平成 11）年に基本法を制定し、21 世紀の我が国が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくために女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会—すなわち男女共同参画社会

を実現することを、最重要課題と位置づけました。

基本法に基づき、「男女共同参画基本計画（第1次）」が2000（平成12）年にはじめて策定されて以降、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。2025（令和7）年12月には「第6次男女共同参画基本計画」が策定される予定であり、計画の体系として2つの政策領域「Ⅰ男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」、「Ⅱ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」が示されています。

その他、2021（令和3）年以降の関連した法律等の動きは次のとおりです。

#### ➤政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

2021（令和3）年の改正では、政治分野への女性の参画が諸外国と比べ大きく遅れていることから、政党や政治団体の取組促進や、国や地方公共団体の施策の強化として、セクハラ・マタハラ等への対応などが規定されました。

#### ➤性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

2023（令和5）年に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、国民の理解の増進に関する施策の推進に関して、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項が定められました。

#### ➤困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

2024（令和6）年に、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することを目的として、発見、相談、心身の健康回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制が整備されることとなりました。

#### ➤育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 改正

2021（令和3）年の改正では、育児休業の申出・取得を円滑にするための、雇用環境整備や妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知や休業の取得意向の確認のための措置が事業者に対して義務付けられたほか、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設などが規定されました。

また、2024（令和6）年の改正では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、育児休業取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等がなされました。

#### ➤女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 改正

女性活躍推進法の有効期限が2036（令和18）年までの10年間に延長され、2026（令和8）年4月から男女間の賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主等に義務付けられました。また、女性活躍の推進にあたり、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨が明確化されました。

#### ➤男女共同参画社会基本法 改正

2025（令和7）年の改正で、国及び地方公共団体の基本的施策を強化するとともに、男女共同参画センターを法的に位置づけました。また、独立行政法人男女共同参画機構法の制定により、独立行政法人国立女性教育会館の機能を強化した独立行政法人男女共同参画機構を新設し、「センターオブセンターズ」として全国各地の男女共同参画センター等を強力に支援し女性に選ばれる地方づくりを後押しすることとしています。

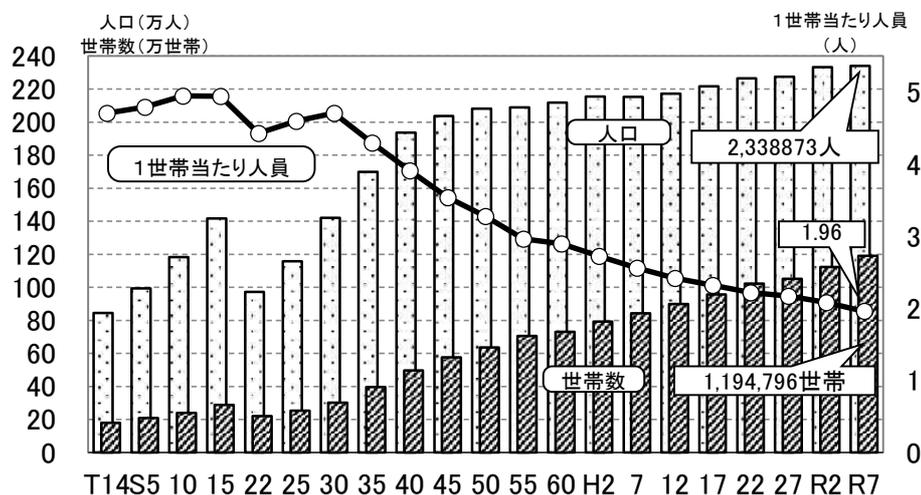
## 4 社会の状況

### ○社会構造の変化と動向

〈人口減少、世帯構成の変化〉

- ・本市の常住人口は、2025（令和7）年10月1日現在で2,338,873人となっており、増加傾向が続いていますが、世帯数も増加傾向にあるため1世帯当たりの人員は1.96人と減っています【図表1, 2】。
- ・人口構造は、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、65歳以上の高齢人口が増加し、特に75歳以上の人口は令和10（2028）年ごろにかけて大きく増加すると推計しています。【図表3】。
- ・世帯構成は、国勢調査では単独世帯の割合は平成22（2010）年に40.7%でしたが、令和2（2022）年には45.3%と増加しています【図表4】。

【図表1】人口と世帯数の推移（名古屋市）



※各年10月1日現在の数値

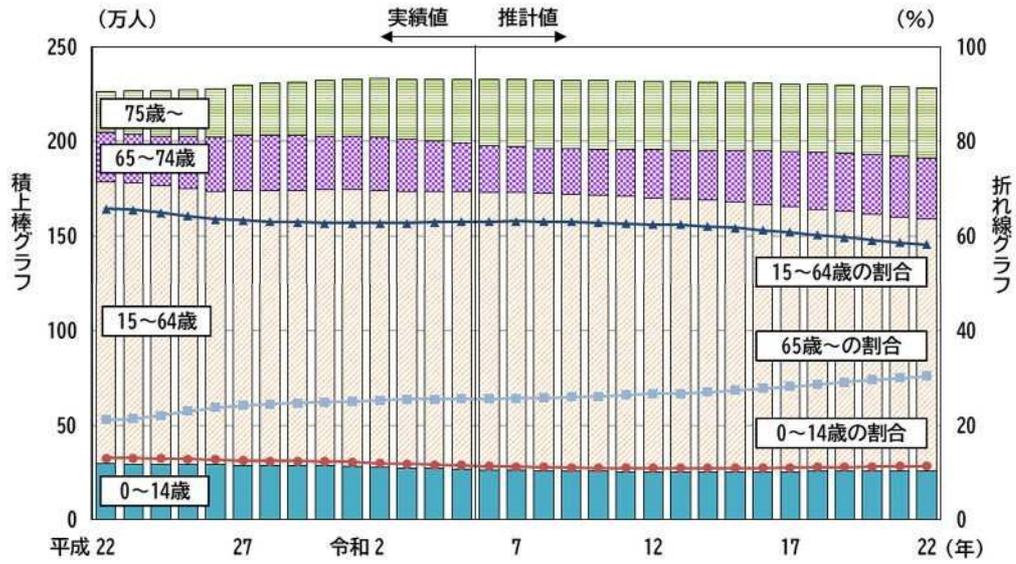
統計なごや web 版

【図表2】転入数、転出数及び社会増減数の推移（名古屋市）



名古屋市「統計なごやWeb版」愛知県人口動向調査結果（名古屋市分）

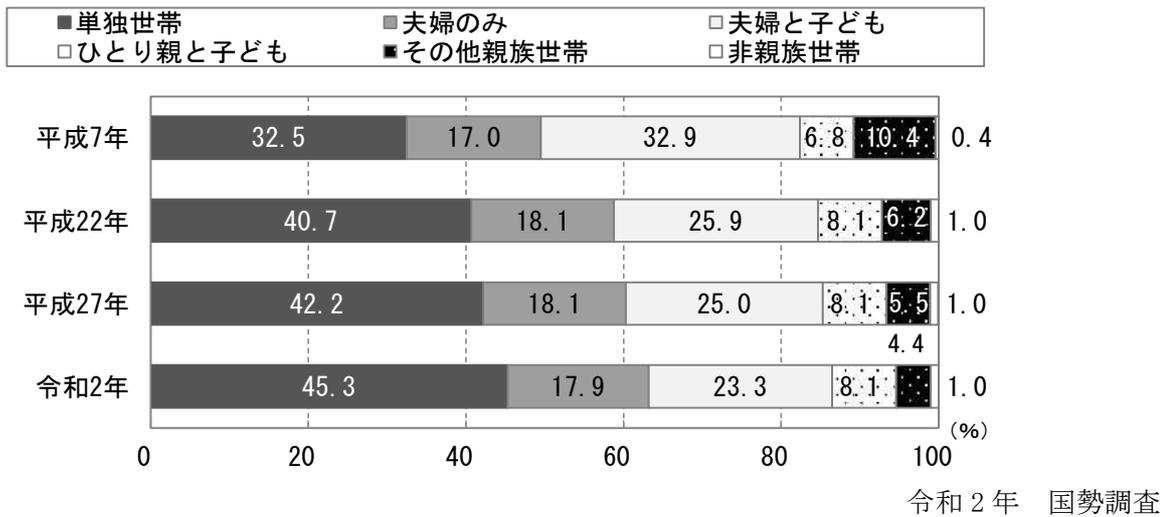
【図表 3】年齢構成別人口の推移と推計（名古屋市）



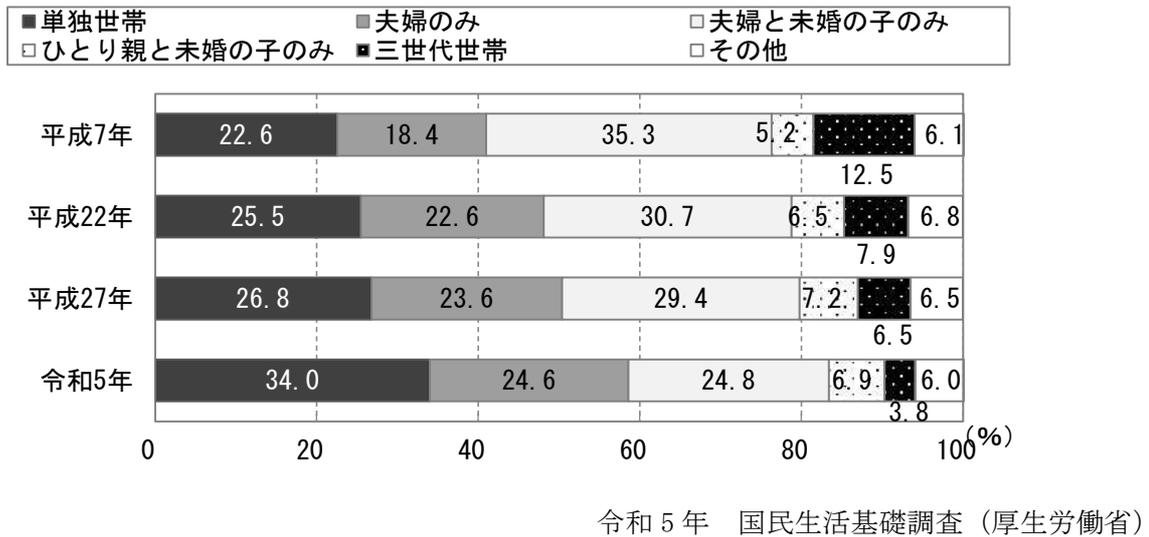
実績値 名古屋市「統計なごやWeb版」愛知県人口動向調査結果（名古屋市分）  
 推計値 名古屋市推計（令和5年10月1日現在）

【図表 4】世帯構造別構成割合の推移（名古屋市と全国）

●名古屋市



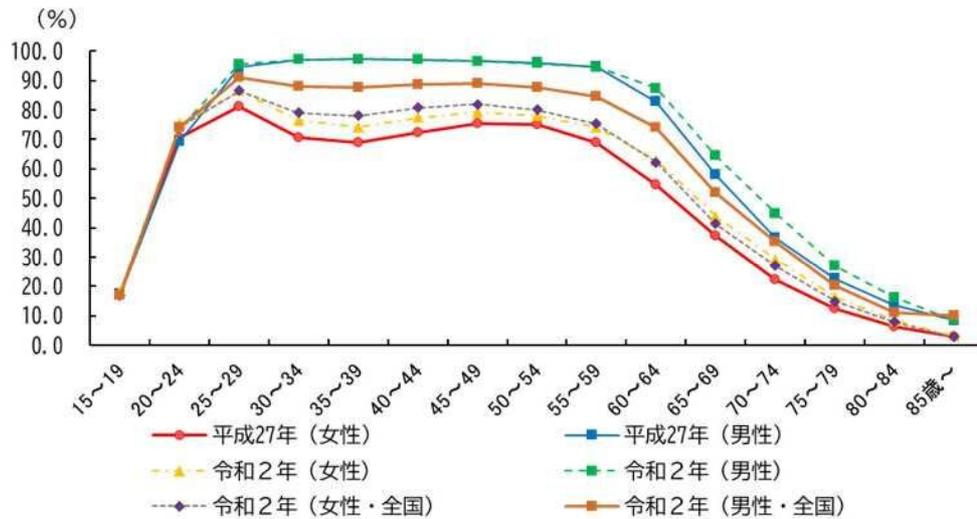
●全国



〈就業・生活様式の変化〉

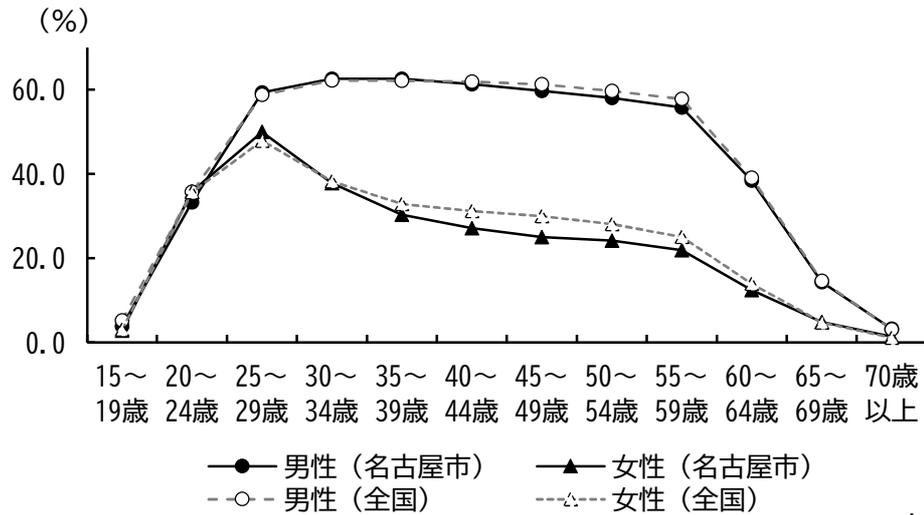
- ・女性の労働力率は、出産・育児期にあたる30～40代に低下する「M字カーブ」となっており、M字の谷は徐々に小さくなっていますが、正規雇用率は20代後半をピークに低下する「L字カーブ」となっています【図表5,6】。
- ・2024（令和6）年時点で、全国の共働き世帯数は専業主婦世帯数の3倍以上となっており、妻がフルタイムの共働き世帯数も増加傾向にあります【図表7,8】。
- ・また、有職女性が1日のうち家事に要する時間は、3時間以上が43.4%（2024（令和6）年）であり家事の負担感が窺えます【図表9】。
- ・一方、有職男性が1日のうち家事に要する時間は、1時間未満が、2014（平成26）年の71.7%と比較すると2024（令和6）年には66.4%と減少していますが、男性の家事への参画はあまり進んでいません【図表9】。

【図表 5】 男女別 年齢 5 歳階級別労働力率（名古屋市）



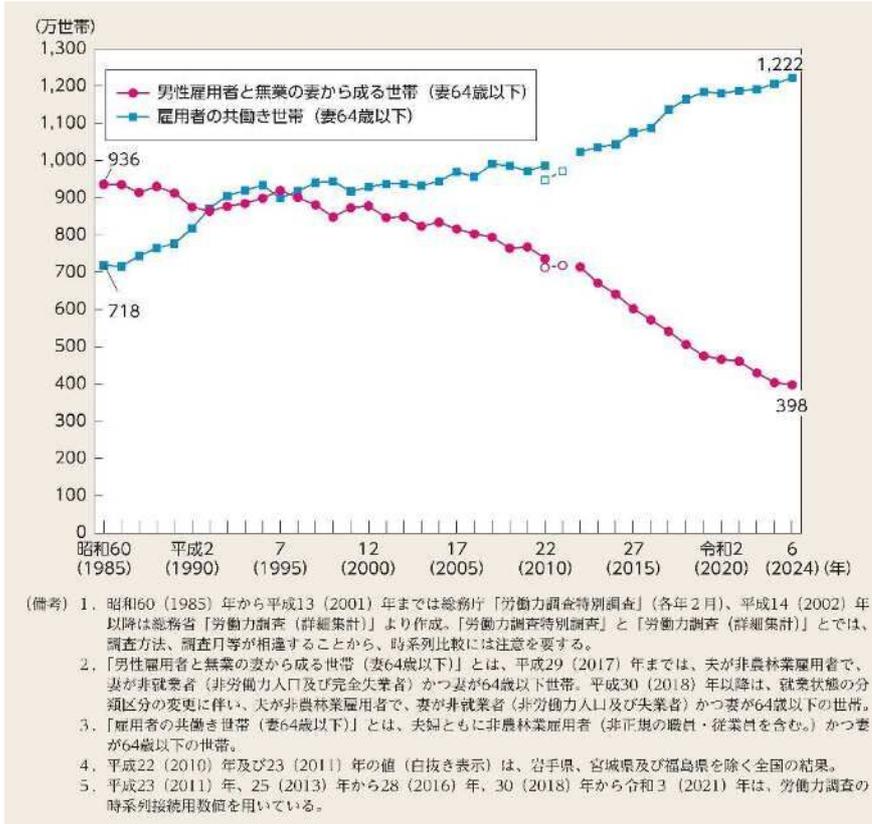
平成 27 年、令和 2 年国勢調査

【図表 6】 男女別、年齢 5 歳階級別正規雇用率（名古屋市と全国）



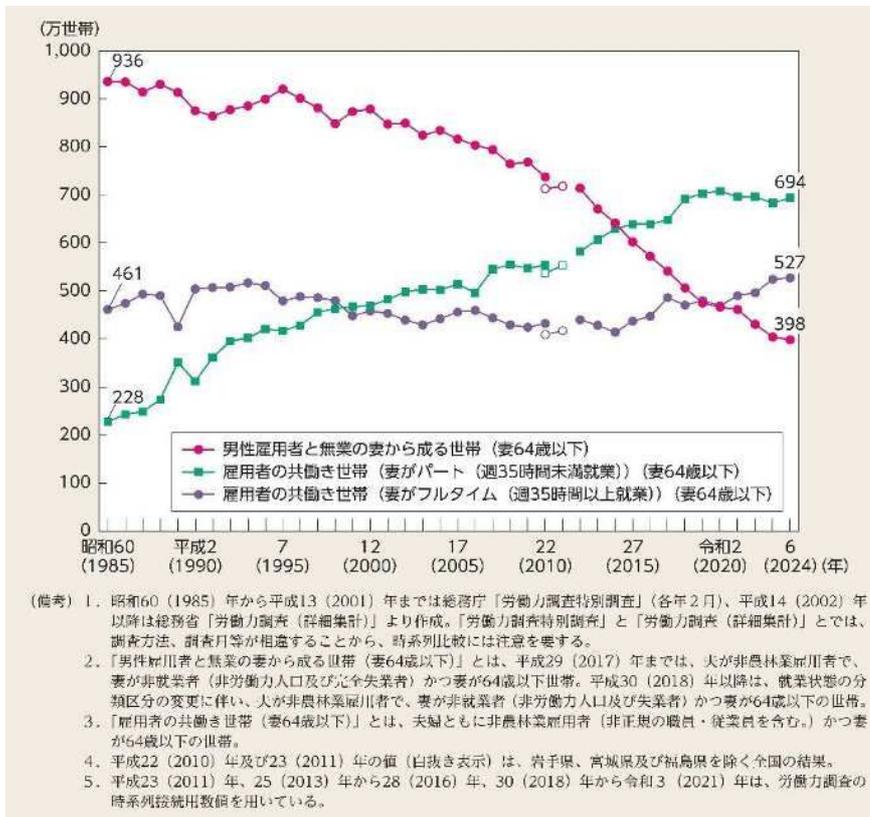
令和 2 年国勢調査

【図表 7】 共働き等世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が 64 歳以下の世帯）（全国）



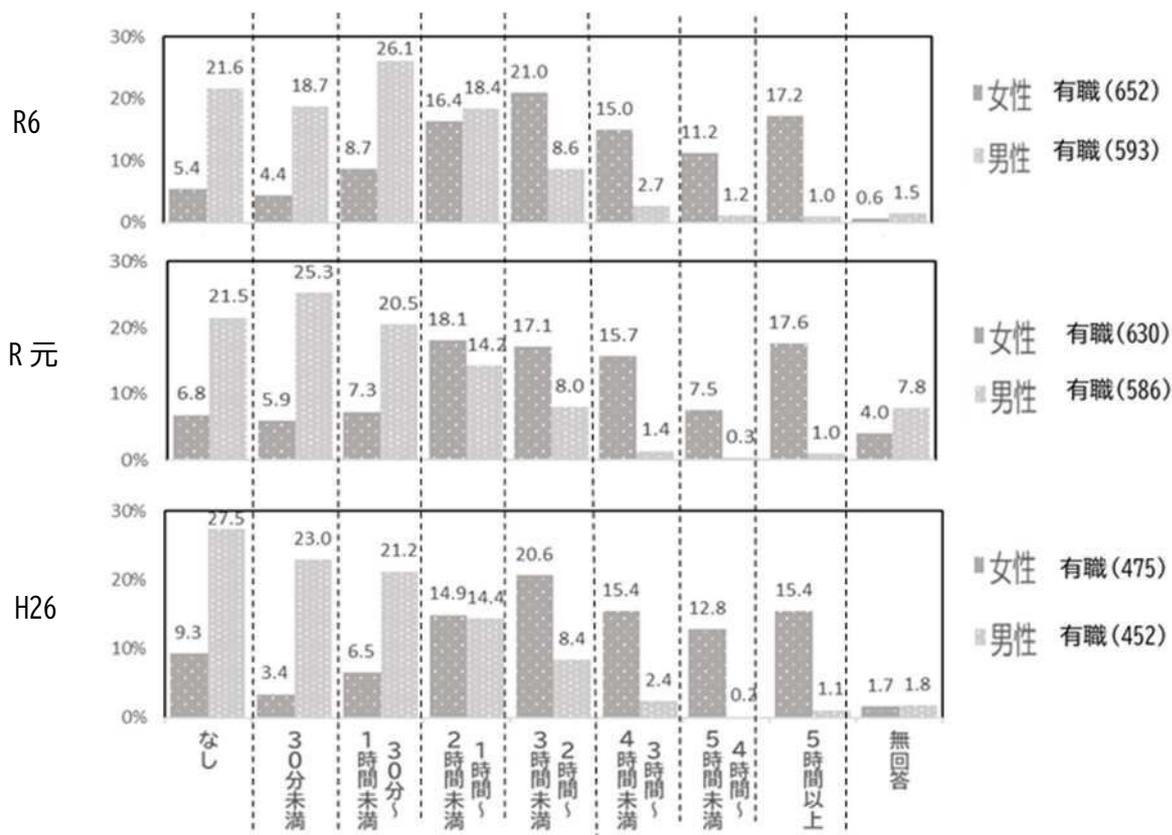
令和 7 年版男女共同参画白書

【図表 8】 妻の就業時間別共働き世帯数の推移（妻が 64 歳以下の世帯）（全国）



令和 7 年版男女共同参画白書

【図表9】1日のうち家事全般（子育て・介護を含む）に要する時間（有職）（名古屋市）

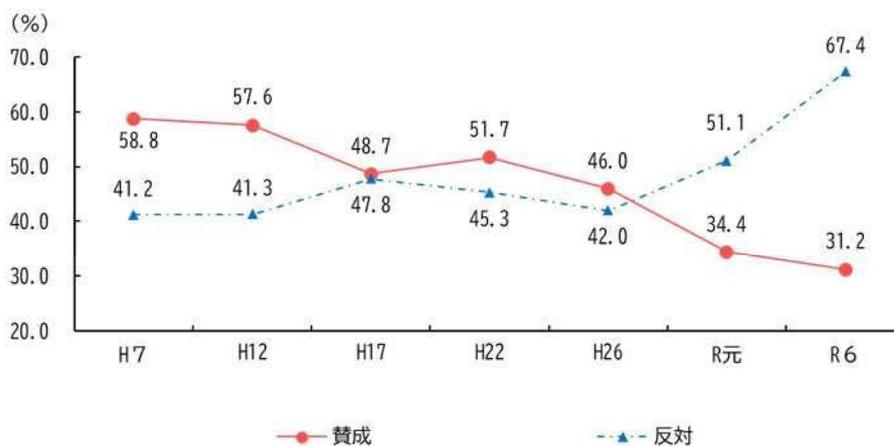


第8～10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

## ○意識・価値観の変化と動向

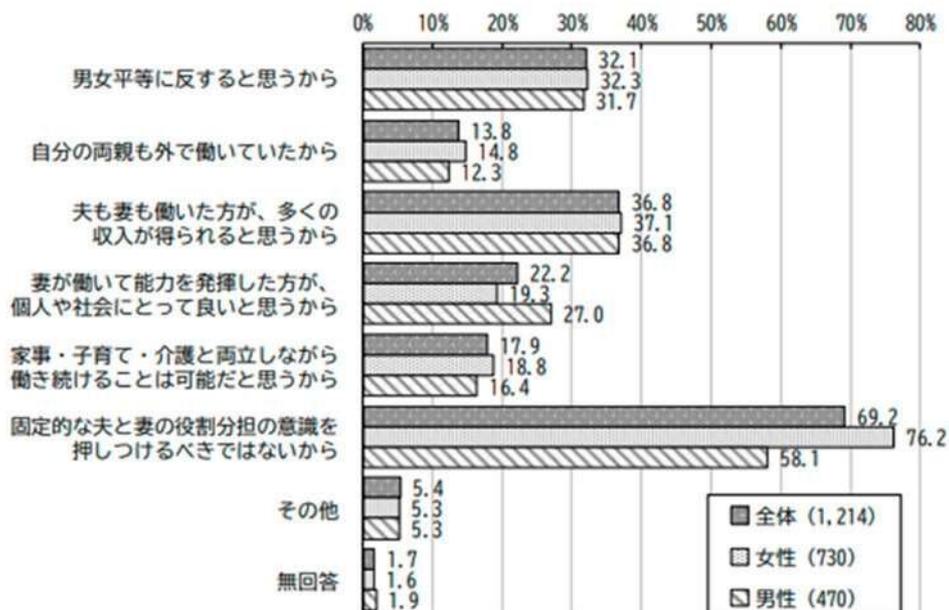
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計は 67.4%で、その理由として「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」が全体で 69.2%となっています【図表 10, 11】。
- ・家事・子育て・介護の役割分担について、男女ともに約半数（女性 52.2%、男性 42.7%）が「自分と配偶者等とで 5 割ずつ分担」を希望しているのに対して、実際の分担は女性に偏っています【図表 12】。
- ・男性の育児休業取得について、男女ともに 8 割以上が推進すべきと回答しています【図表 13】。
- ・また、若い世代の理想とする生き方は変化しています【図表 14】。

【図表 10】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方（経年）（名古屋市）



第4～10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

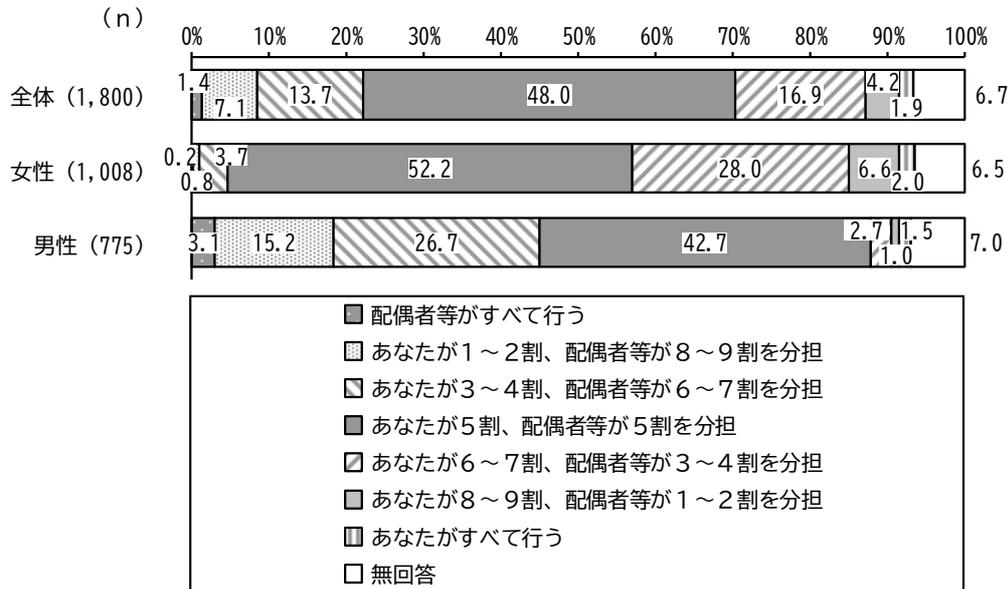
【図表 11】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する反対意見（名古屋市）



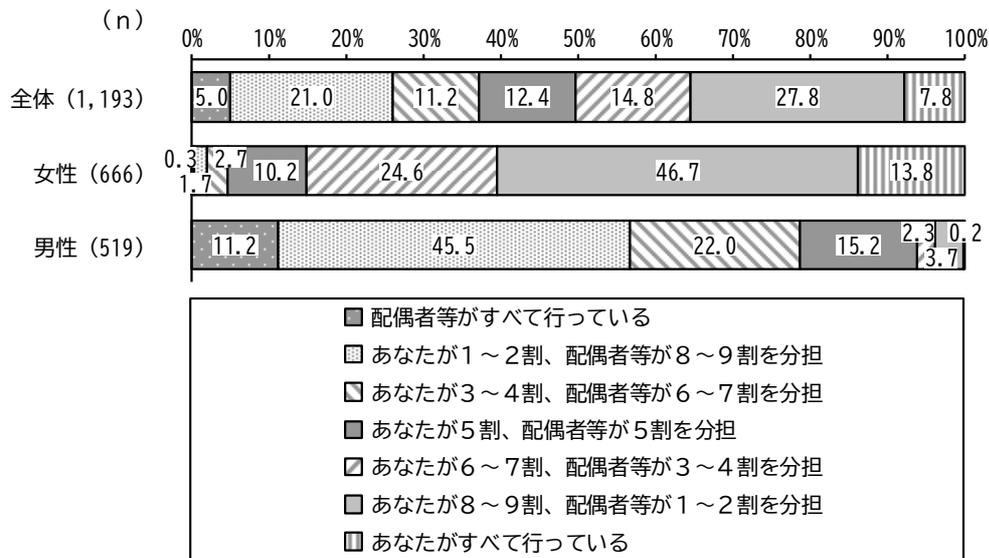
令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

【図表 12】家事・子育て・介護の役割分担（名古屋市）

●希望する分担比率

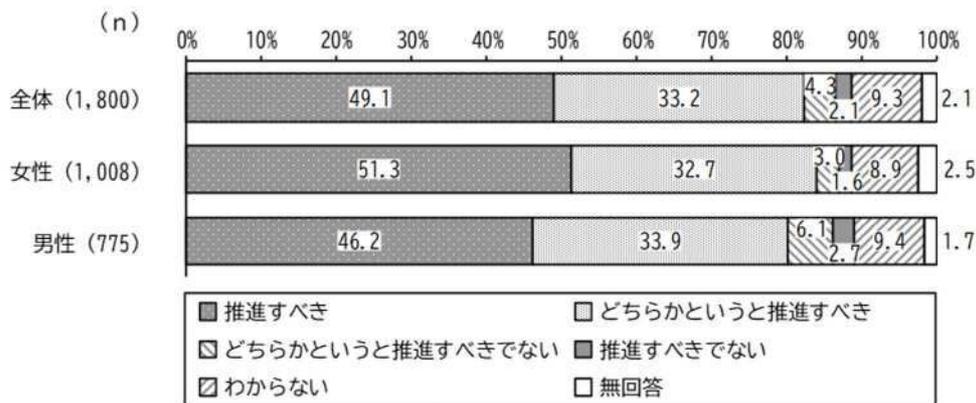


●実際の分担比率（配偶者等と同居している方）



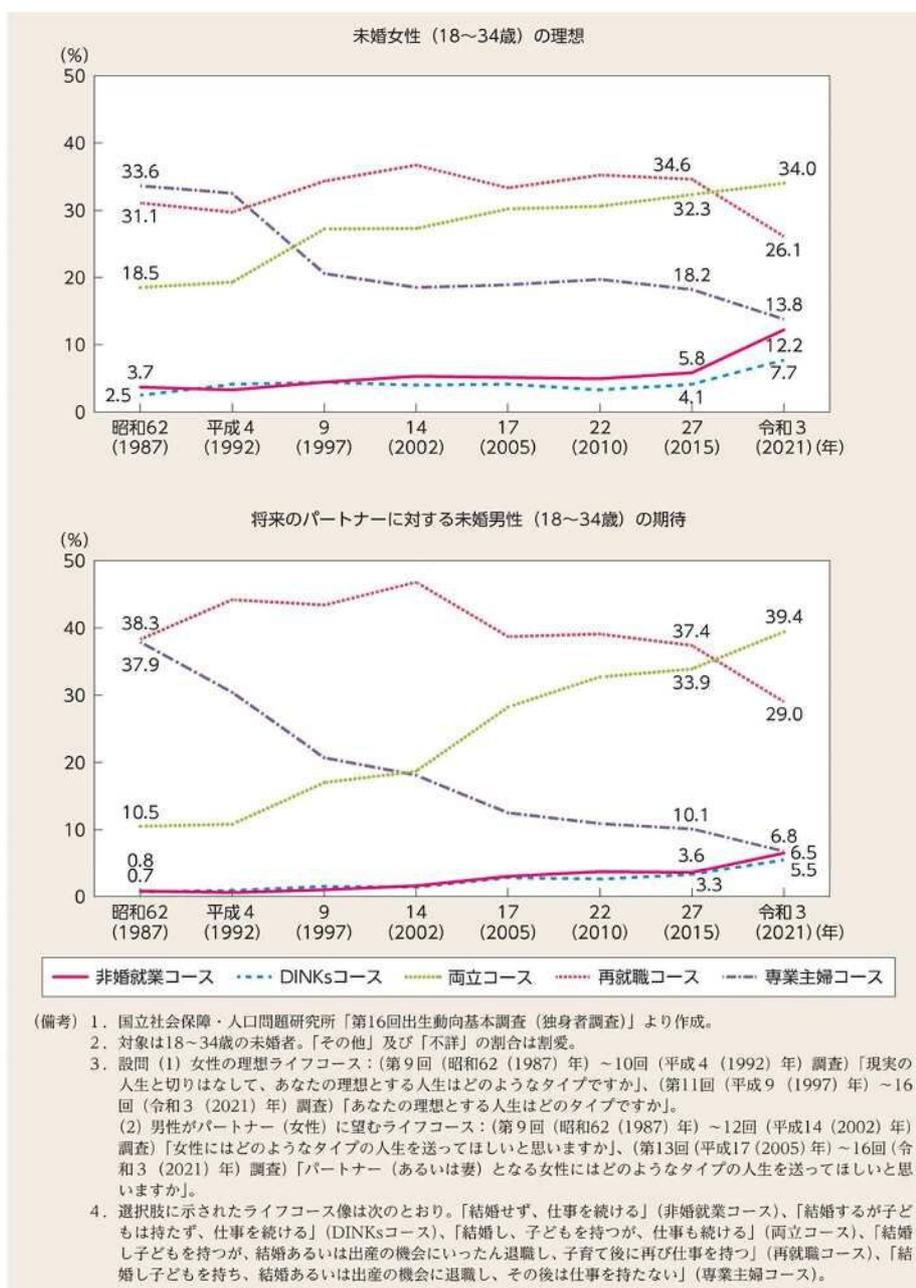
令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

【図表 13】 男性の育児休業取得についての考え（名古屋市）



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

【図表 14】 ライフコースの希望の推移（全国）

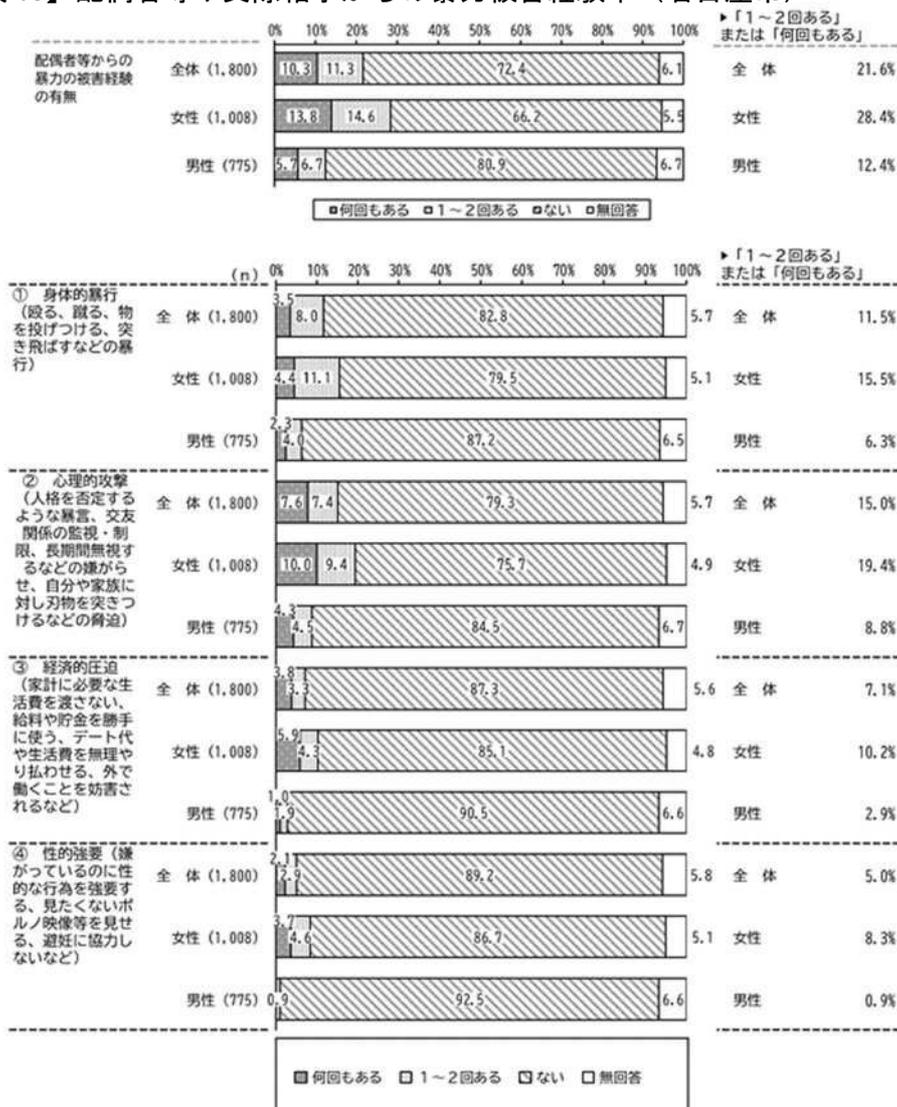


令和7年版男女共同参画白書

## ○安心・安全に関わる様々な状況

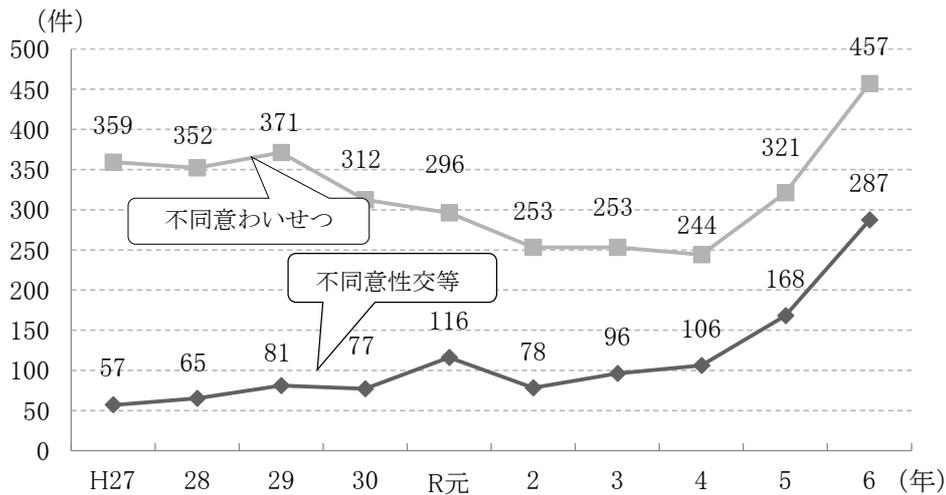
- ・女性の28.4%（約4人に1人）、男性の12.4%（約8人に1人）は、配偶者等や交際相手からの暴力（DV）の被害経験があると回答しています【図表15】。
- ・2022（令和4）年以降、不同意わいせつ及び不同意性交等の認知件数はともに増加しています【図表16】。
- ・本市の自殺者数は、平成10年に急増し、毎年400人を超える水準で推移してきましたが、平成27年以降には300人台になるなど減少傾向にありました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあってか、令和2年から自殺者数が増加傾向となっていました令和6年は減少に転じました【図表17】。
- ・また、自殺死亡率は全年齢階級において男性の方が高くなっています【図表18】。
- ・防災に関して、災害発生時の避難所運営において、女性の86.1%、男性の73.9%が「避難者の性別によるニーズの違いに配慮が必要」と回答しました。次に回答割合が多いのは、「避難所運営、方針決定への男女の参画」、「性別により異なる悩みや問題の相談窓口の設置」で、「女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割分担意識の解消」については女性の35.6%、男性の36.4%が必要と回答しました【図表19】。

【図表15】 配偶者等や交際相手からの暴力被害経験率（名古屋市）



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

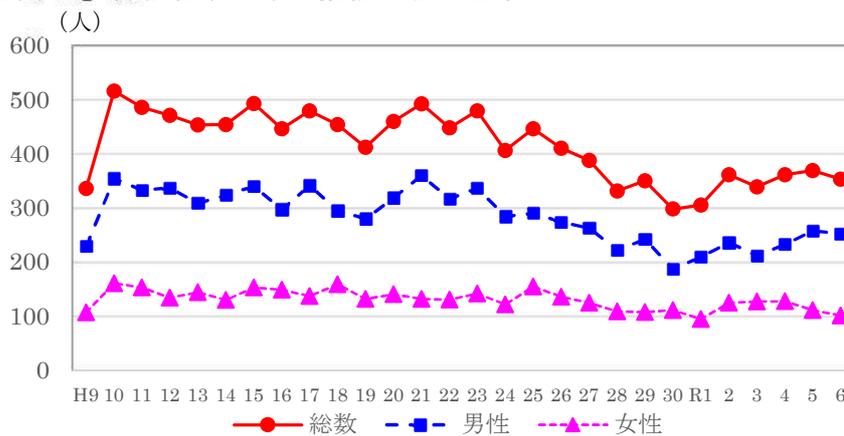
【図表 16】 愛知県内の性犯罪認知件数の推移



※刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の令和5年7月施行に伴い、罪名について「強制性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」にそれぞれ変更し、改正前の罪名は改正後の罪名で集計

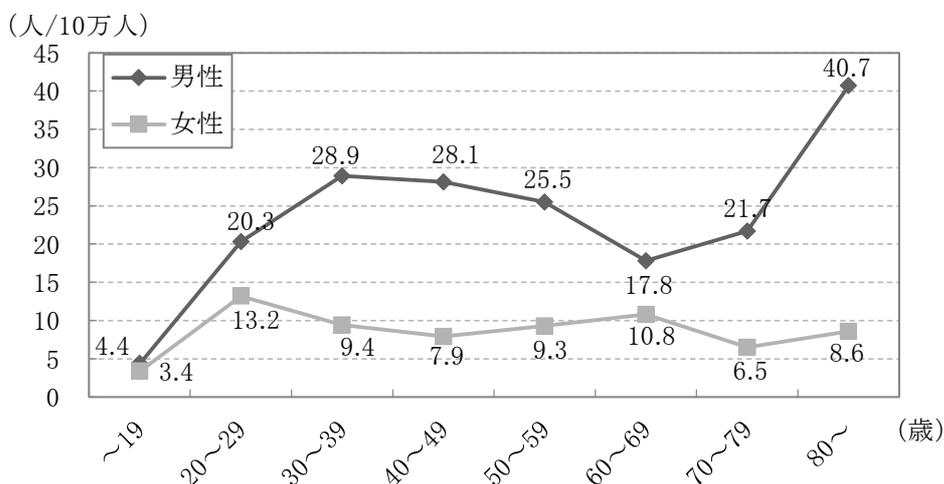
令和6年度中の犯罪概況（愛知県警察本部）

【図表 17】 自殺者数の年次推移（名古屋市）



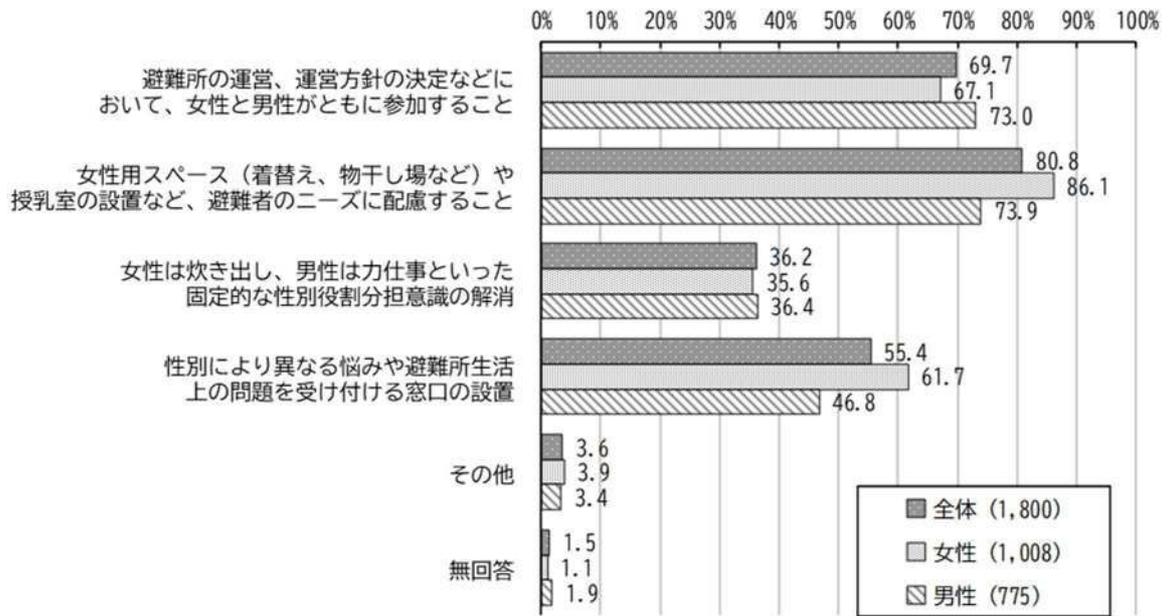
令和6年人口動態統計（厚生労働省）より健康福祉局作成（名古屋市）

【図表 18】 性、年齢別自殺死亡率（名古屋市）



令和6年人口動態統計（厚生労働省）よりスポーツ市民局作成（名古屋市）

【図表 19】 災害時の避難所運営で必要なこと（名古屋市）



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

## 5 名古屋市の現状と課題（基本計画 2025 の達成状況）

基本計画 2025 では、施策の達成状況を把握するため、5つの目標に対して15個の成果指標を設定し取り組んできました。15個の指標の現状値を計画策定時と比較すると、12個の指標が改善し、そのうち6個の指標は目標を達成していることから、男女平等参画に関する施策の進展が認められますが、一方で、6個の指標は現時点で目標に到達していない状況です。

基本計画 2025 に掲げる5つの目標の現状と課題はそれぞれ次のとおりです。

### 男女平等参画基本計画 2025 成果指標の状況

#### 目標1 性別にかかわる人権の尊重

| 成果指標                            | 計画策定時                      | 現状値                               | 目標値                    |
|---------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|------------------------|
| 「デートDV」という言葉の認知度                | 43.9% (R元年度)               | 53.4% (R6年度)                      | 55% (R6年度)             |
| がん検診受診率（①子宮がん・②乳がん）             | ①59.0%<br>②49.0%<br>(R元年度) | <u>①65.6%</u><br>②52.5%<br>(R5年度) | ①65%<br>②55%<br>(R7年度) |
| 「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉の認知度 | 65.5% (R元年度)               | <u>87.9% (R6年度)</u>               | 75% (R6年度)             |

#### 目標2 男女平等参画推進のための意識変革

| 成果指標                    | 計画策定時        | 現状値          | 目標値        |
|-------------------------|--------------|--------------|------------|
| 男女の地位が平等と感じる市民の割合（社会全体） | 19.2% (R元年度) | 15.6% (R7年度) | 23% (R7年度) |

#### 目標3 方針決定過程への女性の参画拡大

| 成果指標                      | 計画策定時            | 現状値                  | 目標値                   |
|---------------------------|------------------|----------------------|-----------------------|
| 市の審議会等への女性委員の登用率          | 34.9%<br>(R2年4月) | 35.3% (R7年4月)        | 40%以上 60%以下<br>(R7年度) |
| 市職員の女性管理職員の割合（全職種）        | 14.2%<br>(R2年4月) | 14.9% (R7年4月)        | 15% (R7年4月)           |
| 市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合 | 16.4%<br>(R2年4月) | <u>20.1% (R7年4月)</u> | 19% (R7年4月)           |

#### 目標4 雇用等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

| 成果指標                        | 計画策定時        | 現状値                 | 目標値         |
|-----------------------------|--------------|---------------------|-------------|
| 仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合 | 39.3% (R元年度) | 36.3% (R7年度)        | 41% (R7年度)  |
| 女性の活躍推進企業認定・認証数             | 155社 (R元年度)  | <u>253社 (R7年4月)</u> | 210社 (R7年度) |
| 子育て支援企業認定数                  | 213社 (R元年度)  | <u>273社 (R7年4月)</u> | 230社 (R7年度) |
| ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業数       | 178社 (R元年度)  | <u>295社 (R7年4月)</u> | 210社 (R7年度) |
| 市男性職員の育児休業取得率               | 15.9% (R元年度) | <u>69.5% (R6年度)</u> | 50% (R6年度)  |

#### 目標5 家庭・地域における男女平等参画の促進

| 成果指標                        | 計画策定時        | 現状値          | 目標値          |
|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 平日1時間以上家事を行う有職男性の割合         | 24.9% (R元年度) | 32.0% (R6年度) | 40% (R6年度)   |
| 地域活動の委員（区政協力委員・災害対策委員）の女性比率 | 18.1% (R2年度) | 20.9% (R6年度) | 21.5% (R7年度) |
| 名古屋が子育てしやすいまちだと思う人の割合       | 82.9% (R元年度) | 79.5% (R7年度) | 84% (R7年度)   |

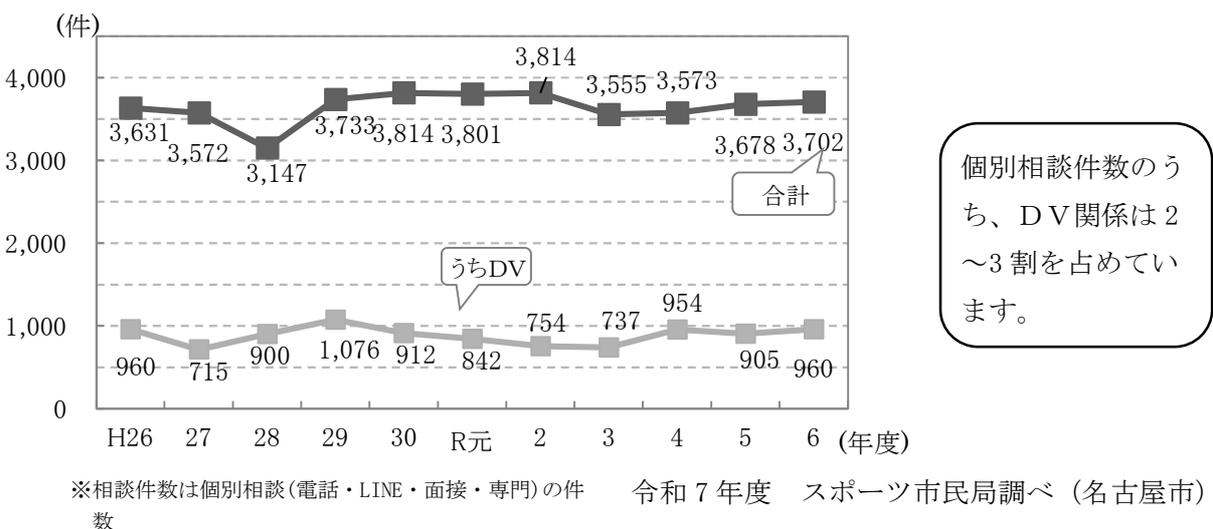
※下線は、目標値を達成しているもの

目標1の「性別にかかわる人権の尊重」については、男女平等参画推進センターにおいて、「女性のための総合相談」を実施し、女性の人権を守る立場から、女性が様々な場面で直面する問題の解決に向けた取組を進めています【図表20】。また、配偶者からの暴力<sup>2</sup> (Domestic Violence。以下、「DV」という。) 被害者への支援の取組として、配偶者暴力相談支援センターと各区の社会福祉事務所において女性福祉相談を実施しています【図表21】。名古屋市のこれらの相談窓口での相談件数の多くはDVに関するものとなっており、名古屋市では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、2021(令和3)年3月に「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」を策定し、DV防止策の推進とDV被害者への切れ目のない支援体制づくりに取り組んでいます。

基礎調査では、配偶者や交際相手から、殴られたり、けられたりしたという身体的暴力について、女性は15.5%、男性は6.3%の被害経験があると回答しました【図表15】。また、人格を否定するような暴言、交友関係の監視・制限、長期間無視するなどの嫌がらせ、自分や家族に対し刃物を突き付けるなどの脅迫という心理的暴力については、女性は19.4%、男性は8.8%が被害にあったと回答しています。加えて、セクシュアル・ハラスメントについて、性的な話や冗談を聞かされ、不快な思いをしたと答えた女性が約2人に1人(52.8%)、男性は約4人に1人(24.0%)いるなど、DVやセクシュアル・ハラスメントをはじめとした人権問題は依然として多く発生しています【図表22】。あわせて、マタニティ・ハラスメント(妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)やパタニティ・ハラスメント(育児のための休暇や時短を申し出る男性に対するいやがらせなど)等の課題もでてきています。

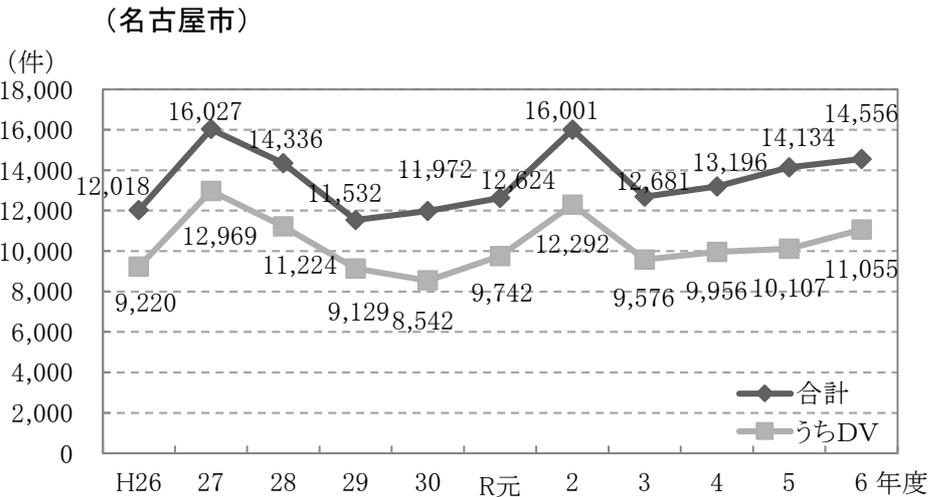
2010(平成22)年度から開始した「名古屋市男性相談」では、男性が夫婦関係や暴力などに悩む実態があることから、引続き相談窓口の認知度を高め、相談につながるよう広報に取組むとともに、こうした悩みに応じた相談事業を検討していく必要があります【図表23】。

【図表20】女性のための総合相談件数(名古屋市)



<sup>2</sup> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていない事実婚や元配偶者、生活の本拠をともにする交際相手も含む。男性、女性を問わない。また、「暴力」には、「殴る」「蹴る」等の身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」「何をいっても無視して口をきかない」等の心理的暴力や「嫌がっているのに性行為を強要する」「避妊に協力しない」等の性的暴力も含まれる。

【図表 21】 女性福祉相談件数（配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所）

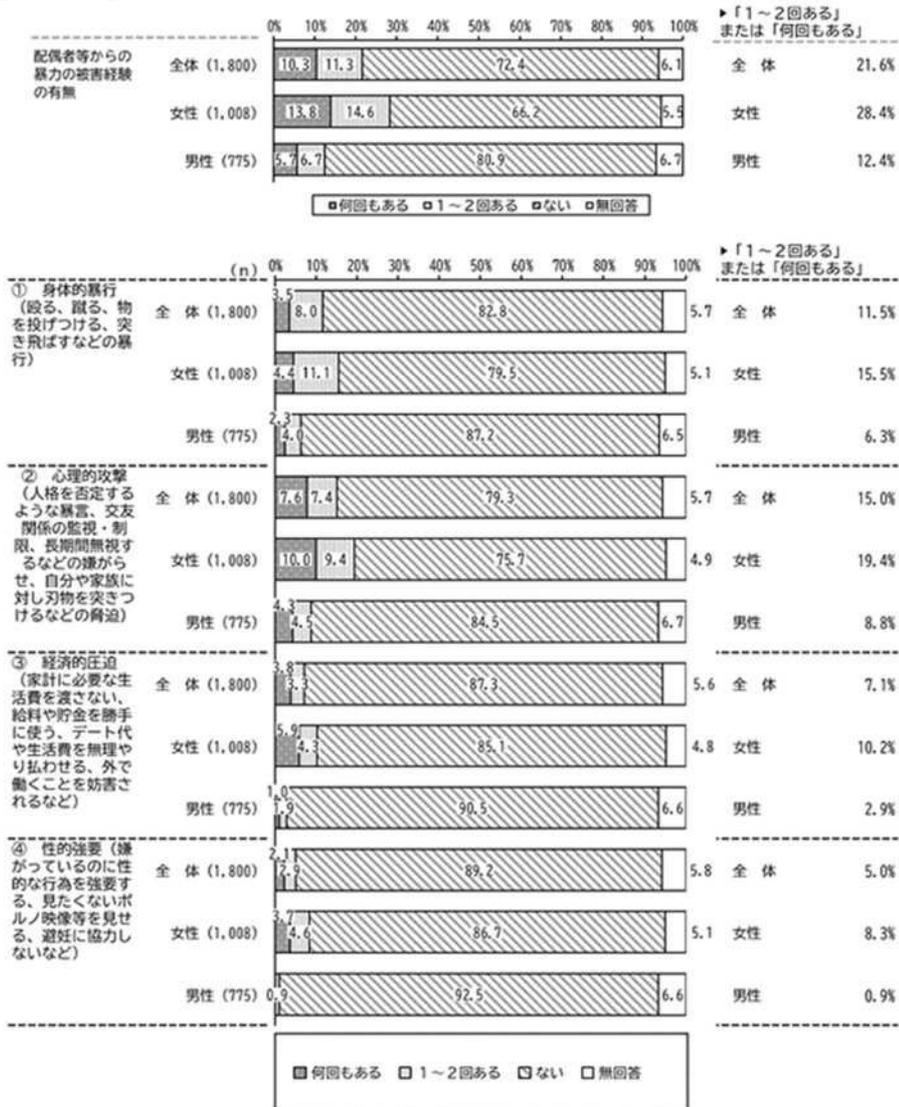


令和2年度はコロナ禍における特別定額給付金に関連する相談などの影響で相談件数が増加しましたが、令和3年度以降は令和元年度以前の水準に戻り、増加傾向にあります。

※相談件数には、男性からのDV相談件数を含む

令和7年度 子ども青少年局調べ (名古屋市)

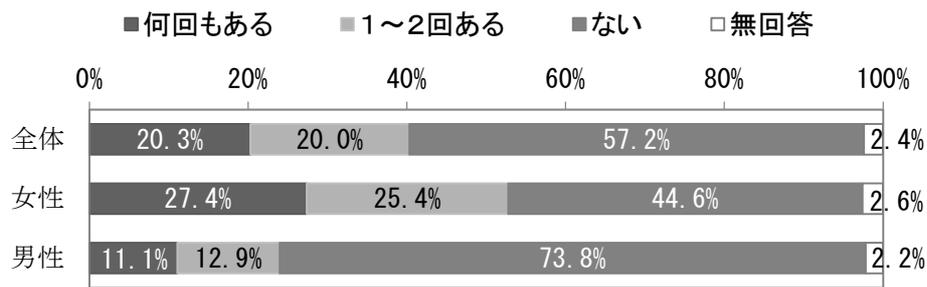
(再掲) 【図表 15】 配偶者等や交際相手からの暴力被害経験率 (名古屋市)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

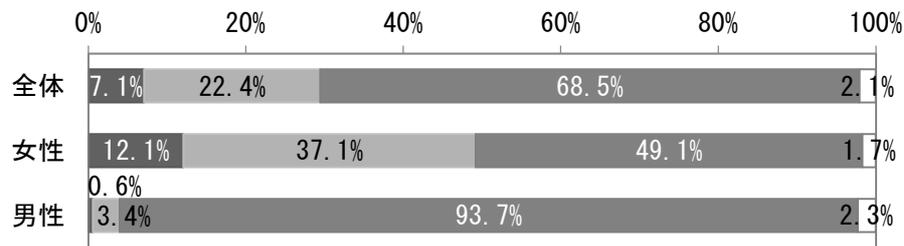
【図表 22】人権にかかわる被害経験（名古屋市）

●職場や学校などで性的な話や冗談を聞かされ不快な思いをしたこと



女性の約 2 人に 1 人、男性の約 4 人に 1 人が、言葉によるセクハラ被害を受けた経験があると答えています。

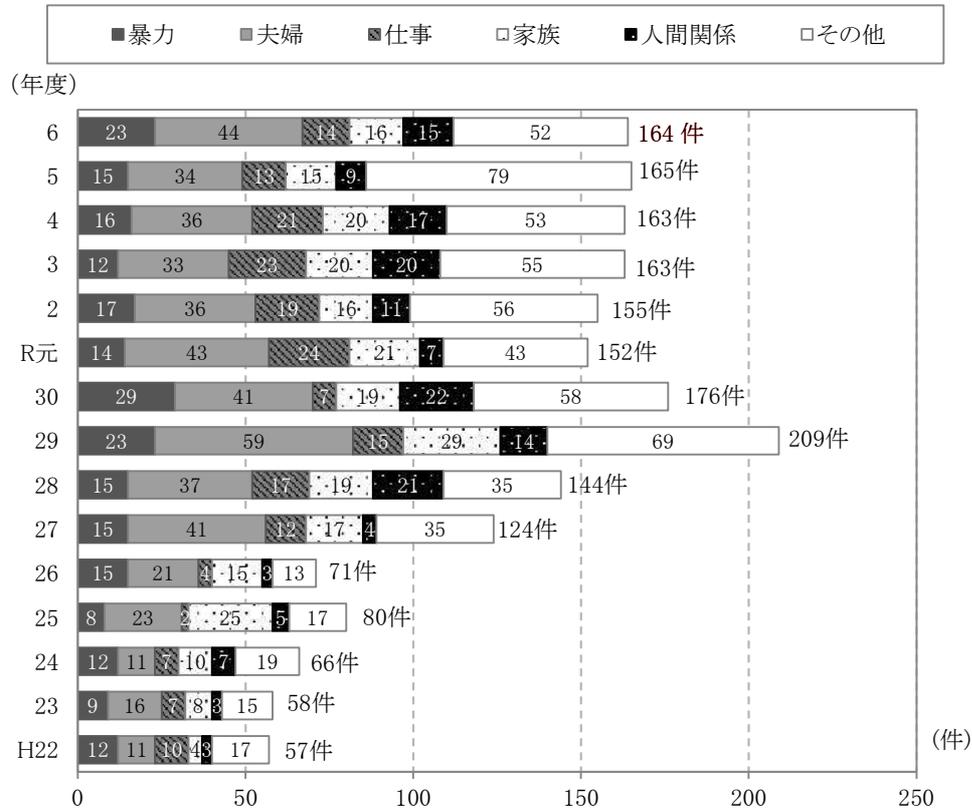
●痴漢行為



約 5 割の女性が電車の中などで身体を触られたりして不快な経験があると答えています。

令和 6 年度 第 10 回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

【図表 23】名古屋市男性相談件数



夫婦に関する相談が最も高い割合を占めています。

令和 7 年度 スポーツ市民局調べ（名古屋市）

目標2の「男女平等参画推進のための意識変革」については、男女平等参画推進センターをはじめ、各区の生涯学習センター等において、男女平等意識の醸成や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた講座やセミナー等の市民向けの啓発を行っています。

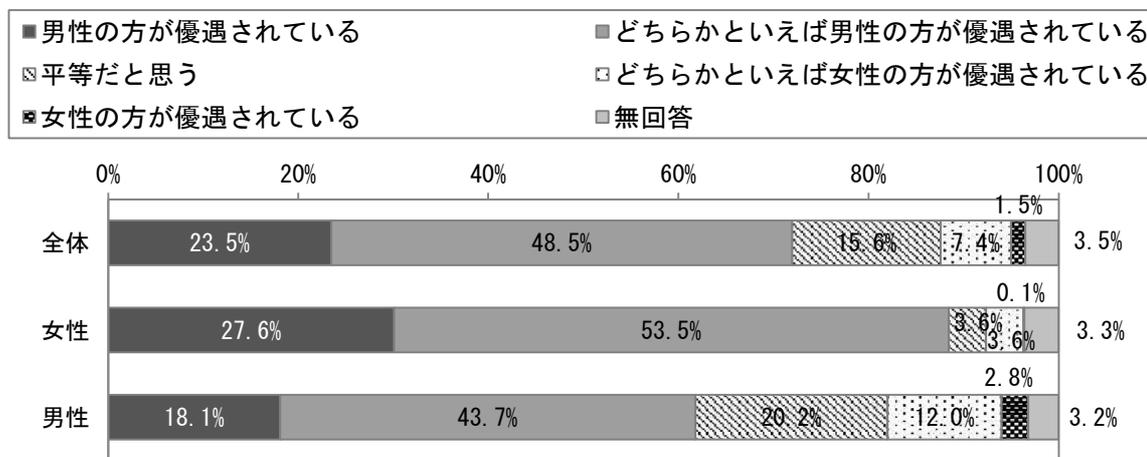
名古屋市総合計画 2028 成果指標に関するアンケート調査では、男女の地位の平等感について、社会全体として「平等」と考える人の割合は、2025(令和7)年度は15.6%で、計画策定時(2020(令和2)年度)の名古屋市総合計画 2023 成果指標に関するアンケート調査の19.2%から減少しました。この割合は、内閣府が実施した同様の世論調査(2026(令和6)年度)の16.7%と比べて約1ポイント低くなっています【図表24】。

また、基礎調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった性別による固定的な役割分担に賛成の人の割合は、賛成(31.2%)を反対(67.4%)が大きく上回りました。内閣府が2024(令和6)年に実施した世論調査の全国平均では賛成33.1%と反対64.8%であり、以前は保守的な傾向が見られた名古屋市でしたが、全国と大きく変わらない結果となっており意識の変化が見られます【図表25】。引き続き、男女平等参画の視点を踏まえた意識啓発に取り組んでいく必要があります。

また、調査結果によると、男性では、年代が高くなるにつれて賛成の回答が増加することから、教育・啓発について若年層を中心に幼少期の早い時期から働きかけ、男女平等意識を定着し続けていくことも重要です。

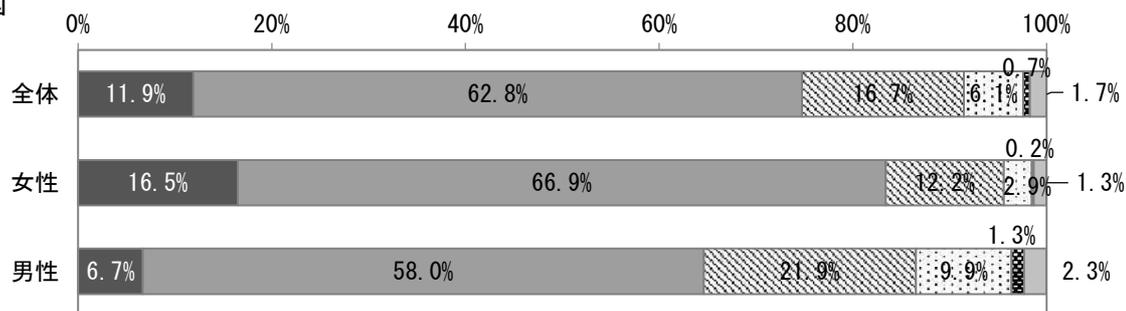
【図表24】社会全体における男女の地位の平等感(名古屋市と全国)

●名古屋市



令和7年度 名古屋市総合計画 2028 成果指標に関するアンケート調査

●全国

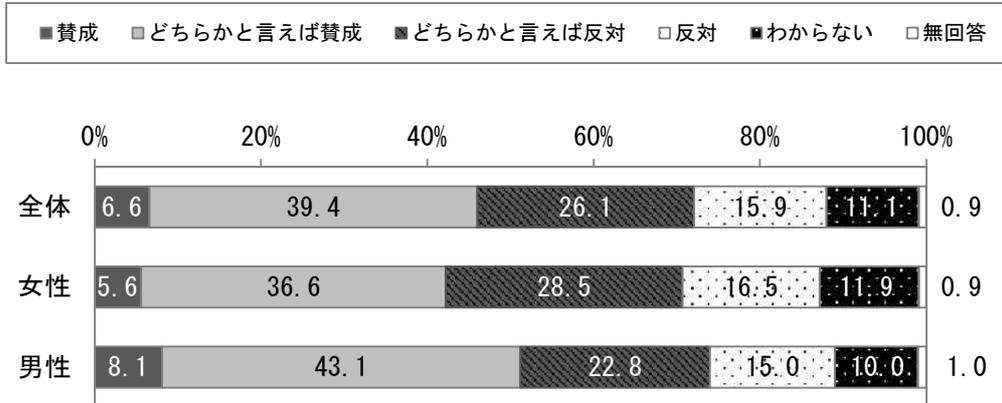


令和6年度 男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)

【図表 25】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見（名古屋市と全国）

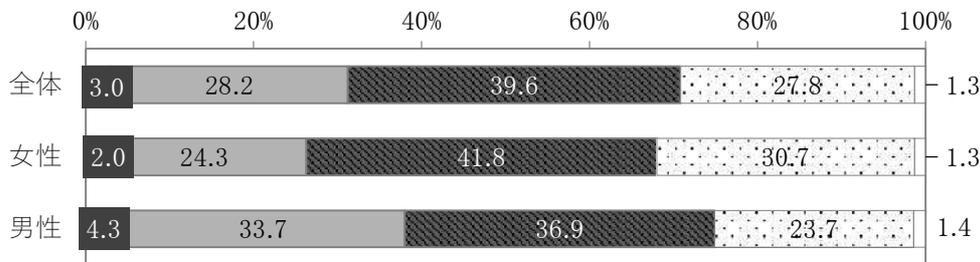
●名古屋市

平成 26 年度



賛成 46.0%  
反対 42.0%

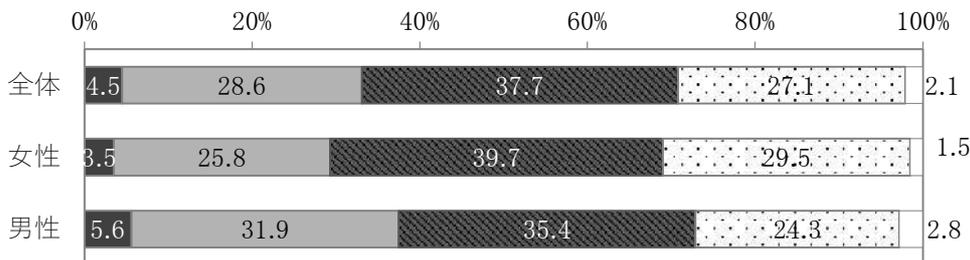
令和 6 年度



賛成 31.2%  
反対 67.4%

第 8 回・第 10 回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

●全国



賛成 33.1%  
反対 64.8%

令和 6 年度 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

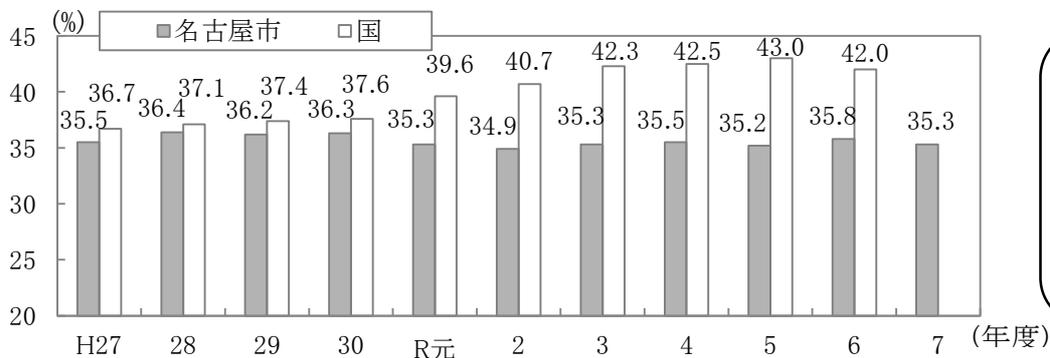
目標 3 の「方針決定過程への女性の参画」について名古屋市では、行政組織内における推進方策として、副市長をトップとする全庁的な組織である「名古屋市男女平等参画推進協議会」において、審議会における女性委員の登用や女性職員の管理職登用について協議し、関係する部署へ積極的に働きかけを行っています。基本計画 2025 の成果指標である審議会等の女性委員の割合では、計画策定時の 2020(令和 2)年の 34.9%から 2025(令和 7)年の 35.3%と横ばい傾向にあり、40%という目標数値にはまだ隔たりがあります【図表 26】。女性委員の登用が進まない審議会に対して、委員改選の際に事前協議を行うなど個別の働きかけをしてい

るものの、特定の分野における専門知識を要する委員候補者に女性が少ないことが課題となっている状況です。

また、名古屋市の管理職女性比率（全職種）については、2024（令和6）年4月時点において14.6%で、計画策定時の14.2%から改善はしたものの、成果指標の目標である15%には届いていません。また、他都市と比較すると政令指定都市の平均である18.4%を大きく下回っており、市役所内における女性管理職の登用や育成、職域拡大を更に推進し、企業等に対して行政が率先していく姿勢が必要です【図表27】。

地域活動における男女の参画の現状をみると、2024（令和6）年度の女性代表比率は民生委員・児童委員62.5%、保健環境委員46.1%に対して、区政協力委員学区委員長の女性比率は4.1%と割合が低いことから、引き続き取組が必要です【図表28】。

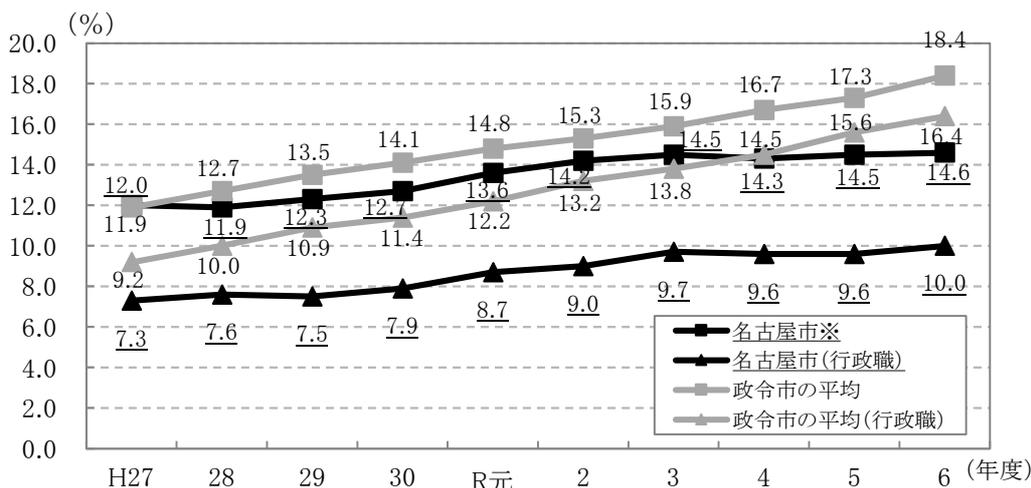
【図表26】 審議会等への女性の登用状況の推移（名古屋市と国）



名古屋市審議会の女性委員の登用率は長期にわたり横ばい傾向にあります。

令和7年度 スポーツ市民局調べ（名古屋市）

【図表27】 市職員における管理職女性比率（名古屋市と政令市）



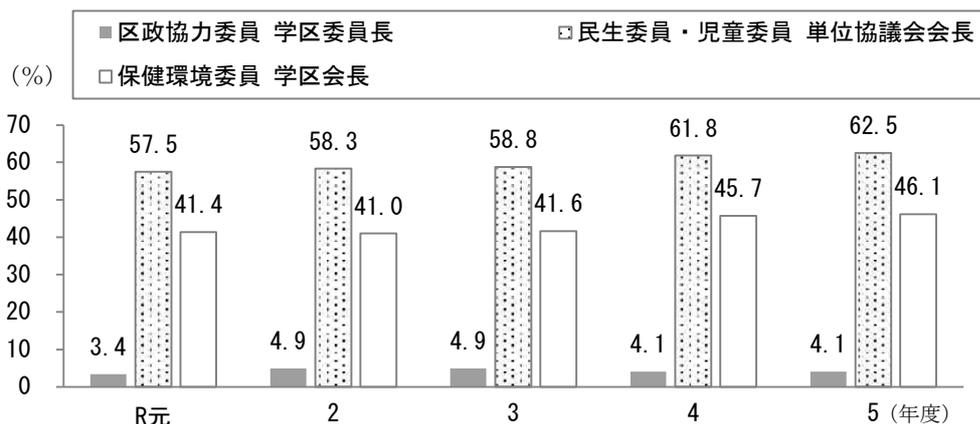
名古屋市の管理職女性割合は年々増加傾向にありますが、全職種・行政職ともに政令市の平均を下回っています。

※教員・消防職を除く全職種（消防長は含む）

令和7年度 総務局調べ（名古屋市）

令和6年度 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）

【図表 28】 地域活動の委員における役職者の女性比率（名古屋市）



民生委員・児童委員、保健環境委員の女性代表比率は増加傾向にあるものの、区政協力委員は横ばい傾向になっています。

令和 6 年度 スポーツ市民局調べ（名古屋市）

目標 4 の「雇用等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進」については、就業構造基本調査(2022(令和 4)年)によれば、名古屋市では非正規労働についている割合が、男性 21.4%に対して、女性は 53.0%と高くなっています【図表 29】。

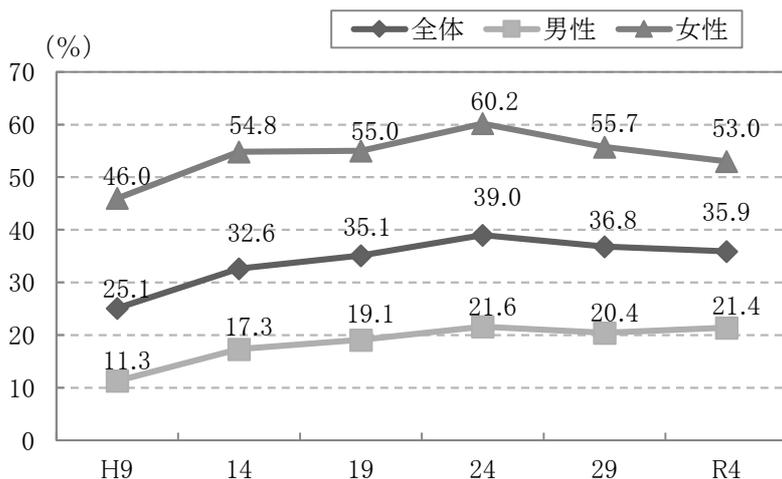
また、国の賃金構造基本統計調査(2024(令和 6)年)では、男女の賃金格差は大きく、男性一般労働者の給与水準を 100 とした時、女性一般労働者は 75.8 に留まっている状況です【図表 30】。

長時間労働について基礎調査では子育て期と思われる 30～40 代の男性で、1 日 9 時間以上働いている割合は、30 歳代が 56.1%(女性は 23.2%)、40 歳代が 65.2%(女性は 33.5%)と長時間労働をする人の割合が高い状況です【図表 31】。

意識の面においても「家事・子育て・介護の役割分担」について、希望する分担は男女ともに「自分と配偶者等とで 5 割ずつ分担」が最も多くなっていますが(女性 52.2%、男性 42.7%)、実際の分担は女性に偏っている状況です【図表 12】。

名古屋市では、「名古屋市女性の活躍推進企業認定・表彰制度」において、企業における男女平等参画を進める動機づけになるように、2021(令和 3)年度には本市の入札・契約における優遇措置を設けるなど制度のメリットの強化や広報に取り組み 2025(令和 7)年 4 月時点で女性の活躍推進企業数は 253 社となりました。女性の活躍を今後一層推進するためには、女性に対する支援に加え、男性の長時間労働の解消や育児・介護休業取得の推進などにおいても、企業における取組の強化が必要とされています。

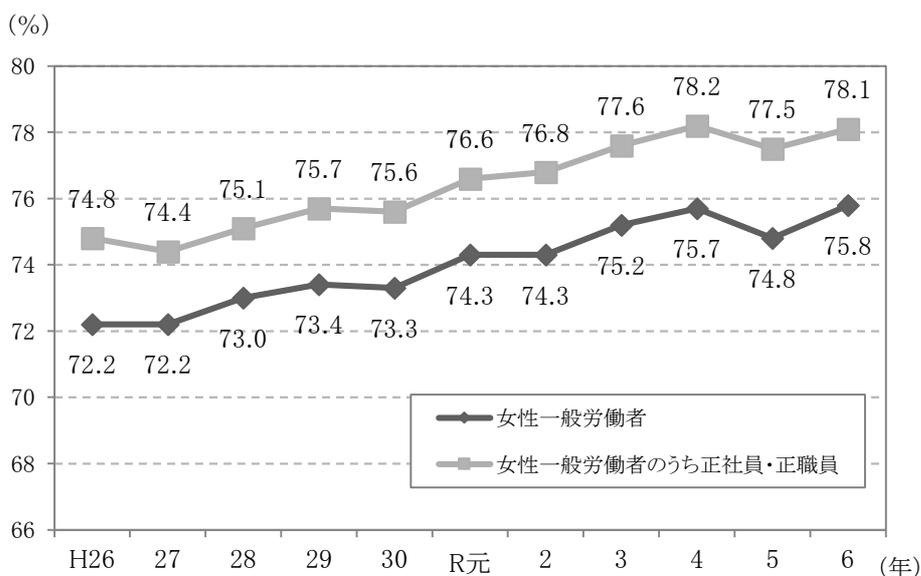
【図表 29】男女別非正規就業者割合の推移（名古屋市）



女性の半数以上はパートやアルバイトなど非正規就労者です。

令和 4 年 就業構造基本調査 名古屋の就業構造（名古屋市）

【図表 30】男女間所定内給与格差の推移（男性の所定内給与＝100）（全国）

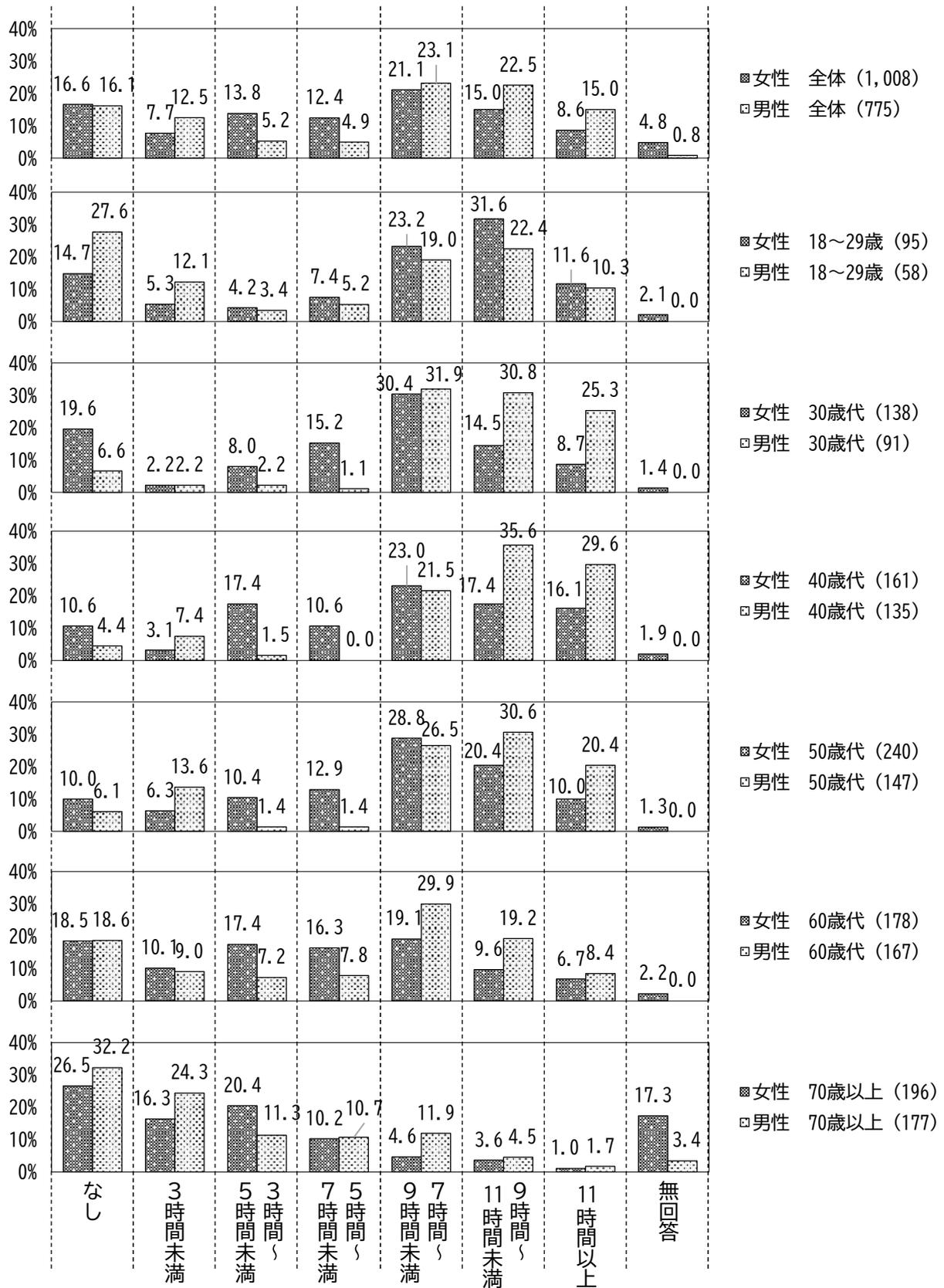


男性の一般労働者の給与水準を 100 とした時、女性は 75.8 に留まっています。

※「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。  
 ※「短時間労働者」は、常用労働者のうち、一般の労働者よりも 1 日の所定労働時間が短い又は 1 日の所定労働時間が同じでも 1 週の所定労働日数が少ない労働者をいう。  
 ※「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。  
 ※所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を 100 とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

令和 6 年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

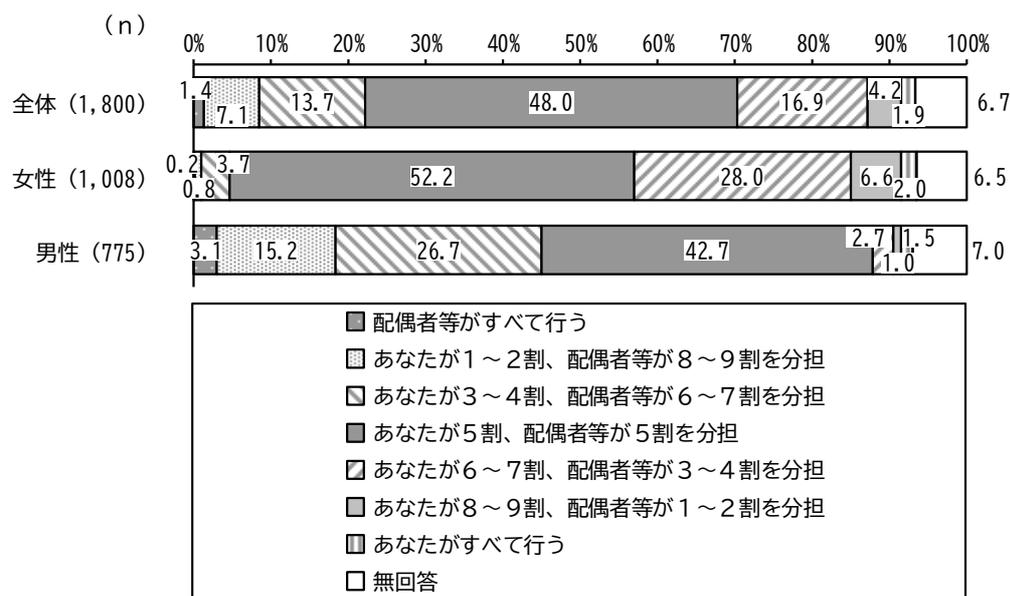
【図表 31】 1日のうちで仕事に要する時間（名古屋市）



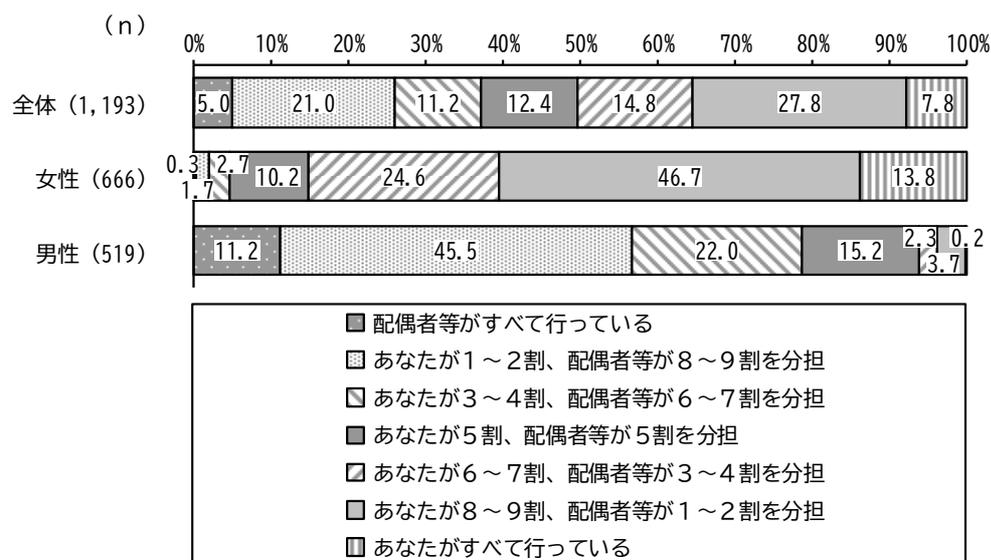
令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

(再掲) 【図表 12】 家事・子育て・介護の役割分担 (名古屋市)

●希望する分担比率



●実際の分担比率 (配偶者等と同居している方)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

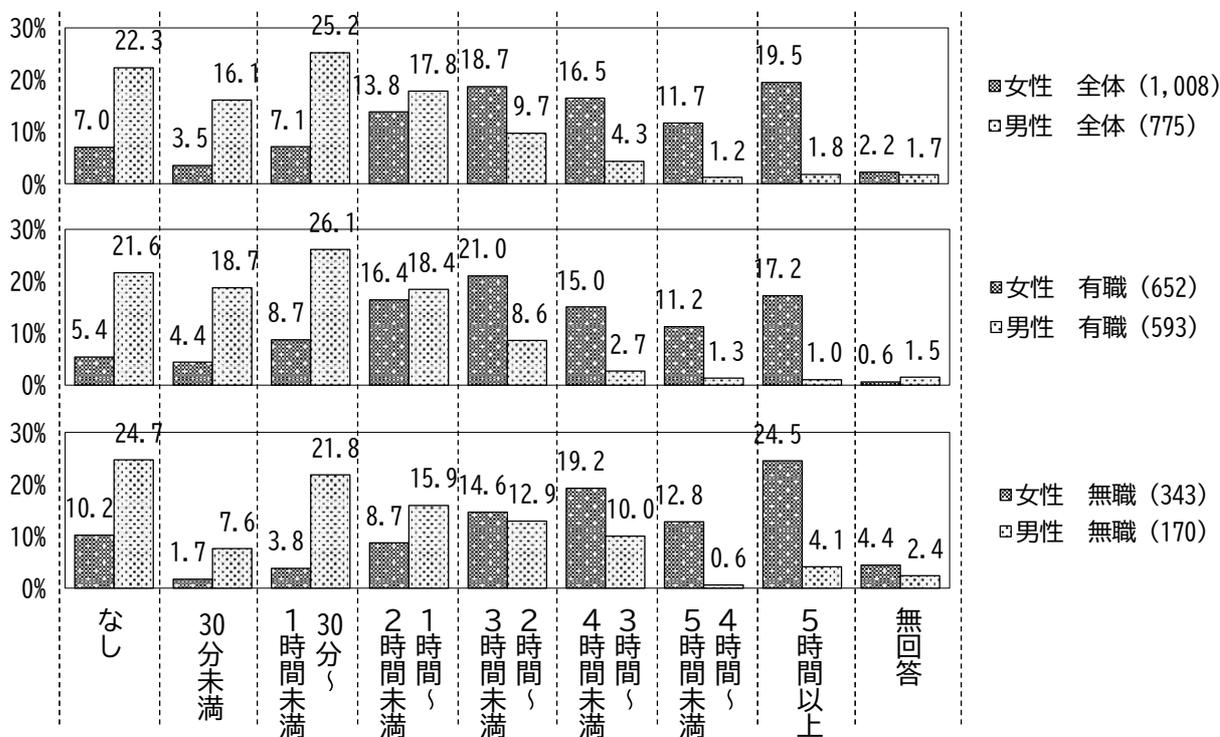
目標5の「家庭・地域における男女平等参画の促進」については、名古屋市では男性の家庭・地域への参画を促進する事業として、男女平等参画推進センターにおける講座・セミナー等の開催や、父親の育児参画を進める支援事業などが実施されています。

しかしながら、基礎調査の結果では、平日の家事に要する時間について、女性は有職では「2時間以上3時間未満」(21.0%)が最も多く次いで「5時間以上」(17.2%)が多くなっており、無職では「5時間以上」(24.5%)が最も多いのに対し、男性は有職では「30分以上1時間未満」(26.1%)が、無職では「なし」(24.7%)が最も多くなっています。共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる世帯数を上回り、その差は広がっていますが、家事の分担は依然として女性に偏っているのが現状です【図表32,7】。

地域活動における男女の参画の現状をみると、地域活動の委員(区政協力委員・災害対策委員)の女性比率は、2024(令和6)年度に20.9%であり、目標の21.5%には届いておらず、女性の割合は低く、男性に偏ったものであることから、引き続き取組が必要です。また、地域活動への参加経験については、基礎調査では女性77.5%に対して男性が60.9%と女性が約16.6ポイント上回っています【図表33,34】。

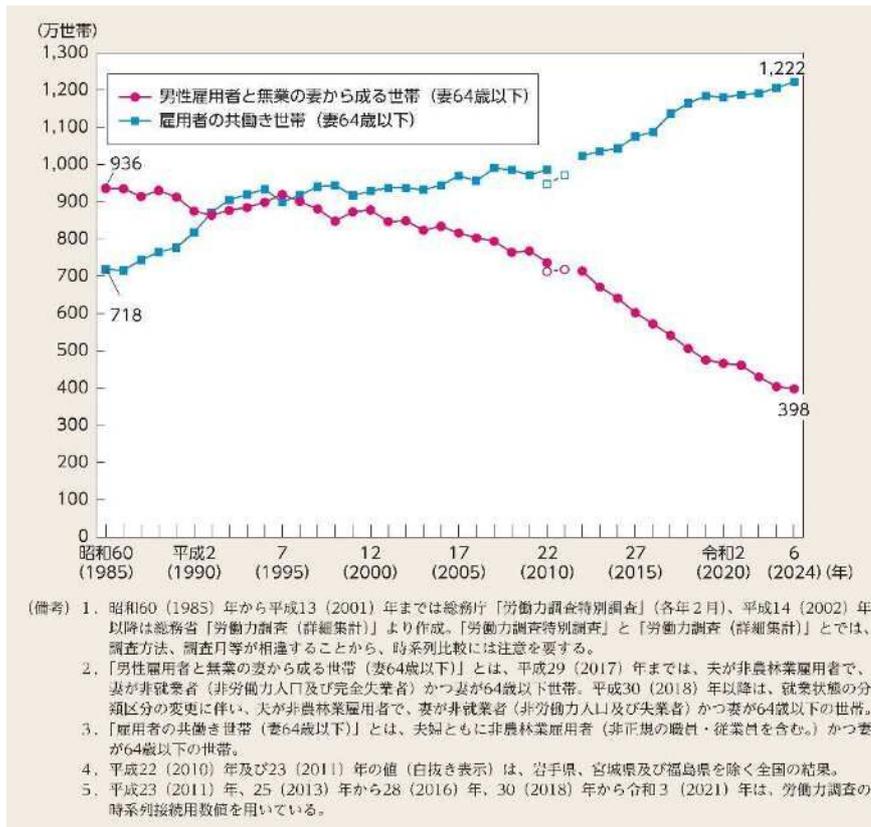
さらに、地域活動の1つである防災活動において、災害時の避難所運営に必要なこととして、運営方針の決定などに男女がともに参加することについて、全体で69.7%の人が、性別によるニーズの違いに配慮することについて、全体で80.8%の人が必要と考えています。一方で、女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割分担意識解消の必要性については、全体として36.2%となっています【図表19】。

【図表32】 平日家事全般(子育て・介護を含む)に要する時間(名古屋市)



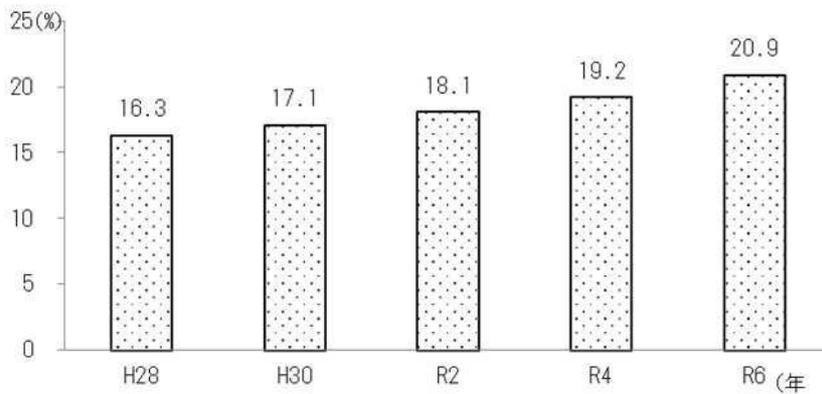
※有職:「勤め人(正規社員・職員)」、「勤め人(非正規社員・職員、臨時、パート、派遣、アルバイト等)」、「勤め人で休業中(育児休業、介護休業等)」、「会社経営者・自営業主または家族従業員」  
無職:「学生」、「無職(家事専業、定年後も含む)」

【再掲】【図表 7】 共働き等世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が 64 歳以下の世帯）（全国）



令和 7 年版男女共同参画白書

【図表 33】 区政協力委員の女性比率 (名古屋市)



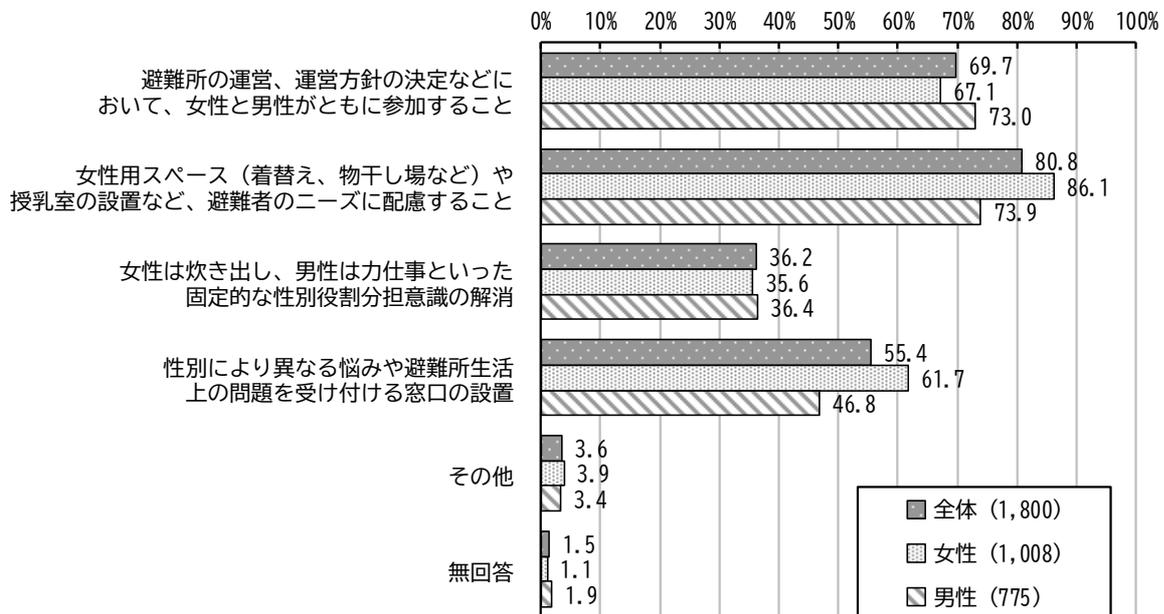
令和 6 年度 スポーツ市民局調べ (名古屋市)

【図表 34】性別・年齢階級別にみた地域活動への参加経験割合（名古屋市）

|        | 参加経験割合% |      |       |
|--------|---------|------|-------|
|        | 女性      | 男性   | 男女差   |
| 18～29歳 | 44.2    | 67.2 | -23.0 |
| 30歳代   | 55.8    | 48.4 | 7.4   |
| 40歳代   | 73.3    | 58.5 | 14.8  |
| 50歳代   | 88.4    | 59.2 | 29.2  |
| 60歳代   | 86.5    | 64.1 | 22.4  |
| 70歳以上  | 90.8    | 65.5 | 25.3  |
| 全体     | 77.5    | 60.9 | 16.6  |

令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

（再掲）【図表 19】災害時の避難所運営で必要なこと（名古屋市）



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

## II 次期基本計画の基本的な方向性及び取り組むべき施策

### 1 次期基本計画の基本的な方向性

次期基本計画においても基本法に掲げられている「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目的として、男女平等参画推進なごや条例（名古屋市条例第43号。以下「条例」という。）に掲げる基本理念にのっとり、男女平等参画に関する推進施策を総合的かつ計画的に実施するために策定されるべきものと考えます。

#### 男女平等参画推進なごや条例に定める6つの基本理念（同条例第2条から抜粋）

- (1) 女性と男性の人権を尊重すること
- (2) 職場、学校、地域、家庭等あらゆる分野での方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること
- (3) 固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- (4) 女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- (5) 女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重され、生涯にわたって健康に生活できること
- (6) 国際的な取組を理解し、協調を図ること

名古屋市における男女平等参画に関する現状データや基本計画2025の推進状況から、「デートDV」や「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉は浸透してきているものの実質的な理解が浸透しているとはまだいえず、またDVやセクハラ等性別にかかわる人権侵害が依然として発生している状況が見受けられます。

また、女性の活躍推進や子育て支援、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業数は目標値を大きく上回っており、男性の育児休業取得率も増加傾向とみられる一方で、男女の地位の平等感や、仕事と生活のバランスが希望どおりと感じている人の割合は後退しており、法律や制度は整えられつつあっても、個人の実感は伴っていない状況も見受けられます。

このような状況から、これまでも幅広い事業が行われてきましたが、成果指標の達成度合いはまだ十分とは言い難いことから、事業の見直しや強化が必要であると考えます。

名古屋市では、1995（平成7）年に策定された「男女共同参画プランなごや」から基本計画2025まで、条例に規定する目的及び理念を踏まえ5～6の目標を掲げ、その下に目標を達成するための方針・施策を展開してきました。

重点的な取組や成果指標を設定し進捗管理しているものの、目標間の横断的な課題感が共有されにくく、目標を達成した場合も市だけでなく、協力して推進施策を実施している市民及び事業者にも効果が見えにくいという課題があります。

次期基本計画においては、現行計画からの継続性を考慮しつつ、現行計画の体系（目標・方針）を見直し、目標間の関連性を明らかにしたわかりやすい体系へ整理することが望ましいと考えます。

また、国の動向や社会の状況に目を向けると、少子化・高齢化が進み、高齢者の単身世帯等世帯の単独化が進行しています。こうした状況に的確に対応するため、男女で異なる健康課題へ着目するほか、社会構造に起因する女性の貧困等生活上の困難への支援も必要であると

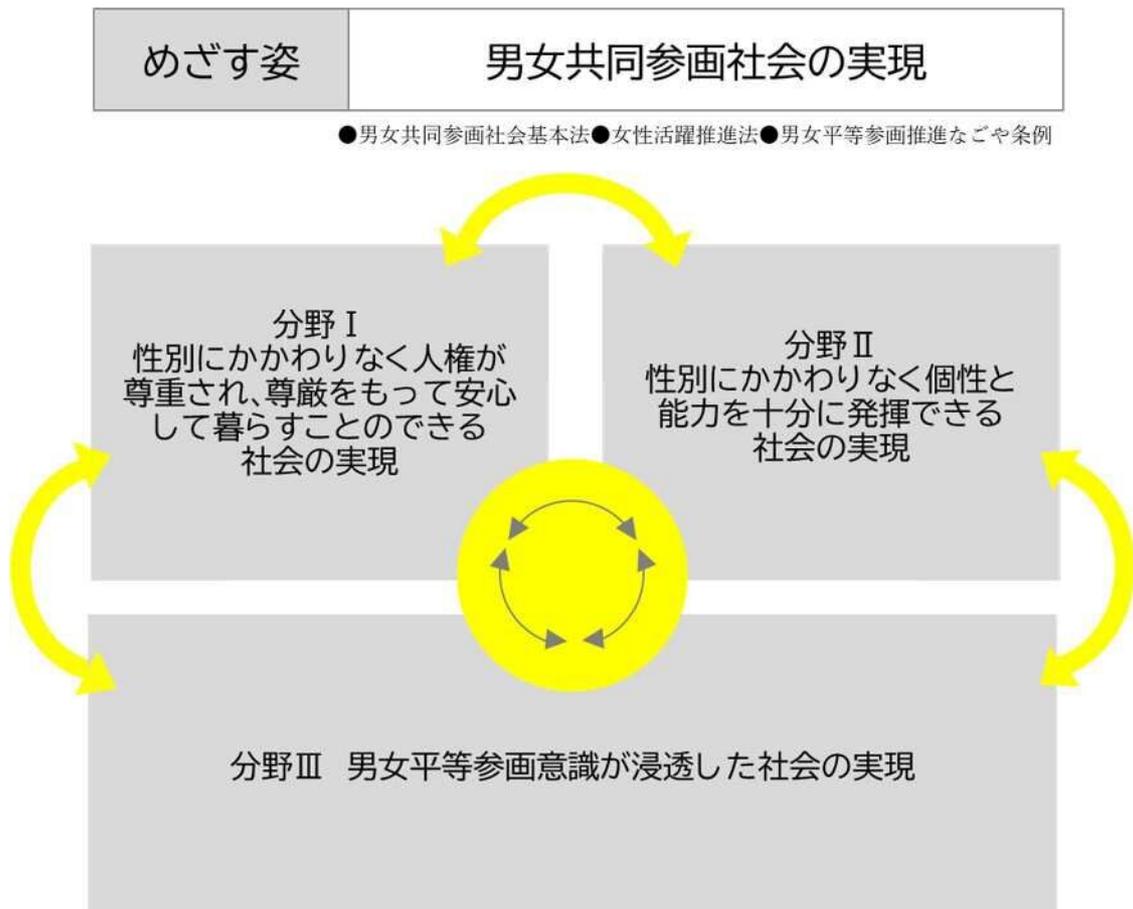
考えます。その他、就業・生活様式の変化や、意識・価値観の多様化を前提として、様々な施策を検討する必要があります。

## 2 次期基本計画の体系

次期基本計画では、市民や事業者の皆さまへのわかりやすさを第一に考え、「性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現」、「性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現」及び「男女平等参画意識が浸透した社会の実現」の3つの分野を新設し、男女共同参画社会を実現するためにめざすべき社会像を具体的にすることが有効であると考えます。これらの分野が互いに補完し合い、連携して機能することで、男女平等参画が推進されるということを明確に示すとともに、各分野に必要な方針を整理し、統合的に取り組むことが求められます。

以上のことから、次期計画においては、次の体系（分野・方針）の下で施策を推進していくことを提言します。

(イメージ図)



|   |   |
|---|---|
| <b>分野Ⅰ</b>  | <b>性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現</b> |
| <p>○すべての人が性別にかかわらず人権が尊重されることにより、安心して暮らせることは、社会全体の活力と調和を生み出す力となります。</p> <p>○誰もが自分らしく生きることができるよう固定的な性別役割分担意識等を背景とした悩みや生きづらさへの対応、健康で豊かな生活を送ることができるよう性差を考慮した生涯にわたる健康支援、そして多様な生き方や、性のあり方への理解を深め多様性を尊重する意識を育むことで、一人ひとりの人権を尊重し、性別にかかわる差別や偏見のない社会をめざします。</p> <p>○DV、セクハラ、性暴力等の性別にかかわるあらゆる暴力に対しては、予防のための啓発と被害者支援により人権侵害の解消をめざします。また、女性であることに加え、貧困や孤独・孤立、障害、同和問題（部落差別）、外国籍等の複合的な要因によって困難を抱える人々を支援します。</p> |   |

|  |                                    |
|--|------------------------------------|
| <b>分野Ⅱ</b>   | <b>性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現</b> |
| <p>○すべての人があらゆる分野で自分らしい生き方や働き方を選択できることで、個人の可能性が最大限に引き出され、社会全体の活力と多様性が高まります。</p> <p>○あらゆる分野において、男女が対等な関係性を構築するためには、女性が方針決定過程へ参画することが何よりも重要です。</p> <p>○仕事と育児・介護等の両立だけではなく、健康上の課題を抱えながら働く人が仕事を続けられるようになることなど、働き方を見直し誰もが働きやすい職場環境を整えることは、女性の活躍を後押しすることにつながります。</p> <p>○また、男性の家事・育児・介護等への参画を促進することで、男女のワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。</p> <p>○地域活動や防災の分野においても男女平等参画を促進することで、多様化する地域課題・ニーズに対応するとともに地域の活性化へつなげます。</p> |                                    |

|   |                           |
|---|---------------------------|
| <b>分野Ⅲ</b>  | <b>男女平等参画意識が浸透した社会の実現</b> |
| <p>○「性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らす社会」と「性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会」を実現するための基盤となるのは、私たち一人ひとりが男女平等参画の視点から意識変革をすることです。</p> <p>○市民1人ひとりに男女平等参画の意識が根づくことで、将来を担う子どもたちも性別にとらわれず自分の可能性を信じて成長することができます。</p> <p>○学校や地域、家庭や企業等あらゆる分野において、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層に対して男女平等参画の観点から情報発信し、意識の浸透を図ります。</p> |                           |

(体系)

|         |  |         |  |
|---------|--|---------|--|
| 分野<br>Ⅰ | 性別にかかわらず<br>なく人権が尊重<br>され、尊厳を<br>もって安心して<br>暮らすことので<br>きる社会の実現 | 方針<br>1 | 性別にかかわる人権の尊重                           |
|         |  | 方針<br>2 | 性別にかかわる人権侵害の解消                         |
| 分野<br>Ⅱ | 性別にかかわり<br>なく個性と能力<br>を十分に発揮で<br>きる社会の実現                       | 方針<br>3 | 方針決定過程への女性の参画拡大                        |
|         |  | 方針<br>4 | 働き方改革と女性活躍の推進                          |
|         |  | 方針<br>5 | ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育<br>児・介護等への参画拡大 |
|         |  | 方針<br>6 | 地域における男女平等参画の促進                        |
| 分野<br>Ⅲ | 男女平等参画意<br>識が浸透した社<br>会の実現                                     | 方針<br>7 | 男女平等参画推進のための意識変革                       |

(参考：名古屋市男女平等参画基本計画 2025 の体系)

|   |   |
|---|---|
| <b>目標1 性別にかかわる人権の尊重</b>                 |   |
| ①                                       | 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発                              |
| ②                                       | 配偶者や交際相手等からの暴力の予防啓発                               |
| ③                                       | 配偶者や交際相手等からの暴力の被害者支援                              |
| ④                                       | 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の尊重と生涯を通じた女性の健康支援  |
| ⑤                                       | メディア社会における性別に係る人権侵害の解消に向けた啓発                      |
| ⑥                                       | 様々な困難を抱える人々(貧困、ひとり親、障害、同和問題(部落差別)、外国人等)への支援       |
| ⑦                                       | 多様な生き方(ひとり親、事実婚、単身世帯、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)等)への理解促進 |
| <b>目標2 男女平等参画推進のための意識変革</b>             |   |
| ⑧                                       | 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発                          |
| ⑨                                       | 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進                         |
| ⑩                                       | 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進                          |
| ⑪                                       | 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供                         |
| <b>目標3 方針決定過程への女性の参画拡大</b>              |   |
| ⑫                                       | 市政等における女性の方針決定過程への登用推進                            |
| ⑬                                       | 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大                           |
| ⑭                                       | 企業における女性の方針決定過程への参画拡大                             |
| <b>目標4 雇用等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進</b> |   |
| ⑮                                       | 雇用主及び労働者(管理職、従業員等)への男女平等に向けた啓発                    |
| ⑯                                       | 働く場における女性の活躍推進                                    |
| ⑰                                       | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた家庭生活への支援             |
| ⑱                                       | 仕事と子育て・介護との両立支援に向けた事業者への支援                        |
| <b>目標5 家庭・地域における男女平等参画の促進</b>           |   |
| ⑲                                       | 男性の家事・育児・介護等への参画促進                                |
| ⑳                                       | 地域活動における男女平等参画の促進                                 |
| ㉑                                       | 高齢期における男女の就業・社会参画支援                               |
| ㉒                                       | 防災における男女平等参画の促進                                   |

### 3 次期基本計画の期間

次期基本計画では、国の動向や社会情勢の変化を踏まえた内容とするため、2026(令 8)年度から 2030(令 12)年度までの 5 年間の計画期間とすることが望ましいと考えます。

#### 4 次期基本計画で取り組むべき施策

|     |  |
|-----|--|
| 分野Ⅰ | 性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現 |
|-----|--|

##### 方針1 性別にかかわる人権の尊重

「男だから」「女だから」というような性別に縛られた考え方から解放され、誰もが性別にかかわらず自由に自己決定できる男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわる人権が尊重され、個人としての尊厳を保ちながら安心して暮らせることが重要です。

そのためには、家庭や職場等における性別役割の固定化、意思決定過程における女性の参画の遅れや労働における男女格差など、社会問題を背景に生み出される性別に起因する生きづらさや直面する様々な問題について、男女平等参画の視点から主体的な解決をめざす相談体制の充実が求められます。

また、生涯にわたり安心して暮らしていくためには、男女で異なる健康課題について理解を深め、年齢や性別に応じた支援をしていくことが必要です。

さらに、世帯構成や就業・生活様式の変化や、ライフスタイル、結婚観、家族観の多様化を前提として、これまでの固定的な家族イメージにとらわれることなく、ひとり親や事実婚・非婚など多様な生き方への理解が促進されることが大切です。セクシュアル・マイノリティなどの性のあり方についても、当事者の立場を慮った実質的な理解を促進するための取組が求められます。

|                  |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| 方針1 性別にかかわる人権の尊重 |                                     |
| 施策①              | 男女平等参画にかかる相談体制の充実                   |
| 施策②              | 性差を考慮した生涯にわたる健康支援                   |
| 施策③              | 多様な生き方や、性のあり方（セクシュアル・マイノリティ等）への理解促進 |

### 施策① 男女平等参画にかかる相談体制の充実

「男だから」「女だから」という性別に基づく役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は依然として根強く残っており、家庭や職場、地域社会において個人の選択や行動を制約する一因となっています。こうした背景のもと、個人が家庭や地域などで直面する様々な悩みなど、性別に応じた多様な課題を受けとめ、解決に向け自らが力を発揮していけるよう、自己決定を支援する相談事業を充実させる必要があります。

特に、DVの被害者は、どこにも相談していない方も多く、相談窓口の存在を知らない、あるいは利用に心理的抵抗を感じる市民に対する広報・啓発活動の強化が求められます。

また、課題や困難を抱えていながらも支援が届きにくい層に対しては、当事者がアクセスしやすい場所へ積極的にアプローチを行い、多様化・複雑化する悩みに柔軟に対応していくことが重要です。

男性も「男らしさ」という固定的なイメージに縛られていることや精神的に孤立しやすいことによる生きづらさを抱えています。また男性の自殺死亡率は女性に比べ高いことから、意識改革を促すなど男性に対する支援を継続することが必要です【図表 23, 18】。

その他、相談員の専門性向上や、関係機関との連携強化も併せて進めることで、誰もが尊厳をもって暮らせる社会の実現に寄与することが期待されます。

### 施策② 性差を考慮した生涯にわたる健康支援

健康はすべての市民に共通する基本的な権利であり、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きるための土台です。男女がお互いの身体的特性を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会を展望する上で、重要な意義を持ちます。

生涯を通じて、年齢や性別に応じたさまざまな健康課題に直面しますが、正しい知識・情報を得て主体的に行動し自己管理できるようにするための啓発や相談窓口の整備といった健康支援が必要です。

女性には月経、更年期といった特有の健康課題があり、妊娠・出産を経験する人もいます。男性にもまた、加齢に伴う疾患など、性別に応じた支援が求められます。こうした課題に対して、性差を理解し、個々のニーズに応じた健康支援を行うことは、市民が安心して暮らし続けるための基盤となります。

また、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点から、特に若年層に対して、子宮がん検診の周知などを含めライフステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう、学習機会の提供と啓発活動の強化が必要です。

加えて、2026年（令和8）年には愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会が開催される好機を捉え、市民がスポーツ参加を通じて、健康づくりができるよう促すような環境整備が望まれます。

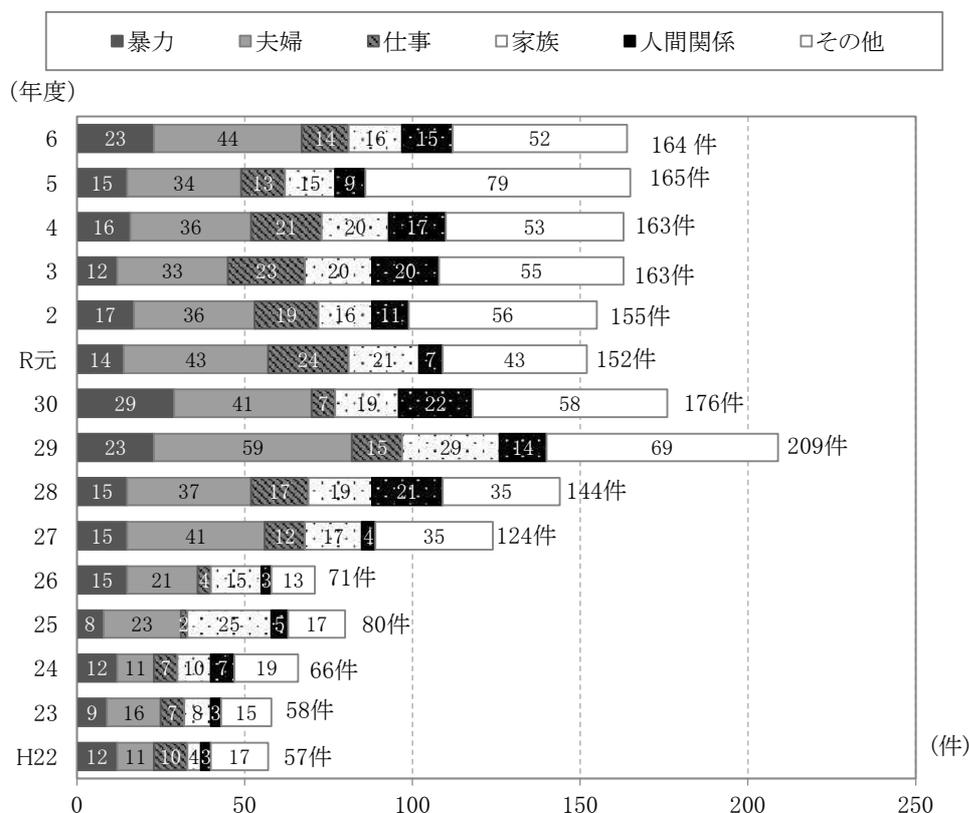
### 施策③ 多様な生き方や、性のあり方（セクシュアル・マイノリティ等）への理解促進

現代社会において、ライフスタイル、結婚観、家族観は多様化しており、ひとり親家庭や事実婚など、これまでの固定的な家族イメージにとらわれない生き方が広がっています。また、性的指向や性自認においても、LGBTQをはじめとするセクシュアル・マイノリティの存在が社会的に認知されつつありますが、依然として偏見や無理解による困難を抱える当事者は少なくありません【図表 35】。名古屋市では、2022（令和 4）年度からファミリーシップ制度を開始しましたが、多様な生き方や性のあり方を尊重することは、すべての人の人権を守ることに繋がります。

また、2023（令和 5）年に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されたことを踏まえ、誰もが安心して自分らしく生きられる社会の実現に向け、理解促進の取組を一層強化していくことが必要です。

そのためには、単なる言葉の認知にとどまらず、当事者の声に耳を傾け、日常生活や制度の中で直面する課題に対する共感と支援を広げていく必要があります。特に、マジョリティ層に対して届きやすい啓発手法の工夫や、教育現場・職場・地域社会における継続的な学習機会の提供が求められます。

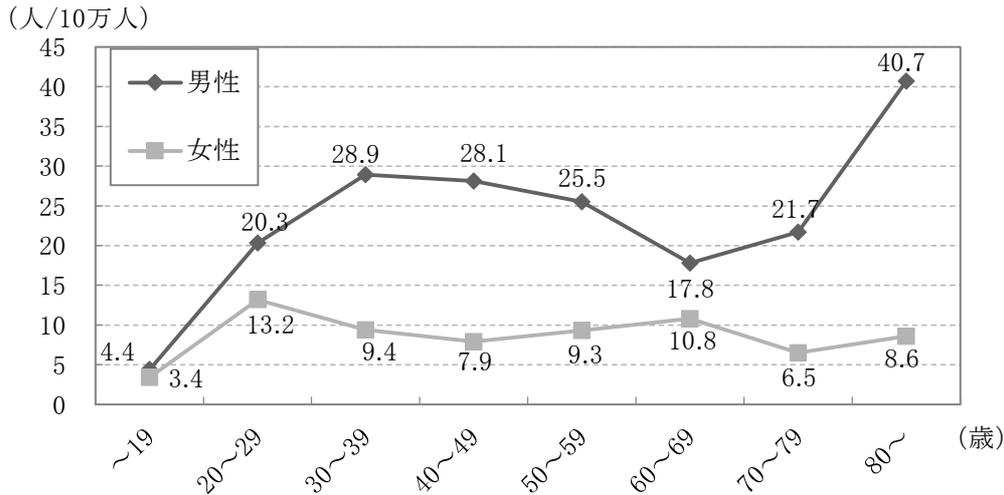
（再掲）【図表 23】 名古屋市男性相談件数



夫婦に関する相談が最も高い割合を占めています。

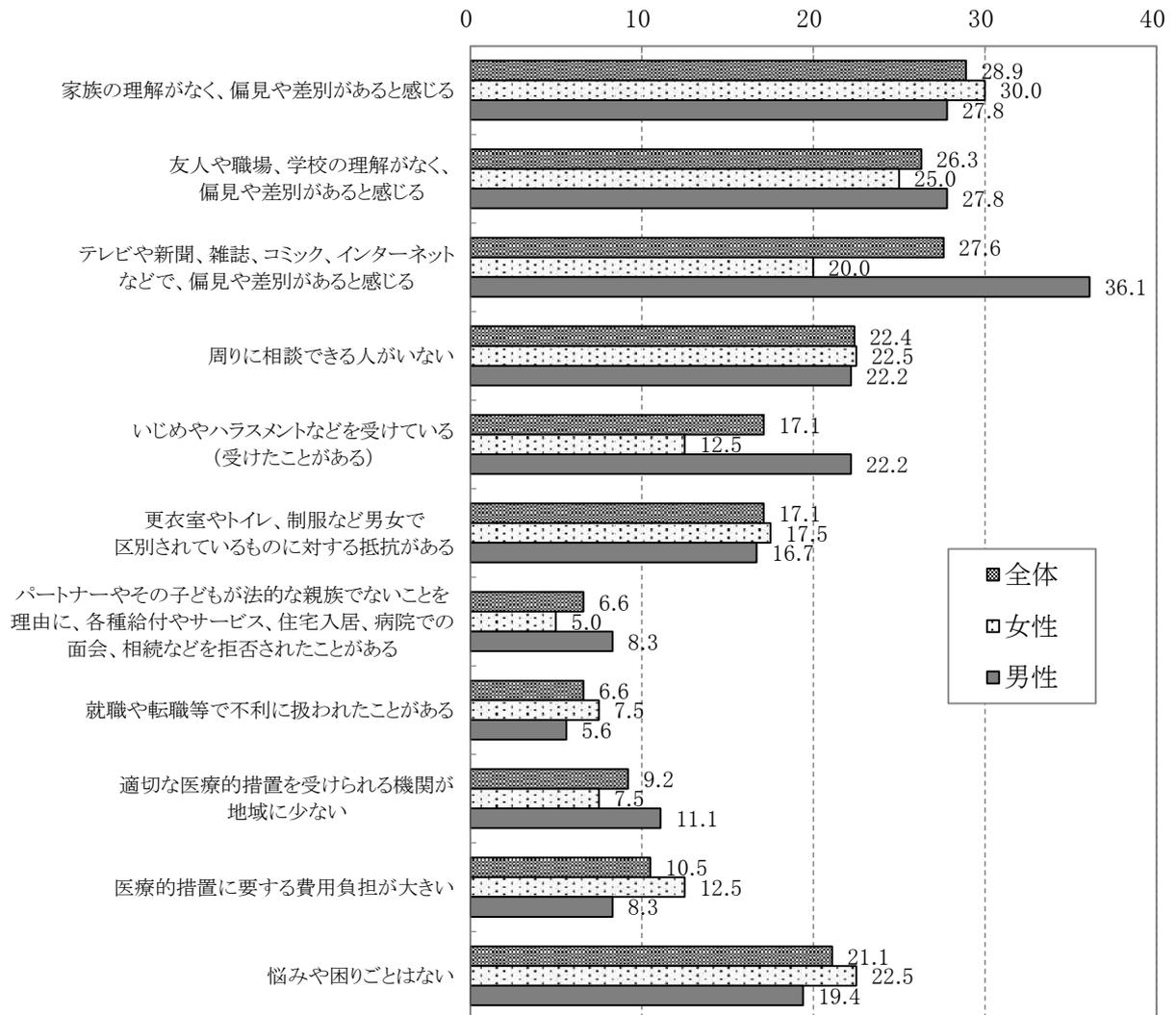
令和 7 年度 スポーツ市民局調べ（名古屋市）

(再掲) 【図表 18】 性、年齢階級別自殺死亡率 (名古屋市)



令和 6 年度 人口動態統計 (厚生労働省) よりスポーツ市民局作成 (名古屋市)

【図表 35】 性的少数者の当事者が抱えている悩みや困りごと (名古屋市)



平成 30 年 性的少数者 (セクシュアル・マイノリティ) など  
性別に関わる市民意識調査 (名古屋市)

## 方針 2 性別にかかわる人権侵害の解消

男女共同参画社会の実現を妨げる性別に起因するあらゆる人権侵害を解消することは、極めて重要です。

配偶者や交際相手からの暴力（DV）や、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性暴力など、性別にかかわる暴力は深刻な人権侵害であり、被害者の尊厳を著しく損なうということ、そして「暴力を許さない」ということが社会全体で共通認識となるよう、学校・職場・地域などあらゆる場面で広く啓発し予防につなげていくことが大切です。

特に DV については、パートナーだけでなく、子どもも被害や影響を受けるという視点をもって関係機関と連携して取り組むことが重要です。

また、若年層に対しては、引き続きデート DV について啓発が必要であるほか、性的同意の重要性についても、教育現場や相談相手といった役割を担う世代も含め幅広く伝えていく必要があります。加えて、SNS 等を活用した相談窓口の周知や、アクセス手段の多様化により、支援につながりやすい体制の構築が求められます。

性別にかかわる人権侵害は、暴力に限らず、社会構造に起因する貧困や孤立といった問題とも密接に関係しています。特に女性は、非正規雇用や賃金格差、育児・介護の負担などにより、経済的困難に陥りやすい状況にあります。ひとり親家庭や障害者、同和問題（部落差別）、外国人や外国にルーツがあることなど、複合的な要因によって困難を抱える人々に対しては、偏見や差別の解消とともに、より一層の配慮と支援策を講じる必要があります。

|  |
|--|
| <b>方針 2 性別にかかわる人権侵害の解消</b>                                   |
| <b>施策④ 性別にかかわるあらゆる暴力（DV、セクハラ、性暴力等）の予防啓発</b>                  |
| <b>施策⑤ 性別にかかわるあらゆる暴力（DV、セクハラ、性暴力等）の被害者支援</b>                 |
| <b>施策⑥ 様々な困難（貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別（同和問題）、外国人等）を抱える人々への支援</b> |

#### 施策④ 性別にかかわるあらゆる暴力（DV、セクハラ、性暴力等）の予防啓発

配偶者や交際相手からの暴力（DV）をはじめとする性別に起因する人権侵害に対する市民の意識は高くなっていますが、配偶者や交際相手からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメントなどは依然として発生しています【図表 15, 22, 36】。こうした被害は女性の方が男性よりも多く深刻な傾向にあり、その背景には男女の経済的な格差など社会的な問題が影響していると考えられます。

また、若年層においては、デート DV やアダルトビデオ出演強要など、性暴力につながる問題が顕在化しており、予防啓発が不可欠です。これらの問題に対しては、若年層本人だけでなく、同世代の友人、教育関係者や保護者など相談相手となる人々への啓発も重要であり、幅広い世代に向けた教育と情報提供が求められます【図表 37, 38】。

DV や性暴力が人権侵害であるという認識を社会全体で共有するためには、男女が共通して理解できるような広報資材の工夫が必要です。2023（令和 5）年の刑法改正による性犯罪規定の変更に伴い性的同意の重要性についても、学校教育や地域啓発を通じて理解を促進し、性暴力の未然防止につなげることが求められます。性別にかかわるあらゆる暴力の根絶をめざすには、暴力を許さない社会的機運の醸成と、性別にかかわらず誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めることが急務です【図表 16, 39】。

#### 施策⑤ 性別にかかわるあらゆる暴力（DV、セクハラ、性暴力等）の被害者支援

女性のための総合相談と女性福祉相談において、DV に関する相談件数はともに高止まりの状況であり、内容も複雑で深刻なものが多いことから被害者への相談・支援体制の充実が引き続き重要です【図表 20, 21】。

DV は、当事者のみならず、同居する児童にとっては虐待であり深刻な影響を及ぼすことが指摘されています。児童虐待の対応に関する機関との連携強化や、DV 被害者や被害児童それぞれに対する支援をすることが大切です。

また、二次被害がなく安心して支援を受けられるよう支援者等の研修を充実させるとともに、民間団体も含め関係機関との連携協力のもと、被害者の保護から自立支援までの各段階にわたり、切れ目のない支援を続けていく体制が求められます。

性別にかかわる暴力は重大な人権侵害であり、DV やセクハラ、性犯罪・性暴力などの被害者の心身の回復を中長期的に支援するためには、トラウマについての心理的なケアやカウンセリングも引き続き力を入れていく必要があります。

#### 施策⑥ 様々な困難（貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別（同和問題）、外国人等）を抱える人々への支援

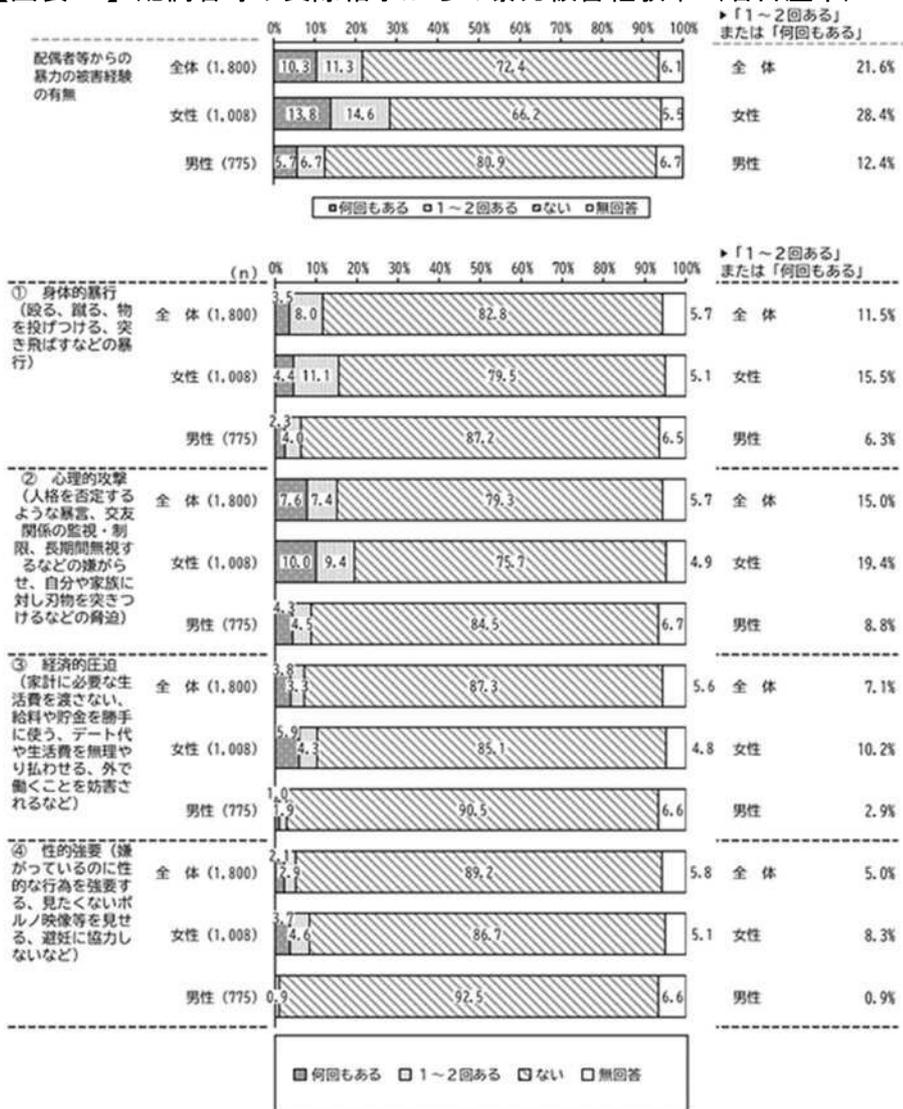
女性は非正規雇用率の高さや男女の賃金格差などの就業構造等の問題を背景として、貧困に陥るリスクが高い傾向にあります。特に母子のひとり親世帯や高齢女性の単身世帯は相対的貧困率が高いことから、こうした社会構造に起因する女性の貧困に対する支援や、次世代への連鎖を断ち切るために個人の様々な生き方に沿った支援が必要です

【図表 40】。

さらに、障害者や部落差別（同和問題）の当事者であること、また外国人や外国にルーツがあることなどによって社会的困難を抱えている人が、固定的な性別役割分担意識などによる性別ゆえの生きづらさと重なり、さらに複合的な困難につながる場合があることに留意する必要があります。そうした困難を抱えている人々が安心して暮らすことができるよう正しい理解を促進し支援を進める必要があります。

性別にかかわらず、すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、困難を抱える人々への支援を継続的かつ包括的に進めていく必要があります。

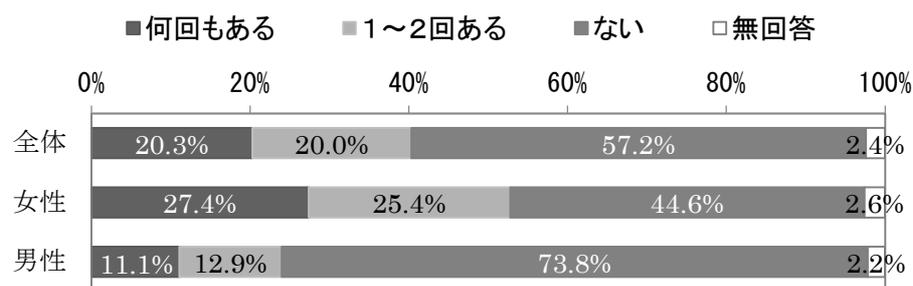
（再掲）【図表 15】 配偶者等や交際相手からの暴力被害経験率（名古屋市）



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

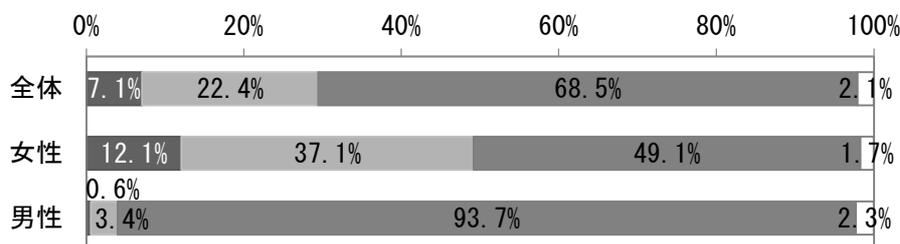
(再掲) 【図表 22】 人権にかかわる被害経験 (名古屋市)

●職場や学校などで性的な話や冗談を聞かされ不快な思いをしたこと



女性の約 2 人に 1 人、男性の約 4 人に 1 人が、言葉によるセクハラ被害を受けた経験があると答えています。

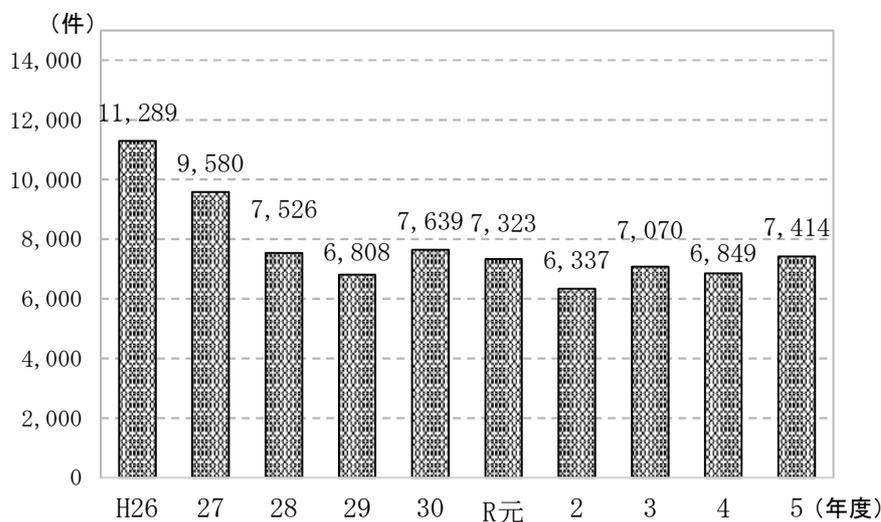
●痴漢行為



約 5 割の女性が電車の中などで身体を触られたりして不快な経験があると答えています。

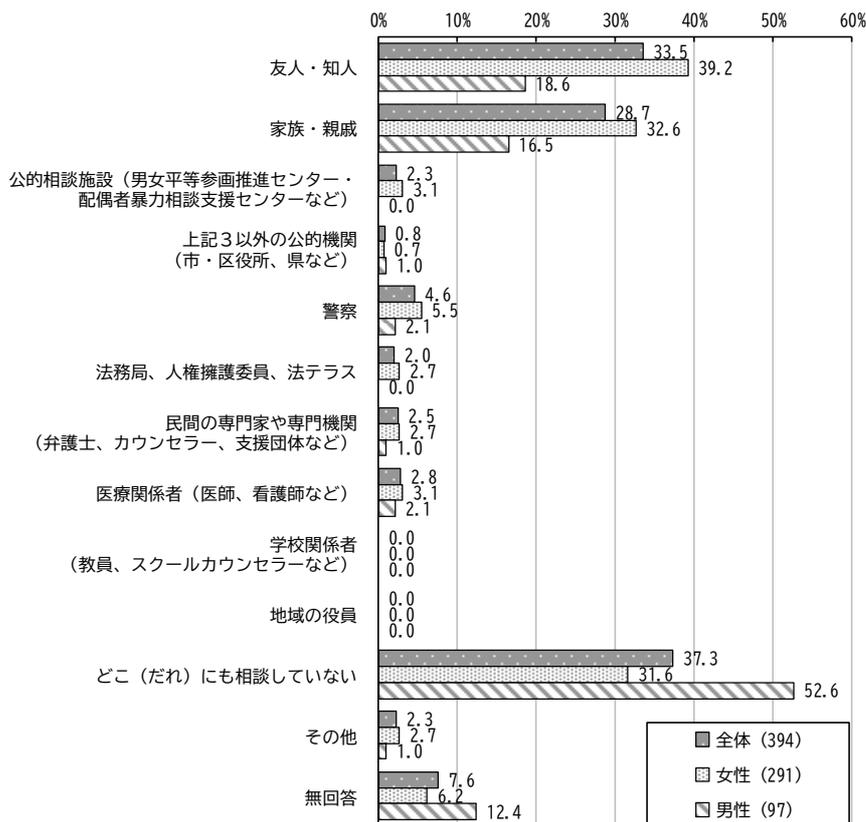
令和 6 年度 第 10 回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

【図表 36】 都道府県労働局雇用環境・均等部 (室) に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数 (全国)



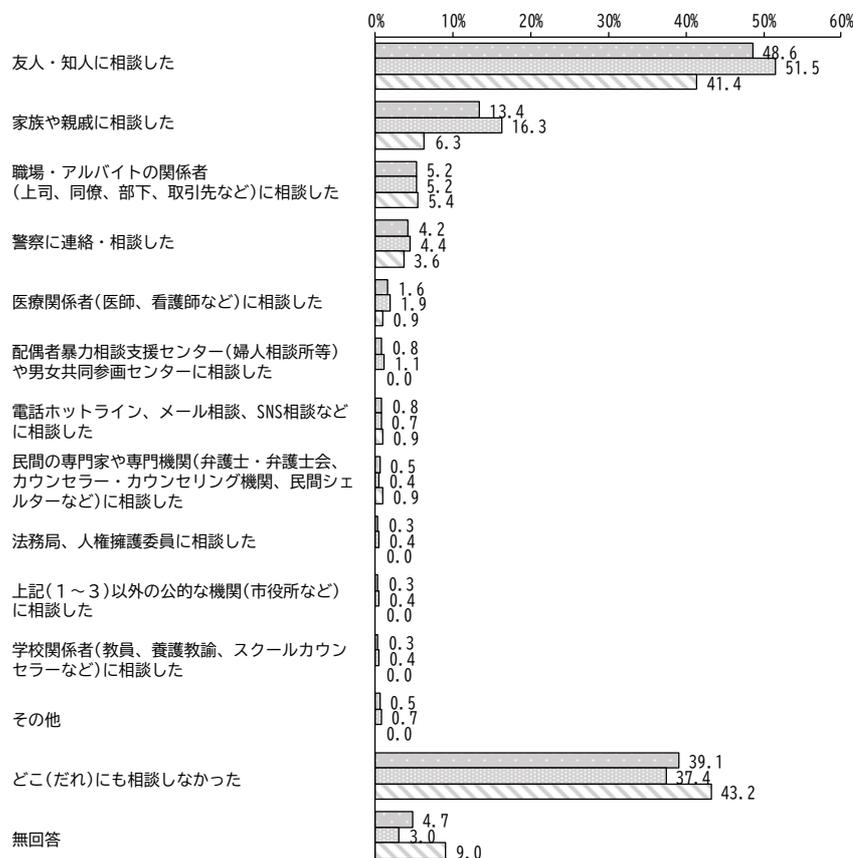
令和 5 年度 都道府県労働局雇用環境・均等部 (室) での法施行状況 (厚生労働省)

【図表 37】DV被害を受けた際の相談先（名古屋市）



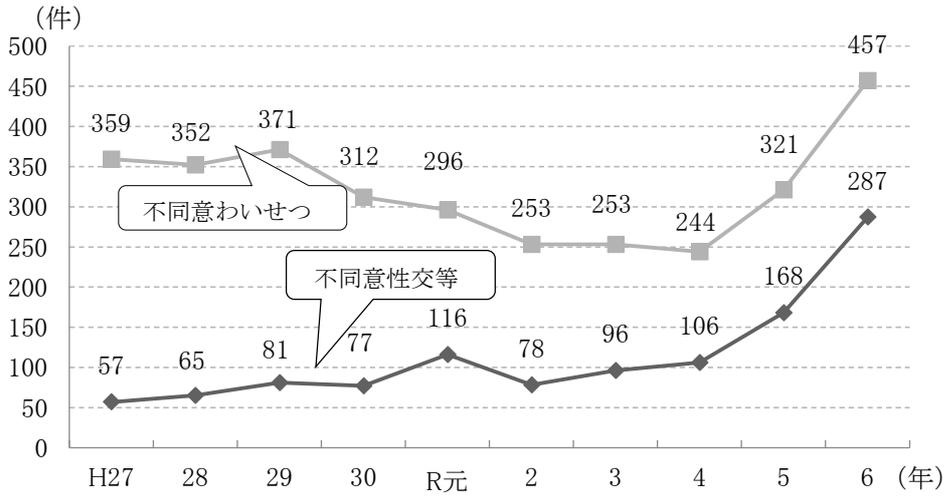
令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

【図表 38】交際相手からの暴力の相談先（全国）



男女間における暴力に関する調査報告書（令和5年度調査）（内閣府）

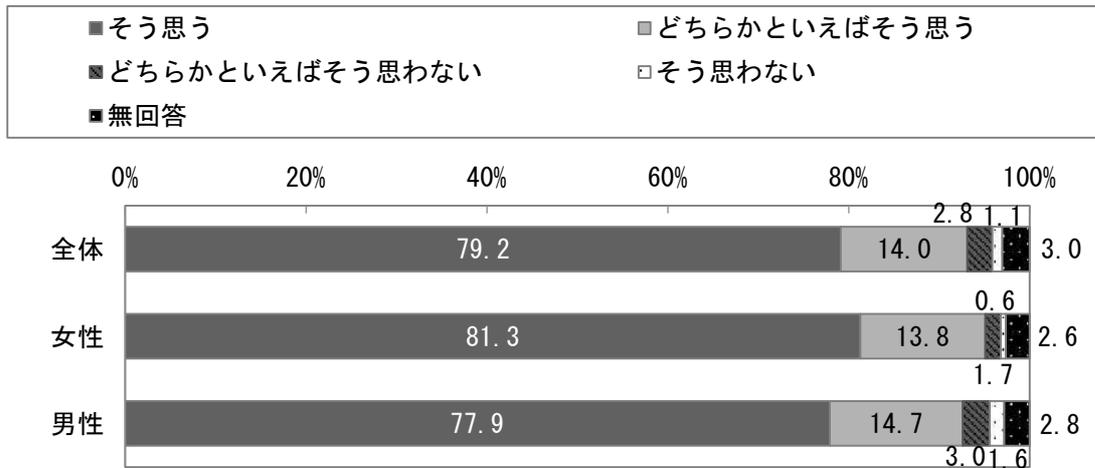
【再掲】【図表 16】愛知県内の性犯罪認知件数の推移



※刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 66 号）の令和 5 年 7 月施行に伴い、罪名について「強制的性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」にそれぞれ変更し、改正前の罪名は改正後の罪名で集計

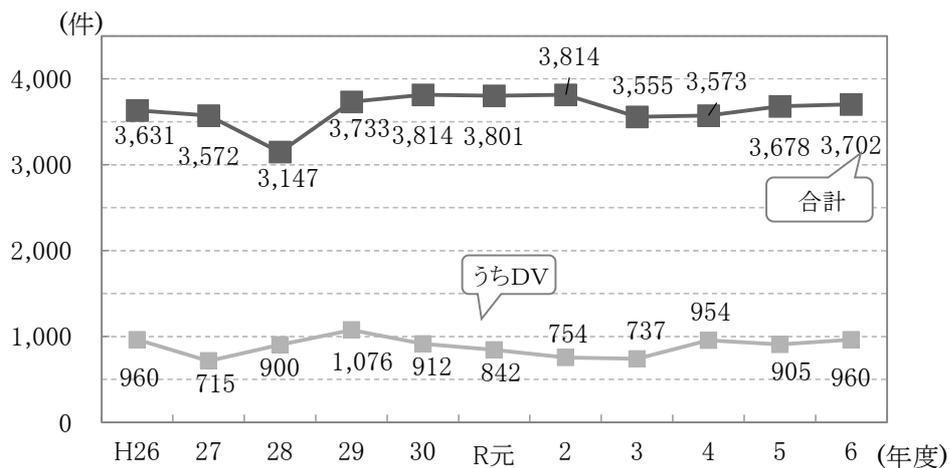
令和 6 年度の犯罪概況（愛知県警察本部）

【図表 39】DVが人権侵害になることへの理解度（名古屋市）



令和 7 年度 名古屋市総合計画 2028 成果指標に関するアンケート調査

(再掲) 【図表 20】 女性のための総合相談件数 (名古屋市)

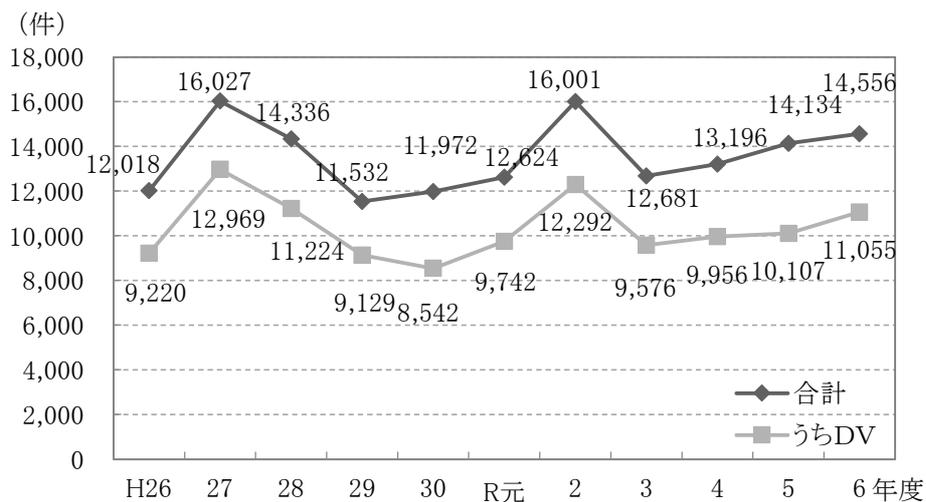


個別相談件数のうち、DV関係は2～3割を占めています。

※相談件数は個別相談(電話・LINE・面接・専門)の件数

令和7年度 スポーツ市民局調べ (名古屋市)

(再掲) 【図表 21】 女性福祉相談件数 (配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所) (名古屋市)



令和2年度はコロナ禍における特別定額給付金に関連する相談などの影響で相談件数が増加しましたが、令和3年度以降は令和元年度以前の水準に戻り、増加傾向にあります。

※相談件数には、男性からのDV相談件数を含む

令和7年度 子ども青少年局調べ (名古屋市)

【図表 40】 貧困率の年次推移（全国）

|             | 1985<br>(昭和60)年 | 1988<br>( 63) | 1991<br>(平成3)年 | 1994<br>( 6) | 1997<br>( 9) | 2000<br>(12) | 2003<br>(15) | 2006<br>(18) | 2009<br>(21) | 2012<br>(24) | 2015<br>(27) | 2018 (30) |      | 2021<br>(令和3)年 |
|-------------|-----------------|---------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------|------|----------------|
|             |                 |               |                |              |              |              |              |              |              |              |              |           | 旧基準  | 新基準            |
|             | (単 位: %)        |               |                |              |              |              |              |              |              |              |              |           |      |                |
| 相対的貧困率      | 12.0            | 13.2          | 13.5           | 13.8         | 14.6         | 15.3         | 14.9         | 15.7         | 16.0         | 16.1         | 15.7         | 15.4      | 15.7 | 15.4           |
| 子どもの貧困率     | 10.9            | 12.9          | 12.8           | 12.2         | 13.4         | 14.4         | 13.7         | 14.2         | 15.7         | 16.3         | 13.9         | 13.5      | 14.0 | 11.5           |
| 子どもがいる現役世帯  | 10.3            | 11.9          | 11.6           | 11.3         | 12.2         | 13.0         | 12.5         | 12.2         | 14.6         | 15.1         | 12.9         | 12.6      | 13.1 | 10.6           |
| 大人が一人       | 54.5            | 51.4          | 50.1           | 53.5         | 63.1         | 58.2         | 58.7         | 54.3         | 50.8         | 54.6         | 50.8         | 48.1      | 48.3 | 44.5           |
| 大人が二人以上     | 9.6             | 11.1          | 10.7           | 10.2         | 10.8         | 11.5         | 10.5         | 10.2         | 12.7         | 12.4         | 10.7         | 10.7      | 11.2 | 8.6            |
|             | (単 位: 万円)       |               |                |              |              |              |              |              |              |              |              |           |      |                |
| 中 央 値 (a)   | 216             | 227           | 270            | 289          | 297          | 271          | 260          | 254          | 250          | 244          | 244          | 253       | 248  | 254            |
| 貧 困 線 (a/2) | 108             | 114           | 135            | 144          | 149          | 137          | 130          | 127          | 125          | 122          | 122          | 127       | 124  | 127            |

- 注: 1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。  
 4) 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 5) 2015(平成27)年の数値は、徳島県を除いたものである。  
 6) 2018(平成30)年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。  
 7) 2021(令和3)年からは、新基準の数値である。

2022年国民生活基礎調査（厚生労働省）

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 分野Ⅱ | 性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現 |
|-----|-----------------------------|

### 方針3 方針決定過程への女性の参画拡大

地域社会や企業など、社会におけるあらゆる場面の方針決定過程に男女が対等に参画することは、人権を尊重する上でも必要であり、さらに多様な視点の確保や、新たな発想の取り入れをもたらして、すべての人が暮らしやすく、働きやすい社会の実現や持続的な発展にもつながります。

しかしながら、各分野の方針決定過程における女性の数は徐々に増えてはいるものの、依然として（男女の）対等な参画には至っていない分野が多くみられます。

そのため、女性の参画拡大には、市役所が率先して女性登用を進めるとともに、企業等における取組を支援して、名古屋市域全体で促進を図ることが重要です。また、女性の参画拡大は、女性個人の課題ではなく、男性の意識、組織の制度設計、職場風土とも関わっており、それらに働きかける諸施策との連携を必要とします。

|                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 方針3 方針決定過程への女性の参画拡大 |                         |
| 施策⑦                 | 市政等における女性の方針決定過程への登用推進  |
| 施策⑧                 | 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大 |
| 施策⑨                 | 企業等における女性の方針決定過程への参画拡大  |

#### 施策⑦ 市政等における女性の方針決定過程への登用推進

市の審議会等は、市政の政策形成に多様な視点を取り入れるために設置されていますが、そこにおける女性比率は長期にわたり横ばい傾向にあり、2025（令和7）年4月時点で35.3%と、目標値の40%を下回っています【図表26】。

そのため、女性比率の低い審議会等を所管する担当課に対し、いわゆる「充て職」（団体の長など特定の職にある者を審議会等の委員にすること）の見直しや、新たな視点での女性委員候補の推挙につながる情報の提供など、さらなる働きかけを行うことが必要です。

また、名古屋市の女性管理職員数は少しずつ増加してきたものの、2024（令和6）年度は14.6%と目標には届いておらず、政令指定都市の平均も下回っています【図表27】。特に、採用者の半数弱を女性が占めるようになった一方で、課長補佐昇任選考受験率（消防職を除く。）は2024（令和6）年度において男性7.8%に対し、女性は2.3%と低く、女性管理職候補の裾野を広げる対策が喫緊の課題となっています【図表41, 42】。

加えて、学校をはじめ教育の場では、児童・生徒に対し、男女平等の考え方や、それに基づく自立、職業観を醸成することが期待されるため、方針決定過程への女性の参画拡大を引き続き進展させることが重要です【図表43】。

市役所における女性管理職の登用拡大に向けては、出産・育児を機にキャリアが停滞してしまう、いわゆる「マミートラック」に陥らないよう、積極的・計画的に女性職員の育成を図るとともに、キャリア形成を早い段階からサポートする体制の充実が求めら

れます。また、女性管理職比率の詳細な分析やヒアリング等により、登用の遅れやキャリア形成の課題について検討し、実効性のある取組につなげていく必要があります。

#### **施策⑧ 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大**

地域活動を支える担い手の不足や参加者の減少が深刻化する中、地域社会が直面する課題やニーズはより複雑かつ多様になっています。こうした状況下では、地域活動にさまざまな人材や主体が携わり、多角的な視点を確保して、その活性化をめざすことが必要です。よって、地域活動のリーダー等に向けた、男女平等参画の視点を取り入れることの重要性や、意思決定過程への女性の参画の意義に関する理解を深めるための施策が不可欠です【図表 27】。

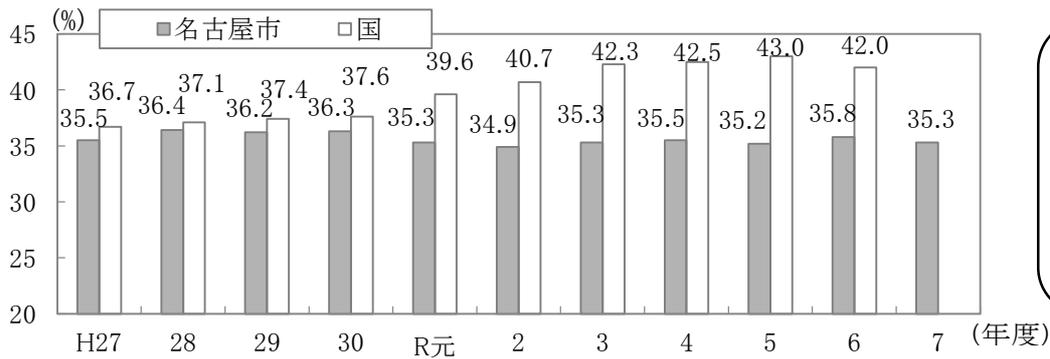
また、過去の大規模災害発生時に男女平等参画の視点に関する課題が顕在化、深刻化した事例が見られたことから、「地域防災計画」や「指定避難所運営マニュアル」等に男女平等参画の視点を反映した対策が導入されてきました。災害時の避難所運営等において女性のリーダーシップが発揮され、男女平等参画の視点を取り入れられるよう、名古屋市防災会議における女性の参画拡大や、地域及び男女平等参画推進センターでの女性人材の育成を図るとともに、平常時から男女平等参画の視点を取り入れた防災活動が求められます。

#### **施策⑨ 企業等における女性の方針決定過程への参画拡大**

企業等における女性管理職比率については、業種や従業員規模により差がみられます【図表 44】。「女性活躍推進法」の改正により、2026（令和 8）年 4 月 1 日以降、男女間賃金差異や女性管理職比率の公表が常時雇用労働者 101 人以上の企業に義務付けられることから、今後、男女間格差の要因分析が進み、課題の可視化や対応策の強化に至ることが期待されます。

市域全体で企業等の取組が進展するよう、経営層や管理職等に向けた意識啓発を行って機運醸成を促し、とりわけ企業の大半を占める中小企業に対しては、若手女性社員の育成やネットワークの形成を参画拡大の方法としてすすめることが必要です。

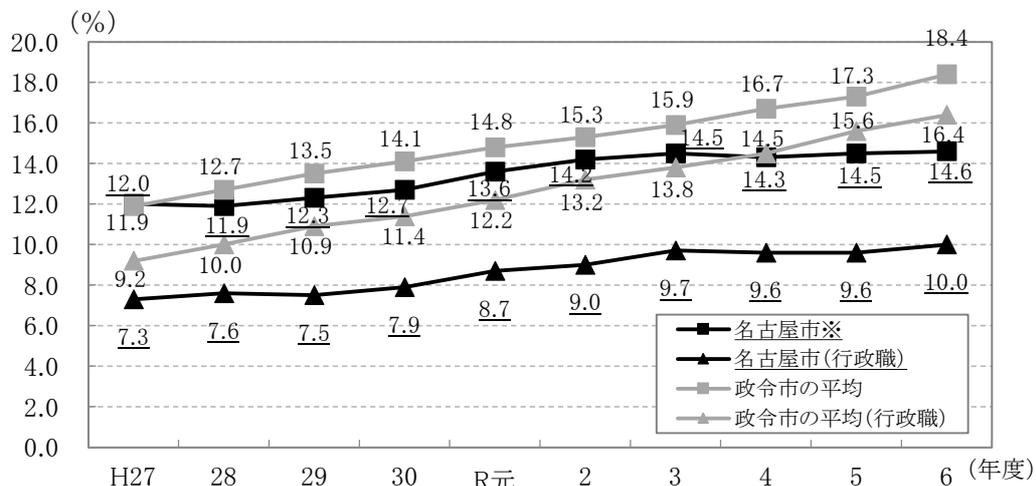
【再掲】【図表 26】 審議会等への女性の登用状況の推移（名古屋市と国）



名古屋市審議会の女性委員の登用率は長期にわたり横ばい傾向にあります。

令和7年度 スポーツ市民局調べ（名古屋市）

【再掲】【図表 27】 市職員における管理職女性比率（名古屋市と政令市）



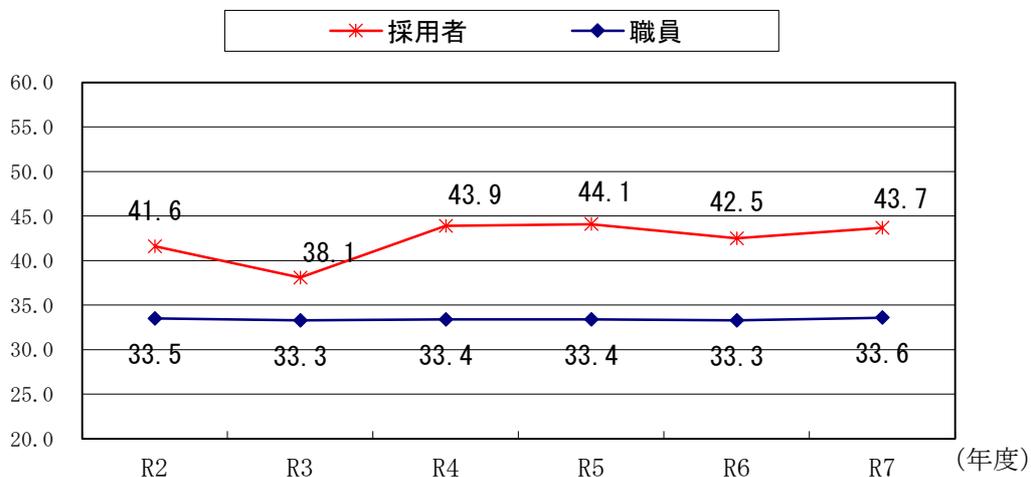
名古屋市の管理職女性割合は年々増加傾向にありますが、全職種・行政職ともに政令市の平均を下回っています。

※教員・消防職を除く全職種（消防長は含む）

令和7年度 総務局調べ（名古屋市）

令和6年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）

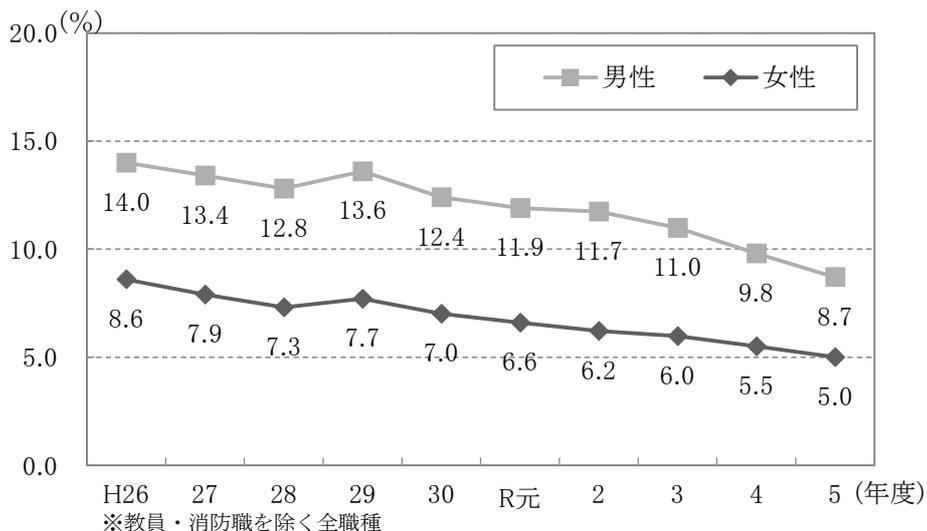
【図表 41】 市役所における採用者・職員の女性比率（名古屋市）



※教員・消防職を除く全職種（消防長は含む）

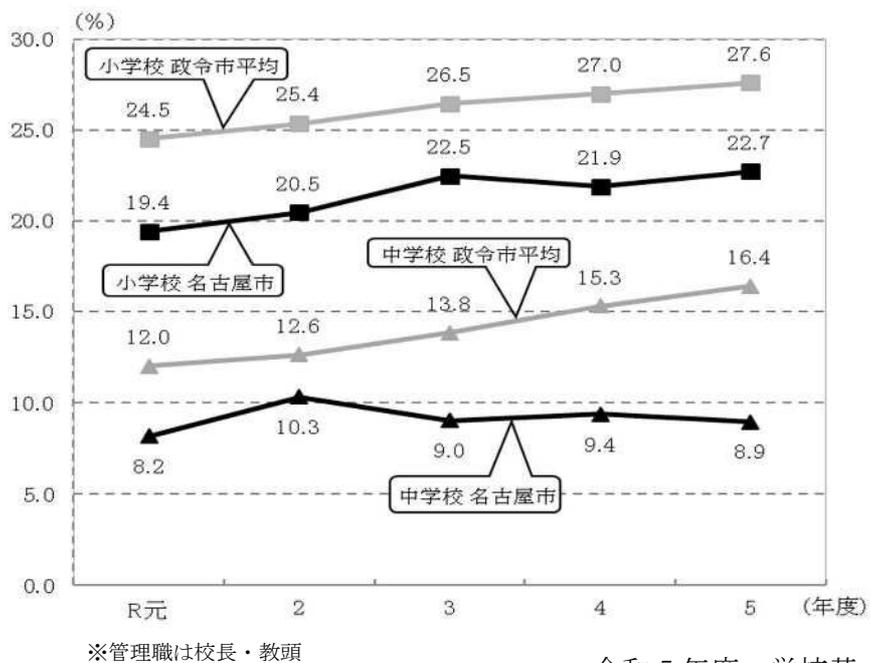
令和7年度 総務局調べ（名古屋市）

【図表 42】市職員における課長補佐昇任選考受験比率（名古屋市）



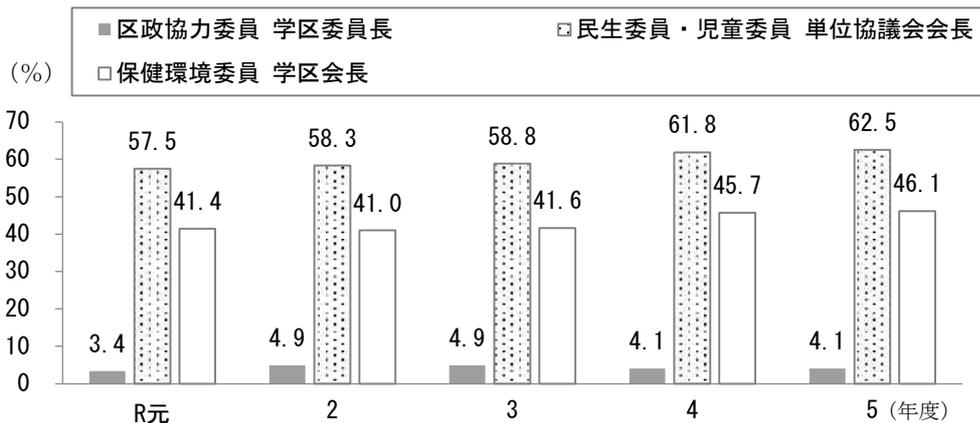
令和 6 年度 人事委員会事務局調べ

【図表 43】教員における管理職女性比率（名古屋市と政令市）



令和 5 年度 学校基本調査（文部科学省）

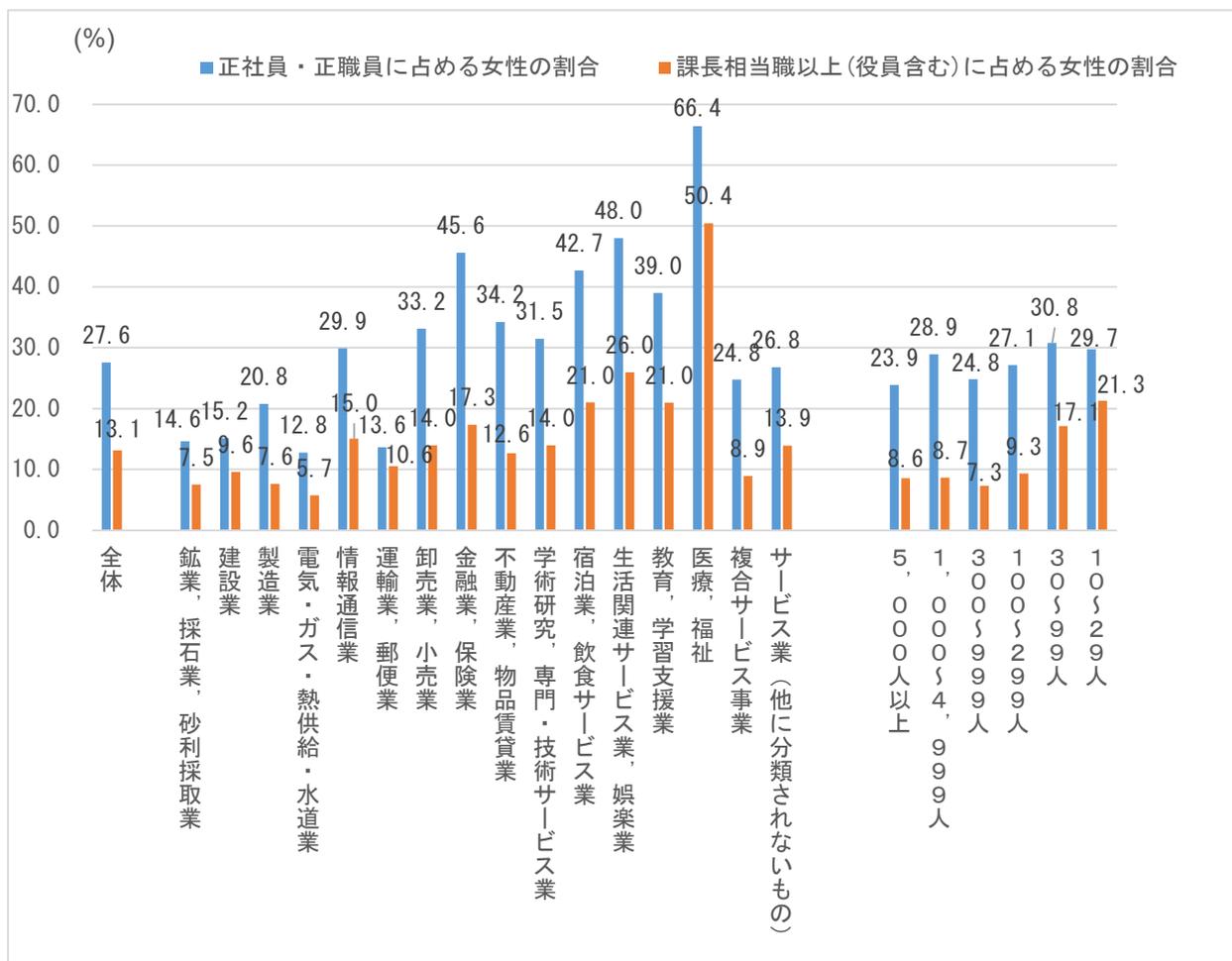
(再掲) 【図表 28】 地域活動の委員における役職者の女性比率 (名古屋市)



民生委員・児童委員、保健環境委員の女性代表比率は増加傾向にあるものの、区政協力委員は横ばい傾向になっています。

令和6年度 スポーツ市民局調べ (名古屋市)

【図表 44】 企業等における女性管理職比率 (全国)



令和6年度雇用均等基本調査 (厚生労働省)

#### 方針4 働き方改革と女性活躍の推進

働くことは、生活の経済的基盤であるとともに、自らの個性と能力を十分に発揮し、自己実現や生きがいを感じながら社会に貢献するという意義も有します。また、生産年齢人口が減少し、今後も働き手の減少傾向が続くことが予想されるなか、企業にとっては、従業員が能力を十分に発揮できる職場環境の整備が、持続的な成長と競争力の確保に向けて不可欠です。

労働者が育児・介護をはじめとするライフイベントや、健康上の課題等を理由に離職することのないよう、配慮が求められます。女性、男性を問わず誰もが仕事と子育て・介護・社会活動などを含む生活との両立に大きな困難を来すことなくキャリアを形成し、能力を十分に発揮できるよう、働きやすい職場づくりが望まれます。また、そうした困難は特に女性が感じやすいため、女性に対し、能力の開発や発揮に向けた支援を行うことが重要です。

加えて、男女がともに働きやすい職場を実現するためには、女性の就労継続や男性の育児・家事等への参画を難しくする、常態化した長時間労働の是正が必須です。また、経営者や管理職の意識改革を促すとともに、固定的な性別役割分担意識や偏見等の解消、ハラスメントのない職場風土の醸成を図ることが必要です。

|   |
|---|
| <b>方針4 働き方改革と女性活躍の推進</b>                  |
| <b>施策⑩ 雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発</b> |
| <b>施策⑪ 働く場における女性活躍に向けた支援</b>              |
| <b>施策⑫ 仕事と健康課題との両立の支援</b>                 |
| <b>施策⑬ 仕事と育児・介護との両立支援に向けた事業者への支援</b>      |

#### 施策⑩ 雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発

名古屋市「女性の活躍推進企業認定・表彰制度」においては、引き続き、認定・認証企業の増加に向けた取組を推進するとともに、認定企業と連携して先進的な事例に関する情報を発信したり、啓発事業を行ったりして、企業が女性活躍に取りかかるきっかけの提供や意欲の向上を図ることが重要です。また、学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する啓発活動を実施し、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれない、主体的な企業選択やキャリア形成につなげていくことが求められます。

さらに、「企業版両親学級」（企業が従業員とその配偶者を対象に両立支援制度や家庭内での協力の重要性を説明する企画）や、「イクボス」（両立支援に理解のある管理職）あるいは「共育企業宣言」（従業員が安心して子育てできる環境づくりを進めることを企業・団体が宣言・PRするプロジェクト）等の取組を発信し、仕事と育児・家事等との両立の促進を図るとともに、育児休業取得を含む、男性の家事・育児等への一層の参画に向けた企業内での機運醸成を勧奨することも重要です。

その他、職場や就職活動等におけるハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つ

ける、人権に関わる許されない行為であるだけでなく、労働者の就業継続や能力の発揮を妨げる要因にもなることから、企業等でのハラスメント対策が一層強化・徹底されるよう啓発を進めていくことが必要です【図表 45】。

### 施策⑪ 働く場における女性活躍に向けた支援

関係機関と連携し、キャリア形成や就業能力開発の機会、ならびに就業に関する情報を、女性が適宜アクセスできるよう留意しながら提供することが重要です。

また、女性が出産や育児等によるキャリアの中断後、希望する働き方で再就労できるよう、主体的な能力開発に向けた支援を充実させていくことが求められます。さらに、起業を望む女性に対しては、女性起業家のネットワーク形成や創業相談等の支援が必要です【図表 6】。

### 施策⑫ 仕事と健康課題との両立の支援

健康課題は、その内容や抱えやすい時期等について男女間で違いもあります。心身に関わる健康課題による不本意な離職を避け、キャリアを形成するためには、職場での健康に関連した研修や啓発の実施、相談先の確保等において性差に留意することが重要です。したがって、仕事と健康課題との両立をめざして性差に応じた施策を実施している企業を支援したり、有効な事例を発信したりすることが求められます【図表 46】。

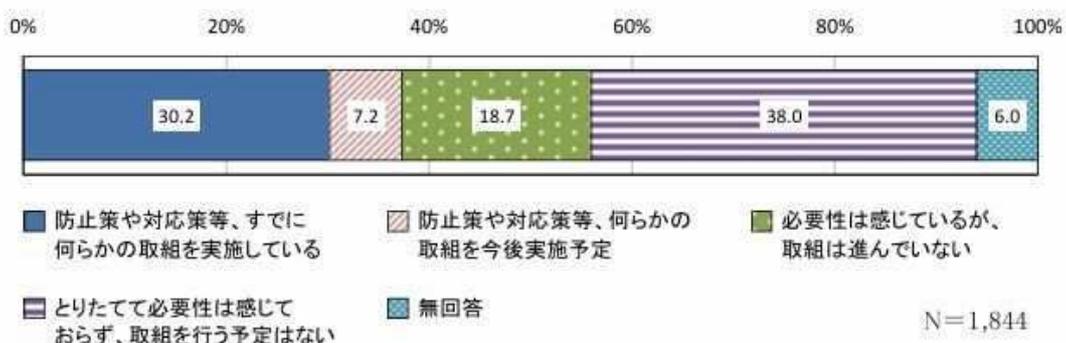
### 施策⑬ 仕事と育児・介護との両立支援に向けた事業者への支援

性別を問わず誰もが、育児や介護をはじめライフイベントに際して仕事との両立に大きな困難を感じることなく就労（継続）できるよう、働き方を見直すことが必要です。

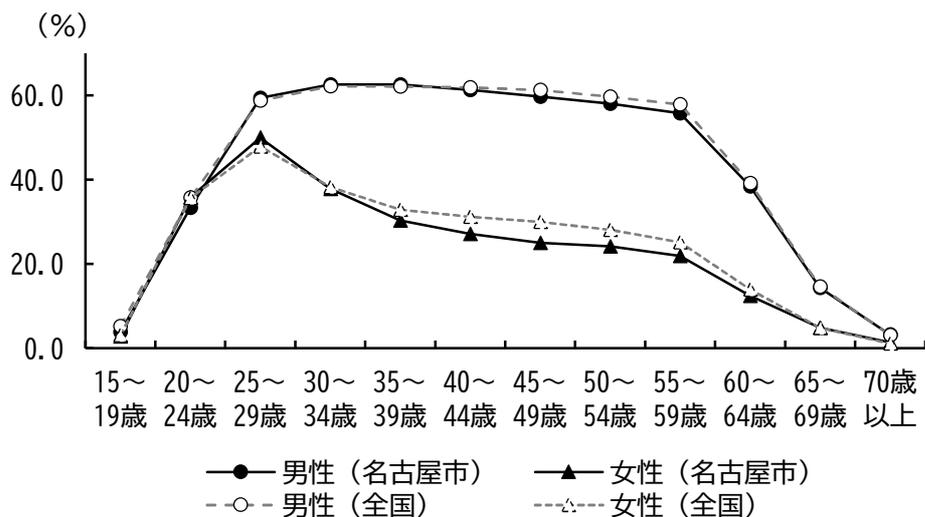
【図表 47】長時間労働の改善や生産性の向上、ライフステージや個別の事情に応じた多様で柔軟な働き方を促進する制度の導入等、仕事と育児・介護との両立支援に努力する事業者への支援が求められます。

特に男性については、休業期間の延伸を含めた育児休業の取得拡大や、育児休業取得にとどまらない「共働き・共育て」の実現が求められており、男性従業員が育児休業を気兼ねなく取得できるよう、さらには育児休業明け後も無理なく家事・育児を担えるよう事業者が職場環境を整備する際には後押しが重要です。

【図表 45】 企業におけるハラスメント対策に関する取組状況（名古屋市）



【再掲】【図表 6】 男女別、年齢 5 歳階級別正規雇用率（名古屋市と全国）



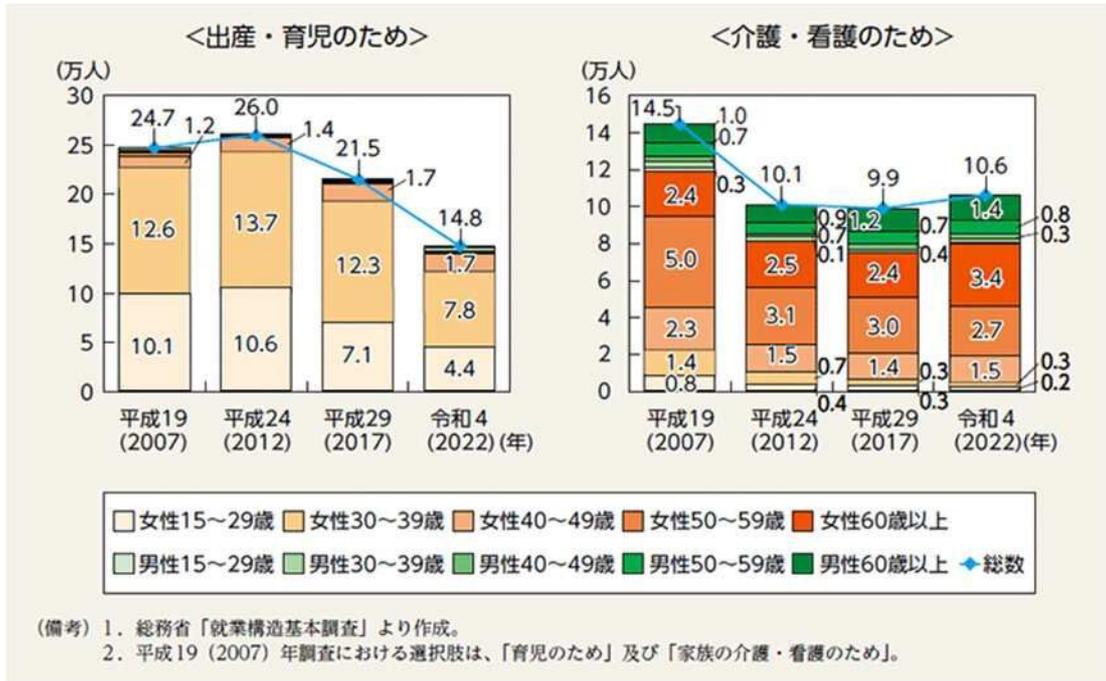
令和 2 年国勢調査

【図表 46】 健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者の数及び割合の推移（全国）



令和 6 年版 男女共同参画白書（内閣府）

【図表 47】 育児・介護による離職者数の推移（全国）



令和6年版 男女共同参画白書（内閣府）

## 方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大

性別に関わりなく、仕事と生活の調和を図りながら働き、仕事以外の多様な活動に参画し、それぞれの役割を担うことは、生涯にわたり豊かな人生をもたらすものと考えられます。

ライフステージに応じ希望する働き方が選択できるよう、子育て支援施策や介護支援策の充実を図り、仕事と生活の調和のとれた家庭生活の支援を推進していくことが求められます。

特に、女性の仕事への参画を阻む要因として、男性の長時間労働等の慣行を背景に、育児・介護・家事労働の女性への偏りがあることから、男性の育児・介護・家事労働への参画を当たり前とすることが必要であり、企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進のための制度の導入促進や職場風土の醸成とともに、固定的な性別役割分担意識の解消を軸に、男女双方の意識や地域の制度や慣習といった文化の面からも改革を進める必要があります【図表 32】。家庭・職場・教育現場など、あらゆる場面で男女平等参画意識を浸透させ、家族・地域とのつながりを大切にできる働き方の実現をめざすことが大切です。

また、経済的な自立や健康維持、社会的孤立の防止につながるとともに、これまで培ってきた経験や知識を社会に活かす観点からも、高齢期における就業や社会参画を支援していくことが求められます。

|  |
|--|
| <b>方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大</b>    |
| <b>施策⑭ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた家庭生活への支援</b> |
| <b>施策⑮ 男性の家事・育児・介護等への参画促進</b>                    |
| <b>施策⑯ 高齢期における男女の就業・社会参画支援</b>                   |

### 施策⑭ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた家庭生活への支援

女性も男性も安心して働き続けられるよう放課後子ども施策などの子育て支援策とともに、重要性が増す介護支援策等について充実させることや、介護離職を防止するための支援策の強化など、利用者のニーズに合わせた働きやすい環境の整備が必要です。

### 施策⑮ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

男性の家事・育児参画の促進においては、育児休業取得中だけでなく、男性が家事・育児にしっかりと向き合い主体的に関わることができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革や理解の促進を図り、共働き・共育ての実現に向けた取組を推進していく必要があります【図表 48】。

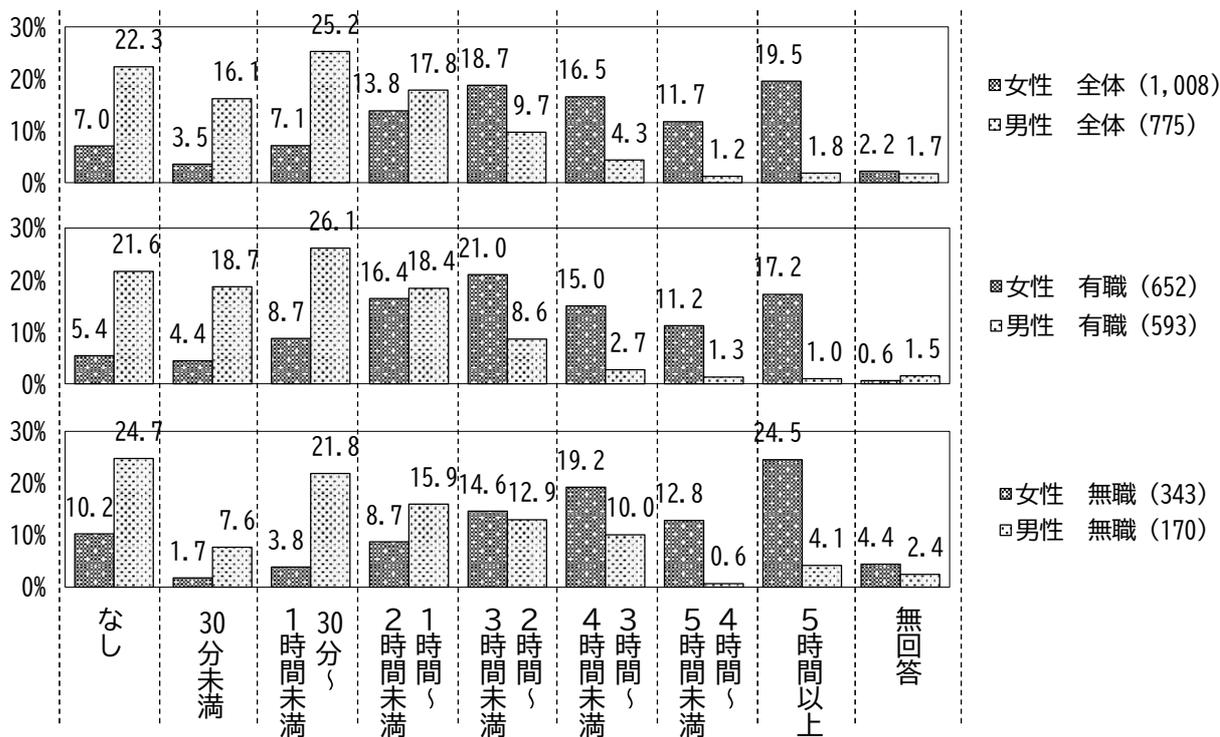
また、家族の介護や看護を理由とした離職者数のうち、75.3%を女性が占める一方で、高齢化の進行や未婚率の上昇などにより、男性の介護者も増加傾向にあります。介護は、女性だけが担うものではなく、男性も向き合う課題となっています。こうした状況を踏

まえ、男性に対する介護に関する学習機会や情報の提供とともに、孤立を防ぐため支援を行うことが求められます。

### 施策⑯ 高齢期における男女の就業・社会参画支援

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、社会の担い手として生きがいをもって活躍できるよう、高齢期のニーズに応じた多様な就業機会の提供や、仲間づくりを含む地域社会への参画の機会を充実させていくことが求められます。また、男性、女性それぞれの経験や社会的背景に応じた支援策を講じることにより、地域社会の一員として参画できる環境の整備が求められます。

(再掲) 【図表 32】 平日家事全般（子育て・介護を含む）に要する時間（名古屋市）



※有職：「勤め人（正規社員・職員）」、「勤め人（非正規社員・職員、臨時、パート、派遣、アルバイト等）」、「勤め人で休業中（育児休業、介護休業等）」、「会社経営者・自営業主または家族従業員」  
 無職：「学生」、「無職（家事専業、定年後も含む）」

令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

【図表 48】 男性の育児休業取得率の推移（全国）



令和7年版 令和7年男女共同参画白書（内閣府）

|        | 育児休業        |      |         |      |
|--------|-------------|------|---------|------|
|        | 男性          |      | 女性      |      |
|        | 配偶者が出産した従業員 | 810人 | 出産した従業員 | 651人 |
| 取得者数   | 443人        |      | 633人    |      |
| 取得率    | 54.7%       |      | 97.2%   |      |
| 平均取得日数 | 33.3日       |      | 327.6日  |      |

名古屋市女性の活躍実態調査報告書（令和7年3月）（名古屋市）

## 方針6 地域における男女平等参画の促進

地域活動においては、担い手の確保や高齢化が課題となっており、持続可能な地域づくりには多様な人材の参画が不可欠です。それを実現するための一方策として地域活動における男女平等参画を押し進め、担い手の視点や経験の多様化を図り、地域の活性化や誰もが暮らしやすい地域社会の形成をめざすことが重要です。

|                              |
|------------------------------|
| <b>方針6 地域における男女平等参画の促進</b>   |
| <b>施策⑰ 地域活動における男女平等参画の促進</b> |
| <b>施策⑱ 防災における男女平等参画の促進</b>   |

### 施策⑰ 地域活動における男女平等参画の促進

地域活動への参加率を年齢階級別に見ると、女性では年代が上がるにつれて上昇し、「50歳代」「60歳代」「70歳代以上」で8割を超えるのに対し、男性では「30歳代」が48.4%で最も低く、それより高年齢層でも6割程度にとどまっています。こうした状況は、地域活動と就業時間とが重なることで生じている可能性があり、職場と地域活動の場の双方による対応が望まれます【図表 49, 33】。

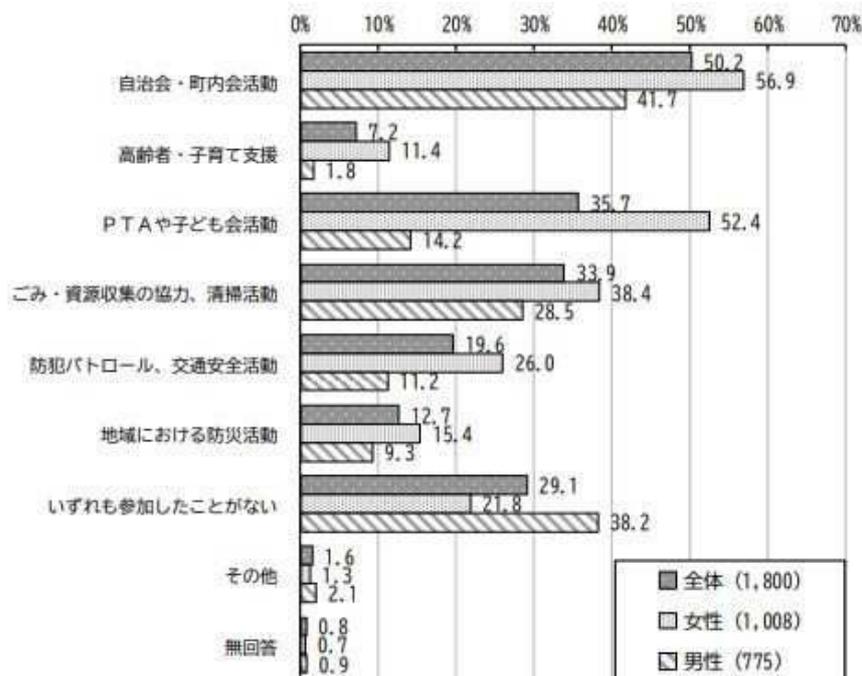
また、地域活動への参加経験がない理由として、男性では「忙しくて時間がないから」「きっかけがないから」、女性では「きっかけがないから」という回答がそれぞれ最も多くなっています。

性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、誰もが地域の一員として地域活動に参加できるよう、活動のあり方を検討するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消を図ることが必要です。あわせて、多様な市民が地域活動に参画できるよう働きかけることで、地域活動を活性化していく必要があります。

### 施策⑱ 防災における男女平等参画の促進

大規模災害発生時には家事・育児・介護等の必要性が増大しますが、過去の発生時においては、日頃の性別役割分担意識を反映して、それらが女性に集中し、男女平等参画に関する課題が顕在化しました。令和6年能登半島地震の際は、避難所における女性のニーズへの対応等に改善の余地が確認されました。南海トラフ地震等の大規模災害の発生が予測される中、今後はこれらを教訓に、男女平等参画を意識して防災準備を進めることが重要であり、かつ災害が及ぼす影響の性差にも十分な配慮が求められます。また、性的少数者への気配り等、性の多様性にも留意を要します【図表 19】。

【図表 49】 地域活動への参加経験割合（名古屋市）



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

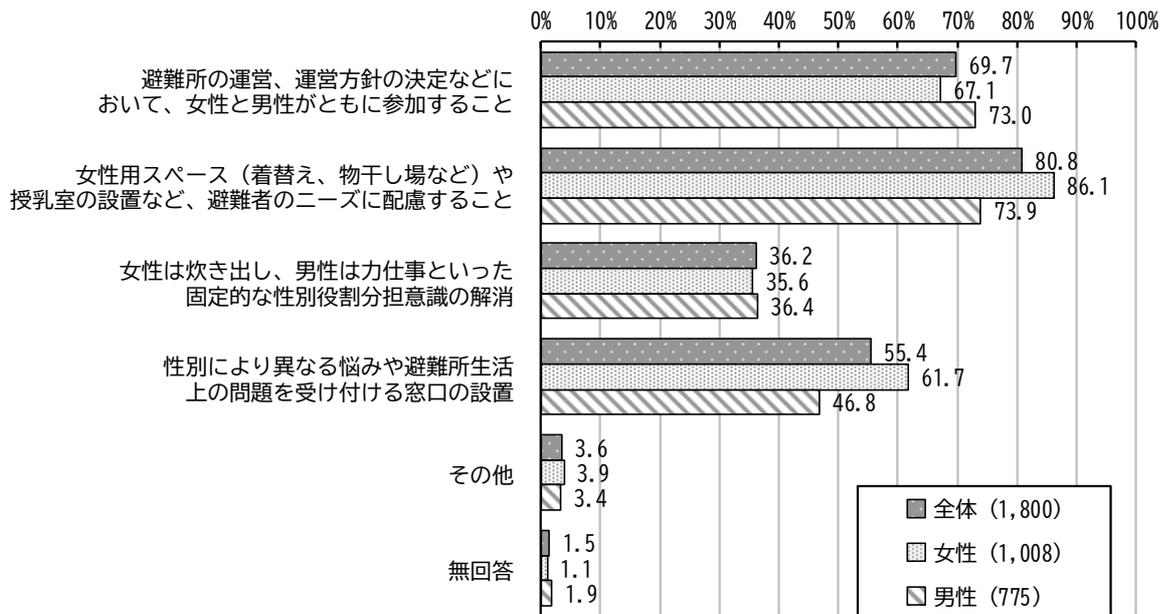
（再掲）【図表 33】 性別・年齢階級別にみた地域活動への参加経験割合（名古屋市）

（単位：％）

|        | 参加経験割合％ |      |       |
|--------|---------|------|-------|
|        | 女性      | 男性   | 男女差   |
| 18～29歳 | 44.2    | 67.2 | -23.0 |
| 30歳代   | 55.8    | 48.4 | 7.4   |
| 40歳代   | 73.3    | 58.5 | 14.8  |
| 50歳代   | 88.4    | 59.2 | 29.2  |
| 60歳代   | 86.5    | 64.1 | 22.4  |
| 70歳以上  | 90.8    | 65.5 | 25.3  |
| 全体     | 77.5    | 60.9 | 16.6  |

令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

(再掲)【図表 19】災害時の避難所運営で必要なこと(名古屋市)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 分野Ⅲ | 男女平等参画意識が浸透した社会の実現 |
|-----|--------------------|

### 方針7 男女平等参画推進のための意識変革

男女が性別にかかわらず社会のあらゆる場面において主体的に参画していくために、性別による固定的な役割分担意識の解消は、重要な課題です。基礎調査の結果によると、名古屋市はこれまで全国と比較して保守的な傾向がみられましたが、直近の調査ではわずかではあります「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に反対又はどちらかといえば反対とする割合は、名古屋市（67.4%）が全国（64.8%）よりも高いポイントとなりました【図表 25, 10】。

しかしながら、こうした意識の変化は家庭生活や職場での男女の地位の平等感に結びついていません。学校・家庭・地域・企業などあらゆる場面を通じて、市民全体の意識変革を進めていくことが、引き続き求められます【図表 24】。

そのためには、家庭・地域・職場・学校などあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、女性だけ男性だけの問題ではないということを念頭に、親しみやすくわかりやすく男女平等参画意識の浸透を図っていくことが効果的であると考えます。

また、特にこうした啓発が必要とされる層に対しては、行政の情報が届きにくいと考えられることから、情報発信手段の工夫が必要です。

|                      |                              |
|----------------------|------------------------------|
| 方針7 男女平等参画推進のための意識変革 |                              |
| 施策⑱                  | 男女平等参画推進に関する広報・啓発            |
| 施策⑳                  | メディア社会における性別に係る人権侵害の解消に向けた啓発 |
| 施策㉑                  | 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進    |
| 施策㉒                  | 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進     |
| 施策㉓                  | 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供    |

#### 施策⑱ 男女平等参画推進に関する広報・啓発

男女共同参画社会の実現に向けては、男女平等参画の推進にかかるすべての取組の基盤として、また、取組の実効性を高めていく観点から、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消や、固定観念の打破、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が生じないように、意識改革や理解の促進を図ることが重要です。

固定的役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、アンコンシャス・バイアスは、性別に関わらずすべての人の中にあります。市民一人ひとりが、男女平等参画のことを自分事として認識し、男女共同参画社会の実現に向けて協力し合って取り組めるよう、双方の意識改革に向けた取組が必要です。

こうした取組を進めるには、ジェンダーに対する意識が高い層だけではなく、関心の

低い層や行政の情報が届きにくい人びと、そして次世代を担う若者、企業等の経営者や管理職等、必要な対象に届くよう、情報発信手段の工夫が求められ、多様なメディア・コンテンツを活用しながら、その対象ごとに戦略的な広報活動を展開することが効果的であると考えられます。

また、男女平等参画推進センターの活用や男女平等参画関係団体との連携・協働により、意識変革にかかる取組やその情報発信をより一層推進することも市民全体の関心を高める手段として有効であると考えます。

## 施策⑳ メディア社会における性別に係る人権侵害の解消に向けた啓発

メディアやインターネットを通じて流れる様々な情報は人々の意識や社会に大きな影響力を与えることから、その情報を男女平等参画の視点から適切に収集し、理解することが主体的に生きていく上での基礎となります。

特に、スマートフォンの急速な普及により、インターネットや SNS が身近な存在となった一方で、性別に係る人権侵害が顕在化しており、性暴力や性犯罪につながるケースが問題となっています。リベンジポルノ（元配偶者や元恋人の性的画像や動画を復讐や嫌がらせのため公開すること）や盗撮画像等の流通は、若年層にとって深刻な影響を及ぼすことから、メディア・リテラシーの向上を図る予防啓発・教育が一層重要です。さらに近年では、生成 AI やレコメンドアルゴリズム（ユーザーの過去の行動や思考に基づいて、特定のアイテムやコンテンツを表示するシステムのこと）の普及により、無意識のうちにジェンダーバイアスを含む情報が拡散されるリスクも高まっています。

また市役所が作成する広報物においても、その表現が広く市民の目に触れることから、固定的な性別役割分担意識にとらわれない表現を徹底することが求められます。

AI 時代にふさわしいメディア・リテラシー教育の充実と、社会全体での理解促進をメディア関係者や教育現場との連携を強化し図る必要があります。

## 施策㉑ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進

性別にかかわらず個性と能力を発揮できるようにするためには、思考力に柔軟性のある子どもの頃から、積極的な働きかけを行っていくことが意味をもちます。男女平等参画の趣旨を理解し、将来を見通した自己形成ができるよう、乳幼児・児童から青年までを対象とした教育の場における男女平等教育の充実が必要です。名古屋市が作成した小学生・中学生向けの副教材である男女平等ハンドブック（小学生向け「たいせつなこと」、中学生向け「『自分らしく』を大切に」）等は、性別にとらわれない生き方や働き方を提示するものであることから、積極的な活用が求められます。

また、キャリア教育や STEAM 教育（「科学（Science）」「技術（Technology）」「工学（Engineering）」「芸術・リベラルアーツ（Art）」「数学（Mathematics）」での学習を  
実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育）を通じて、性別にとらわれない進路選択や職業選択を支援することも重要です。大学や企業との連携による進路支援や、理工系分野への女性の進学など、多様な選択を可能にするための機会を提供することが有効です。

さらに、子どもや若年層へ、男女平等参画意識の醸成や仕事と生活の両立不安解消に向けた支援を積極的に図っていく必要があります。

こうした取組を推進するためには、教育現場で取組を担う教員等の意識改革が何よりも重要なことです。固定的役割分担意識は、具体的に定められた教育内容だけでなく、教員等と子どもの日常的なコミュニケーションの中にも埋め込まれており、子どもたちに大きな影響を与えることを教員等が強く自覚する必要があります。研修等の機会を通じて繰り返し男女平等参画の意識を高める働きかけが、重要な役割を果たすと考えられます。

## **施策⑳ 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進**

大人自身がジェンダーに関わる観念や慣習にとらわれず、自らの意思によってあらゆる分野に参画できるような力をつけることが重要です。家庭生活や地域活動において、大人の考えは子どもの価値観にも影響を及ぼします。引き続き、各区の生涯学習センターや男女平等参画推進センター等の関連施設を拠点として、性別にとらわれないこだわらない生き方や女性のエンパワーメントなどについて大人が地域で学びあう場と機会を確保し、普及により一層力を入れる必要があります。

また、多くの市民が参加してもらえるよう講座等の内容の充実や広報手段を工夫することも重要です。大人に対する主体的な学習を推進することによって、地域における指導者の養成が促され、市民全体へ男女平等に向けた意識が浸透していくことが望まれます。

## **施策㉑ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供**

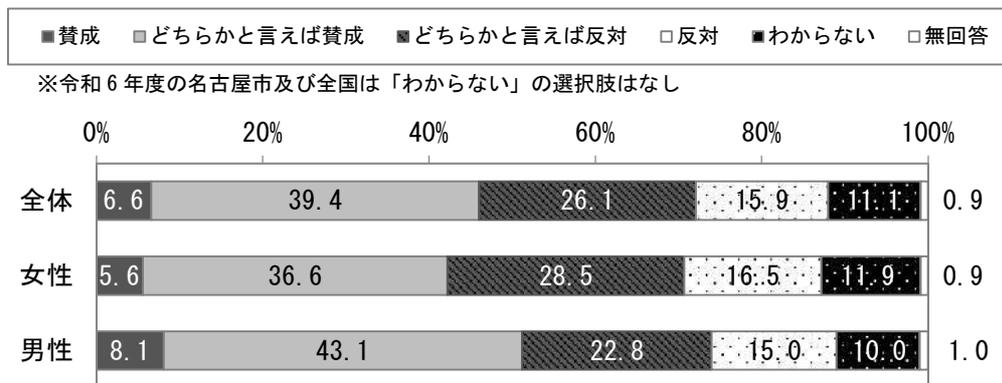
男女平等参画を推進していくためには、社会情勢や市民意識の変化を継続的かつ定期的に調査研究、情報収集し、課題の把握に努め、時代に合った施策・事業へと常に反映させていくことが必要です。あらゆる分野の政策や事業計画等において、男女平等参画の視点に立ち、男女別の影響やニーズの違いを踏まえて検討をすることが今後ますます求められます。

名古屋市においては、様々な部署において目的に応じた調査がなされています。それぞれの調査において、プライバシー保護に配慮しながらも、可能な限り性別データを表示し、男女平等参画を考える上で有益となる情報を充実させることが重要です。そして、過去の調査結果と比べることで、取組の成果を実感したり、危機意識を醸成したりすることも、意識変革を継続させるには重要な方法です。また、AIが浸透している中で、そのビッグデータ自体にジェンダーバイアスがかかっている可能性があることに留意する必要があります。なお、性のあり方や家族のあり方が多様化する時代であることを踏まえると、それらの多様性が排除されることのないよう、例えば性別についての尋ね方について工夫するなど、質問文や選択肢の設定が求められます。さらに、国際的な事例との比較分析を通じて、名古屋市の取組の位置づけを明確にし、政策の質的向上を図ることも有効です。

(再掲)【図表 25】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見 (名古屋市と全国)

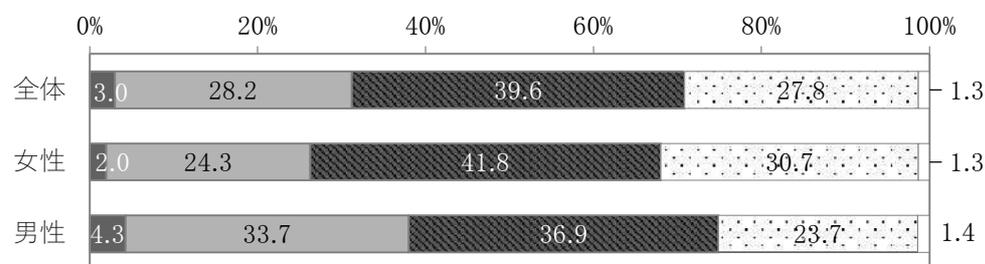
●名古屋市

平成 26 年度



賛成 46.0%  
反対 42.0%

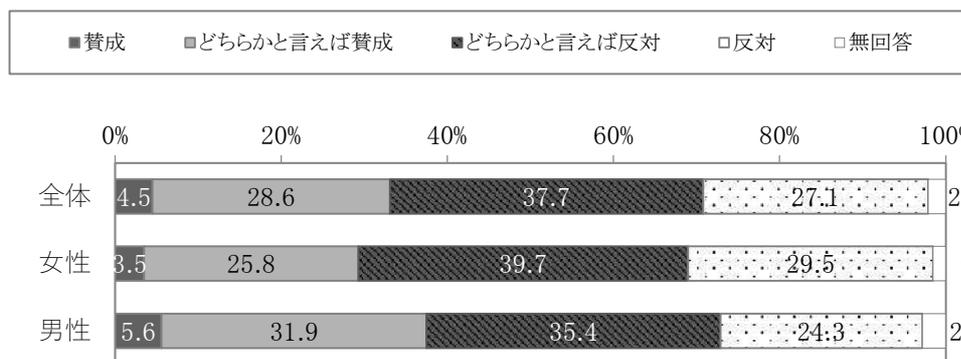
令和 6 年度



賛成 31.2%  
反対 67.4%

第 8 回・第 10 回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

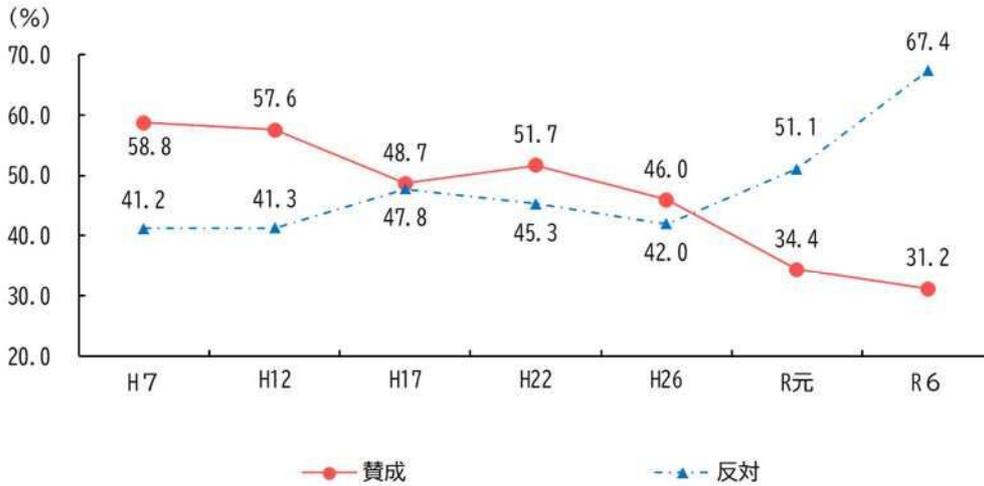
●全国



賛成 33.1%  
反対 64.8%

令和 6 年度 男女共同参画社会に関する世論調査 (内閣府)

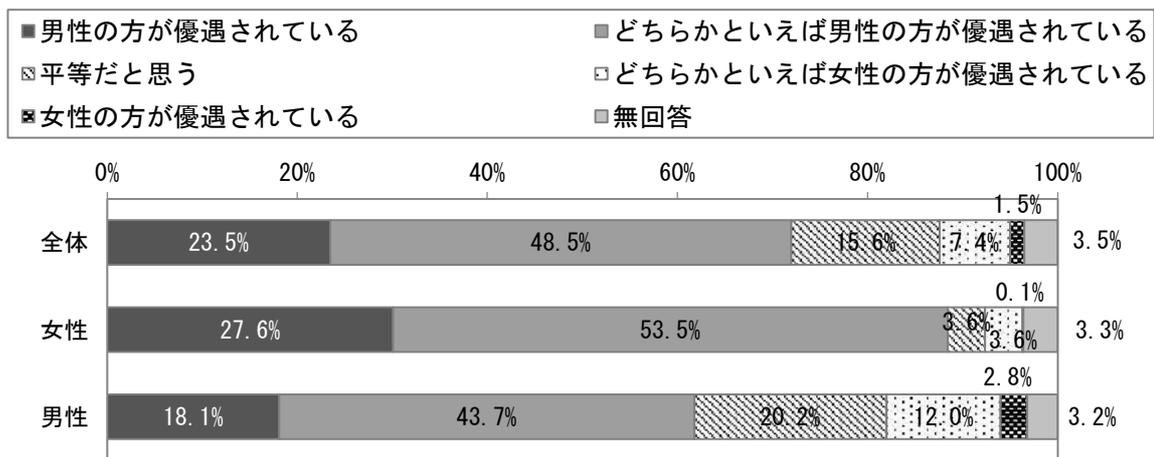
(再掲) 【図表 10】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方 (経年) (名古屋市)



第4回～第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

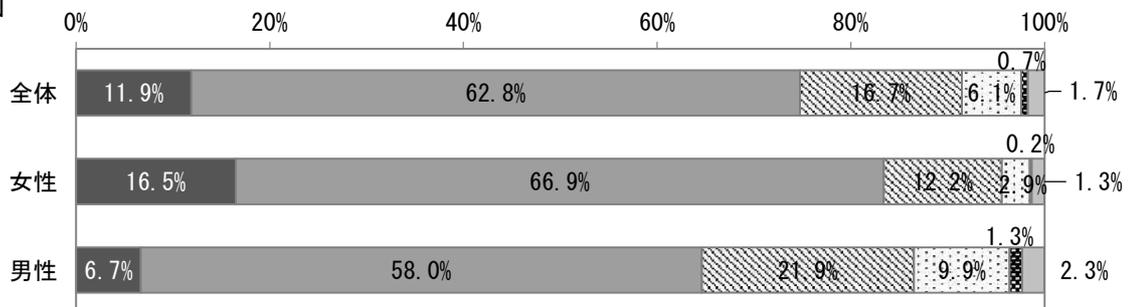
(再掲) 【図表 24】社会全体における男女の地位の平等感 (名古屋市と全国)

●名古屋市



令和7年度 名古屋市総合計画 2028 成果指標に関するアンケート調査

●全国



令和6年度 男女共同参画社会に関する世論調査 (内閣府)

### Ⅲ 次期基本計画の推進のために

#### 1 目標値の設定と進行管理

基本計画 2025 と同様に、計画の達成状況を把握するため、成果指標とその目標値を設け、進捗状況を的確に把握・評価することで、効果的な推進につなげていく必要があります。

しかしながら、基本計画 2025 では目標ごとに成果指標を設定してきたため、目標値を達成した場合も、男女共同参画社会の実現に対する効果としては見えにくい状態でした。

次期基本計画では、これまでとの継続性を考慮して各方針に成果指標を設けるとともに、3つの分野が関わり合うことにより生み出される複合的な効果について、市民の意識がどのように変化するのかを確認する成果目標を設けるなど、より分かりやすく設定することが求められます。

また、計画期間内においても、関連法の改正など計画に影響を与える変化があるときには、必要に応じて計画内容を見直し着実な進行を図ることが望まれます。

さらに、計画期間終了後は、成果指標等や事業目標値の達成状況を評価・検証するなど、本計画を総括し、以降の男女平等参画施策の推進に生かしていくことが必要です。

#### 成果目標として提案する項目（例）

- ・男女の地位が平等だと感じる人の割合（社会全体）
- ・仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合
- ・市内企業の女性管理職員の割合（課長級以上）
- ・市内企業男性職員の育児休業取得率

#### 成果指標として提案する項目（例）

##### 分野Ⅰ

- 方針1
  - ・がん検診受診率の向上（子宮がん・乳がん）
  - ・「セクシュアル・マイノリティ」という言葉の認知度
  - ・「性自認」と「性的指向」の違いの理解度
- 方針2
  - ・「デートDV」という言葉の認知度

##### 分野Ⅱ

- 方針3
  - ・市の審議会等への女性委員の登用率
  - ・市職員の女性管理職員の割合（課長級以上）
  - ・市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性割合
- 方針4
  - ・名古屋市女性の活躍推進企業数（累計）
  - ・子育て支援に取り組んでいる企業数（子育て支援企業認定数）（累計）
  - ・市男性職員の育児休業取得率
  - ・1日のうちで仕事に要する時間
- 方針5
  - ・平日1時間以上家事を行う有職男性の割合
  - ・ワーク・ライフ・バランス推進企業数（累計）
- 方針6
  - ・地域活動の委員（区政協力員・災害対策委員）の女性比率

- ・名古屋が子育てしやすいまちだと思ふ人の割合

### 分野Ⅲ

- 方針 7 ・イーブルなごや（男女平等参画推進センター・女性会館）講座受講者の理解度（満足度）
- ・イーブルなごや（男女平等参画推進センター・女性会館）来館者数

## 2 推進体制の充実

現在、名古屋市行政組織内では、男女平等参画施策の推進機関である副市長をトップとした「男女平等参画推進協議会」において、施策の推進が全庁的に図られているところです。

また、様々な分野の市民や団体から構成される「男女平等参画推進会議（イコールなごや）」においても情報交換や連携した取組が進められています。

市民の誰もが性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現のためには、行政だけの取組でなしえるものではなく、市民、事業者、団体等それぞれが主体的かつ積極的に推進するとともに、これまで以上に互いに連携した取組を重ねていくことが重要です。

## 3 男女平等参画推進センターの活用

名古屋市では、2003(平成 15)年に男女平等参画の推進拠点として、男女平等参画推進センターを開設し情報提供・交流事業・講座や相談事業等を総合的に実施しています。2006(平成 18)年度に指定管理者制度の導入を経て、2014(平成 26)年度には男女平等参画と女性教育にかかる事業及び運営を一体的に行うために女性会館へ移転し、イーブルなごやという共通の施設名称のもと様々な連携した取組を効果的に実施しています。

今後も定期講座や市民交流事業の開催などを通じて若年層も含めた幅広い市民や、市民団体等の利用につなげていくことが、男女共同参画社会の実現に大きく寄与していくものと考えます。センターにおける事業展開にあたっては、女性会館と連携して双方の事業の充実を図るとともに、より多くの市民が参加したくなる魅力ある企画かつ男女平等参画の推進にとって実効性のある事業とし、これまで以上に広く活用されることが重要です。

## 付 属 資 料

7ス男女第1号  
令和7年4月30日

名古屋市男女平等参画審議会会長 様

名古屋市長 広沢 一郎



男女平等参画推進なごや条例第22条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問  
します。

## 1 諮問事項

次期基本計画の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策等につ  
いて、貴審議会の意見を求めます。

## 2 理由

本市では、男女平等参画推進なごや条例に基づき、令和3年3月に「名古屋  
市男女平等参画基本計画2025」（計画期間：令和3～7年度）を策定し、施策  
の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。

令和7年度末に計画期間の満了を迎えるにあたり、令和8年度以降の次期  
基本計画を策定してまいりたいと考えております。

つきましては、社会状況の変化等を踏まえ、次期基本計画の策定に向けた基  
本的な方向性及び取り組むべき施策等についてお示しいただくようお願いい  
たします。

## 第 12 期 名古屋市男女平等参画審議会委員

(任期：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

(50 音順、敬称略)

| 委員氏名                     | 役 職 等                      | 部会所属    |
|--------------------------|----------------------------|---------|
| 副会長<br>あらい みさこ<br>新井 美佐子 | 名古屋大学 大学院人文学研究科 准教授        | 答申案作成部会 |
| おおはた ゆうこ<br>大畑 裕子        | 公募委員(医師)                   |         |
| 会長<br>かざま たかし<br>風間 孝    | 中京大学 教養教育研究院 教授            | 答申案作成部会 |
| かみじょう あつこ<br>上条 厚子       | 公募委員(NPO 法人ママライフバランス)      | 答申案作成部会 |
| くの みなこ<br>久野 美奈子         | NPO法人起業支援ネット 代表理事          |         |
| さかきばら てるしげ<br>榊原 輝重      | NPO法人ファザーリング・ジャパン<br>(税理士) | 答申案作成部会 |
| ささき やすし<br>佐々木 靖志        | 愛知県中小企業団体中央会 専務理事          | 答申案作成部会 |
| すがわら しん<br>菅原 真          | 南山大学 法学部 教授                |         |
| たていし なおこ<br>立石 直子        | 愛知大学 法学部 教授                | 答申案作成部会 |
| つるた みほこ<br>鶴田 美保子        | 金城学院大学 人間科学部 多元心理学科 准教授    |         |
| にしだ ひろし<br>西田 寛          | 弁護士                        | 答申案作成部会 |
| のざき ゆうこ<br>野崎 祐子         | 椙山女学園大学現代マネジメント学部 教授       |         |
| まいだ えり<br>舞田 江里          | 連合愛知名古屋地域協議会 女性代表          | 答申案作成部会 |
| やまうち まさお<br>山内 雅夫        | 愛知教育大学教職大学院 元特任教授          |         |
| よこち みちよ<br>横地 道代         | 名古屋市地域女性団体連絡協議会書記          |         |

15 名 (女性 9 名、男性 6 名)

## 第 12 期名古屋市男女平等参画審議会 審議経過

| 年 月 日                       | 会 議 名              | 主 な 内 容  |
|-----------------------------|--------------------|--|
| 2025 年 4 月 30 日<br>(令和 7 年) | 全 体 会<br>(第 1 回)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期基本計画の策定について</li> <li>・部会設置の承認及び部会長の選出等</li> <li>・諮問文を交付</li> </ul>                                 |
| 5 月 20 日                    | 答申案作成部会<br>(第 1 回) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期基本計画の基本的な方向性及び取り組むべき施策について (分野・方針)</li> </ul>  |
| 6 月 13 日                    | 答申案作成部会<br>(第 2 回) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期基本計画の基本的な方向性及び取り組むべき施策について (分野・方針)</li> </ul>  |
| 7 月 8 日                     | 答申案作成部会<br>(第 3 回) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期基本計画の基本的な方向性及び取り組むべき施策について (方針・取り組むべき施策)</li> <li>・成果指標について</li> <li>・男女平等参画と男女共同参画について</li> </ul> |
| 7 月 31 日                    | 全 体 会<br>(第 2 回)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期基本計画の基本的な方向性及び取り組むべき施策について (答申案作成部会での審議内容など)</li> <li>・男女平等参画と男女共同参画について</li> </ul>                |
| 9 月 25 日                    | 答申案作成部会<br>(第 4 回) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期基本計画答申文案について</li> </ul>  |
| 10 月 20 日                   | 全 体 会<br>(第 3 回)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期基本計画答申案について<br/>(答申案作成部会での審議内容等について説明後、意見交換、決定)</li> </ul>   |

※上記のほか書面による意見交換を行った。

## 名古屋市男女平等参画基本計画2030(案)

— 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる なごやへ —

男女共同参画社会の説明、イラスト等が入ります。

## 目的

本計画は、男女共同参画社会基本法(平成11年施行)に掲げられている「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目的として、男女平等参画推進なごや条例(平成14年施行)に掲げる基本理念にのっとり、男女平等参画に関する推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

## 男女平等参画推進なごや条例に定める6つの基本理念(概要)

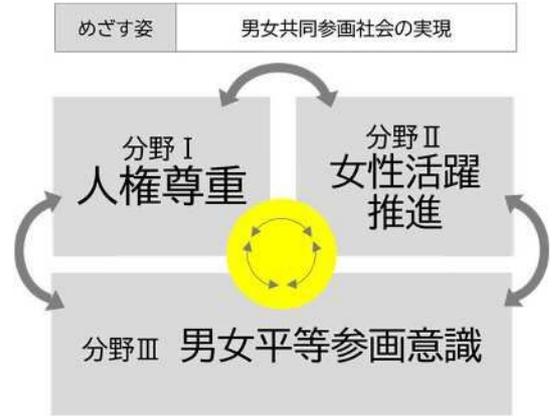
- (1) 女性と男性の人権を尊重すること
- (2) 職場、学校、地域、家庭等あらゆる分野での方針の立案、決定に女性と男性とが平等に参画すること
- (3) 固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- (4) 女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- (5) 女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重され、生涯にわたって健康に生活できること
- (6) 国際的な取組を理解し、協調を図ること

## 位置づけ

- ・男女平等参画推進なごや条例第8条に規定される「基本計画」
- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定される「市町村推進計画」

この計画では、男女共同参画社会を実現するために、「性別にかかわる人権尊重」、「女性活躍推進」、「男女平等参画意識」に関する3つの分野を新設しました。3つの分野のもと7つの方針と23の施策を設定しています。

計画期間：令和8年度から令和12年度



施策の展開

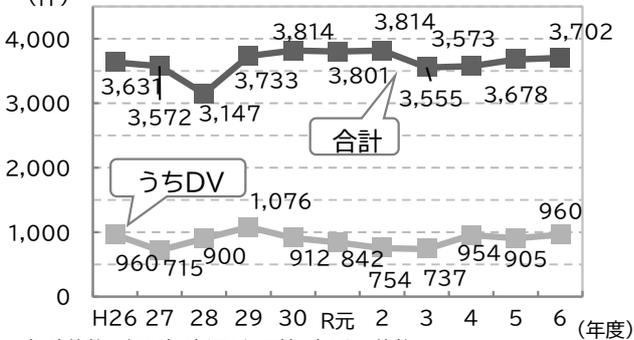
分野Ⅰ

性別にかかわりなく人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現

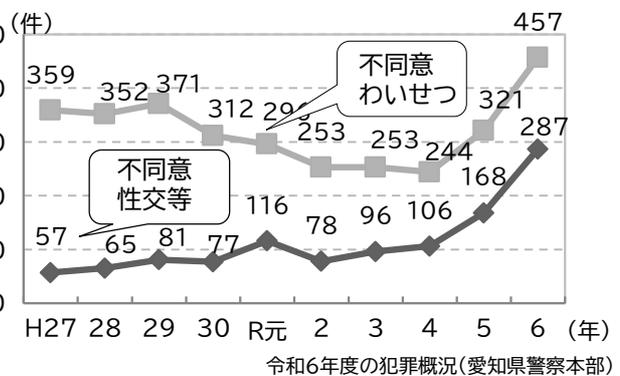
現状と課題

- 配偶者や交際相手からの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメントなど性別に起因する人権侵害は依然として発生しています。
- 女性のための総合相談、女性福祉相談の件数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症に関連する相談の影響で相談件数が増加した後、令和3年度は元の水準に戻ったものの、それ以降増加傾向にあります。
- また、DVに関する相談件数は高止まりの状況で、内容も複雑で深刻なものが多くなっています。
- 令和5年に刑法改正による性犯罪規定が変更されましたが、愛知県内の性犯罪認知件数は大幅に増加しています。

(図表) 女性のための総合相談(名古屋市)  
(件)



(図表) 愛知県内の性犯罪認知件数の推移  
(件)



|  |  |          |
|--|--|----------|
| 方針1  | <b>性別にかかわる人権の尊重</b>                        | 12<br>事業 |
| 施策①  | <b>男女平等参画にかかる相談体制の充実</b>                   |          |
| 主な取組：イーブルなごや相談室「女性のための総合相談」(電話・SNS・面接・専門相談等)、名古屋市男性相談(電話・面接) |  |          |
| 施策②  | <b>性差を考慮した生涯にわたる健康支援</b>                   |          |
| 主な取組：性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の学習・啓発、生涯にわたる健康教育・健康支援   |  |          |
| 施策③  | <b>多様な生き方や、性のあり方(セクシュアル・マイノリティ等)への理解促進</b> |          |
| 主な取組：名古屋市にじいる相談(セクシュアル・マイノリティ相談)(電話・SNS)、名古屋市ファミリーシップ制度      |  |          |

方針2 性別にかかわる人権侵害の解消

施策④ 性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクハラ、性暴力等)の予防啓発

主な取組:若年層向けデートDV、性暴力等防止に向けた啓発事業

施策⑤ 性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクハラ、性暴力等)の被害者支援

主な取組:DV被害者等への相談・支援、犯罪被害者支援事業

施策⑥ 様々な困難(貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等)を抱える人々への支援 重点施策

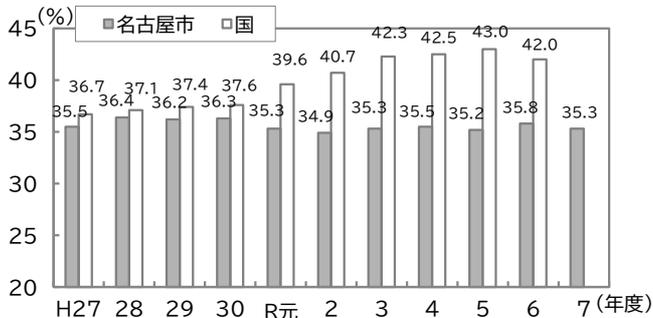
主な取組:経済的自立に向けた支援等、孤独・孤立に対する支援

分野Ⅱ 性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる社会の実現

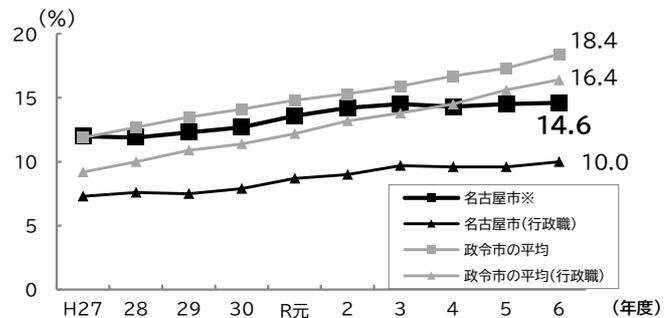
現状と課題

- 審議会等は、市政の政策形成に多様な視点を取り入れるために設置されていますが、女性比率は長期にわたり横ばい傾向にあり、2025(令和7)年4月時点で**35.3%**に留まっています。
- 名古屋市的女性管理職員は少しずつ増加してきましたが、2025(令和7)年度は**14.9%**であり、**政令市の平均(18.4%)を下回っています。**
- 名古屋市では非正規労働についている割合が、男性21.4%に対して、女性は53.0%と高くなっています。
- また、**男女の賃金格差は大きく**、男性一般労働者の給与水準を100とした時、女性一般労働者は75.8に留まっている状況です。

(図表)審議会等への女性の登用状況の推移(名古屋市と全国) (図表)市職員における管理職女性比率(名古屋市と政令市)



令和7年 スポーツ市民局調べ(名古屋市)



※教員・消防職を除く全職種(消防長は含む)

令和7年度 総務局調べ(名古屋市)  
令和6年度地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)

方針3 方針決定過程への女性の参画拡大

施策⑦ 市政等における女性の方針決定過程への登用推進

主な取組:審議会等への女性委員の登用促進、市職員の管理職等への登用促進

施策⑧ 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大 重点施策

主な取組:地域活動の委員における女性の参画促進

施策⑨ 企業等における女性の方針決定過程への参画拡大

主な取組:女性の活躍推進企業認定・表彰制度

## 方針4 働き方改革と女性活躍の推進

## 施策⑩ 雇用主及び労働者(管理職、従業員等)への男女平等に向けた啓発

重点施策

主な取組:企業向け意識啓発、雇用等に関する相談事業

## 施策⑪ 働く場における女性活躍に向けた支援

重点施策

主な取組:女性のキャリア形成に関する意識啓発、女性の起業支援

## 施策⑫ 仕事と健康課題との両立の支援

重点施策

主な取組:企業への健康経営に向けた啓発事業

## 施策⑬ 仕事と育児・介護との両立支援に向けた事業者への支援

主な取組:子育て支援企業認定・表彰制度、ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度

## 方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大

## 施策⑭ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた家庭生活への支援

主な取組:職場復帰準備セミナー、多様な子育て支援事業

## 施策⑮ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

重点施策

主な取組:男性の家事・育児・介護への参画支援

## 施策⑯ 高齢期における男女の就業・社会参画支援

重点施策

主な取組:高齢者の就業支援、高齢者の社会参画支援

## 方針6 地域における男女平等参画の促進

## 施策⑰ 地域活動における男女平等参画の促進

主な取組:地域活動における男女平等参画の啓発

## 施策⑱ 防災における男女平等参画の促進

重点施策

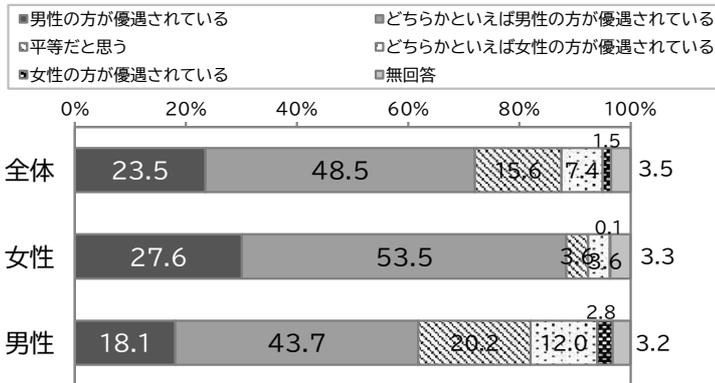
主な取組:男女平等参画の視点からの防災教育・啓発、男女平等参画の視点からの地域防災力の向上、男女平等参画の視点からの避難所運営

# 分野Ⅲ 男女平等参画意識が浸透した社会の実現

## 現状と課題

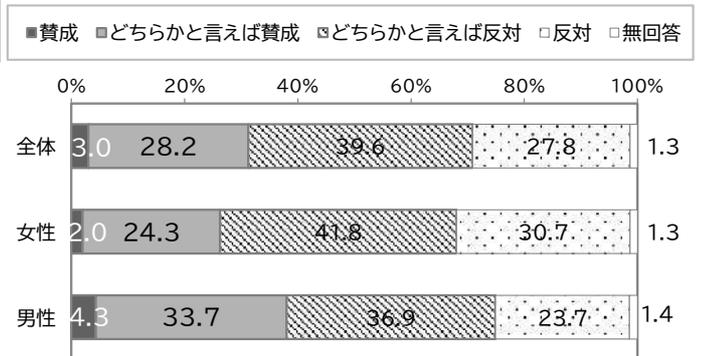
- 社会全体における男女の地位の平等感は、「男性の方が優遇されている」又は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と思う人の割合が**76.7%**を占めています。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識について、「反対」又は「どちらかといえば反対」は**67.4%**、「どちらかといえば賛成」又は「賛成」は**31.2%**でした。
- 賛成する理由は、  
 「家事・子育て・介護と両立しながら働き続けることは大変だと思うから」が52.0%、  
 「妻が家庭を守っていた方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」が51.6%、  
 「夫が外で働いていた方が、多くの収入を得られると思うから」が33.3%、  
 で、男女ともに典型的な性別役割分担が親の負担を軽減し、子の成長にもよい等、家族にとってプラスあると考えて「賛成」していることが読み取れます。

(図表) 社会全体における男女の地位の平等感(名古屋市)



令和7年度 名古屋市総合計画2028成果指標に関するアンケート調査

(図表) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見(名古屋市)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

## 方針7 男女平等参画のための意識変革

18  
事業

### 施策⑱ 男女平等参画推進に関する広報・啓発

重点施策

主な取組: 男女平等参画推進センターによる情報発信、男女平等参画に向けた意識啓発事業

### 施策⑳ メディア社会における性別に係る人権侵害の解消に向けた啓発

主な取組: 青少年を取り巻く有害環境等への対応、メディア・リテラシー向上のための啓発

### 施策㉑ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進

重点施策

主な取組: 男女平等教材を活用した教育・学習の推進、キャリア教育等の推進

### 施策㉒ 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進

主な取組: 男女の生き方を考える学習機会の提供、女性の学習グループ等の支援

### 施策㉓ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

主な取組: 男女平等参画白書の公表、調査・研究

## 男女平等参画基本計画2030では、 次のテーマについて重点的に取り組みます

計画に掲げる多岐にわたる取組を効果的に展開するために、  
社会の動向や本市の取組状況等、横断的な視点から4つのテーマに重点的に取り組みます。

### テーマ① 男女で異なる健康課題への支援

平均寿命の延伸や年齢構成の変化に加え、女性の就業率の上昇やライフイベント時の年齢の変化などがみられます。人生100年時代を迎える中、生涯にわたり、家庭でも仕事でも個性と能力を十分に発揮できるようにするために、身体的性差や男女で異なる健康課題について理解を深めることや、こうした健康課題に対して支援をしていくことの重要性が高まっています。また、働く女性の月経、更年期等、健康課題に起因する望まない離職等を防ぐことも重要です。

男女で異なる健康課題に着目し、健康維持や健康増進等に向けて性別や年齢に応じた支援に取り組みます。

関連分野： **分野Ⅰ** **分野Ⅱ**

### テーマ② 社会構造に起因する貧困等困難を抱える女性の支援

令和6(2024)年に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されましたが、女性であることにより直面する様々な困難な問題の中でも、貧困は自立を阻む大きな要因です。賃金格差や非正規雇用化、キャリアの中断などの社会構造に起因する女性の貧困に対して取り組むことは、個人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせることにもつながります。また、DVや虐待の被害等の複合的な困難を抱える女性にとって、経済的困窮は問題解決への大きな障壁となります。

貧困等困難な問題を抱える女性への支援や、貧困の次世代への連鎖を断ち切るための支援に取り組みます。

関連分野： **分野Ⅰ** **分野Ⅱ**

### テーマ③ 性別にかかわらず活躍できるキャリア形成支援

結婚・出産・介護などのライフイベントにおいて、女性の非正規雇用化やキャリア中断が依然として課題となっているほか、家事や育児の多くを女性が担っていることが、女性の活躍が進まない要因の一つとなっています。

男性の家事・育児への参画促進や、若年層が性別にとらわれず自分らしい生き方や働き方を考える機会の提供、さらにキャリア形成支援や働きやすい職場づくり等を推進し、性別にかかわらず、自らの希望に応じ、仕事と子育て・介護・社会生活等の生活と両立しながら、キャリアを形成できるよう支援に取り組みます。

関連分野： **分野Ⅱ** **分野Ⅲ**

### テーマ④ 防災における男女平等参画の推進

大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子どもなど脆弱な状況にある人が多くの影響を受けます。南海トラフ巨大地震の発生が想定される本市において、男女が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を進めていく必要があります。

避難所運営における女性のニーズへの対応や性暴力等の、炊き出しや育児・介護等のケア労働の女性への偏りなど、令和6年能登半島地震や過去の災害で顕在化した課題に対する取り組みをすすめます。また、災害時に女性の意見を反映するためにも、平常時から地域における男女平等参画の促進に取り組みます。

関連分野： **分野Ⅰ** **分野Ⅱ** **分野Ⅲ**

## 成果目標・成果指標

本計画の達成状況を把握するため、成果目標及び成果指標を設定します。

|      |   |
|------|---|
| 成果目標 | ・本計画を推進することにより生み出される複合的な効果を測るため、男女平等参画推進に関する市民意識の変化や社会の状況から象徴的な3つの成果目標を本計画全体に対して設定。 |
| 成果指標 | ・各方針に対して設定<br>・方針に基づく施策の進捗や事業量など推進状況を把握・評価するための目標値                                  |

### 成果目標

| 成果目標                           | 現状値             | 目標値                                   |
|--------------------------------|-----------------|---------------------------------------|
| 男女の地位が平等だと感じる人の割合(社会全体)        | 15.6%<br>(R7年度) | 23%<br>(R12年度)                        |
| 市内企業の女性管理職の割合(課長級以上)           | 13.4%<br>(R6年度) | 国が公表する第6次男女共同参画基本計画の目標値をおく<br>(R11年度) |
| 1日のうち、仕事に要する時間が9時間以上である有職男性の割合 | 48.1%<br>(R6年度) | 46%<br>(R11年度)                        |

### 成果指標

| 分野 | 方針 | 成果指標                                     | 現状値                        | 目標値                     |
|----|----|--|----------------------------|-------------------------|
| I  | 1  | DVの相談窓口の認知度                              | 71.2%<br>(R6年度)            | 75%<br>(R11年度)          |
|    |    | がん検診受診率の向上(①子宮がん・②乳がん)                   | ①66.6%<br>②53.3%<br>(R6年度) | ①70%<br>②60%<br>(R12年度) |
|    |    | 「性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)」という言葉と内容を知っている人の割合 | 67.1%<br>(R6年度)            | 78%<br>(R11年度)          |
|    | 2  | DVを人権侵害と認識する人の割合                         | 93.5%<br>(令和6年度)           | 95%<br>(令和11年度)         |
|    |    | 「デートDV」という言葉の認知度                         | 53.4%<br>(R6年度)            | 65%<br>(R11年度)          |
| II | 3  | 市の審議会等への女性委員の登用率                         | 35.3%<br>(R7年4月)           | 40%以上60%<br>以下(R12年度)   |
|    |    | 市職員の女性管理職員の割合<br>※消防職・教員を除く              | 14.9%<br>(R7.4)            | 20%<br>(R12年度)          |
|    |    | 市立学校園の校(園)長・教頭に占める女性の割合                  | 21.2%<br>(R7.4)            | 22%<br>(R12年度)          |

| 分野                    | 方針 | 成果指標  | 現状値                  | 目標値             |
|-----------------------|----|---|----------------------|-----------------|
| Ⅱ                     | 4  | 女性の活躍推進企業認定・認証数   | 258社<br>(R6年度)       | 385社<br>(R12年度) |
|                       |    | 子育て支援企業認定数  | 273社<br>(R6年度)       | 359社<br>(R12年度) |
|                       |    | ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業数                                       | 296社<br>(R6年度)       | 385社<br>(R12年度) |
|                       |    | 市男性職員の育児休業取得率<br>※消防職・教員を除く                                 | 77.3%<br>(R6年度)      | 100%<br>(R11年度) |
|                       | 5  | 平日1時間以上家事を行う有職男性の割合   | 32.0%<br>(R6年度)      | 40%<br>(R11年度)  |
|                       | 6  | 地域活動の委員(区政協力委員・災害対策委員)の女性比率                                 | 20.9%<br>(R6年度)      | 25%<br>(R12年度)  |
| 名古屋が子育てしやすいまちだと思ふ人の割合 |    | 79.5%<br>(R7年度)   | 86%<br>(R12年度)       |                 |
| Ⅲ                     | 7  | 社会通念・慣習・しきたりにおける男女の地位の平等感                                   | 13.2%<br>(R6年度)      | 15%<br>(R11年度)  |
|                       |    | イーブルなごや(名古屋市 男女平等参画推進センター・女性会館)講座における受講者の理解度(理解できた・やや理解できた) | 90.6%<br>(R7年度前期講座分) | 95%<br>(R12年度)  |

# 名古屋市男女平等参画基本計画 2030(案)

- 性別にかかわらず、  
個性と能力を発揮できる なごやへ —

計画期間:令和 8 年度～令和 12 年度

名古屋市

はじめに

市民の誰もが性別にかかわらず、  
個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざして

市長写真

市長挨拶文

個  
で  
年  
に  
の  
こ  
実  
解  
図  
市  
権  
き  
さ  
の  
る  
業  
も  
に  
ら  
皆  
令

の  
題  
2  
現  
雇  
き  
着  
て  
を  
屋  
人  
い  
。  
残  
用  
め  
事  
と  
実  
く  
の  
郡

## 目次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 基本計画の策定にあたって .....                             | 1  |
| 1 策定の経緯 .....                                      | 1  |
| 2 目的及び基本理念 .....                                   | 2  |
| 3 計画の位置付け.....                                     | 2  |
| 4 計画期間 .....                                       | 4  |
| 第2章 計画策定の背景 .....                                  | 5  |
| 1 法律等の国の動き.....                                    | 5  |
| 2 社会の状況.....                                       | 7  |
| 第3章 計画の概要.....                                     | 18 |
| 1 計画の構成 .....                                      | 18 |
| 2 重点的に取り組むテーマ.....                                 | 20 |
| 3 数値目標 .....                                       | 22 |
| 第4章 施策の展開.....                                     | 23 |
| 分野Ⅰ 性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現 ..... | 23 |
| 方針1 性別にかかわる人権の尊重 .....                             | 25 |
| 方針2 性別にかかわる人権侵害の解消 .....                           | 30 |
| 分野Ⅱ 性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現 .....              | 40 |
| 方針3 方針決定過程への女性の参画拡大.....                           | 44 |
| 方針4 働き方改革と女性活躍の推進.....                             | 48 |
| 方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大 .....       | 54 |
| 方針6 地域における男女平等参画の促進 .....                          | 60 |
| 分野Ⅲ 男女平等参画意識が浸透した社会の実現 .....                       | 64 |
| 方針7 男女平等参画推進のための意識変革.....                          | 66 |
| 第5章 計画の推進体制 .....                                  | 74 |
| 1 計画の推進体制.....                                     | 74 |
| 資料編 .....  | 77 |
| 数値目標(成果目標及び成果指標)一覧.....                            | 79 |
| 計画の策定経過.....                                       | 81 |
| 第12期 名古屋市男女平等参画審議会委員 .....                         | 85 |
| 関係法令.....  | 86 |
| 男女平等参画推進なごや条例.....                                 | 86 |
| 男女平等参画推進なごや条例施行規則.....                             | 89 |
| 名古屋市男女平等参画推進センター条例 .....                           | 92 |
| 名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則 .....                       | 94 |
| 男女平等参画に関する年表 .....                                 | 97 |

「男女共同参画社会」と「男女平等参画」の表記について

**男女共同参画社会** … 男女共同参画社会基本法に定める、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと

**男女平等参画** … 男女平等参画推進なごや条例に定める、男女共同参画社会の実現のために女性と男性の平等とあらゆる分野への参画を推進すること

# 第1章 基本計画の策定にあたって

## 1 策定の経緯

名古屋市では、平成7（1995）年3月に「男女共同参画プランなごや」を策定し、その後も後継計画により男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

平成14（2002）年3月には、男女平等参画の推進に関する基本理念や市の施策の基本となる事項を定めた「男女平等参画推進なごや条例」を制定しました。

令和3（2021）年3月に策定した「名古屋市男女平等参画基本計画2025」の計画期間が令和7（2025）年度末で終了することから、令和6（2024）年度には、市民の男女平等に関する意識や生活実態などの経年変化を総合的にとらえ、新たな計画策定の基礎資料とするため「第10回男女平等参画に関する基礎調査」を実施し、また、市内の企業における女性活躍推進の取組の現状と課題を把握するため「名古屋市女性の活躍実態調査」を実施しました。

令和7（2025）年4月に名古屋市男女平等参画審議会に次期男女平等参画基本計画の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策等について諮問し、同年11月に同審議会から答申を受けました。

この答申や基礎調査等を踏まえ、「名古屋市男女平等参画基本計画2030」を策定します。

### ■これまでの名古屋市における男女平等参画に関する計画等

| 策定年         | 計画等名称              | 計画期間                         |
|-------------|--------------------|------------------------------|
| 平成7（1995）年  | 男女共同参画プランなごや       | 平成8～平成12年度<br>（1996～2000年度）  |
| 平成13（2001）年 | 男女共同参画プランなごや21     | 平成13～平成22年度<br>（2001～2010年度） |
| 平成23（2011）年 | 名古屋市男女平等参画基本計画2015 | 平成23～平成27年度<br>（2011～2015年度） |
| 平成28（2016）年 | 名古屋市男女平等参画基本計画2020 | 平成28～令和2年度<br>（2016～2020年度）  |
| 令和3（2021）年  | 名古屋市男女平等参画基本計画2025 | 令和3～令和7年度<br>（2021～2025年度）   |

## 2 目的及び基本理念

本計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11（1999）年施行）に掲げられている「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目的として、男女平等参画推進なごや条例（平成 14（2002）年施行）に掲げる基本理念にのっとり、男女平等参画に関する推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

### 男女平等参画推進なごや条例に定める 6 つの基本理念（概要）

- (1) 女性と男性の人権を尊重すること
- (2) 職場、学校、地域、家庭等あらゆる分野での方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画する機会が確保されること
- (3) 固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- (4) 女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- (5) 女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重され、生涯にわたって健康に生活できること
- (6) 国際的な取組を理解し、協調を図ること

## 3 計画の位置付け

### (1) 法令上の位置付け

- ・男女平等参画推進なごや条例第 8 条において、定めなければならないと規定されている「基本計画」
- ・男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村男女共同参画計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村推進計画」

## (2) 他の計画との関連

本計画は、名古屋市の総合計画である「名古屋市総合計画 2028」（計画期間：令和 10（2028）年度まで）や、以下の個別計画等との整合性を図りながら、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するための施策としてまとめたものです。

- ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（令和 8～12（2026～2030）年度）
- ・「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029」（令和 7～11（2025～2029）年度）
- ・「なごや人権施策基本方針」（令和元（2019）年度策定）
- ・「第 5 期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」（令和 7～11（2025～2029）年度）
- ・「名古屋市産業振興ビジョン 2028」（令和 4～10（2022～2028）年度）
- ・「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 はつらつ長寿プランなごや 2026」（令和 6～8（2024～2026）年度）
- ・「名古屋市障害者基本計画（第 5 次）」（令和 6～10（2024～2028）年度）
- ・「名古屋市 SDGs 未来都市計画」（令和 7～9（2025～2027）年度）

## (3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連について

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲載された、持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の 17 の目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、令和 12（2030）年までの世界共通の目標として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。

SDGs は「ジェンダー平等を実現しよう」を目標 5 として掲げ、ジェンダー平等を SDGs のいずれの目標の達成のためにも不可欠なものとして位置付けています。

本計画においては、目標 5 をはじめとする全ての SDGs の達成に向けて、男女平等参画を推進していきます。



## 4 計画期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度まで（5 年間）

## 第2章 計画策定の背景

### 1 法律等の国の動き

国においては、平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法を制定し、21世紀の我が国が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくために女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」を実現することを、最重要課題と位置づけました。

男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同参画基本計画（第1次）」が平成12（2000）年にはじめて策定されて以降、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。令和7（2025）年12月には「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、計画の体系として2つの政策領域「Ⅰ男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」、「Ⅱ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」が示されています。

その他、令和3（2021）年以降の関連した法律等の動きは次のとおりです。

#### ➤政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

令和3（2021）年の改正では、政治分野への女性の参画が諸外国と比べ大きく遅れていることから、政党や政治団体の取組促進や、国や地方公共団体の施策の強化として、セクハラ・マタハラ等への対応などが規定されました。

#### ➤性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5（2023）年に、性的指向及びジェンダーアイデンティティ<sup>1</sup>の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、国民の理解の増進に関する施策の推進に関して、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項が規定されました。

---

<sup>1</sup> 性的指向及びジェンダーアイデンティティ：性的指向とは、どのような性別の人を恋愛・性的対象とするのかを示す概念。ジェンダーアイデンティティとは、自分自身の性別をどのようにとらえているかといった、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものとされている。性的指向（Sexual Orientation）及びジェンダー（Gender Identity）の頭文字をとって、SOGI（ソジ、ソギと読む。）と表現することがあり、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）だけが持っているというものではなく、誰もが持つ性のあり方を総称する概念である。

## ➤ **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**

令和 6（2024）年に、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することを目的として、発見、相談、心身の健康回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備することとなりました。

## ➤ **育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 改正**

令和 3（2021）年の改正では、育児休業の申出・取得を円滑にするための、雇用環境整備や妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知や休業の取得意向の確認のための措置が事業者に対して義務付けられたほか、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設などが規定されました。

また、令和 6（2024）年の改正では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、育児休業取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等がされました。

## ➤ **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 改正**

令和 7（2025）年の改正で、女性活躍推進法の有効期限が令和 18（2036）年までの 10 年間に延長され、令和 8（2026）年 4 月から男女間の賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が、常時雇用する労働者の数が 101 人以上の一般事業主等に義務付けられました。また、女性活躍の推進にあたり、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨が明確化されました。

## ➤ **男女共同参画社会基本法 改正**

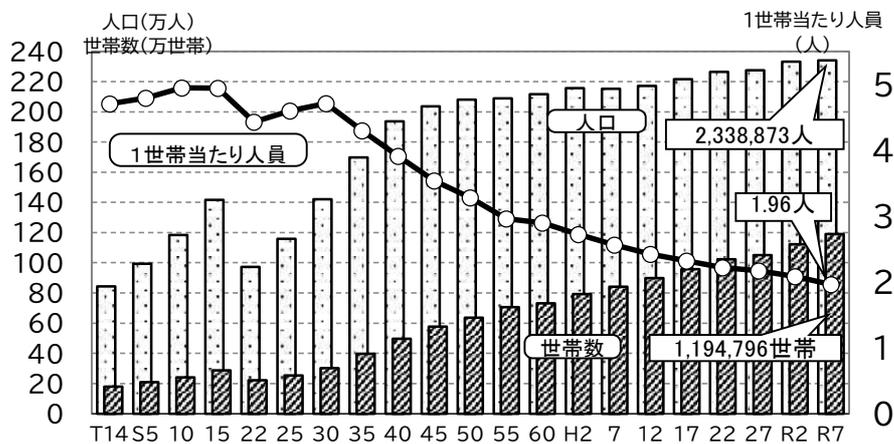
令和 7（2025）年の改正で、国及び地方公共団体の基本的施策を強化するとともに、男女共同参画センターが法的に位置づけられました。また、独立行政法人男女共同参画機構法の制定により、独立行政法人国立女性教育会館の機能を強化した独立行政法人男女共同参画機構を新設し、「センターオブセンターズ」として全国各地の男女共同参画センター等を強力に支援し女性に選ばれる地方づくりを後押しすることとなりました。

## 2 社会の状況

### (1) 人口構造、世帯構成の変化

- ・本市の常住人口は、令和 7 (2025) 年 10 月 1 日現在で 2,338,873 人となっており、増加傾向が続いていますが、世帯数も増加傾向にあるため 1 世帯当たりの人員は 1.96 人と減っています【図表 1, 2】。
- ・人口構造は、年少人口 (14 歳以下) 及び生産年齢人口 (15~64 歳) が減少する一方で、65 歳以上の高齢人口が増加し、特に 75 歳以上の人口は令和 10 (2028) 年頃にかけて大きく増加すると推計しています。【図表 3】。
- ・世帯構成は、国勢調査では単独世帯の割合は平成 22 (2010) 年に 40.7%でしたが、令和 2 (2022) 年には 45.3%と増加しています。【図表 4】。

【図表 1】人口と世帯数の推移(名古屋市)



※各年 10 月 1 日現在の数値

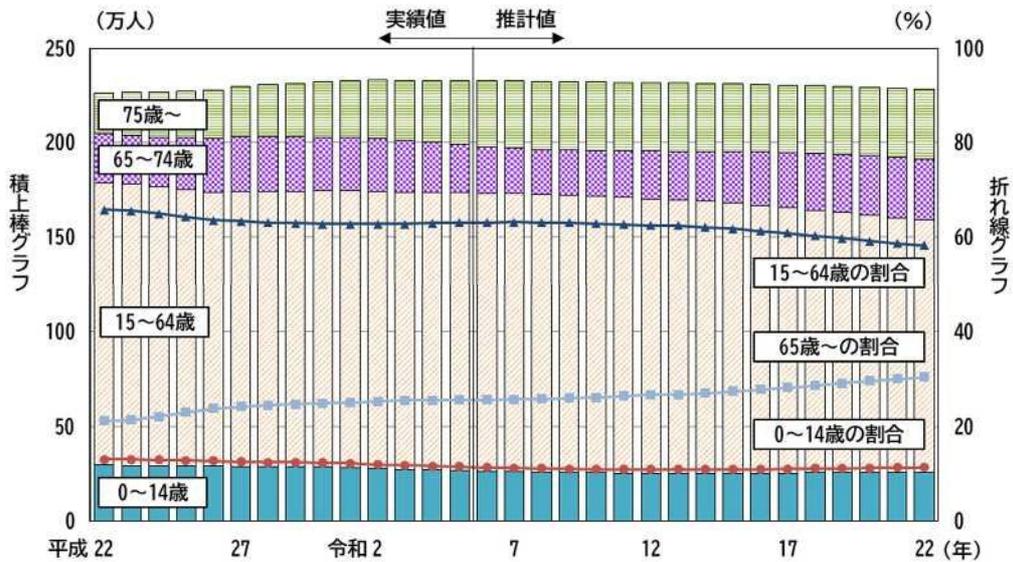
統計なごや web 版

【図表 2】転入数、転出数及び社会増減数の推移(名古屋市)



名古屋市「統計なごや Web 版」愛知県人口動向調査結果 (名古屋市分)

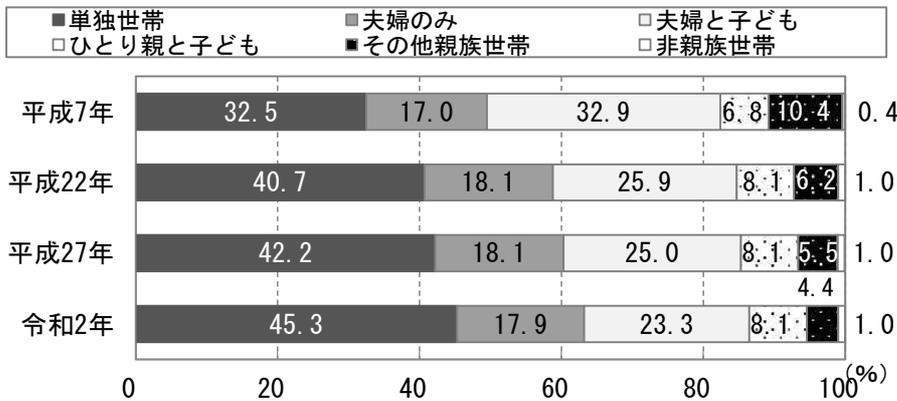
【図表 3】年齢構成別人口の推移と推計(名古屋市)



実績値 名古屋市「統計なごやWeb版」愛知県人口動向調査結果(名古屋市分)  
推計値 名古屋市推計(令和5年10月1日現在)

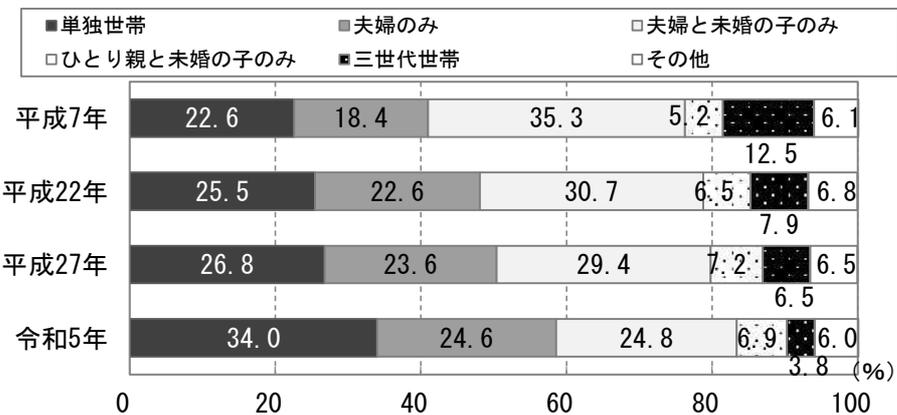
【図表 4】世帯構造別構成割合の推移(名古屋市と全国)

●名古屋市



令和2年 国勢調査

●全国

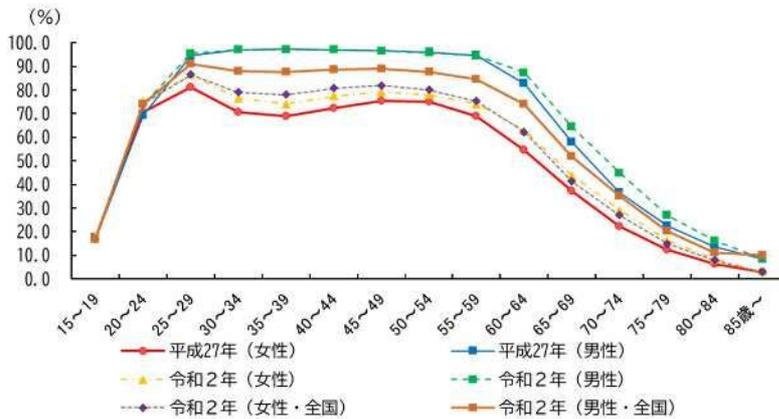


令和5年 国民生活基礎調査(厚生労働省)

## (2) 就業・生活様式の変化

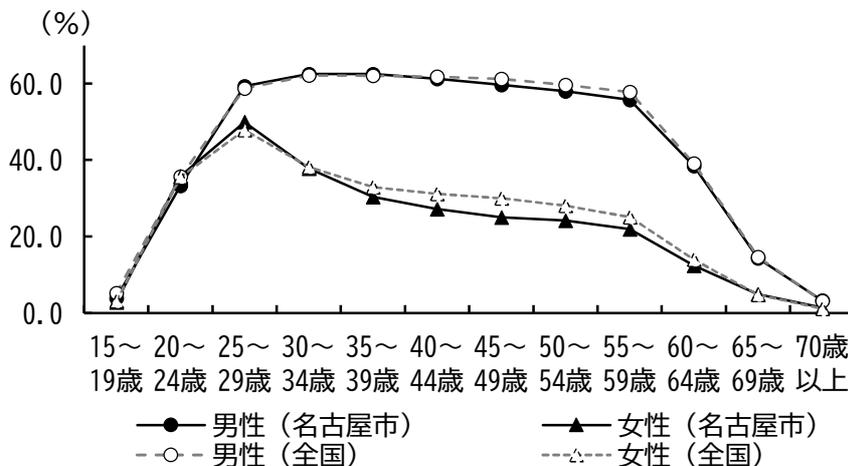
- ・女性の労働力率は、出産・育児期にあたる30～40代に低下する「M字カーブ」となっており、M字の谷は徐々に小さくなっていますが、正規雇用率は20代後半をピークに低下する「L字カーブ」となっています【図表5,6】。
- ・令和6（2024）年時点で、全国の共働き世帯数は専業主婦世帯数の3倍以上となっており、妻がフルタイムの共働き世帯数も増加傾向にあります【図表7,8】。
- ・また、有職女性が1日のうち家事に要する時間は、3時間以上が43.4%（令和6（2024）年）であり有職男性と比べて家事の負担感がうかがえます【図表9】。
- ・一方、有職男性が1日のうち家事に要する時間は、1時間未満が、平成26（2014）年の71.7%と比較すると令和6（2024）年には66.4%と減少していますが、男性の家事への参画はあまり進んでいません【図表9】。

【図表5】男女別 年齢5歳階級別労働力率(名古屋市)



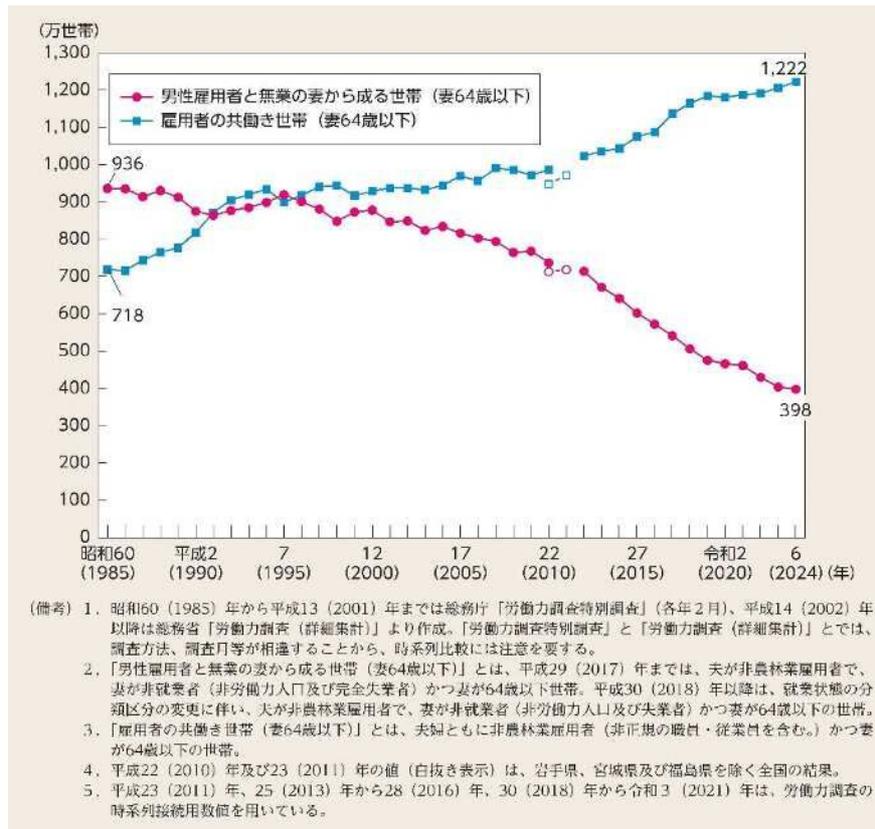
平成27年、令和2年国勢調査

【図表6】男女別、年齢5歳階級別正規雇用率(名古屋市と全国)



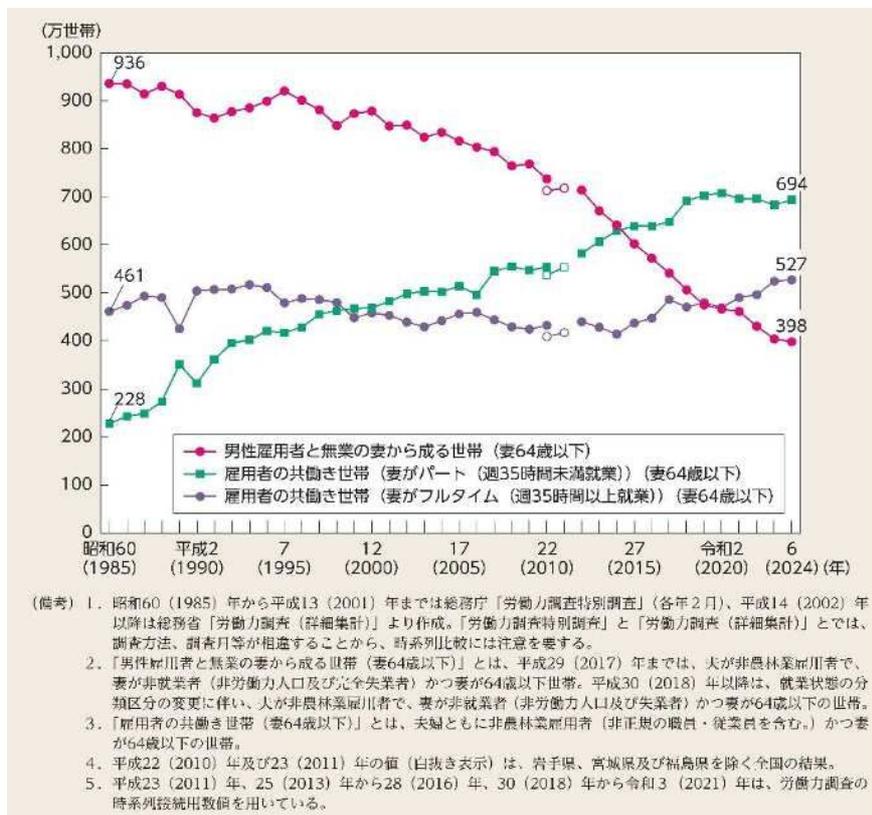
令和2年国勢調査

【図表 7】共働き等世帯数と専業主婦世帯数の推移(妻が 64 歳以下の世帯)(全国)



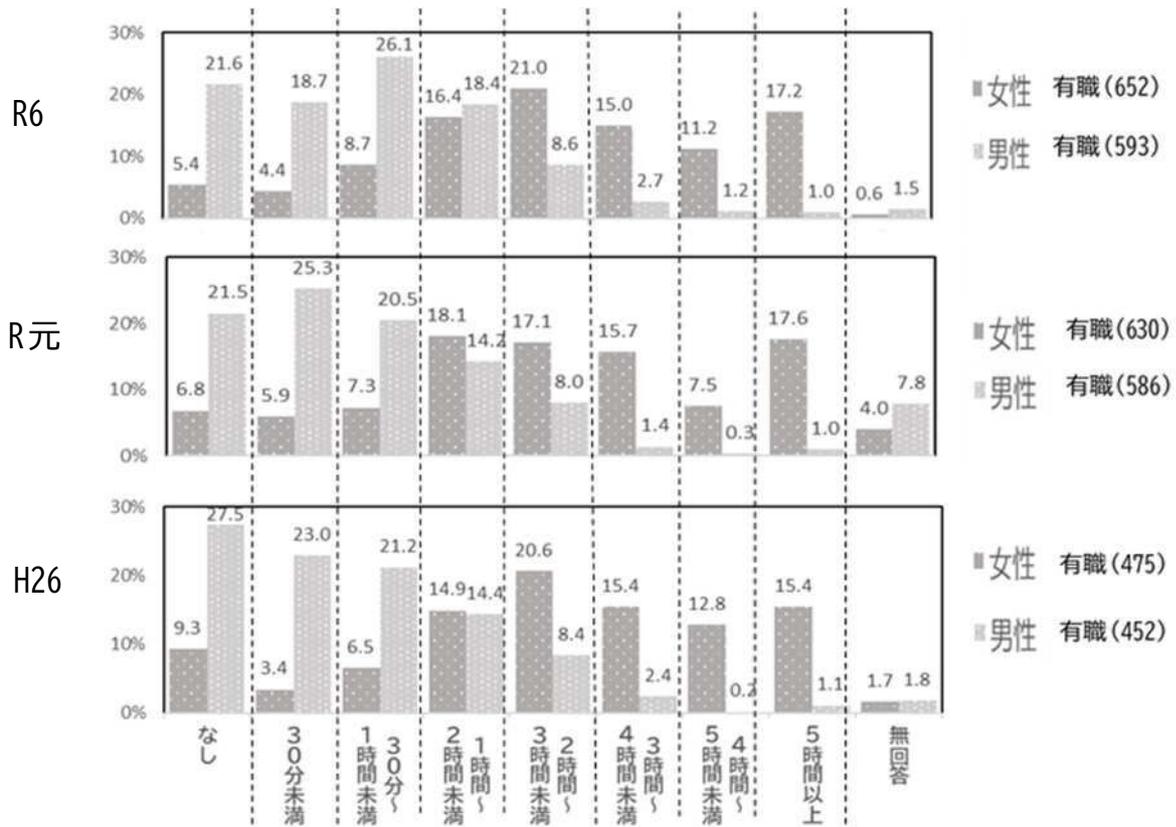
令和 7 年版男女共同参画白書

【図表 8】妻の就業時間別共働き世帯数の推移(妻が 64 歳以下の世帯)(全国)



令和 7 年版男女共同参画白書

【図表 9】1日のうち家事全般(子育て・介護を含む)に要する時間(有職)(名古屋市)

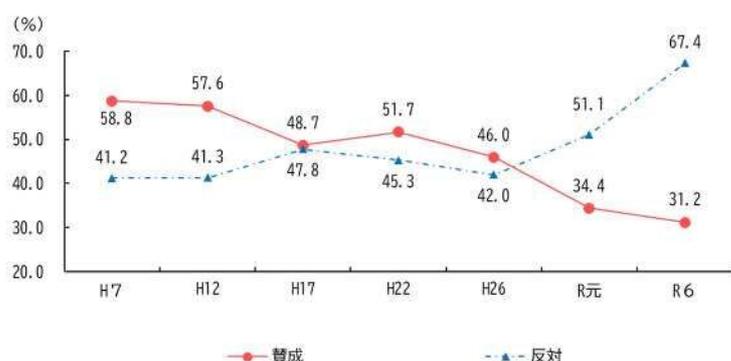


第8~10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

### (3) 意識・価値観の変化と動向

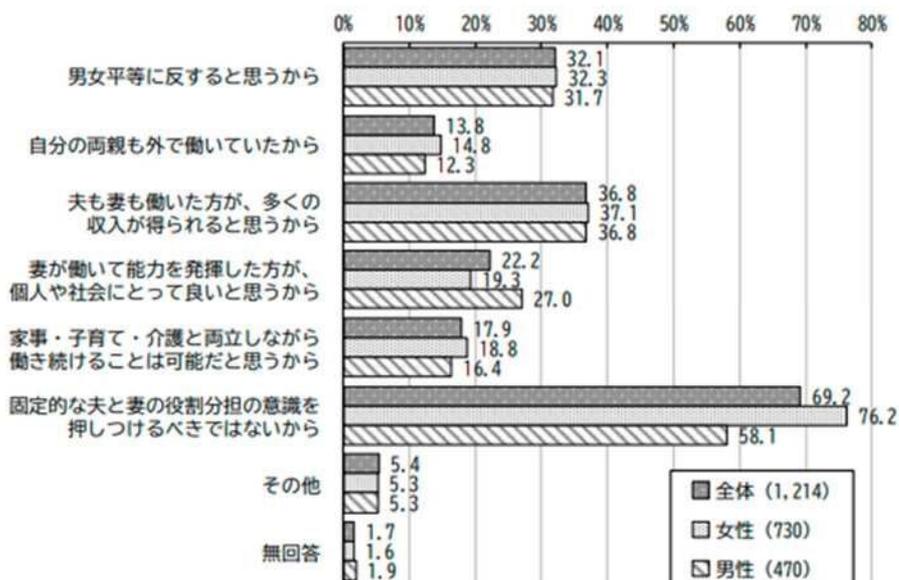
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、「反対」と「どちらかといえば反対」の合計は67.4%で、その理由として「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」が全体で69.2%となっています【図表10, 11】。
- ・家事・子育て・介護の役割分担について、男女ともに約半数(女性52.2%、男性42.7%)が「自分と配偶者等とで5割ずつ分担」を希望しているのに対して、実際の分担は女性に偏っています【図表12】。
- ・男性の育児休業取得について、男女ともに8割以上が推進すべきと回答しています【図表13】。
- ・また、未婚女性の理想も未婚男性の将来のパートナーに対する期待も「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける(両立コース)」が令和3(2021)年では最も高くなっており、若年層が理想とする生き方は変化しています【図表14】。

【図表10】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方(経年)(名古屋市)



第4~10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

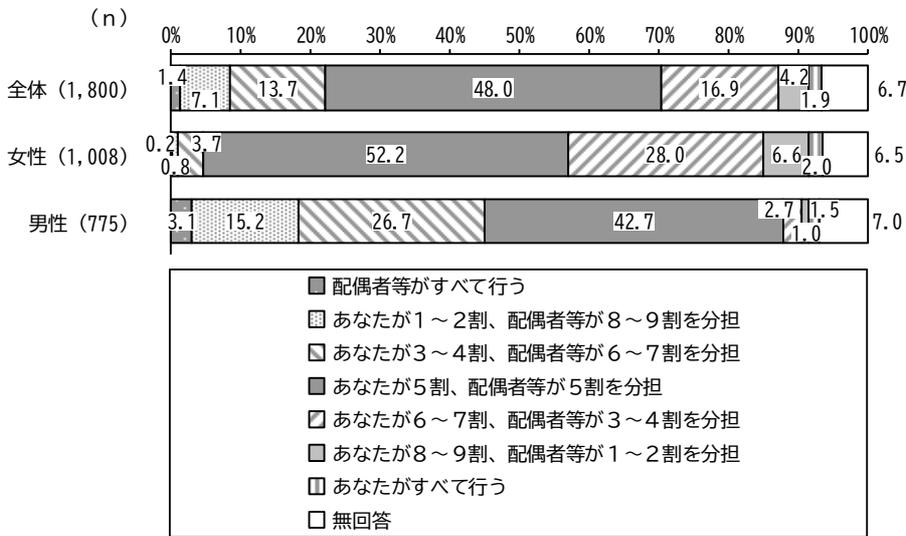
【図表11】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する反対意見(名古屋市)



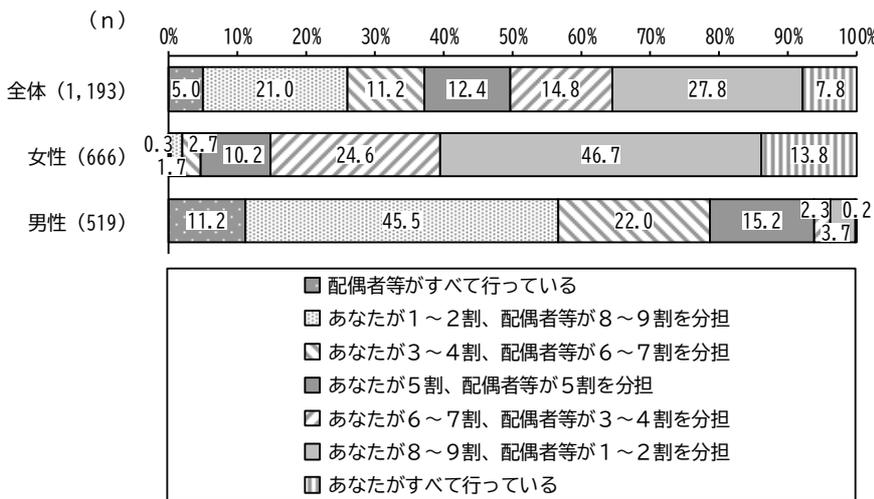
令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

【図表 12】家事・子育て・介護の役割分担(名古屋市)

●希望する分担比率

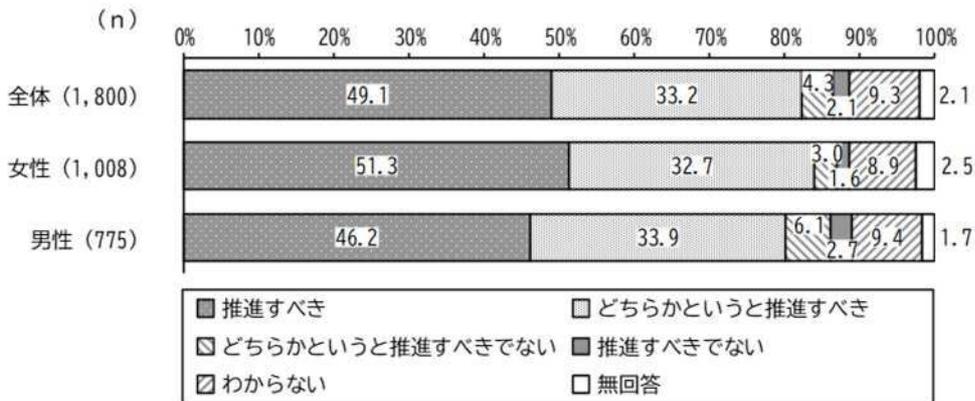


●実際の分担比率 (配偶者等と同居している方)



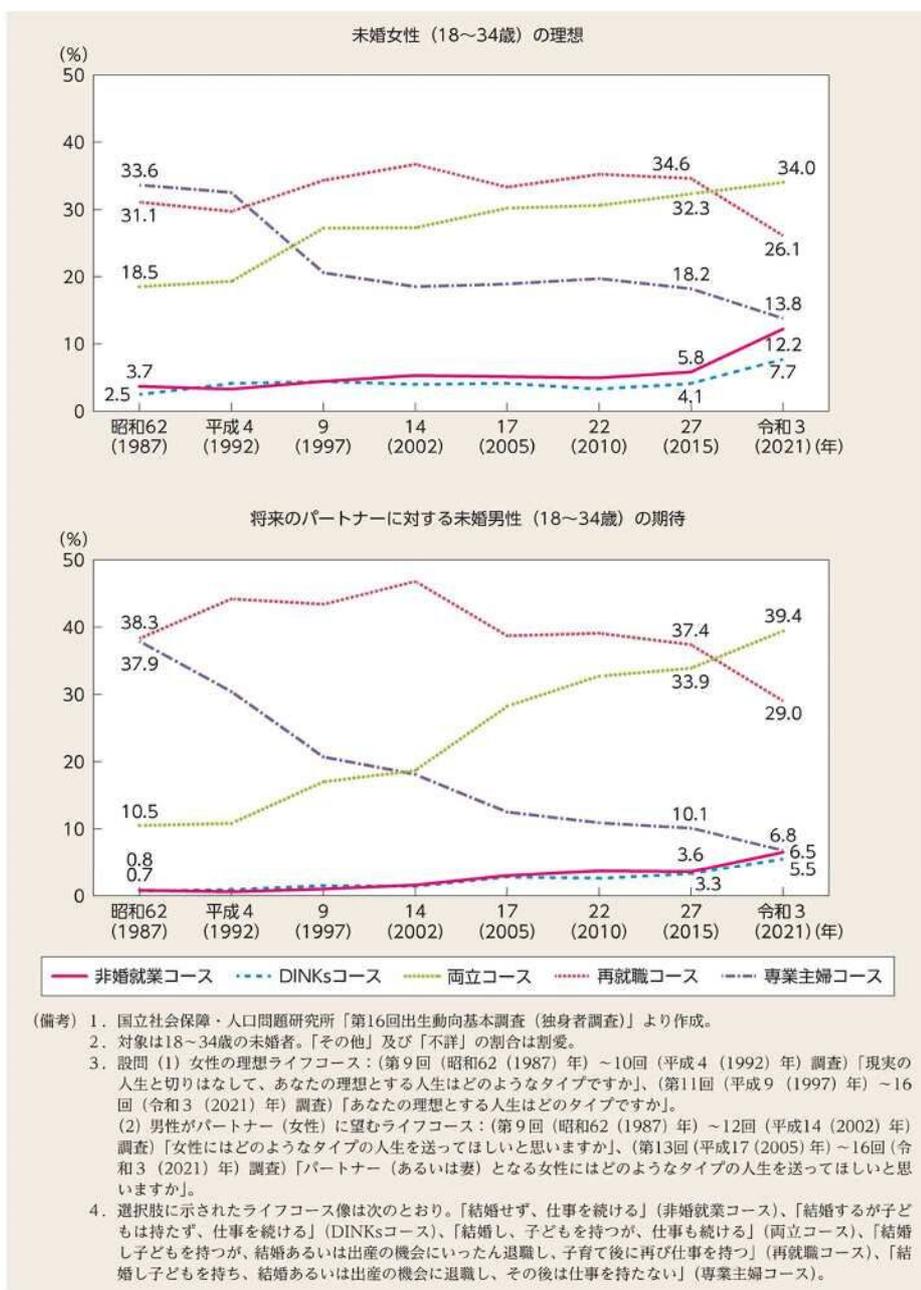
令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

【図表 13】男性の育児休業取得についての考え(名古屋市)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

【図表 14】若年層のライフコースの希望の推移(全国)



令和7年版男女共同参画白書

#### (4) 安心・安全に関わる様々な状況

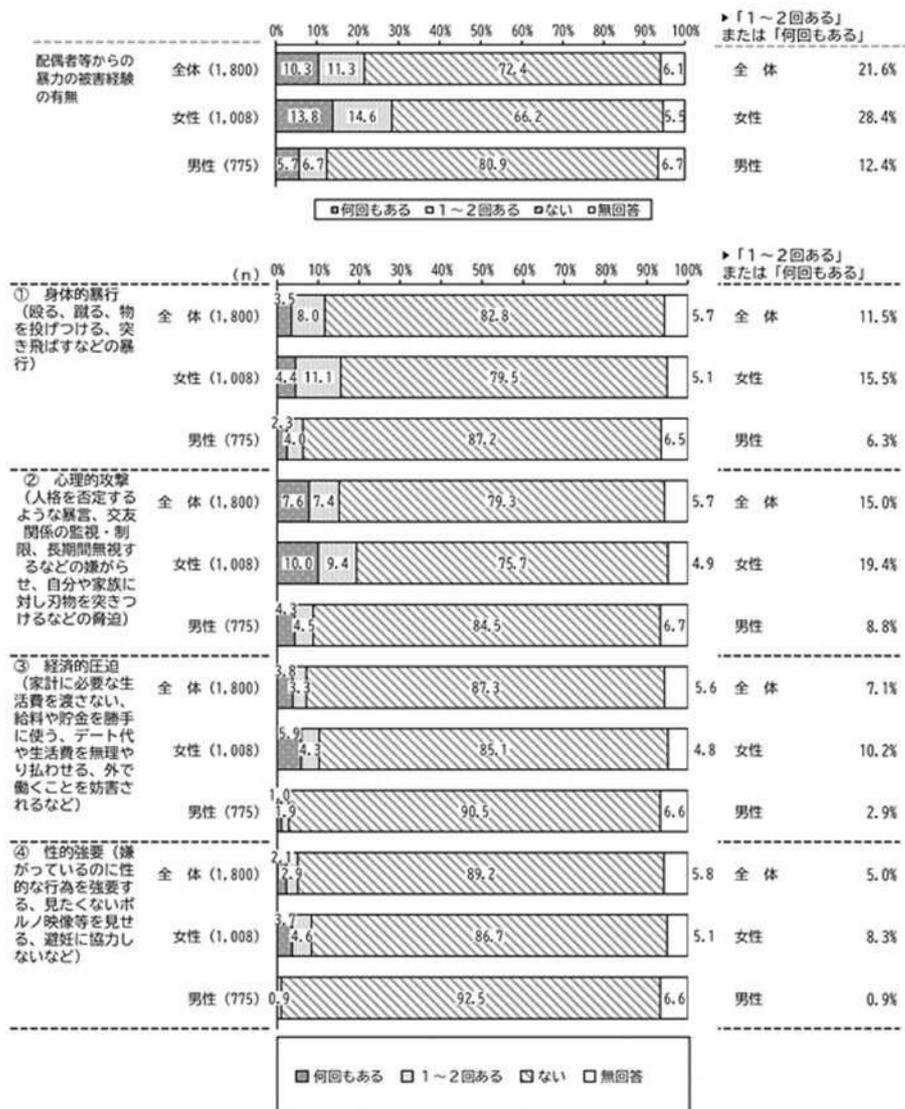
- ・女性の28.4% (約4人に1人)、男性の12.4% (約8人に1人) は、配偶者等や交際相手からの暴力 (DV<sup>2</sup>) の被害経験があると回答しています【図表 15】。
- ・令和4 (2022) 年以降、不同意わいせつ及び不同意性交等の認知件数はともに増加しています【図表 16】。
- ・本市の自殺者数は、平成10 (1998) 年に急増し、毎年400人を超える水準で推移して

<sup>2</sup> DV (ドメスティック・バイオレンス)：配偶者 (事実婚や元配偶者、生活の本拠をともにする交際相手を含む。性別を問わない) からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力等も含まれる。

きましたが、平成 27 (2015) 年以降には 300 人台になるなど減少傾向にありました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあってか、令和 2 (2020) 年から自殺者数が増加傾向となっていました。令和 6 (2024) 年は減少に転じました【図表 17】。

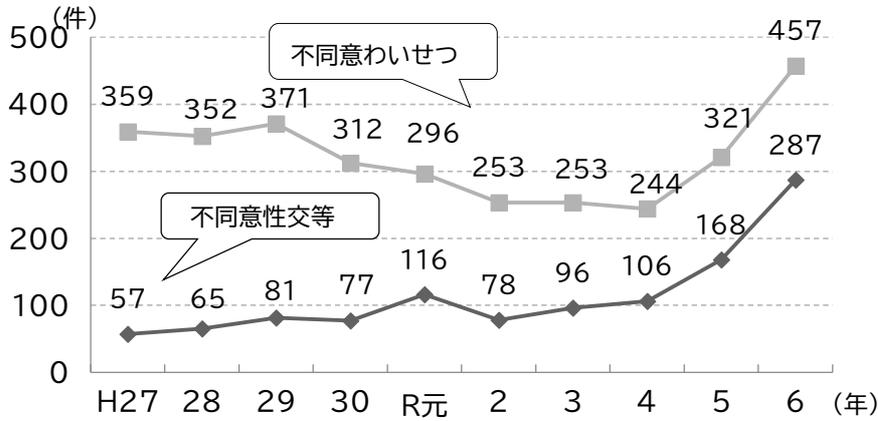
- また、自殺死亡率は全年齢階級において女性より男性の方が高く、女性では 20～29 歳が 13.2% で最も高くなっています【図表 18】。
- 防災に関して、災害発生時の避難所運営において、女性の 86.1%、男性の 73.9% が「避難者の性別によるニーズの違いに配慮が必要」と回答しました。次に回答割合が多いのは、「避難所運営、方針決定への男女の参画」、「性別により異なる悩みや問題の相談窓口の設置」で、「女性は炊き出し、男性は力仕事といった固定的な性別役割分担意識の解消」については女性の 35.6%、男性の 36.4% が必要と回答しました【図表 19】。

【図表 15】配偶者等や交際相手からの暴力被害経験率(名古屋市)



令和 6 年度 第 10 回男女平等参画に関する基礎調査 (名古屋市)

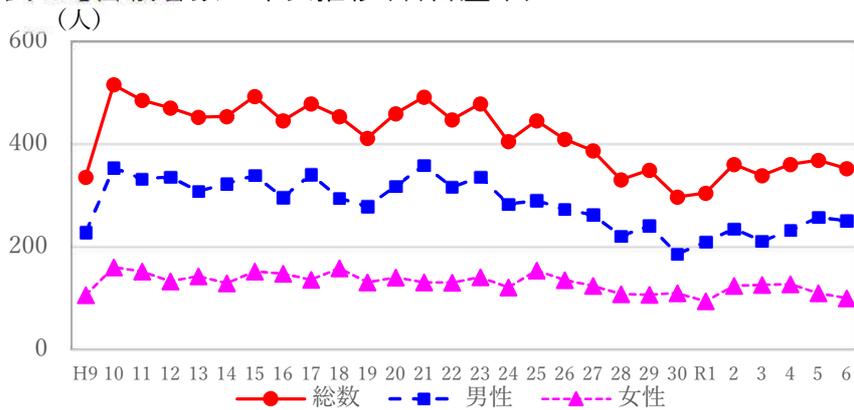
【図表 16】愛知県内の性犯罪認知件数の推移



※刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の令和5年7月施行に伴い、罪名について「強制性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」にそれぞれ変更し、改正前の罪名は改正後の罪名で集計

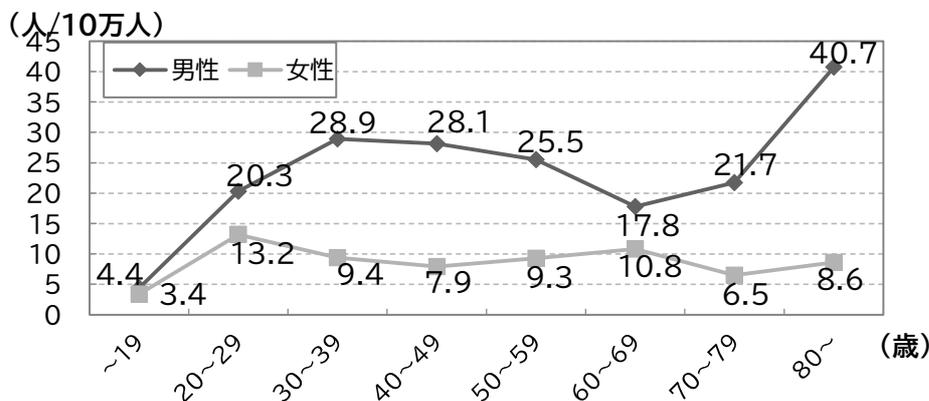
令和6年度中の犯罪概況（愛知県警察本部）

【図表 17】自殺者数の年次推移(名古屋市)



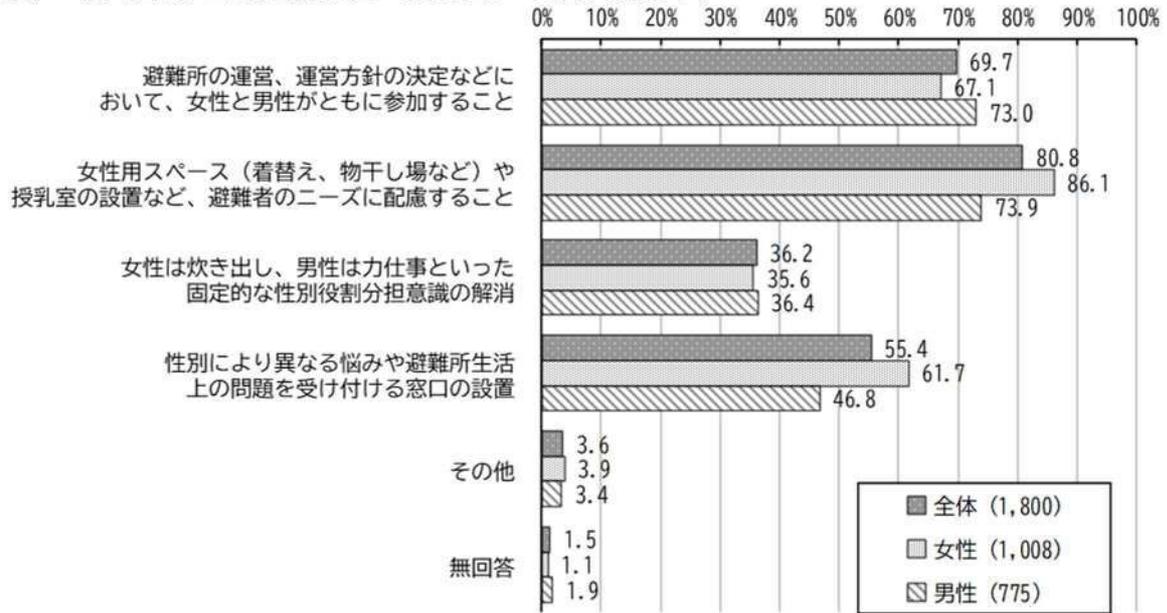
令和6年人口動態統計（厚生労働省）より健康福祉局作成（名古屋市）

【図表 18】性、年齢別自殺死亡率(名古屋市)



令和6年人口動態統計（厚生労働省）よりスポーツ市民局作成（名古屋市）

【図表 19】災害時の避難所運営で必要なこと(名古屋市)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

# 第3章 計画の概要

## 1 計画の構成

名古屋市では、平成7（1995）年に策定された「男女共同参画プランなごや」から基本計画2025まで、男女平等参画推進なごや条例に規定する目的及び理念を踏まえた目標を掲げ、その下に目標を達成するための方針・施策や成果指標を設定し進捗管理をしてきました。

これまでの取組により、女性活躍の推進や子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業数は増加し、男性の育児休業取得率は上昇傾向にある一方で、男女の地位の平等感や、仕事と生活のバランスが希望どおりであると感じている人の割合は後退しており、法律や制度は整えられつつあっても、個人の実感が伴っていない状況が見受けられます。

こうした状況に鑑み、本計画においては、市民の皆さまへのわかりやすさを第一に、これまでの計画の継続性を考慮しつつ、以下の3分野を新設し、体系を見直しました。

男女共同参画社会を実現するためにめざすべき社会像を分野別に具体的にし、これらの分野が互いに補完し合い、連携して機能することで、男女平等参画を推進します。

|     |  |
|-----|--|
| 分野Ⅰ | 性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現 |
| 分野Ⅱ | 性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現              |
| 分野Ⅲ | 男女平等参画意識が浸透した社会の実現                       |

### <概念図>



<計画の体系>

|         |   |         |                                    |
|---------|---|---------|------------------------------------|
| 分野<br>Ⅰ | 性別にかかわりなく人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現 | 方針<br>1 | 性別にかかわる人権の尊重                       |
|         |   | 方針<br>2 | 性別にかかわる人権侵害の解消                     |
| 分野<br>Ⅱ | 性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる社会の実現              | 方針<br>3 | 方針決定過程への女性の参画拡大                    |
|         |   | 方針<br>4 | 働き方改革と女性活躍の推進                      |
|         |   | 方針<br>5 | ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大 |
|         |   | 方針<br>6 | 地域における男女平等参画の促進                    |
| 分野<br>Ⅲ | 男女平等参画意識が浸透した社会の実現                        | 方針<br>7 | 男女平等参画推進のための意識変革                   |

## 2 重点的に取り組むテーマ

「名古屋市総合計画 2028」では、長期的展望に立ったまちづくりを進める上での基本方針において「誰もが幸せと希望を感じられる名古屋」を一つの視点としています。

性別にかかわらず誰もが個性と能力を發揮できる社会の実現は、**女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)**につながります。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、職場や家庭、地域など幅広い分野に及び、さらには、人生のあらゆる場面において必要とされるため、分野や方針に沿って総合的かつ計画的にすすめていく必要があります。

本計画では、こうした多岐にわたる総合的な取組の推進と併せ、効果的に取組を展開するため、社会の動向や本市の取組状況、横断的な視点等を踏まえ、次の4つのテーマについて、重点的に取り組みます。

### テーマ① 男女で異なる健康課題への支援(関連分野:分野Ⅰ、Ⅱ)

平均寿命の延伸や年齢構成の変化に加え、女性の就業率の上昇やライフイベント時の年齢の変化などがみられます。人生100年時代を迎える中、生涯にわたり、家庭でも仕事でも個性と能力を十分に發揮できるようにするために、身体的性差や男女で異なる健康課題について理解を深めることや、こうした健康課題に対して支援をしていくことの重要性が高まっています。また、働く女性の月経、更年期等、健康課題に起因する望まない離職等を防ぐことも重要です。

男女で異なる健康課題に着目し、健康維持や健康増進等に向けて性別や年齢に応じた支援に取り組みます。

### テーマ② 社会構造に起因する貧困等困難を抱える女性への支援(関連分野:分野Ⅰ、Ⅲ)

令和6(2024)年に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されましたが、女性であることにより直面する様々な困難な問題の中でも、貧困は自立を阻む大きな要因です。賃金格差や非正規雇用化、キャリアの中断などの社会構造に起因する女性の貧困に対して取り組むことは、個人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせることにもつながります。また、DVや虐待の被害等の複合的な困難を抱える女性にとって、経済的困窮は問題解決への大きな障壁となります。

貧困等困難な問題を抱える女性への支援や、貧困の次世代への連鎖を断ち切るための支援に取り組みます。

### テーマ③ 性別にかかわらず活躍できるキャリア形成支援(関連分野:分野Ⅱ、Ⅲ)

結婚・出産・介護などのライフイベントにおいて、女性の非正規雇用化やキャリア中断が依然として課題となっているほか、家事や育児の多くを女性が担っていることが、女性の活躍が進まない要因の一つとなっています。

男性の家事・育児への参画促進や、若年層が性別にとらわれず自分らしい生き方や働き方を考える機会の提供、さらにキャリア形成支援や働きやすい職場づくり等を推進し、性別にかかわらず、自らの希望に応じ、仕事と子育て・介護・社会生活等の生活と両立しながら、キャリアを形成できるよう支援に取り組めます。

### テーマ④ 防災における男女平等参画の推進(関連分野:分野Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)

大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子どもなど脆弱な状況にある人が多くの影響を受けます。南海トラフ巨大地震の発生が想定される本市において、男女が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を進めていく必要があります。

避難所運営における女性のニーズへの対応や性暴力等の、炊き出しや育児・介護等のケア労働の女性への偏りなど、令和6年能登半島地震や過去の災害で顕在化した課題に対する取り組みをすすめます。また、災害時に女性の意見を反映するためにも、平常時から地域における男女平等参画の促進に取り組めます。

※テーマ①から④に該当する施策には **重点施策** マークがついています。

### 3 計画の進行管理

本計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、「成果目標」と「成果指標」の2つの指標を設定します。5か年で達成すべき目標値を掲げ、可能な限り毎年度成果目標及び成果指標の達成状況を把握します。

また、男女平等参画推進なごや条例第9条に基づき、毎年度、男女平等参画の推進状況及び推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表します。あわせて、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映するよう努めます。

|   |  |              |                                    |             |                                    |
|---|--|--------------|------------------------------------|-------------|------------------------------------|
| <b>成果目標</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画全体に対して設定</li> <li>・本計画を推進することにより生み出される複合的な効果を測るため、男女平等参画推進に関する市民意識の変化や社会の状況から象徴的な3つの成果目標を本計画全体に対して設定</li> </ul>   |              |                                    |             |                                    |
|   | <p>○男女の地位が平等だと感じる人の割合(社会全体)</p> <p>この成果目標は、制度や環境の整備等だけでなく市民が実感として「平等である」と感じているかという意識の変化を表します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">現状値</td> <td style="text-align: center;">15.6%(令和7年度)</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">23%(令和12年度)</td> </tr> </table>                                     | 現状値          | 15.6%(令和7年度)                       | 目標値         | 23%(令和12年度)                        |
|   | 現状値  | 15.6%(令和7年度) | 目標値                                | 23%(令和12年度) |                                    |
|   | <p>○市内企業の女性管理職の割合(課長級以上)</p> <p>この成果目標は、本市の働く場における女性の方針決定過程への参画が十分でないという現状を踏まえ、女性の参画状況を評価する代表的な指標として設定します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">現状値</td> <td style="text-align: center;">13.4%(令和6年度)</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">国が公表する第6次男女共同参画基本計画の目標値をおく(令和11年度)</td> </tr> </table> | 現状値          | 13.4%(令和6年度)                       | 目標値         | 国が公表する第6次男女共同参画基本計画の目標値をおく(令和11年度) |
| 現状値   | 13.4%(令和6年度)   | 目標値          | 国が公表する第6次男女共同参画基本計画の目標値をおく(令和11年度) |             |                                    |
| <p>○1日のうち、仕事に要する時間が9時間以上である有職男性の割合</p> <p>この成果目標は、本市の有職男性の約半数が、1日のうちで仕事に要する時間が9時間以上であるという現状を踏まえ、長時間労働の減少を評価することで、男性の家事・育児等への参画を促進する指標として設定します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">現状値</td> <td style="text-align: center;">48.1%(令和6年度)</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">46%(令和11年度)</td> </tr> </table> | 現状値  | 48.1%(令和6年度) | 目標値                                | 46%(令和11年度) |                                    |
| 現状値   | 48.1%(令和6年度)   | 目標値          | 46%(令和11年度)                        |             |                                    |
| <b>成果指標</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各方針に対して設定</li> <li>・方針に基づく施策の進捗や事業量など推進状況を把握・評価するための目標値</li> </ul>   |              |                                    |             |                                    |

### 分野Ⅰ

## 性別にかかわらず人権が尊重され、 尊厳をもって安心して暮らすことの できる社会の実現

- 性別にかかわらず人権が尊重されることにより、すべての人が安心して暮らせることは、社会全体の活力と調和を生み出す力となります。
- 誰もが自分らしく生きられるよう、固定的な性別役割分担意識等を背景とした悩みや生きづらさへの対応をすすめるとともに、健康で豊かな生活を送ることができるよう、性差を考慮した生涯にわたる健康支援を行います。さらに、多様な生き方や、性のあり方への理解を深め、多様性を尊重する意識を育むことで、一人ひとりの人権を尊重し、性別にかかわる差別や偏見のない社会を目指します。
- DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪<sup>5</sup>・性暴力<sup>6</sup>などの性別にかかわるあらゆる暴力に対しては、予防のための啓発と被害者支援により人権侵害の解消を目指します。また、性別ゆえの生きづらさに加え、貧困や孤独・孤立、障害、部落差別、外国籍等の複合的な要因によって困難を抱える人々を支援します。

**方針1** 性別にかかわる人権の尊重

**方針2** 性別にかかわる人権侵害の解消

<sup>5</sup> 性犯罪：犯罪のうち「不同意性交等、不同意わいせつ」等の性的な犯罪をいう。

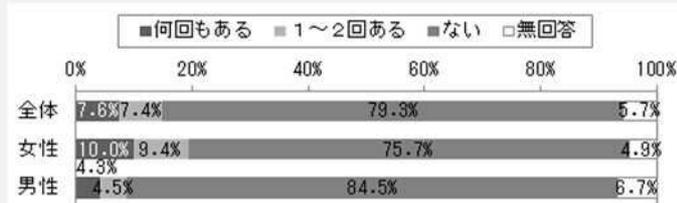
<sup>6</sup> 性暴力：「性犯罪よりも意味が広く、意に反するすべての性的な言動」（性犯罪、性的虐待、配偶者からの性的暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢、盗撮等）と言われている。

## 現状と課題

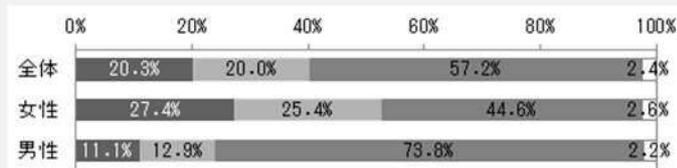
- DV、セクシュアル・ハラスメントなど性別に起因する人権侵害は依然として発生しています。
- 女性のための総合相談、女性福祉相談の件数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症に関連する相談の影響で相談件数が増加した後、令和3年度は元の水準に戻ったもののそれ以降増加傾向にあります。
- また、DVに関する相談件数は高止まりの状況で、内容も複雑で深刻なものが多くなっています。
- 令和5（2023）年に刑法改正等による性犯罪規定が変更されました。愛知県内の性犯罪認知件数は大幅に増加しています。

【図表 24】人権にかかわる被害経験(名古屋市)

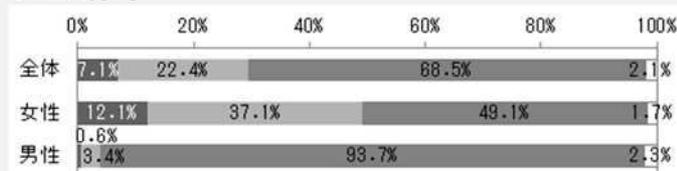
### ●配偶者や交際相手から暴言を吐かれること



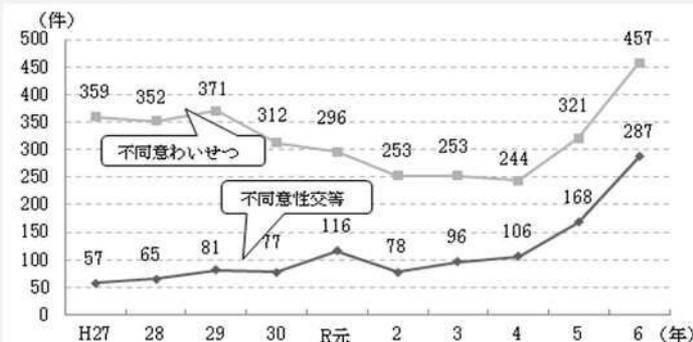
### ●職場や学校などで性的な内容の言葉をかけられるなど不快な思いをしたこと



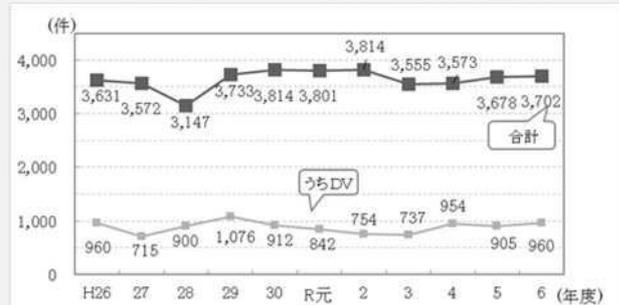
### ●痴漢行為



【図表 27】愛知県内の性犯罪認知件数の推移

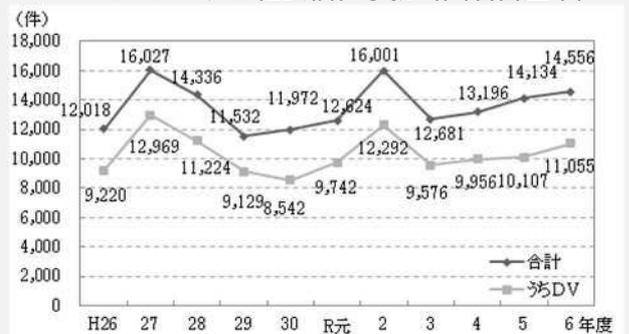


【図表 25】女性のための総合相談(名古屋市)



※相談件数は個別相談(電話・LINE・面接・専門)の件数  
名古屋市スポーツ市民局調べ(名古屋市)

【図表 26】女性福祉相談件数(配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所)(名古屋市)



※相談件数には、男性からのDV相談件数を含む

令和7年度 子ども青少年局調べ(名古屋市)

※刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)の令和5年7月施行に伴い、罪名について「強制性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」にそれぞれ変更し、改正前の罪名は改正後の罪名で集計

令和6年度の犯罪概況(愛知県警察本部)

## 方針1 性別にかかわる人権の尊重

職場、家庭、地域社会など様々な場面で表出する固定的な性別役割分担意識等にとらわれずに、誰もが自由に自己決定できる男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわる人権が尊重され、個人としての尊厳を保ちながら安心して暮らせることが重要です。

そのためには、家庭や職場などにおける性別役割の固定化、意思決定過程における女性の参画の遅れや働く場における男女格差など、置かれた状況の違い等を背景に生み出される、性別に起因する生きづらさや直面する様々な問題について、悩みを抱える人が男女平等参画の視点から主体的に解決をめざすことができるよう相談事業の充実に取り組みます。

また、生涯にわたり安心して暮らしていくためには、身体的性差や男女で異なる健康課題について理解の促進を図るとともに、年齢や性別に応じた支援に取り組んでいきます。

さらに、世帯構成や就業・生活様式の変化や、ライフスタイル、結婚観、家族観の多様化を前提として、これまでの固定的な家族イメージにとらわれることなく、ひとり親や事実婚・非婚など多様な生き方への理解促進に取り組んでいきます。性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）などについても、当事者の性のあり方を考慮し実質的な理解を促進します。

|     |  |
|-----|--|
| 施策① | 男女平等参画にかかる相談体制の充実                          |
| 施策② | 性差を考慮した生涯にわたる健康支援                          |
| 施策③ | 多様な生き方や、性のあり方(性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)等)への理解促進 |

### 成果指標

|     | 指標                                       | 現状値                         | 目標値                      |
|-----|--|-----------------------------|--------------------------|
| 指標1 | DVの相談窓口の認知度                              | 71.2%<br>(令和6年度)            | 75%<br>(令和11年度)          |
| 指標2 | がん検診受診率の向上<br>(①子宮がん・②乳がん)               | ①66.6%<br>②53.3%<br>(令和6年度) | ①70%<br>②60%<br>(令和12年度) |
| 指標3 | 「性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)」という言葉と内容を知っている人の割合 | 67.1%<br>(令和6年度)            | 78%<br>(令和11年度)          |

## 施策① 男女平等参画にかかる相談体制の充実

家庭や職場などで直面する性別にかかわる様々な悩みを受けとめるとともに、相談者自らが解決に向け力を発揮していけるよう自己決定を支援する相談事業の充実に取り組みます。また、広報・啓発等により相談をしやすい環境づくりに取り組むとともに、多様化・複雑化する悩みに対応できるよう相談員の育成に取り組みます。

| 主な取組 |                             | 事業内容                               | 所管局     |
|------|-----------------------------|------------------------------------|---------|
| 1    | イーブルなごや相談室「女性のための総合相談」      | 相談(電話・SNS・面接・専門相談等)の実施<br>相談員研修の実施 | スポーツ市民局 |
| 2    | 名古屋市男性相談                    | 相談(電話・面接)の実施<br>相談員研修の実施           | スポーツ市民局 |
| 3    | 名古屋市にじいろ相談(セクシュアル・マイノリティ相談) | 相談(電話・SNS)の実施                      | スポーツ市民局 |

## 施策② 性差を考慮した生涯にわたる健康支援

### 重点施策

男女が互いの性を理解し、生涯を通じて直面する年齢や性別に応じたさまざまな健康課題について、正しい知識・情報を得て主体的に行動し自己管理できるようにするための情報提供や健康教育をすすめます。

また、性差に応じたがん対策や女性を対象とした健康相談などにより健康支援に取り組むとともに、女性の運動・スポーツ習慣者の割合が男性に比べて低いことを踏まえ、生涯を通じた健康づくりのために女性の運動・スポーツ参加を促進します。

特に、女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期で大きく変化するという特性があることから、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）<sup>7</sup>の視点に留意し、取組をすすめます。

| 主な取組 |                                       | 事業内容  | 所管局                        |
|------|---------------------------------------|---|----------------------------|
| 4    | 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の学習・啓発 | 男女平等参画推進センターや女性会館等における、講座等の実施<br><br>生理に関する理解を促進するため、区役所・支所、市民利用施設等及び市立学校に生理用品を配備   | スポーツ市民局<br>教育委員会<br><br>各局 |
| 5    | 性に関する適切な教育等                           | 市内小中学校・高校・特別支援学校における、体育・保健体育の授業等を通じた性に関する指導の実施<br><br>妊娠・出産のライフプランを考え適切な行動がとれるよう、性や妊娠、健康に関する正しい知識の普及啓発により、プレコンセプションケアを推進<br><br>思春期の子どもの心身両面の健康づくりのための総合的な知識の普及・相談等（思春期保健事業）の実施 | 教育委員会<br><br>子ども青少年局       |

<sup>7</sup> 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）：リプロダクティブ・ヘルスとは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出生間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

| 主な取組 |                 | 事業内容   | 所管局     |
|------|-----------------|--|---------|
| 6    | 性感染症等への対策       | HIV/エイズ、梅毒等の予防啓発の実施  | 健康福祉局   |
| 7    | 妊娠・出産等に関する健康支援  | 妊娠・出産・育児に関する健康教育・制度の普及啓発、相談、支援の実施<br>・母子健康手帳の交付<br>・妊婦健康診査<br>・両親学級<br>・共働きカップルのためのパパママ教室<br>・産前・産後ヘルプ事業<br>・なごや妊娠 SOS | 子ども青少年局 |
| 8    | 性差に応じたがん対策      | 性差に応じたがんの早期発見・早期治療促進のため、がん検診・健康教育等を実施<br>がん検診<br>・子宮がん検診<br>・乳がん検診<br>・前立腺がん検診<br>ブレスト・アウェアネス啓発事業                      | 健康福祉局   |
| 9    | 生涯にわたる健康教育・健康支援 | 女性の健康相談窓口の設置   | 健康福祉局   |
|      |                 | 女性を対象としたレクリエーションスポーツ事業の実施  | スポーツ市民局 |

### 施策③ 多様な生き方や、性のあり方(性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)等)への理解促進

ライフスタイル、結婚観、家族観は多様化しており、これまでの固定的な家族イメージにとらわれない生き方が広がっています。また、LGBTQ<sup>8</sup>をはじめとする性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)に関する社会的な認知は高まってきています。しかし、依然として偏見や無理解により、困難を抱える当事者は少なくないことから、個人の様々な生き方の選択が社会への参画の障壁にならないように、また、多様な生き方や性のあり方が尊重されるように理解促進に取り組みます。

| 主な取組 |                             | 事業内容                                      | 所管局     |
|------|-----------------------------|---|---------|
| 10   | 多様な生き方や性のあり方への理解促進に向けた意識啓発  | 男女平等参画推進センターにおける、講座の実施                    | スポーツ市民局 |
|      |                             | なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における講座や展示等による啓発の実施 |         |
|      |                             | 女性会館、各区生涯学習センターにおける、講座等の実施                | 教育委員会   |
|      |                             | 市内小中学校における、人権教育推進校による研究活動の実施              |         |
| (3)  | 名古屋市にじいろ相談(セクシュアル・マイノリティ相談) | 事業者や職員等に対する、性の多様性の理解促進のための研修等の実施          | スポーツ市民局 |
|      |                             | 性の多様性への理解促進を深めるための職員ハンドブックの活用             |         |
| 11   | 名古屋市ファミリーシップ制度              | 名古屋市ファミリーシップ制度の運用                         | スポーツ市民局 |

<sup>8</sup> LGBTQ: 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の総称のひとつで、Lesbian(レズビアン)性自認が女性で恋愛・性的対象が女性の人、Gay(ゲイ)性自認が男性で恋愛・性的対象が男性の人、Bisexual(バイセクシュアル)恋愛・性的対象が男性と女性の両方の人、Transgender(トランスジェンダー)出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人、Questioning(クエスチョニング)性自認や性的指向が定まっていない人、の頭文字を取ったもの。

## 方針2 性別にかかわる人権侵害の解消

男女共同参画社会の実現を妨げる性別に起因するあらゆる人権侵害を解消することは、極めて重要です。

DVや、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力など、性別にかかわる暴力は深刻な人権侵害であり、被害者の尊厳を著しく損なうということ、そして「暴力を許さない」ということが社会全体で共有されるよう、学校・職場・地域などあらゆる場面で広く啓発に取り組みます。

暴力による被害者に対しては、その尊厳の回復のため、被害者に寄り添った、切れ目のない支援を行います。特にDVにおいては、DV被害者だけでなく、被害者の子どもも被害や影響を受けるという視点をもって関係機関との連携を強化します。また、子どもや若者に対する性暴力等の被害は深刻な状況にあり、家族や身近な者からの被害は潜在化・深刻化しやすいことや、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないこと等に留意し取り組みの強化を図ります。

性別にかかわる人権侵害は、社会構造に起因する貧困や孤独・孤立といった問題とも密接に関係しており、特に女性は、非正規雇用や賃金格差などにより、経済的困難に陥りやすい状況にあります。また、ひとり親家庭や障害、部落差別、外国人や外国にルーツがあることなどにより社会的困難を抱えている場合、性別ゆえの生きづらさが相まって更に複合的な困難を抱えることがあります。こうした様々な困難を抱える人々に対する理解の促進と一層の支援をすすめます。

|     |   |
|-----|---|
| 施策④ | 性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等)の予防啓発   |
| 施策⑤ | 性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等)の被害者支援  |
| 施策⑥ | 様々な困難(貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等)を抱える人々への支援 |

### 成果指標

|     | 指標               | 現状値              | 目標値             |
|-----|------------------|------------------|-----------------|
| 指標4 | DVを人権侵害と認識する人の割合 | 93.5%<br>(令和6年度) | 95%<br>(令和12年度) |
| 指標5 | 「デートDV」という言葉の認知度 | 53.4%<br>(令和6年度) | 65%<br>(令和11年度) |

## 施策④ 性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等)の予防啓発

DV やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力などの性別にかかわる暴力が、重大な人権侵害であることや、「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識が社会全体で共有されるよう、性別にかかわるあらゆる暴力を許さない社会的機運を醸成するための啓発に取り組むとともに、こうした暴力の防止に向けた対策をすすめます。

また、若年層への予防啓発においては、相談窓口の周知だけでなく、デートDV<sup>9</sup>の防止や性的同意の重要性について、保護者など相談相手となる幅広い層も含め、SNSなどの身近で利用しやすい媒体を活用し啓発に取り組みます。

| 主な取組 |                            | 事業内容   | 所管局              |
|------|----------------------------|--|------------------|
| 12   | DV、性暴力等防止に向けた啓発            | 女性に対する暴力をなくす運動(パールリボンキャンペーン)の実施  | スポーツ市民局          |
|      |                            | 児童虐待対策と連携した「Stop DV & 児童虐待」コラボ事業の実施<br>DV 等防止啓発カードの配布<br>DV 根絶のための意識啓発事業 | 子ども青少年局          |
| 13   | 若年層向けデート DV、性暴力等防止に向けた啓発事業 | デート DV ハンドブック等を活用した啓発  | スポーツ市民局          |
|      |                            | 高校等へ出張講座の実施<br>男女平等参画推進センターにおける講演会、セミナーの実施                               | 教育委員会<br>スポーツ市民局 |
| 14   | セクシュアル・ハラスメント等の防止対策        | 男女平等参画推進センターによる企業向け研修の実施   | スポーツ市民局          |
|      |                            | 職員向け意識啓発の実施<br>市立大学における防止対策  | 総務局              |

<sup>9</sup> デートDV：婚姻関係にない交際相手との間に起こるさまざまな暴力をいう。

| 主な取組 |              | 事業内容  | 所管局     |
|------|--------------|---|---------|
| 15   | 性犯罪・性暴力の防止対策 | 防犯機器電気料の補助  | スポーツ市民局 |
|      |              | 街頭犯罪抑止環境整備事業(防犯カメラ、防犯灯 LED 化の補助)  |         |
|      |              | 地下鉄における痴漢等迷惑行為防止対策  | 交通局     |
|      |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東山線及び名城線・名港線での女性専用車両の運行</li> <li>・東山線の既存車両や名城・名港線の新型車両への車内カメラの設置</li> <li>・駅のホームやトイレ出入口など安全対策上必要な箇所へのカメラの設置</li> <li>・車内駅構内における、痴漢等迷惑行為防止に向けた啓発の実施</li> </ul> |         |
|      |              | 学校等における子どもの性暴力防止対策  | 教育委員会   |
|      |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員等向け研修の実施</li> <li>・保護者・児童等への周知・啓発</li> <li>・早期発見のための措置</li> <li>・環境整備</li> </ul>   | 子ども青少年局 |

## 施策⑤ 性別にかかわるあらゆる暴力(DV、セクハラ、性暴力等)の被害者支援

DV など性別にかかわる暴力の被害者の相談・支援にあたっては、民間団体も含め関係機関との連携協力のもと、被害者の保護から自立支援までの各段階にわたり、安心と安全に配慮した切れ目のない支援を実施します。また、子どもの被害を早期に発見し、支援するため、体制の強化や支援の充実などに取り組みます。

| 主な取組 |                         | 事業内容  | 所管局                  |
|------|-------------------------|---|----------------------|
| 16   | DV 被害者等への相談・支援          | 配偶者暴力相談支援センターや社会福祉事務所における、切れ目のない相談及び支援の実施   | 子ども青少年局              |
| 17   | 子ども・若者を虐待や性暴力等から守るための支援 | 児童虐待防止における関係機関との連携<br>・なごやこどもサポート連絡協議会、なごやこどもサポート区連絡会議の開催<br><br>児童相談所の体制強化<br><br>社会福祉事務所における児童虐待等の機能強化<br><br>相談(「なごやっ子SOS」)の実施<br><br>児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等の実施 | 子ども青少年局              |
|      |                         | 子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等の学校現場への配置(「なごや子ども応援委員会」の運営)   | 教育委員会                |
|      |                         | 教育と福祉の連携による支援の充実<br>・スクールソーシャルワーカーの全区役所・支所への併任<br><br>・スクリーニングの実施<br><br>・児童相談所兼務児童福祉司等のスクリーニングへの参加、福祉的支援の実施  | 子ども青少年局<br><br>教育委員会 |
|      |                         | 若年女性へのアウトリーチ事業の実施   | 子ども青少年局              |
|      |                         | こども・若者シェルター設置に向けた検討   | 子ども青少年局              |
|      |                         | ワンストップ支援センター等関係機関との連携   | スポーツ市民局<br>子ども青少年局   |

| 主な取組 |                        | 事業内容   | 所管局     |
|------|------------------------|--|---------|
| (1)  | イーブルなごや相談室「女性のための総合相談」 | 女性の自立のためのグループプログラム等の実施                       | スポーツ市民局 |
| 18   | 犯罪被害者等支援事業             | 総合支援窓口の運営や経済的・精神的支援、二次的被害の防止に向けた広報啓発・人材育成の実施 | スポーツ市民局 |
| 19   | 職員研修・支援者育成             | 女性に対する暴力防止に関する職員研修の実施                        | スポーツ市民局 |
|      |                        | 職員及び民間支援者の研修(DV 被害支援者スキルアップ研修)の実施            | 子ども青少年局 |
| 20   | 庁内及び関係機関・民間団体との連携      | DV 被害者支援協議会 兼 女性支援調整会議の開催                    | スポーツ市民局 |
|      |                        | 庁内連絡会議の開催                                    | 子ども青少年局 |

( )は再掲

## 施策⑥ 様々な困難(貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等)

### を抱える人々への支援 **重点施策**

貧困や差別・偏見など生活上の困難に直面している人々は、それぞれが抱える困難に加え、性別ゆえの生きづらさが重なり、複合的に困難な状況に置かれています。これらの様々な困難を抱える人々が、安心して暮らすことができるよう、男女平等参画と人権尊重の視点に立って、貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等への理解促進とそれぞれの状況に応じた支援をすすめます。

| 主な取組 |              | 事業内容   | 所管局     |
|------|--------------|--|---------|
| 21   | 経済的自立に向けた支援等 | 男女平等参画推進センターにおける、女性の就労支援に関する講座、セミナー等の実施  | スポーツ市民局 |
|      |              | なごやジョブサポートセンターにおける、求職者への就職準備セミナー等の実施   | 経済局     |
|      |              | 仕事・暮らし自立サポートセンターにおける、生活困窮者の自立を支援するための総合的な支援の実施<br>・自立相談支援<br><br>・住居確保給付金の支給<br><br>・就労準備支援<br><br>・就労訓練<br><br>・家計改善支援<br><br>ホームレスや住まいを失った方への宿所及び食事の提供、生活相談、職業相談などの自立を支援するための支援の実施 | 健康福祉局   |
|      |              | 社会的自立に困難を有する若者に相談から就職、職場定着まで一貫した総合的な支援を実施するため、子ども・若者総合相談センターにおいて伴走型支援を行うほか、若者・企業リンクサポート事業による支援等を実施   | 子ども青少年局 |

| 主な取組 |                     | 事業内容   | 所管局     |
|------|---------------------|--|---------|
| 21   | 経済的自立に向けた支援等        | 社会的自立に困難を有する若者に相談から就職、職場定着まで一貫した総合的な支援を実施するため、子ども・若者総合相談センターにおいて伴走型支援を行うほか、若者・企業リンクサポート事業による支援等を実施 | 子ども青少年局 |
| 22   | 孤独・孤立に対する支援         | 孤独・孤立で困難や不安を抱える女性のためのつながりサポート事業の実施   | スポーツ市民局 |
|      |                     | 孤独・孤立対策事業<br>・孤独・孤立対策に関するポータルサイトの運営<br><br>・分野を超えた連携や協働を図る官民連携プラットフォームの設置<br><br>・広報啓発の実施          | 健康福祉局   |
| 23   | ひとり親家庭への精神的な支援      | ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施<br><br>ジョイナス、ナゴヤにおける心理カウンセリングや、セミナー等の実施                                     | 子ども青少年局 |
| 24   | ひとり親家庭への経済的自立に向けた支援 | 愛知母子・父子福祉センター及びひとり親家庭就業自立センター(ジョイナス、ナゴヤ)における就業支援の実施  | 子ども青少年局 |
|      |                     | 養育費相談等の実施<br><br>養育費・親子交流等に関するセミナーの実施<br><br>公正証書作成費用補助事業の実施<br><br>養育費保証料補助事業の実施                  | 子ども青少年局 |

| 主な取組 |                     | 事業内容                                      | 所管局              |
|------|---------------------|---|------------------|
| 24   | ひとり親家庭への経済的自立に向けた支援 | 自立支援給付金事業の実施                              | 子ども青少年局          |
|      |                     | 児童扶養手当の支給                                 | 子ども青少年局          |
|      |                     | 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付/<br>名古屋市寡夫福祉資金貸付金の貸付     | 子ども青少年局          |
|      |                     | ひとり親家庭手当                                  | 子ども青少年局          |
|      |                     | ひとり親家庭等医療費助成                              | 子ども青少年局          |
|      |                     | 生活支援事業の実施                                 | 子ども青少年局          |
|      |                     | ひとり親家庭等への大学受験料等補助<br>・大学受験料等補助<br>・模試費用補助 | 子ども青少年局          |
|      |                     | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業                        | 子ども青少年局          |
|      |                     | 中学生の学習支援事業                                | 子ども青少年局<br>健康福祉局 |

| 主な取組 |          | 事業内容  | 所管局     |
|------|----------|---|---------|
| 25   | 障害者等への支援 | 市立大学における、ユニバーサルデザインの教育・研究の実施                              | 総務局     |
|      |          | 意識のバリアフリーを推進するための広報・啓発事業の実施                               | 健康福祉局   |
|      |          | 障害者差別解消の推進に係る事業の実施  | 健康福祉局   |
|      |          | 障害者虐待相談支援事業の実施  | 健康福祉局   |
|      |          | 障害種別に関わらず、すべての障害に対してワンストップで対応するための障害者基幹相談支援センターの運営(各区1か所) | 健康福祉局   |
|      |          | 障害者就労支援センター等への運営補助  | 健康福祉局   |
|      |          | 地域生活支援拠点事業の実施   | 健康福祉局   |
|      |          | 発達障害者支援センターの運営等の支援  | 子ども青少年局 |
|      |          | 意識啓発を図る講座等の実施   | 教育委員会   |
|      |          | 障害への偏見や差別をなくすための理解啓発活動や体験を重視した交流活動などの実施                   | 教育委員会   |

| 主な取組 |                    | 事業内容   | 所管局     |
|------|--------------------|--|---------|
| 26   | 部落差別の解決に向けた支援      | 文化センターにおける、相談事業(生活相談、健康相談、法律相談等)の実施            | スポーツ市民局 |
|      |                    | なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における、人権擁護委員と連携した人権相談の実施 | スポーツ市民局 |
|      |                    | 部落差別の解決に向けた市民の自主的活動や取組支援及び意見交換の実施              | スポーツ市民局 |
|      |                    | 教育集会所における、生活相談や健康相談の実施                         | 教育委員会   |
| 27   | 外国人や外国にルーツを持つ方への支援 | 国際センターにおける、外国人への情報提供                           | 観光文化交流局 |
|      |                    | 外国人のための相談事業(行政相談、法律相談、税務相談等)の実施                | 観光文化交流局 |
|      |                    | 外国籍のDV被害者及び児童相談所における外国人の子どもに対する、通訳派遣による支援の実施   | 子ども青少年局 |

## 分野Ⅱ

# 性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現

- すべての人が、あらゆる分野で、性別にかかわらず自分らしい生き方や働き方を選択できることは、多様性が尊重され、生きがいを感じられる社会の実現のために不可欠であるとともに、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できることで、社会全体の活力と多様性の向上につながります。
- あらゆる分野において、男女が対等な関係性を構築するためには、女性が方針決定過程に参加することが何よりも重要です。
- 仕事と育児・介護等の両立だけでなく、健康上の課題を抱えながら働く人が仕事を続けられるようになることなど、働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境を整えることは、女性の活躍を後押しすることにつながります。
- また、家庭生活への育児・介護支援の充実や、女性に偏りがちな家事・育児・介護等への男性の参加を促進することで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- 地域活動や防災の分野においても男女平等参加を促進することで、多様化する地域課題・ニーズへの対応とともに地域の活性化につなげます。

**方針3** 方針決定過程への女性の参加拡大

**方針4** 働き方改革と女性活躍の推進

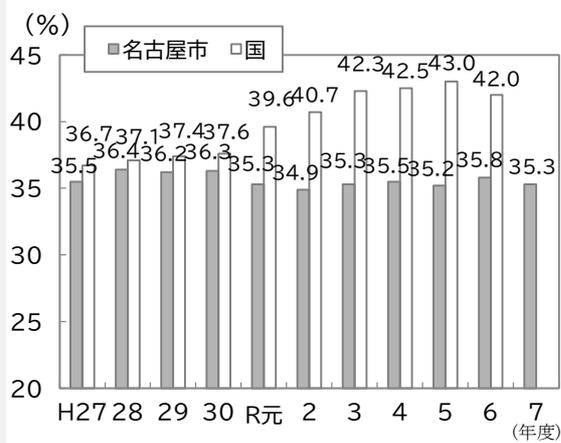
**方針5** ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参加拡大

**方針6** 地域における男女平等参加の促進

## 現状と課題

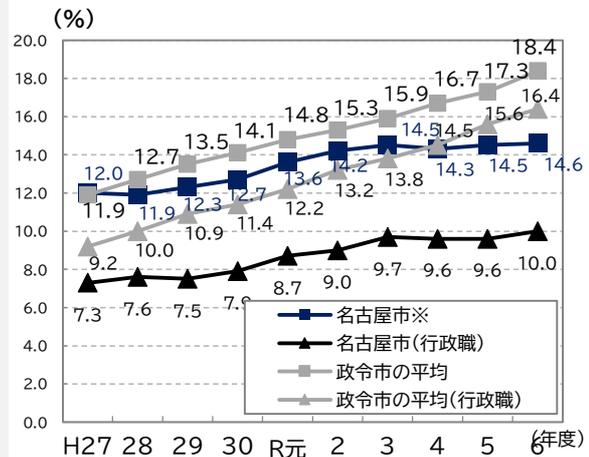
- 市の審議会等は、市政の政策形成に多様な視点を取り入れるために設置されていますが、審議会等における女性比率は長期にわたり横ばい傾向にあり、2025（令和7）年4月時点で35.3%に留まっています。
- 市職員の女性の管理職比率は徐々に上昇してきましたが、2025（令和7）年度は14.9%であり、政令市の平均を下回っています。
- 就業構造基本調査（2022(令和4)年）によれば、名古屋市では非正規就業者の割合が、男性21.4%に対して、女性は53.0%と高くなっています。
- また、国の賃金構造基本統計調査（2024(令和6)年）では、男女の賃金格差について、男性一般労働者の給与水準を100とした時、女性一般労働者は75.8に留まっている状況です。

【図表 28】審議会等への女性の登用状況の推移  
(名古屋市と全国)



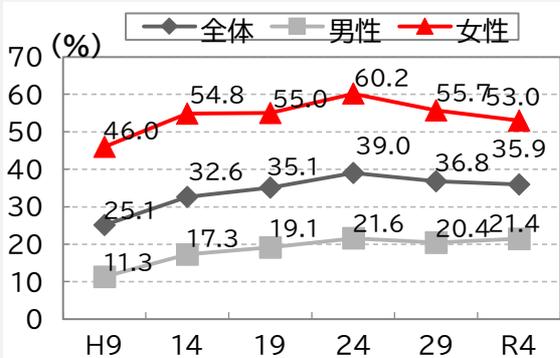
令和7年 スポーツ市民局調べ(名古屋市)

【図表 29】市職員における管理職女性比率  
(名古屋市と政令市)



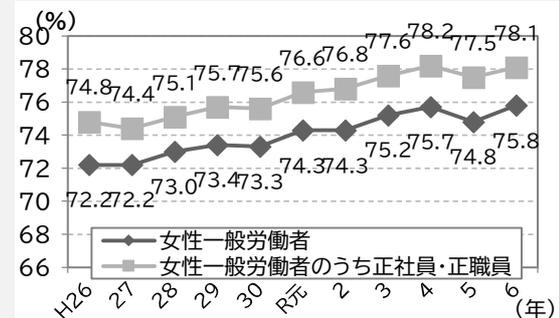
※教員・消防職を除く全職種(消防長は含む)  
令和7年度 総務局調べ(名古屋市)  
令和6年度地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況(内閣府)

【図表 30】男女別非正規就業者割合の推移  
(名古屋市)



令和4年 就業構造基本調査 名古屋の就業構造(名古屋市)

【図表 31】男女間所定内給与格差の推移  
(男性の所定内給与=100)(全国)



※「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。  
※「短時間労働者」は、常用労働者のうち、一般の労働者よりも1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。  
※「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。  
※所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。  
令和6年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

- 健康上の問題で仕事、家事等への影響がある人は、2022（令和4）年時点で621万人となっており、このうち女性が384万人（61.8%）となっています。年代別にみると、30代、50代及び70代以上で男女差が大きくなっています。
- 長時間労働について、基礎調査では子育て期と思われる30～40代の男性で1日9時間以上働いている割合は、30歳代が56.1%（女性は23.2%）、40歳代が65.2%（女性は33.5%）と長時間労働をする人の割合が高い状況です。
- 「家事・子育て・介護の役割分担」について、希望する分担は男女ともに「自分と配偶者等とで5割ずつ分担」が最も多くなっていますが（女性52.2%、男性42.7%）、実際の分担は女性に偏っている状況です。

【図表 32】健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者の数および割合の推移(全国)

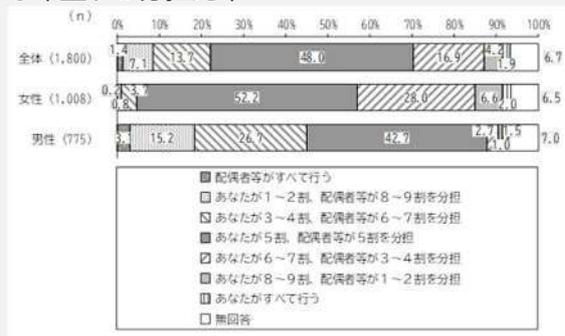


(備考) 1. 厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」より作成。  
 2. 「健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者」とは、「現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がある」と回答した者のうち、影響の事柄として、「仕事、家事、学業（時間や作業量などが制限される）」を挙げた者。  
 3. 入院者は含まない。

令和6年度版 男女共同参画白書

【図表 33】家事・子育て・介護の役割分担(名古屋市)

●希望する分担比率

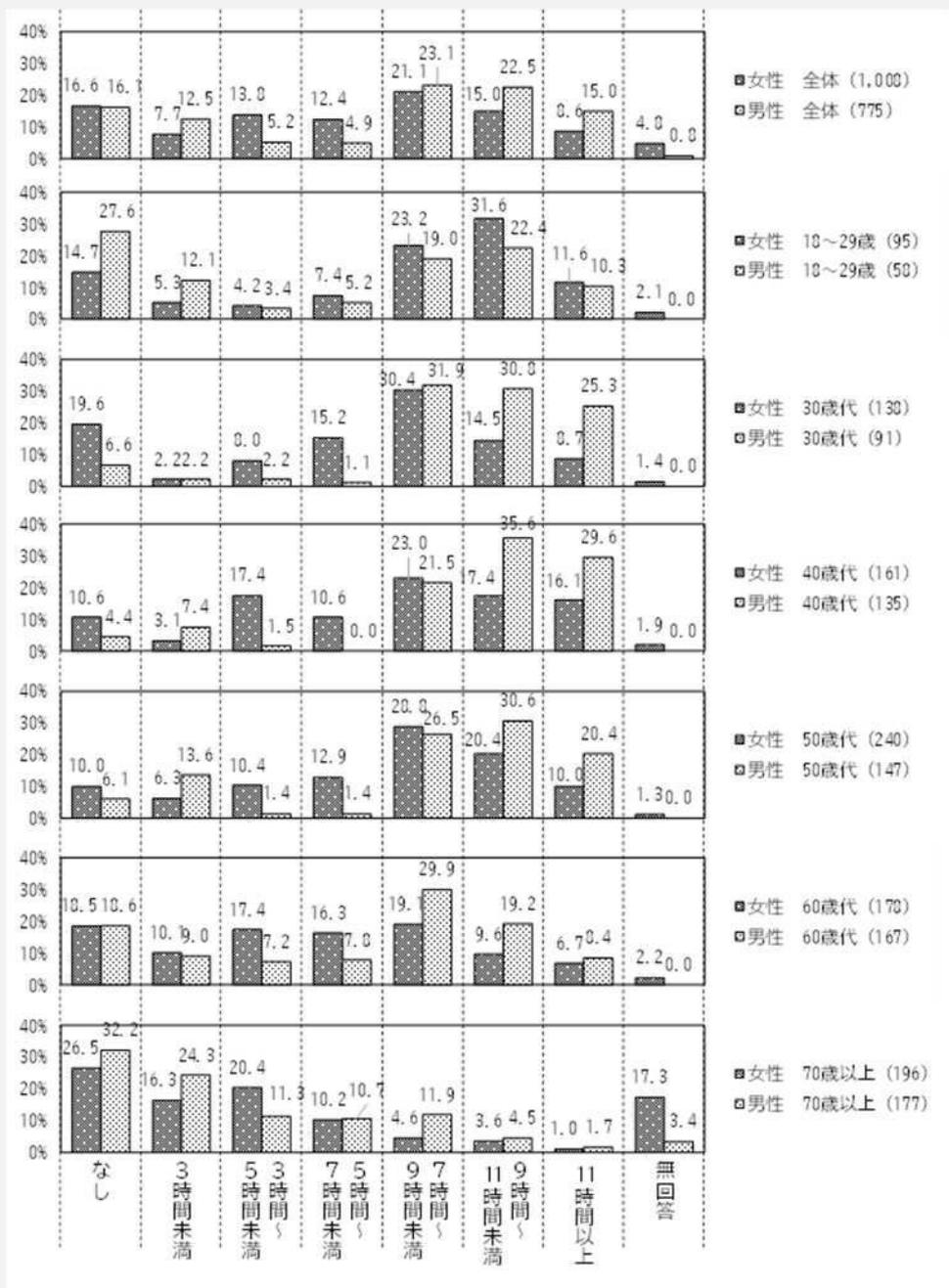


●実際の分担比率(配偶者等と同居している方)



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

【図表 34】1日のうちで仕事に要する時間(名古屋市)



令和6年度 第10回男女平等参画基礎調査(名古屋市)

### 方針3 方針決定過程への女性の参画拡大

地域社会や企業など、社会におけるあらゆる場面の方針決定過程に男女が対等に参画することは、人権を尊重する上で必要であるとともに、多様な視点の確保や新たな発想をもたらし、すべての人が暮らしやすく、働きやすい社会の実現や持続的な発展にもつながります。

しかしながら、各分野の方針決定過程において女性の数は徐々に増えてはいるものの、依然として男女の対等な参画には至っていない状況です。

地域社会や企業などに対して方針決定過程への女性の参画に向けた情報提供や学習機会を確保するとともに、女性が方針決定過程への参画に意欲がもてるよう支援します。こうした取組をとおして、さまざまな場面において方針決定過程への女性の参画の拡大を進めます。

また、社会の構成員の半分を占める女性の意見が十分に反映されるよう、社会的にも影響の大きい市役所自らが率先して、審議会等への女性委員の登用や方針決定過程への女性職員の参画に、より一層取り組んでいきます。

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 施策⑦ | 市政等における女性の方針決定過程への登用推進  |
| 施策⑧ | 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大 |
| 施策⑨ | 企業等における女性の方針決定過程への参画拡大  |

#### 成果指標

|     | 指標                          | 現状値                      | 目標値                            |
|-----|-----------------------------|--------------------------|--------------------------------|
| 指標6 | 市の審議会等への女性委員の登用率            | <b>35.3%</b><br>(令和7年4月) | <b>40%以上 60%以下</b><br>(令和12年度) |
| 指標7 | 市職員の女性管理職員の割合<br>※消防職・教員を除く | <b>14.9%</b><br>(令和7年4月) | <b>20%</b><br>(令和12年4月)        |
| 指標8 | 市立学校園の校(園)長・教頭に占める女性の割合     | <b>21.2%</b><br>(令和7年4月) | <b>22%</b><br>(令和12年4月)        |

## 施策⑦ 市政等における女性の方針決定過程への登用推進

名古屋市域において、さまざまな場面での方針決定過程に女性の参画を進めていくためには、市役所自らが率先して取り組み、その取組を発信していくことが必要です。

市民生活に大きな影響を与える市の施策や、男女平等参画意識の醸成の基盤である学校教育等に多様な視点を取り込まれるよう、女性職員の職域拡大やキャリア形成に関する研修・情報提供などにより市職員の女性管理職への登用を推進します。

また、市政の政策形成に多様な視点を取り入れるために設置されている審議会等への女性委員の登用率を高めるための支援や働きかけを行います。

| 主な取組 |                   | 事業内容   | 所管局                           |
|------|-------------------|--|-------------------------------|
| 28   | 審議会等への女性委員の登用促進   | 審議会等への女性委員の登用促進(目標値 40%以上 60%以下)<br>・登用率 35.3%(令和 7 年 4 月)<br><br>女性委員ゼロ審議会の解消<br>・3 審議会(令和 7 年 4 月)   | スポーツ市民局                       |
| 29   | 市職員の管理職等への女性の登用促進 | 職域の拡大や積極的な登用を推進する取組みの実施<br>・管理職に占める女性職員の割合(消防職・教員除く)14.9%(令和 7 年 4 月)<br><br>・課長補佐級職員に占める女性の割合(消防職・教員除く)20.1%(令和 7 年 4 月)<br><br>・市立学校園の校(園)長・教頭に占める女性の割合 21.2%(令和 7 年 4 月)<br><br>・女性の課長補佐昇任選考受験率(全職種・コース I)2.2%(令和6年度)<br><br>・「第2次試験受験延期制度」、「昇任延期制度」及び「一時降任制度」の実施 | 総務局<br><br>人事委員会<br><br>教育委員会 |
| 30   | 市立大学における女性活躍の促進   | 市立大学における女性教員比率向上のためのポジティブ・アクションの推進<br>・女性教員比率<br>27.9%(令和 7 年 4 月)   | 総務局                           |
| 31   | 市女性職員の能力開発・活用推進   | キャリア形成支援やサポート体制の充実<br>キャリアアップ推進研修<br><br>・女性職員のキャリアデザイン研修<br><br>・女性職員のキャリアアップ支援研修<br><br>・メンター養成研修  | 総務局                           |

## 施策⑧ 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大

重点施策

地域活動の担い手不足や参加者の減少が深刻化する一方で、地域社会の直面する課題やニーズは複雑かつ多様になっています。地域活動の活性化を図るためにも、男女平等参画の視点を取り入れ、さまざまな人材や主体が携わることの必要性について理解促進を図ります。

また、そうした学習機会を広く提供することにより、地域活動における方針決定過程への女性の参画を促進します。

| 主な取組 |                             | 事業内容  | 所管局                               |
|------|-----------------------------|---|-----------------------------------|
| 32   | 地域活動の委員における方針決定過程への女性の参画促進  | 女性委員の方針決定過程への参画についての理解と周知を図るため、男女平等参画に関する啓発の実施<br><br>・学区委員長女性比率 7.9%(令和6年度)<br><br>・学区民生委員・児童委員協議会会長女性比率 62.2%(令和6年度)<br><br>・保健環境委員学区会長の女性比率 47.0%(令和6年度) | スポーツ市民局<br><br>健康福祉局<br><br>健康福祉局 |
| 33   | 地域活動における女性リーダー育成のための学習機会の提供 | 団体・グループの女性のリーダーや指導者、指導者候補を対象にした研修等の実施<br><br>・女性国内研修の実施<br><br>・女性学習団体リーダー研修会の実施<br><br>・女性団体指導者研修会の実施<br><br>・女性学習活動研究の促進<br><br>・女性団体への支援(事業共催、事業補助)      | 教育委員会                             |

## 施策⑨ 企業等における女性の方針決定過程への参画拡大

企業等における女性管理職比率については、業種や従業員規模等により差がみられます。こうした状況を踏まえ、女性の方針決定過程への参画拡大を、主体的、積極的にすすめる企業が市域全体に広がるよう、啓発や支援に取り組みます。

| 主な取組 |                  | 事業内容  | 所管局     |
|------|------------------|---|---------|
| 34   | 女性の活躍推進企業認定・表彰制度 | 女性の活躍推進に取り組む企業の認定・表彰等<br>ロールモデルや職域拡大の先駆者となっている女性の表彰 | スポーツ市民局 |
| 35   | 企業向け意識啓発         | 企業を対象とした女性の活躍推進セミナー等の実施                             | スポーツ市民局 |

## 方針4 働き方改革と女性活躍の推進

育児や介護をはじめとするライフイベントや健康上の課題等を理由に不本意に離職することなく、仕事と育児・介護・社会活動等を含む生活とを両立しながら、キャリアを形成し、能力を十分に発揮できるよう、すべての人にとって働きやすい環境づくりが求められています。

しかしながら、出産等を契機とした女性の非正規雇用化がみられるなど、特に女性において両立のしづらさや着実なキャリア形成が困難となる状況があります。

そのため、長時間労働の削減、多様で柔軟な働き方の実現といった、誰もが働きやすい職場づくりに向け取り組むとともに、キャリア形成や就業、起業など働く場における女性活躍の支援に向け取り組みます。

また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、ハラスメントのない職場風土の醸成等に関し、雇用主や管理職等への意識啓発をすすめるとともに、働く人に必要な情報を提供します。

|     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 施策⑩ | 雇用主及び労働者(管理職、従業員等)への男女平等に向けた啓発 |
| 施策⑪ | 働く場における女性活躍に向けた支援              |
| 施策⑫ | 仕事と健康課題との両立の支援                 |
| 施策⑬ | 仕事と育児・介護との両立支援等に向けた事業者への支援     |

### 成果指標

|      | 指標                          | 現状値                       | 目標値                        |
|------|-----------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 指標9  | 女性の活躍推進企業認定・認証数             | <b>258 社</b><br>(令和 6 年度) | <b>385 社</b><br>(令和 12 年度) |
| 指標10 | 子育て支援企業認定数                  | <b>273 社</b><br>(令和 6 年度) | <b>359 社</b><br>(令和 12 年度) |
| 指標11 | ワーク・ライフ・バランス推進企業認定企業数       | <b>296 社</b><br>(令和 6 年度) | <b>385 社</b><br>(令和 12 年度) |
| 指標12 | 市男性職員の育児休業取得率<br>※消防職・教員を除く | <b>77.3%</b><br>(令和 6 年度) | <b>100%</b><br>(令和 11 年度)  |

## 施策⑩ 雇用主及び労働者(管理職、従業員等)への男女平等に向けた啓発

### 重点施策

女性が能力を発揮して活躍し、男女がともに働きやすい職場づくりに取り組む企業を認定・表彰するとともに、こうした取組が中小企業を含めた企業において促進されるよう、好事例等を積極的に発信します。また、固定的な性別役割分担意識等の解消に向けて企業における意識啓発に取り組むとともに、法令や社会保障制度等、労働者が安心して働くために必要な情報や働きやすい職場環境づくりに向けて企業等へ情報を提供します。

| 主な取組 |                     | 事業内容  | 所管局     |
|------|---------------------|---|---------|
| (34) | 女性の活躍推進企業認定・表彰制度    | 女性の活躍推進に取り組む企業の認定・表彰等<br>ロールモデルや職域拡大の先駆者となっている女性の表彰 | スポーツ市民局 |
| (35) | 企業向け意識啓発            | 企業を対象とした女性の活躍推進セミナー等の実施                             | スポーツ市民局 |
| 36   | 女性活躍・両立支援に関する好事例の発信 | 女性活躍に取り組む企業の好事例を女性活躍応援企業見える化サイトで発信                  | スポーツ市民局 |
|      |                     | 子育て支援に取り組む企業の好事例を市公式ウェブサイトで発信                       | 子ども青少年局 |
| 37   | 労働等に関する相談事業         | 労働条件や労働福祉などの労働問題に関する、労働相談の実施                        | 経済局     |
| 38   | 労働等に関する情報の提供        | 市公式ウェブサイト等における、労働に関する最新の諸法令や制度等の提供                  | 経済局     |

## 施策⑪ 働く場における女性活躍に向けた支援

### 重点施策

働くことを希望する女性へのキャリア形成や就業能力開発の機会の提供、就業に向けた情報を提供します。また、起業等の多様な働き方を選択する女性に対する支援を行うとともに、働く女性のネットワークの形成が促進されるよう取り組みます。

| 主な取組 |                   | 事業内容   | 所管局     |
|------|-------------------|--|---------|
| 39   | 女性のキャリア形成に関する意識啓発 | 女性若手・中堅社員向けのキャリア形成に関するセミナーの実施                                  | スポーツ市民局 |
| 40   | 女性の職業能力開発・再就職支援   | 男女平等参画推進センターにおける、講座の実施   | スポーツ市民局 |
|      |                   | なごやジョブサポートセンターにおける、求職者への就職準備セミナー等の実施                           | 経済局     |
|      |                   | 市立大学における、職場復帰等のためのリカレント講座の実施                                   | 総務局     |
| 41   | 女性の起業支援           | 男女平等参画推進センターにおける、講座等の実施  | スポーツ市民局 |
|      |                   | 新事業支援センターにおける、中小企業診断士等専門家による創業に関する相談等の実施                       | 経済局     |
| 42   | 自営業等に従事する女性への支援   | 愛知県農村生活アドバイザー認定事業<br>女性の農業への主体的参画と職業能力の向上を図るため、認定農業者へ家族協定締結を推進 | 緑政土木局   |

## 施策⑫ 仕事と健康課題との両立の支援 重点施策

性別や年齢に応じて男女が抱えるさまざまな心身に関わる健康課題について、望まない離職を避け、安心して働くことができるよう、仕事と健康課題の両立に向けた企業の取組を促進するとともに、働く人の健康を支援します。

| 主な取組 |                  | 事業内容  | 所管局     |
|------|------------------|---|---------|
| 43   | 企業への健康経営に向けた啓発事業 | 仕事と女性の健康課題の両立に取り組む企業の好事例を女性活躍応援企業見える化サイトで発信   | スポーツ市民局 |
|      |                  | なごや健康経営推進事業<br>・中小企業への健康経営導入支援<br><br>・民間事業者と連携した企業等への健康経営に関するメニューの提供                                     | 健康福祉局   |
| (8)  | 性差に応じたがん対策       | 性差に応じたがんの早期発見・早期治療促進のため、がん検診・健康教育等を実施<br><br>がん検診<br>・子宮がん検診<br>・乳がん検診<br>・前立腺がん検診<br><br>ブレスト・アウェアネス啓発事業 | 健康福祉局   |
| (9)  | 生涯にわたる健康教育・健康支援  | 女性の健康相談窓口の設置  | 健康福祉局   |
|      |                  | 女性を対象としたレクリエーションスポーツ事業の実施   | スポーツ市民局 |

( )は再掲

### 施策⑬ 仕事と育児・介護との両立支援等に向けた事業者への支援

女性も男性も、仕事と育児・介護・社会活動等を含む生活との両立に大きな困難をきたすことなく働き続けることができるよう、両立支援や長時間労働の改善、多様で柔軟な働き方などに関する情報提供を行うとともに、企業等における取組みを促進します。また、「共働き・共育て」推進の観点から、男性の育児休業の取得率向上など、企業等における男性の育児参画の取組みを促進します。

市役所においては、企業等の取組を率先する立場となるべく、職員の両立支援等に向けた取組とともに、「男性育休は当たり前」を前提とし、短期的な育児のための休暇取得ではなく、男性の長期の育児休業取得を推進します。

| 主な取組 |                      | 事業内容  | 所管局                |
|------|----------------------|---|--------------------|
| 44   | 子育て支援企業認定・表彰制度       | 子育て支援企業認定・表彰制度  | 子ども青少年局            |
| 45   | ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度 | ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度  | 経済局                |
| 46   | 企業への両立支援等に向けた啓発事業    | 男女平等参画推進センターによる、企業向け講座の実施<br><br>なごや人材サポートデスクによる、働きやすい職場環境づくり等に関する企業向け相談の実施<br><br>なごや人材サポートデスクによる、働きやすい職場環境づくり等に関する企業向けセミナーの実施<br><br>中小企業等を対象とした労働に関する出前講座の実施 | スポーツ市民局<br><br>経済局 |

| 主な取組 |                | 事業内容  | 所管局 |
|------|----------------|---|-----|
| 47   | 市役所における両立支援の推進 | <p>子育て支援制度や取組の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「職員子育て支援ハンドブック」の改訂・配布</li> <li>・職員研修の実施</li> <li>・イクボス宣言、イクボス宣言職場の実施</li> </ul> <p>安心して出産・育児をするための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のびのび子育てマイプランの活用、面談の実施</li> <li>・職員をサポートする体制の整備</li> </ul> <p>男性職員に対する子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性職員の育児に対する意識向上</li> <li>・育児経験のある男性職員のロールモデルの発信</li> </ul> <p>働きやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業取得時等の代替措置の充実</li> <li>・ICT を活用したワークスタイルへの変革</li> <li>・長時間労働の是正に向けた取組の実施</li> <li>・介護休暇</li> <li>・旧姓使用の実施</li> </ul> | 総務局 |

## 方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大

ライフステージに応じて仕事と生活の調和を図りながら働き、家事・育児・介護などに主体的にかかわることや、地域などの様々な活動に参加し役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられます。

性別にかかわらず希望する働き方が選択できるよう、子育て支援や介護支援の充実に取り組むことにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

特に、女性の両立のしづらさやキャリア形成が困難となる要因には、女性への家事・育児等の負担の偏りがあることから、誰もが家庭生活において主体的な役割を果たせるよう、男性の家事・育児・介護等への参画を促進するための取組を進めます。

また、生涯にわたる自立した生活の維持や社会的孤立の防止、そしてこれまで培ってきた経験や知識を社会に活かすという観点から、高齢期における就業や社会参画を支援します。

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 施策⑭ | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた家庭生活への支援 |
| 施策⑮ | 男性の家事・育児・介護等への参画促進                    |
| 施策⑯ | 高齢期における男女の就業・社会参画支援                   |

### 成果指標

|       | 指標                          | 現状値                       | 目標値                      |
|-------|-----------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 指標 13 | 平日 1 時間以上家事を行う有職男性の割合       | <b>32.0%</b><br>(令和 6 年度) | <b>40%</b><br>(令和 11 年度) |
| 指標 14 | 仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合 | <b>36.3%</b><br>(令和 6 年度) | <b>43%</b><br>(令和 12 年度) |

## 施策⑭ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた家庭生活への支援

誰もが安心して働き続けられるよう、子育て支援の充実に加え、高齢化の進展に伴い重要性が高まる介護支援についても、利用者やその家族のニーズにあった介護サービスが受けられるよう、サービスの充実や周知に取り組みます。

| 主な取組 |              | 事業内容   | 所管局     |
|------|--------------|--|---------|
| 48   | 職場復帰準備セミナー   | 男女平等参画推進センターにおける職場復帰準備セミナーの実施  | スポーツ市民局 |
| 49   | 保育所等利用待機児童対策 | 保育所等の整備  | 子ども青少年局 |
| 50   | 多様な子育て支援事業   | 子ども・子育て支援センターの運営<br>のびのび子育てサポート事業<br>休日保育事業<br>延長保育事業<br>夜間保育事業<br>産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業<br>一時預かり事業<br>・一時保育事業<br>・リフレッシュ預かり保育事業(公立保育所)<br>・24時間緊急一時保育事業<br>病児・病後児デイケア事業<br>乳児等通園支援事業<br>(こども誰でも通園制度)<br>エリア支援保育所事業<br>母子健康手帳の交付(「母性健康管理指導事項連絡カード」、「父親の育児参加」等の普及啓発内容を掲載) | 子ども青少年局 |

| 主な取組 |                    | 事業内容   | 所管局     |
|------|--------------------|--|---------|
| 50   | 多様な子育て支援事業         | 市立幼稚園における幼児教育の質向上  | 教育委員会   |
| 51   | 放課後児童健全育成事業の推進     | 留守家庭児童健全育成事業<br>トワイライトルームの実施   | 子ども青少年局 |
| 52   | 介護を必要とする方とその家族への支援 | 施設・居住系サービスの整備や、在宅サービスの充実による、介護サービスの提供体制の充実<br><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> </ul><br>介護保険に関する幅広い情報や、介護保険サービス事業者を適切に選択できるよう事業者情報などを「NAGOYA かいごネット」により提供 | 健康福祉局   |

## 施策⑮ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

重点施策

共働き世帯の増加や、世帯構造の変化等に伴い男性介護者が増加する中で、男性が生涯を通じて家事・育児・介護等に参画することの重要性はますます高まっています。

男性の参画を促進するため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発や、家事、育児や介護等に関する知識や技術を習得するための学習機会の提供に取り組みます。

| 主な取組 |                | 事業内容   | 所管局     |
|------|----------------|--|---------|
| 53   | 男性の家事・育児への参画支援 | 男性の家事・育児等参画促進に関する意識啓発                                      | スポーツ市民局 |
|      |                | 家庭における家事、育児等の男女平等参画促進のためパパママ教室を実施                          | 子ども青少年局 |
|      |                | 妊婦とその夫等を対象に、妊娠、出産、育児に関する保健知識の普及、相談及び地域の仲間づくりを推進するため両親学級を実施 |         |
|      |                | 父親の育児への参画意識を高めるための講座や父親と子どものふれあいを目的とした講座やイベントの実施           |         |
| 53   | 男性の家事・育児への参画支援 | 市内各所で開催する父親向け講座への講師派遣                                      | 教育委員会   |
|      |                | 各区生涯学習センターにおける、家庭・地域での男性の参画を促進する講座の実施                      |         |
| 54   | 男性の介護への参画支援    | 企業から保護者である従業員へ「親学」にふれる機会を提供する、親学推進協力企業制度の実施                | スポーツ市民局 |
|      |                | 男女平等参画推進センターにおける、講座の実施                                     |         |
|      |                | 介護方法や介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための家族介護者教室の実施                | 健康福祉局   |

| 主な取組 |             | 事業内容   | 所管局   |
|------|-------------|--|-------|
| 54   | 男性の介護への参画支援 | 認知症の方を介護する家族への支援事業の実施<br>・家族教室<br><br>・家族サロン<br><br>・医師の専門相談<br><br>・認知症サポーター養成講座<br><br>認知症の方を介護する家族ピアサポート推進事業の実施<br>・家族支援プログラム<br><br>・家族交流会 | 健康福祉局 |

## 施策⑯ 高齢期における男女の就業・社会参画支援

重点施策

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、社会の担い手として生きがいをもって活躍できるよう、高齢期のニーズに応じた多様な就業機会の提供や、仲間づくりを含む地域社会への参画を支援します。

| 主な取組 |             | 事業内容  | 所管局     |
|------|-------------|---|---------|
| 55   | 高齢者の就業支援    | 男女平等参画推進センターにおける講座の実施   | スポーツ市民局 |
|      |             | <p>高齢者就業支援センターにおいて、就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施し、就業を支援</p> <p>シルバー人材センターにおいて、高齢者に適した臨時的・短期的な仕事を会員に提供</p>  | 健康福祉局   |
| 56   | 高齢者の社会参画支援  | 老人クラブ活動の促進  | 健康福祉局   |
|      |             | <p>鯉城学園において高齢者の生きがいを高め、地域活動の推進的役割を果たすことのできる人材を育成するため、学習の場を提供</p> <p>福社会館において地域における高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の場等を提供</p> <p>学区において、困りごとを抱えた高齢者とボランティアとして地域の中で手助けする元気な高齢者等をつなぐ仕組みづくりを推進</p> <p>・地域支えあい事業の実施</p> |         |
| 57   | 高齢者に対する相談事業 | いきいき支援センターや高齢者虐待相談センター等において、相談事業を実施   | 健康福祉局   |

## 方針6 地域における男女平等参画の促進

活力ある持続可能な地域づくりのためには、多様な人材が参画し、一人ひとりが個性と能力を発揮して活躍できることが重要です。男女平等参画の視点は、働く場や家庭だけでなく、地域活動においても欠かせないものです。一方で、地域活動においては、担い手の確保や高齢化が課題となっており、地域課題やニーズも多様化しています。こうした状況を踏まえ、地域活動における男女平等参画の促進に取り組みます。

また、大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かしますが、特に女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。過去の大規模災害では、男女平等参画の視点が十分に取入れられていなかったことから、避難所等において性別による役割の固定化や、性別等によるニーズの違いへの配慮不足、さらには性暴力などにより安全・安心が確保されないといった様々な課題が生じました。本市では、こうした課題に対応するため、地域防災計画等に対策を盛り込むなど、男女平等参画の視点を踏まえた防災における取り組みを進めてきました。南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害への対応が求められるなか、男女平等参画の視点を取り入れた防災の取り組みをさらに進めるとともに、地域への浸透を図っていきます。

施策⑰ 地域活動における男女平等参画の促進

施策⑱ 防災における男女平等参画の促進

### 成果指標

|      | 指標                          | 現状値              | 目標値             |
|------|-----------------------------|------------------|-----------------|
| 指標15 | 地域活動の委員(区政協力委員・災害対策委員)の女性比率 | 20.9%<br>(令和6年度) | 25%<br>(令和12年度) |
| 指標16 | 名古屋が子育てしやすいまちだ<br>と思う人の割合   | 79.5%<br>(令和7年度) | 86%<br>(令和12年度) |

## 施策⑰ 地域活動における男女平等参画の促進

固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な市民が地域活動に参画し、地域の活性化につながるよう、社会環境の変化に合わせて市民の主体的な取組を促進します。

| 主な取組 |                   | 事業内容  | 所管局                |
|------|-------------------|---|--------------------|
| 58   | 地域活動における男女平等参画の啓発 | 地域コミュニティ活性化の推進<br>・コミュニティ交流会の開催<br><br>・大学と連携し、学生に地域活動に参加する場所を提供                    | スポーツ市民局            |
|      |                   | 男女平等参画についての理解と周知を図るための啓発の実施<br>・区政協力委員女性比率 20.9%(令和6年度)                             | スポーツ市民局            |
|      |                   | ・民生委員・児童委員女性比率 83.8%(令和6年度)<br><br>・保健環境委員 女性比率 64.2%(令和6年度)                        | 健康福祉局<br><br>健康福祉局 |
| 59   | 地域活動における子育て支援事業   | なごやすくすくボランティア事業の実施<br>・ボランティア養成講座の実施<br><br>・子育て支援活動への派遣<br><br>乳幼児と保護者の相互交流を行う場の設置 | 子ども青少年局            |
| (50) | 多様な子育て支援事業        | 子育て相互援助活動を支援(のびのび子育てサポート事業の実施)  | 子ども青少年局            |
| 60   | NPO 等との連携         | 男女平等参画推進センターにおける、NPO 等との連携事業の実施   | スポーツ市民局            |
|      |                   | 市民活動推進センターの運営   | スポーツ市民局            |

( )は再掲

## 施策⑱ 防災における男女平等参画の促進

### 重点施策

災害時に安心して避難生活を送れるよう、避難所運営等において性別によるニーズの違いや、子育て家庭、介護を必要とする家庭、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）、外国人などへの配慮が必要となります。地域防災における女性の参画を促進するなど男女平等参画の視点から地域防災力の向上を図ります。

| 主な取組 |                      | 事業内容                     | 所管局     |
|------|----------------------|--------------------------|---------|
| 61   | 男女平等参画の視点からの防災教育・啓発  | 男女平等参画推進センター等における、講座等の実施 | スポーツ市民局 |
| (66) | 男女平等参画に向けた意識啓発事業     | 区における、男女平等参画推進事業の実施      | 各区      |
| 62   | 男女平等参画の視点からの地域防災力の向上 | 地区防災カルテを活用した防災活動の推進      | 防災危機管理局 |
|      |                      | 防災安心まちづくり事業の推進           | 消防局     |
|      |                      | 自主防災組織の活動支援              | 消防局     |
|      |                      | 女性消防団員の活躍推進              | 消防局     |
|      |                      | 学校における防災教育               | 教育委員会   |

| 主な取組 |                   | 事業内容   | 所管局     |
|------|-------------------|--|---------|
| 63   | 男女平等参画の視点からの避難所運営 | <p>地区防災カルテを活用した防災活動の推進</p> <p>男女別のトイレや更衣室等、男女平等参画の視点を取り入れたスペースを平時から選定し、レイアウト図を作成することで、多様な人々に配慮した良好な生活環境の確保に向けた取組を推進</p> <p>性別によるニーズの違い等に配慮した防災備蓄品(生理用品)の整備</p> <p>女性の視点を取り入れた防災啓発冊子を活用した啓発</p> | 防災危機管理局 |
| 64   | 災害時における相談支援       | 被災時の避難所などで発生する女性の悩みや暴力を想定した、研修等による相談体制の強化  | スポーツ市民局 |

## 分野Ⅲ

# 男女平等参画意識が浸透した社会の実現

- 「分野Ⅰ性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らす社会」と「分野Ⅱ性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会」を実現するための基盤となるのは、私たち一人ひとりが男女平等参画の視点から意識変革をすることです。
- 市民一人ひとりに男女平等参画の意識が根づくことで、将来を担う子どもたちも性別にとらわれず自分の可能性を信じて成長することができる社会の実現につながります。
- 学校や地域、家庭や企業等あらゆる場において、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に対して、男女平等参画の観点からの啓発や情報発信によって、意識の浸透を図ります。

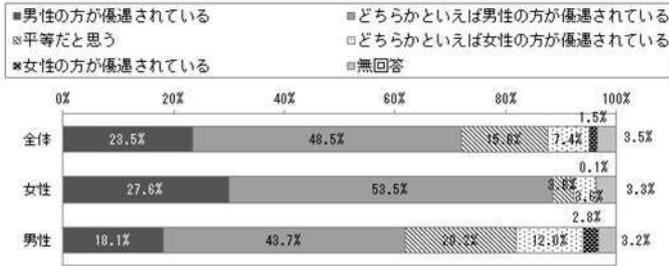
## 方針7 男女平等参画推進のための意識変革

### 現状と課題

- 社会全体における男女の地位の平等感は、「男性の方が優遇されている」又は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と思う人の割合が **76.7%** を占めています。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、「反対」又は「どちらかといえば反対」は **67.4%**、「どちらかといえば賛成」又は「賛成」は **31.2%** でした。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に賛成する理由は、「家事・子育て・介護と両立しながら働き続けることは大変だと思うから」が **52.0%**、「妻が家庭を守っていた方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」が **51.6%** とほぼ同率で最も高く、「夫が外で働いていた方が、多くの収入を得られると思うから」が **33.3%** で続いており、男女ともに性別役割分担が、親の負担を軽減し、子の成長にもよい等、家族にとって望ましいと考えて「賛成」していることが読み取れます。
- 一方で反対する理由は、「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」と答えた人の割合が **69.2%** と最も高く、続いて「夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思うから」 **36.8%**、「男女平等に反すると思うから」 **32.1%** が並んでいます。

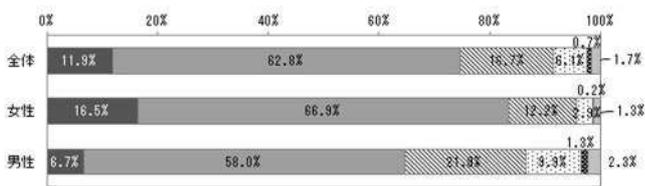
【図表 35】社会全体における男女の地位の平等感  
(名古屋市と全国)

●名古屋市



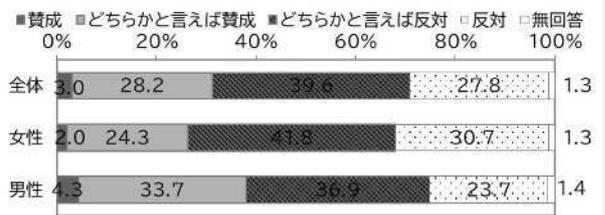
令和7年度 名古屋市総合計画 2028 成果指標に関するアンケート調査

●全国

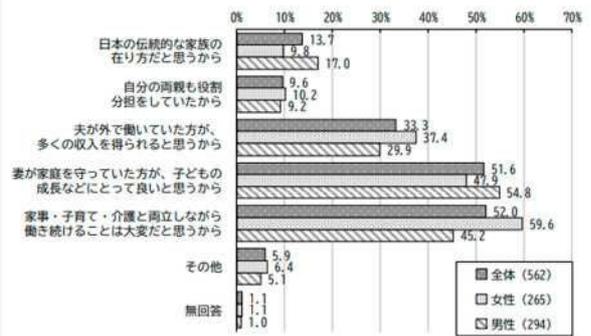


令和6年度 男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)

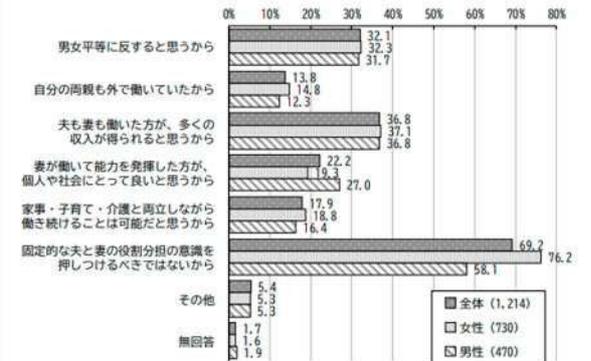
【図表 36】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見(名古屋市)



賛成の理由

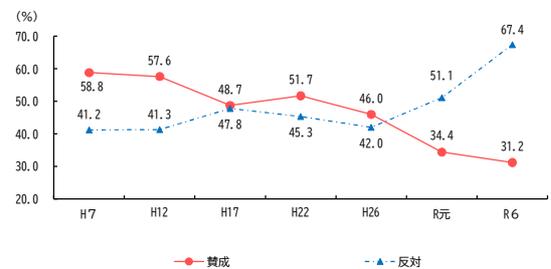


反対の理由



令和6年度 第10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

経年変化



第4~10回男女平等参画に関する基礎調査(名古屋市)

## 方針7 男女平等参画推進のための意識変革

社会のあらゆる場面において男女が性別にかかわらず主体的に参画していくために、性別による固定的な役割分担意識の解消に引き続き取り組んでいく必要があります。

これまでの名古屋市の基礎調査の経過比較によれば、固定的な性別役割分担意識は解消へ向かっている一方で、こうした意識の変化は家庭生活や職場での男女の地位の平等感に結びついていない状況です。

社会全体の意識変革を進めていくためにも、学校・家庭・地域・企業などあらゆる場面を通じて、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした男女平等参画を進めるための啓発に取り組みます。

また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は女性だけ男性だけの問題ではなく、誰もが影響を受け、誰もが持ちうる問題です。一人ひとりが自分ごとと捉え、男女平等参画意識が浸透するような取り組みが必要です。

|     |                              |
|-----|------------------------------|
| 施策⑱ | 男女平等参画推進に関する広報・啓発            |
| 施策⑲ | メディア社会における性別に係る人権侵害の解消に向けた啓発 |
| 施策⑳ | 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進    |
| 施策㉑ | 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進     |
| 施策㉒ | 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供    |

### 成果指標

|      | 指標                                       | 現状値                   | 目標値             |
|------|--|-----------------------|-----------------|
| 指標17 | 社会通念・慣習・しきたりにおける男女の地位の平等感                | 13.2%<br>(令和6年度)      | 15%<br>(令和11年度) |
| 指標18 | イーブルなごや(名古屋市 男女平等参画推進センター・女性会館)講座受講者の理解度 | 90.6%<br>(令和7年度前期講座分) | 95%<br>(令和12年度) |

## 施策⑱ 男女平等参画推進に関する広報・啓発

### 重点施策

固定的な性別役割分担意識等の解消に向けて、市民一人ひとりの男女平等参画への関心が高まるよう、男女平等参画推進センターを中心に意識啓発に取り組みます。

また、男女平等参画を推進する関係団体と連携・協働して情報発信に取り組みます。

| 主な取組 |                      | 事業内容   | 所管局     |
|------|----------------------|--|---------|
| 65   | 男女平等参画推進センターによる情報発信  | 男女平等参画推進センターにおける、ウェブサイトや講座の実施等を通じた、情報発信                                      | スポーツ市民局 |
| 66   | 男女平等参画に向けた意識啓発事業     | 区における、男女平等参画推進事業の実施  | スポーツ市民局 |
|      |                      | 市公式ウェブサイト「男女平等参画」における、情報発信   |         |
|      |                      | なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における、男女の人権を始めとした様々な人権分野に関する啓発の実施                      | スポーツ市民局 |
|      |                      | 女性会館、各区生涯学習センターにおける、講座、事業等の実施  | 教育委員会   |
| 67   | 男女平等参画にかかる図書館資料室等の運営 | 女性会館における、図書館資料室等の運営  | 教育委員会   |
| 68   | 男女平等参画についての職員研修      | 男女平等参画に関する職員研修<br>・新規採用者研修<br>・5年目職員研修<br>・課長補佐昇任研修<br>・新任課長研修<br>・人権指導者養成研修 | 総務局     |
|      |                      | 市職員向け研修資料「職員向け男女平等参画リーフレット」を作成、活用  | スポーツ市民局 |
| 69   | 国際理解促進についての情報提供・啓発   | 男女平等参画推進センターにおける、情報提供・啓発等  | スポーツ市民局 |

## 施策⑳ メディア社会における性別に係る人権侵害の解消に向けた啓発

メディアやインターネットを通じて発信される様々な情報は、人々の意識や社会に大きな影響力を与えることから、これらの情報を男女平等参画の視点から適切に収集し、理解することが、主体的に生きていく上での基礎となります。

特に、スマートフォンの普及により SNS 等が身近な存在となり、人権を侵害する表現や情報が流通して、性暴力や性犯罪につながるケースもみられるなど、インターネット上での性別にかかわる人権侵害が顕在化しています。さらに、生成 AI<sup>10</sup>の日常的な利用が急速に拡大する中で、無意識のうちにジェンダー・バイアス<sup>11</sup>を含む情報が拡散されるリスクも高まっています。

こうした状況を踏まえて、若年層のメディア・リテラシー<sup>12</sup>向上や男女平等参画の視点に配慮した広報について取組みをすすめます。

| 主な取組 |                    | 事業内容  | 所管局     |
|------|--------------------|---|---------|
| 70   | 青少年を取り巻く有害環境等への対応  | 青少年育成市民会議の活動推進<br>・青少年と社会環境に関する懇談会の実施<br><br>・青少年育成市民大会の開催<br><br>・インターネットの安心・安全利用等の周知  | 子ども青少年局 |
|      |                    | インターネット上における誹謗・中傷等におけるいじめ防止対策の推進<br>・ネットパトロールの実施<br>・学校からの相談に対応する窓口の設置<br><br>SNS等を活用した報告・相談体制の構築<br><br>児童生徒の情報モラル教育及び保護者、教職員を対象とした研修会・セミナーの実施 | 教育委員会   |
| 71   | メディア・リテラシー向上のための啓発 | なごや人権啓発センター(ソレイユプラザなごや)における、展示及び啓発冊子の配布、講演会等の実施   | スポーツ市民局 |
|      |                    | 女性会館、各区生涯学習センターにおける、講座、事業等の実施   | 教育委員会   |

<sup>10</sup> 生成 AI：文章、画像、プログラム等を生成できる人工知能技術の総称

<sup>11</sup> ジェンダー・バイアス：性差に関する偏見

<sup>12</sup> メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じ、コミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと

| 主な取組 |              | 事業内容  | 所管局     |
|------|--------------|---|---------|
| 72   | 広報物ガイドラインの活用 | 男女平等参画の視点からの公的広報物ガイドライン研修の実施<br>イラスト集を作成し庁内向けウェブサイトを通じて提供 | スポーツ市民局 |
| 73   | 広報事業者への啓発    | 名古屋市男女平等参画推進会議(イコールなごや)を通じた、メディア関係者への働きかけ、情報提供            | スポーツ市民局 |

## 施策⑳ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進

重点施策

性別にかかわらず個性と能力を発揮できるようにするためには、思考に柔軟性のある子どもの頃から、性別による固定観念にとらわれない生き方や働き方を示すことが重要です。子どもたちが、進路やキャリア等において多様な選択、自己形成ができるよう、教育の場における取組をすすめます。

また、子どもたちの身近な存在である教員等の意識改革は極めて重要であることから、研修等をとおして男女平等参画の理解と意識の向上を継続的に図ります。

| 主な取組 |                     | 事業内容  | 所管局              |
|------|---------------------|---|------------------|
| 74   | 男女平等教材を活用した教育・学習の推進 | 幼児から若年層までの発達団体に応じた男女平等参画に関するハンドブックの配布・活用等<br>・中学生向け男女平等ハンドブックの配布・活用<br>・小学生向け男女平等ハンドブックの配布・活用<br>・保護者保育者向け幼児期の男女平等参画啓発資料の市公式ウェブサイト等での周知<br>・若年層向け男女平等参画ハンドブック・ポスターの作成・配布・活用 | スポーツ市民局<br>教育委員会 |
| 75   | キャリア教育等の推進          | 子ども一人一人の自分らしい生き方を<br>実現する力を育てるための、体系的・系統的なキャリア教育の推進と、個別最適化されたキャリアサポートの実施<br>・カリキュラムを踏まえた「キャリアタイム」の実施<br>・キャリア教育推進センターの運営<br>・「キャリアナビゲーター」の全中学校、高等学校、特別支援学校への配置              | 教育委員会            |
|      |                     | 若年層向けに固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の実施   | スポーツ市民局          |
|      |                     | 小中高生起業家人材育成事業における起業家教育授業  | 経済局              |

| 主な取組 |                    | 事業内容   | 所管局     |
|------|--------------------|--|---------|
| 75   | キャリア教育等の推進         | 名古屋市立大学生インターンシップ派遣<br>市立大学におけるジェンダー関連科目、男女共同参画に関する科目の実施  | 総務局     |
| 76   | 男女平等参画の視点からの人権教育   | 市内小中学校における人権教育推進校による研究活動の推進<br>指導資料「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」等の活用<br>不必要な男女区別の解消(学級名簿、出席簿、卒業証書台帳、分団名簿等) | 教育委員会   |
| 77   | 男女平等参画についての教員等への研修 | 保育士等の男女平等参画意識向上のための研修<br>放課後児童支援員等へ男女平等参画の内容を含んだ研修を実施  | 子ども青少年局 |
|      |                    | 基本研修・経営研修の実施<br>幼稚園研修  | 教育委員会   |

## 施策② 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進

家庭生活や地域活動において大人の考えは子どもの価値観にも影響を及ぼすことから、大人自身が固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれず、あらゆる分野に主体的に参画することは、子どもの価値観の形成にも大きな影響を及ぼします。

各区の生涯学習センターや女性会館、男女平等参画推進センター等を拠点として、男女平等参画について大人が地域で学びあう機会を確保します。

| 主な取組 |                       | 事業内容   | 所管局   |
|------|-----------------------|--|-------|
| 78   | 男女の生き方を考える学習<br>機会の提供 | 女性会館における、学習相談の実施   | 教育委員会 |
|      |                       | 女性会館、各区生涯学習センターにおける、講座の実施  | 教育委員会 |
|      |                       | 家庭教育に関する講演会や親としてのあり方について情報交換する場を設け、主体的に家庭教育について考える機会を提供する家庭教育セミナーの実施   | 教育委員会 |
| 79   | 女性の学習グループ等の支援         | 女性の自主的な学習活動を定着させるとともに、よりよい学習をすすめる活動を研究を女性の団体、グループ等に委託(女性学習活動研究委託)  | 教育委員会 |
|      |                       | 女性会館における、大学と共催した、女性リーダーの育成を図る講座の実施<br>女性会館における、学習グループ等の支援<br>・なごや女性カレッジの実施<br><br>・グループ活動支援事業<br>イーブルなごや・フェスティバルの開催<br><br>・研修会・交流会の開催 | 教育委員会 |

## 施策⑳ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

男女平等参画を推進していくため、社会情勢や市民意識の変化を継続的に調査研究・情報収集し、把握した課題に対応した施策・事業となるよう努めます。

名古屋市で行う各種調査においても、プライバシー保護に配慮しながらも、可能な限り性別データを表示し、男女平等参画の視点から男女別の影響やニーズの違いなど有益となる情報の収集・提供に取り組みます。

| 主な取組 |             | 事業内容                               | 所管局           |
|------|-------------|------------------------------------|---------------|
| 80   | 男女別統計資料の作成  | 統計資料の一部として、男女別に集計し、インターネット及び刊行物で提供 | 総務局           |
| 81   | 調査・研究       | 男女平等参画に関する基礎調査の実施                  | スポーツ市民局<br>各局 |
|      |             | 男女平等参画に関する調査・研究に係るデータ公開・活用推進       | スポーツ市民局       |
| 82   | 男女平等参画白書の公表 | 市公式ウェブサイト等で公表                      | スポーツ市民局       |

# 第5章 計画の推進体制

## 1 計画の推進体制

### (1) 附属機関

#### ■ 男女平等参画審議会

男女平等参画推進なごや条例第 22 条に基づく市長の附属機関です。審議会委員は市民、学識経験者、公募委員等により構成されており、市長の諮問に応じて、基本計画及び男女平等参画の推進に関する重要事項について調査審議します。また、施策の実施状況や成果指標の達成状況等について、基本計画の推進状況を評価し、必要に応じて、市長に対して意見を述べます。

#### ■ 苦情処理委員

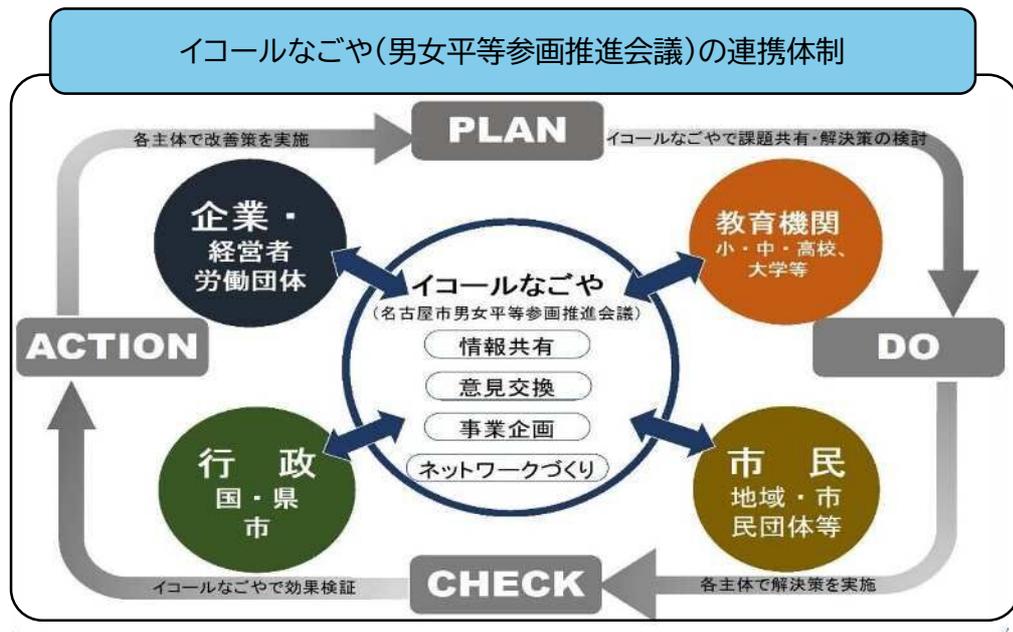
男女平等参画推進なごや条例第 20 条に基づく市長の附属機関です。市が実施する推進施策等に対して、市民や事業者は苦情がある場合に申し出ることができます。苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要に応じて助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができます。

### (2) 企業、教育機関、行政、市民等との連携による推進

#### ■ 男女平等参画推進会議(イコールなごや)

男女共同参画社会の形成の促進及び名古屋市の基本計画の推進を図ることを目的として設置された会議で、さまざまな分野の市民や団体から構成されます。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 27 条に規定する協議会に位置付けられています。



### (3) 市内の推進体制

#### ■ 男女平等参画推進協議会

男女平等参画の推進機関である副市長をトップとした「男女平等参画推進協議会」において、施策の推進に向け全庁的な取組を図るための庁内会議です。

#### ■ 男女平等参画推進センター(イーブルなごや)

男女平等参画推進なごや条例第 21 条に基づく男女平等参画施策の推進の拠点施設として、平成 15 (2003) 年に男女平等参画推進センターを開設し、情報提供や交流事業、講座、相談事業等を総合的に実施しています。

平成 26 (2014) 年には男女平等参画と女性教育にかかる事業及び運営を一体的に行うために女性会館へ移転し、「イーブルなごや」<sup>13</sup>という愛称のもと、さまざまな取組を実施しています。

今後も定期講座や市民交流事業の開催などを通じて、若年層も含めた幅広い市民や、市民団体等の利用・交流につなげていくことが、男女共同参画社会の実現に大きく寄与していくものと考えます。男女平等参画推進センターにおける事業展開にあたっては、女性会館等と連携した実効性ある充実した事業実施に努め、拠点機能の充実を図ります。

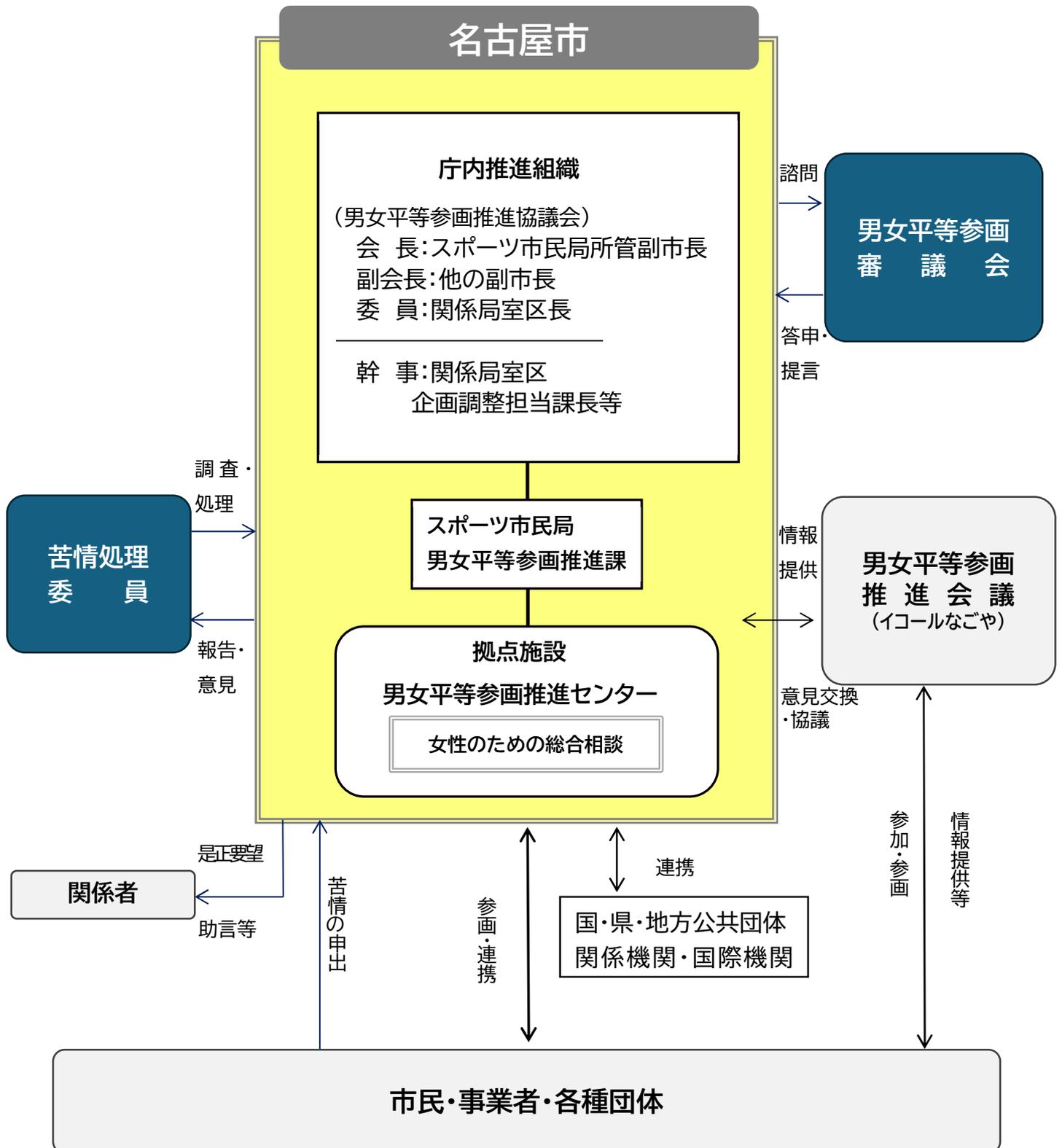


<sup>13</sup> 「イーブルなごや」：イーブルは、「対等」や「公正・公平」を意味する「イーブン (EVEN)」と、「できる・可能である」という意味の「エイブル (ABLE)」を組み合わせた言葉「イーブル (E-ABLE)」で、施設の目的にふさわしく、呼びやすい愛称として一般公募により名付けられた。

(4) 推進体制図

男女平等参画推進なごや条例

男女平等参画の推進



## 重点的に取り組む施策（まとめ）

## テーマ① 男女で異なる健康課題への支援

関連分野: 分野Ⅰ、分野Ⅱ

## 施策② 性差を考慮した生涯にわたる健康支援

主な取組: 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の学習・啓発、  
性に関する適切な教育等、生涯にわたる健康教育・健康支援

## 施策⑫ 仕事と健康課題との両立の支援

主な取組: 企業への健康経営に向けた啓発事業

## テーマ② 社会構造に起因する女性の貧困等困難を抱える女性への支援

関連分野: 分野Ⅰ、分野Ⅲ

## 施策⑥ 様々な困難(貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等)を抱える人々への支援

主な取組: 経済的自立に向けた支援等、孤独・孤立に対する支援、ひとり親家庭への経済的自立に  
向けた支援

## 施策⑯ 高齢期における男女の就業・社会参画支援

主な取組: 高齢者の就業支援、高齢者の社会参画支援

## テーマ③ 性別にかかわらず活躍できるキャリア形成支援

関連分野: 分野Ⅱ、分野Ⅲ

## 施策⑩ 雇用主及び労働者(管理職、従業員等)への男女平等に向けた啓発

主な取組: 企業向け意識啓発

## 施策⑪ 働く場における女性活躍に向けた支援

主な取組: 女性のキャリア形成に関する意識啓発

## 施策⑮ 男性の家事・育児・介護等への参画促進

主な取組: 男性の家事・育児への参画支援

## 施策⑳ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進

主な取組: キャリア教育等の推進

## テーマ④防災における男女平等参画の推進

関連分野:分野Ⅰ、分野Ⅱ、分野Ⅲ

**施策⑧** 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大

主な取組:地域活動の委員における女性の参画促進

**施策⑱** 防災における男女平等参画の促進

主な取組:男女平等参画の視点からの防災教育・啓発、地域防災における女性の参画促進、性別に配慮した避難所運営

**施策⑲** 男女平等参画推進に関する広報・啓発

主な取組:男女平等参画推進センターによる情報発信

## 数値目標（成果目標及び成果指標）一覧

### 成果目標

| 成果目標                           | 現状値                     | 目標値   |
|--------------------------------|-------------------------|---|
| 男女の地位が平等だと感じる人の割合(社会全体)        | <b>15.6%</b><br>(令和7年度) | <b>23%</b><br>(令和12年度)                        |
| 市内企業の女性管理職の割合(課長級以上)           | <b>13.4%</b><br>(令和6年度) | <b>国が公表する第6次男女共同参画基本計画の目標値をおく</b><br>(令和11年度) |
| 1日のうち、仕事に要する時間が9時間以上である有職男性の割合 | <b>48.1%</b><br>(令和6年度) | <b>46%</b><br>(令和11年度)                        |

## 成果指標

| 分野 | 方針  | 成果指標                                     | 現状値  | 目標値                                      |                        |
|----|-----|--|--|--|------------------------|
| I  | 1   | DVの相談窓口の認知度                              | <b>71.2%</b><br>(令和6年度)                      | <b>75%</b><br>(令和11年度)                   |                        |
|    |     | がん検診受診率の向上<br>(①子宮がん・②乳がん)               | <b>①66.6%</b><br><b>②53.3%</b><br>(令和6年度)    | <b>①70%</b><br><b>②60%</b><br>(令和12年度)   |                        |
|    |     | 「性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)」という言葉と内容を知っている人の割合 | <b>67.1%</b><br>(令和6年度)                      | <b>78%</b><br>(令和11年度)                   |                        |
|    | 2   | DVを人権侵害と認識する人の割合                         | <b>93.5%</b><br>(令和6年度)                      | <b>95%</b><br>(令和12年度)                   |                        |
|    |     | 「デートDV」という言葉の認知度                         | <b>53.4%</b><br>(令和6年度)                      | <b>65%</b><br>(令和11年度)                   |                        |
| II | 3   | 市の審議会等への女性委員の登用率                         | <b>35.3%</b><br>(令和7年4月)                     | <b>40%以上</b><br><b>60%以下</b><br>(令和12年度) |                        |
|    |     | 市職員の女性管理職員の割合<br>※消防職・教員を除く              | <b>14.9%</b><br>(令和7年4月)                     | <b>20%</b><br>(令和12年4月)                  |                        |
|    |     | 市立学校園の校(園)長・教頭に占める女性の割合                  | <b>21.2%</b><br>(令和7年4月)                     | <b>22%</b><br>(令和12年4月)                  |                        |
|    | 4   | 女性の活躍推進企業認定・認証数                          | <b>258社</b><br>(令和6年度)                       | <b>385社</b><br>(令和12年度)                  |                        |
|    |     | 子育て支援企業認定数                               | <b>273社</b><br>(令和6年度)                       | <b>359社</b><br>(令和12年度)                  |                        |
|    |     | ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業数                    | <b>296社</b><br>(令和6年度)                       | <b>385社</b><br>(令和12年度)                  |                        |
|    |     | 市男性職員の育児休業取得率<br>※消防職・教員を除く              | <b>77.3%</b><br>(令和6年度)                      | <b>100%</b><br>(令和11年度)                  |                        |
|    | 5   | 平日1時間以上家事を行う有職男性の割合                      | <b>32.0%</b><br>(令和6年度)                      | <b>40%</b><br>(令和11年度)                   |                        |
|    |     | 仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合              | <b>36.3%</b><br>(令和6年度)                      | <b>43%</b><br>(令和12年度)                   |                        |
|    | 6   | 地域活動の委員(区政協力委員・災害対策委員)の女性比率              | <b>20.9%</b><br>(令和6年度)                      | <b>25%</b><br>(令和12年度)                   |                        |
|    |     | 名古屋が子育てしやすいまちだと思う人の割合                    | <b>79.5%</b><br>(令和7年度)                      | <b>86%</b><br>(令和12年度)                   |                        |
|    | III | 7  | 社会通念・慣習・しきたりにおける男女の地位の平等感                    | <b>13.2%</b><br>(令和6年度)                  | <b>15%</b><br>(令和11年度) |
|    |     |  | イーブルなごや(名古屋市 男女平等参画推進センター・女性会館)講座における受講者の理解度 | <b>90.6%</b><br>(令和7年度前期講座分)             | <b>95%</b><br>(令和12年度) |

## 参考データ

| 分野 | 参考データ                                | 現状値                |
|----|--------------------------------------|--------------------|
| I  | 女性のための総合相談件数(電話・面接・専門相談等)            | 3,702件<br>(令和6年度)  |
|    | 男性のための相談件数                           | 164件<br>(令和6年度)    |
|    | 名古屋市にじいろ相談(セクシュアル・マイノリティ相談)          | 149件<br>(令和6年度)    |
|    | 基本的人権が尊重されている社会だと思う市民の割合             | 59.1%<br>(令和6年度)   |
|    | なごや人権啓発センターの年間来館者数                   | 45,008人<br>(令和6年度) |
|    | 「DV(ドメスティック・バイオレンス)」という言葉の認知度        | 95.9%<br>(令和6年度)   |
|    | 女性福祉相談延件数(配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所)    | 14,556件<br>(令和6年度) |
|    | 名古屋市における母子世帯の年間総収入の平均額               | 317.9万円<br>(令和5年度) |
|    | 名古屋市における父子世帯の年間総収入の平均額               | 659.6万円<br>(令和5年度) |
|    | 週1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する20歳以上の市民の割合     | 59.0%<br>(令和6年度)   |
|    | 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)                | 15.9<br>(令和5年)     |
|    | 複合的な生活課題がある事例に対して相談支援機関が連携して対応している割合 | 76.5%<br>(令和5年度)   |
| II | 市職員の女性の課長補佐昇任選考受験率(全職種・コースI)         | 2.2%<br>(令和6年度)    |
|    | 名古屋市会における女性議員割合                      | 27.9%<br>(令和7年4月)  |
|    | 区政協力委員における学区代表の女性割合                  | 7.9%<br>(令和6年4月)   |
|    | 民生委員・児童委員における学区代表の女性割合               | 61.8%<br>(令和7年7月)  |
|    | 保健環境委員における学区代表の女性割合                  | 47.0%<br>(令和6年度)   |
|    | 働く意欲があるが、現在働く場がなくて困っている市民の割合         | 4.0%<br>(令和6年度)    |

| 分野 | 参考データ   | 現状値   |
|----|---|---|
|    | 保育所等利用待機児童数                                   | 0人<br>(令和7年4月1日)                                |
|    | 放課後児童健全育成事業の①実施箇所数・②児童数                       | ① 280か所<br>② 19,421人<br>(令和6年度)                 |
|    | 職場に育児休業制度があると回答した割合                           | 58.3%<br>(令和6年度)                                |
|    | 職場に介護休業制度があると回答した割合                           | 41.9%<br>(令和6年度)                                |
|    | 市職員の1人あたりの月間超過勤務時間数                           | 14.3時間<br>(令和6年度)                               |
|    | 市職員の1人あたりの年次休暇取得日数                            | 16.3日<br>(令和6年度)                                |
|    | 結婚や子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える市民の割合               | 62.9%<br>(令和6年度)                                |
|    | 生きがいや楽しみを持って生活していると感じている高齢者の割合                | 75.7%<br>(令和6年度)                                |
|    | 困ったときに相談できる人が隣近所や地域にいる市民の割合                   | 65.6%<br>(令和6年度)                                |
|    | 消防団員の女性割合                                     | 10.3%<br>(令和7年4月)                               |
| Ⅲ  | 男女の地位が平等と感じる市民の割合<br>(①職場②政治の場③学校教育の場④地域活動の場) | ①30.4%<br>②11.3%<br>③64.7%<br>④43.3%<br>(令和6年度) |
|    | イーブルなごや(男女平等参画推進センター・女性会館)の年間来館者数             | 218,108人<br>(令和6年度)                             |
|    | イーブルなごや(男女平等参画推進センター・女性会館)ウェブサイトの年間閲覧件数       | 221,339<br>(令和6年度)                              |

## 計画の策定経過

| 年月日                    | 事項  |
|------------------------|---|
| 令和6年<br>7月11日～<br>8月2日 | 第10回男女平等参画に関する基礎調査  |
| 8月16日～<br>9月9日         | 名古屋市女性の活躍実態調査   |
| 令和7年<br>4月30日          | 第12期名古屋市男女平等参画審議会全体会（第1回）<br>・次期「男女平等参画基本計画」の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策について諮問<br>・部会設置の承認及び部会長の選出                  |
| 5月8日                   | 名古屋市男女平等参画推進協議会 幹事会   |
| 5月20日                  | 第12期名古屋市男女平等参画審議会 答申案作成部会（第1回）<br>・次期基本計画の基本的な方向性及び取り組むべき施策について（分野・方針）  |
| 6月9日                   | 名古屋市男女平等参画推進協議会   |
| 6月13日                  | 第12期名古屋市男女平等参画審議会 答申案作成部会（第2回）<br>・次期基本計画の基本的な方向性及び取り組むべき施策について（分野・方針）  |
| 7月8日                   | 第12期名古屋市男女平等参画審議会 答申案作成部会（第3回）<br>・次期基本計画の基本的な方向性及び取り組むべき施策について（方針・取り組むべき施策）<br>・成果指標について<br>・男女平等参画と男女共同参画について |
| 7月9日<br>～9月9日          | 名古屋市男女平等参画推進協議会 プロジェクトチームにおいて、局横断的な課題（4テーマ）についてディスカッション   |
| 7月17日                  | 名古屋市男女平等参画推進協議会 幹事会   |
| 7月31日                  | 第12期名古屋市男女平等参画審議会全体会（第2回）<br>・次期基本計画の基本的な方向性及び取り組むべき施策について（答申案作成部会での審議内容など）<br>・男女平等参画と男女共同参画について               |
| 8月1日<br>～8月22日         | なごや子どもアンケート「性別についての意識調査」  |
| 8月7日                   | 名古屋市男女平等参画推進協議会 幹事会   |
| 9月25日                  | 第12期名古屋市男女平等参画審議会 答申案作成部会（第4回）<br>・次期基本計画答申文案について   |

|                |   |
|----------------|---|
| 10月20日         | 第12期名古屋市男女平等参画審議会全体会（第3回）<br>・次期基本計画答申案について |
| 11月7日          | 名古屋市男女平等参画推進協議会 幹事会にて審議                     |
| 11月10日         | 第12期名古屋市男女平等参画審議会から次期「男女平等参画基本計画」の策定に向けて答申  |
| 12月8日          | 名古屋市男女平等参画推進協議会にて審議                         |
| 12月26日         | 名古屋市会 総務環境委員会にて所管事務調査                       |
| 令和8年1月25日～2月4日 | 名古屋市男女平等参画基本計画案パブリックコメント                    |
| 令和8年2月●日       | 名古屋市男女平等参画推進協議会 幹事会にて審議                     |
| 2月●日           | 名古屋市男女平等参画推進協議会にて審議                         |
| 3月             | 「名古屋市男女平等参画基本計画2030」策定・公表                   |

## 第12期 名古屋市男女平等参画審議会委員

(任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)

(五十音順、敬称略)

| 委員氏名          | 役職等                        | 部会所属    |
|---------------|----------------------------|---------|
| 副会長<br>新井 美佐子 | 名古屋大学 大学院人文学研究科 准教授        | 答申案作成部会 |
| 大畑 裕子         | 公募委員(医師)                   |         |
| 会長<br>風間 孝    | 中京大学 教養教育研究院 教授            | 答申案作成部会 |
| 上条 厚子         | 公募委員(NPO 法人ママライフバランス)      | 答申案作成部会 |
| 久野 美奈子        | NPO法人起業支援ネット 代表理事          |         |
| 榊原 輝重         | NPO法人ファザーリング・ジャパン<br>(税理士) | 答申案作成部会 |
| 佐々木 靖志        | 愛知県中小企業団体中央会 専務理事          | 答申案作成部会 |
| 菅原 真          | 南山大学 法学部 教授                |         |
| 立石 直子         | 愛知大学 法学部 教授                | 答申案作成部会 |
| 鶴田 美保子        | 金城学院大学 人間科学部 多元心理学科 准教授    |         |
| 西田 寛          | 弁護士                        | 答申案作成部会 |
| 野崎 祐子         | 椙山女学園大学現代マネジメント学部 教授       |         |
| 舞田 江里         | 連合愛知名古屋地域協議会 女性代表          | 答申案作成部会 |
| 山内 雅夫         | 愛知教育大学教職大学院 元特任教授          |         |
| 横地 道代         | 名古屋市地域女性団体連絡協議会書記          |         |

15名（女性9名、男性6名）

## 男女平等参画推進なごや条例

平成 14 年 3 月 29 日  
条例第 43 号

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

第 2 章 性別による権利侵害の禁止(第 6 条・第 7 条)

第 3 章 基本的施策等(第 8 条—第 19 条)

第 4 章 苦情の処理(第 20 条)

第 5 章 拠点施設(第 21 条)

第 6 章 名古屋市男女平等参画審議会(第 22 条)

第 7 章 雑則(第 23 条)

#### 附則

わたくしたちのまち、名古屋市は、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、人間性豊かなまちを目指して、積極的に男女共同参画社会の実現に取り組んできた。

これは、個人の尊厳と法の下での平等を高らかにうたう日本国憲法の理念を推進する基本的な取組であるとともに、国が男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定するに至った流れや、国際婦人年以降連帯して性差別の解消と女性の地位向上に取り組んできた国内外の動向と協調した行動でもあった。

しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度や慣行があり、女性と男性の社会への参画の状況においても偏りが見られるなど、女性と男性が平等に参画するには、なお一層の努力が求められている。

これらを踏まえ、女性も男性も互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等に参画し、共に責任を担い利益を受けることができる男女共同参画社会を実現させることが今後も重要である。

わたくしたちは、男女共同参画社会の実現のために、女性と男性の平等とあらゆる分野への参画を推進することによって、安心して暮らせる活気のあるまち、なごやをつくることを決意し、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、男女平等及び参画(以下「平等参画」という。)の推進に関し、基本理念を定

め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、平等参画を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず、市民一人一人の個性が輝き、安心して希望を持って暮らせる社会をつくることを目的とする。

#### (基本理念)

第 2 条 平等参画は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の趣旨を踏まえた次の各号に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 女性及び男性は、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、自立した個人として能力を発揮する機会が均等に確保されることその他の人権が尊重されること。
- (2) 女性及び男性は、社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会を確保されること。
- (3) 女性及び男性は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において自らの意思と責任において、多様な活動が選択できるよう配慮されること。
- (4) 女性及び男性は、相互の協力と社会の支援の下、育児、介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。
- (5) 女性及び男性は、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、健康と自らの決定(以下「性と生殖に関する健康と権利」という。)が尊重されること。
- (6) 平等参画は、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

#### (市の責務)

第 3 条 市は、平等参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、平等参画の推進に関する施策(以下「推進施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、推進施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、市民及び事業者と協力し、連携して推進施策を実施しなければならない。
- 4 市は、率先して平等参画の実現に努めなければ

ならない。

#### (市民の責務)

第4条 市民は、平等参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、積極的に平等参画を推進するとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、平等参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、事業活動に関し、積極的に平等参画を推進するとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

### 第2章 性別による権利侵害の禁止

#### (性別による権利侵害の禁止)

第6条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント(相手の望まない性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する身体又は精神に著しく苦痛を与える暴力その他の行為をいう。)を行ってはならない。

第7条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

### 第3章 基本的施策等

#### (基本計画)

第8条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、平等参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ名古屋市男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用

する。

#### (年次報告)

第9条 市は、毎年度、平等参画の推進状況、推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

2 市は、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映させるよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の防止及び支援)

第10条 市は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

#### (性と生殖に関する健康と権利の支援)

第11条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

#### (参画機会の拡大及び是正措置)

第12条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、女性と男性の間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、任命する場合には、女性及び男性の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

3 市は、平等参画を推進するため、女性職員の管理職等への登用及び能力開発に努めなければならない。

#### (雇用等の分野における平等参画の推進)

第13条 市は、事業者に対し、雇用の分野において平等参画が推進されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、平等参画に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

3 市は、必要があると認めるときは、市と取引関係がある事業者及び補助金の交付を受ける者に対し、平等参画の推進に関し報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

#### (家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第14条 市は、女性及び男性が共に、育児、介護その他の家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めなければならない。

#### (市民等に対する支援)

第15条 市は、平等参画を推進する活動を行う市民及び事業者(当該活動を主として行うものに限

る。)に対し、それらの主体性に留意して情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学習及び教育に対する支援等)

第16条 市は、平等参画について理解が深まるように、市民の幼児期からの学習を支援するとともに、学校教育、家庭教育その他の教育において、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第17条 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、連携して推進施策を実施するものとする。

(国際的協調)

第18条 市は、国際的な理解及び協調の下に平等参画を推進するため、市民と外国人との交流の促進、国際機関等との情報交換等必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究及び情報の提供)

第19条 市は、平等参画の推進に関し、必要な調査研究を定期的に行うとともに、情報及び資料を収集し、市民へ提供しなければならない。

#### 第4章 苦情の処理

(苦情の処理)

第20条 市長の附属機関として、名古屋市男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 市民及び事業者は、市が実施する推進施策若しくは平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情がある場合、市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。

4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、苦情の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 拠点施設

(拠点施設)

第21条 市は、推進施策を実施するとともに、市民及び事業者による平等参画の推進に関する取組を支援するため、別に条例で定めるところにより、総合的な拠点施設を設置するものとする。

る。

#### 第6章 名古屋市男女平等参画審議会

(名古屋市男女平等参画審議会)

第22条 市長の附属機関として、名古屋市男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び平等参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

3 審議会は、平等参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織し、委員の一部は公募する。

5 女性又は男性のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第20条から第22条までの規定は、規則で定める日から施行する。  
(平成14年規則第118号で第22条の規定は平成14年8月1日から施行)

(平成14年規則第152号で第20条の規定は平成14年11月1日から施行)

(平成15年規則第77号で第21条の規定は平成15年6月18日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている平等参画の推進に関する市の基本計画であって、推進施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第8条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

## 男女平等参画推進なごや条例施行規則

平成 14 年 11 月 1 日  
規則第 151 号

名古屋市男女平等参画審議会規則(平成 14 年名古屋市規則第 117 号)の全部を改正する。

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 男女平等参画苦情処理委員(第 2 条—第 13 条)
- 第 3 章 男女平等参画審議会(第 14 条—第 20 条)  
附則

### 第 1 章 総則 (趣旨)

第 1 条 この規則は、男女平等参画推進なごや条例(平成 14 年名古屋市条例第 43 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 章 男女平等参画苦情処理委員 (苦情処理委員)

- 第 2 条 条例第 20 条第 1 項に規定する名古屋市男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女平等及び参画の推進並びに行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 苦情処理委員のうち、1 人以上は法律に関し学識経験を有する者とし、女性及び男性の苦情処理委員は、それぞれ 1 人以上としなければならない。
- 3 苦情処理委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 苦情処理委員は、再任されることができる。ただし、連続して 4 回委嘱されることはできない。
- 5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

### (服務)

- 第 3 条 苦情処理委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 苦情処理委員は、政党その他の政治的団体の役員となることができない。
- 3 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員又は長と兼ねることができない。

(市長への申出の方式)

第 4 条 条例第 20 条第 2 項の規定による申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。ただし、市長が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号
  - (2) 申出の趣旨及び理由
  - (3) 他の機関への相談等の状況
  - (4) 申出に係る人権の侵害があつた日(平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情の申出(以下「人権侵害に対する苦情の申出」という。)の場合に限る。)
  - (5) 申出の年月日
- 2 前項ただし書の規定により口頭で申出をしようとするときは、前項第 1 号から第 4 号までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、市長は、その内容を録取するものとする。
- 3 申出をした者は、当該申出に対する処理が終了するまでの間、いつでも書面により申出の取下げをすることができる。

(調査及び処理)

- 第 5 条 市長は、前条の申出があつたときは、担当の苦情処理委員を指定して、事案の調査及び処理を命ずるものとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、委員全員をもって構成する合議体にて調査及び処理を命ずることができる。
- 3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命じないものとする。
- (1) 判決、裁決等により確定した事項
  - (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
  - (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条の紛争の解決の援助の対象となる事項
  - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
  - (5) 条例又はこの規則の規定に基づく苦情処理委員の行為に関する事項
  - (6) 申出をした者から当該申出の取下げがあつた事項
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員に調査及び処理を命ずることが適当でないこと

#### 認める事項

- 4 市長は、調査及び処理を命じた事案が、前項第2号、第4号又は第6号に該当するに至ったときは、苦情処理委員に調査及び処理の中止を命ずるものとする。
- 5 市長は、人権侵害に対する苦情の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以後にされたときは、苦情処理委員に当該申出について調査及び処理を命じないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 6 市長は、苦情処理委員に調査及び処理を命じたときは、その旨を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。
- 7 市長は、当該申出に対する処理を行う間、必要があると認めるときは、当該申出をした者に対し、処理の経過を通知するものとする。
- 8 市長は、調査及び処理をしないとき並びに調査及び処理の中止を命じたときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

#### (調査開始の通知等)

- 第6条 苦情処理委員は、調査を開始するときには、その旨を申出に係る市の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、人権侵害に対する苦情の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 苦情処理委員は、当該市の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求め、又は関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。
  - 3 苦情処理委員は、市長から調査及び処理の中止を命じられたときは、その旨及びその理由を調査の開始を通知した市の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

#### (助言、是正の要望等)

- 第7条 市長は、条例第20条第4項の意見を受けた場合において、必要があると認めるときは、書面により、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める措置を講ずるものとする。
- (1) 当該申出に係る市の機関 是正の指示
  - (2) 当該申出に係る関係者 助言又は是正の要望

#### (調査結果等の通知)

- 第8条 市長は、助言、是正の指示又は是正の要望を行わないときは、その旨を、速やかに、第6条第1項の規定により調査開始の通知をした市の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

#### (是正の指示に対する措置の報告)

- 第9条 第7条に規定する是正の指示を受けた市の機関は、当該是正の指示に基づいて措置を講じたときは、その旨を書面により原則として50日以内に市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による報告を受けた後も、必要があると認めるときは、当該措置に係るその後の経過について、当該市の機関に対し報告を求めることができる。

#### (事案の処理の状況の報告等)

- 第10条 苦情処理委員は、毎年度1回、事案の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は前項の報告書及び次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、公表に当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な配慮をしなければならない。
    - (1) 市長が申出に係る市の機関に対して行った是正の指示
    - (2) 前号の是正の指示に対して、市の機関が講じた措置

#### (身分証明書)

- 第11条 苦情処理委員は、職務を行う場合には、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### (庶務)

- 第12条 苦情処理委員の庶務は、スポーツ市民局において処理する。

#### (委任)

- 第13条 この規則に定めるもののほか、苦情処理委員に関して必要な事項は、市長が定める。

### 第3章 男女平等参画審議会

#### (男女平等参画審議会委員)

- 第14条 条例第22条第1項に規定する名古屋市男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、市民、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 市民のうちから委嘱する委員は、条例第22条第4項の規定により市長が公募により委嘱する委員とする。
  - 3 前項に定めるもののほか、委員の公募に関して必要な事項は、市長が別に定める。

#### (会長及び副会長)

- 第15条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
  - 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があると

き又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 16 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 17 条 審議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。

(関係者の出席)

第 18 条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 19 条 審議会の庶務は、スポーツ市民局において処理する。

(委任)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 最初に委嘱される苦情処理委員の任期は、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

附 則(令和 2 年規則第 49 号)抄

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 略

# 名古屋市男女平等参画推進センター条例

平成 15 年 3 月 31 日  
条例第 38 号

## (設置)

第 1 条 男女平等参画推進なごや条例(平成 14 年名古屋市長令第 43 号)第 21 条の規定に基づき、次のように男女平等参画推進センターを設置する。

名称 名古屋市男女平等参画推進センター

位置 名古屋市中区大井町 7 番 25 号

## (目的及び事業)

第 2 条 名古屋市男女平等参画推進センター(以下「センター」という。)は、男女平等及び参画(以下「平等参画」という。)の推進に関する施策を実施するとともに、市民及び事業者による平等参画の推進に関する取組を支援することを目的とする。

2 センターは、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 平等参画の推進のための調査及び研究
- (2) 平等参画の推進に関する情報の収集、提供及び発信
- (3) 平等参画の推進のための講座及び研修の実施
- (4) 平等参画の推進に取り組む団体及び個人の相互交流の促進
- (5) 女性の自立支援のための相談及び助言の実施
- (6) その他平等参画の推進のため市長が必要と認める事業

## (損害賠償等)

第 3 条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

## (指定管理者)

第 4 条 センターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせる。

## (指定管理者の指定の手続)

第 5 条 市長は、センターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を

選定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、第 2 条第 1 項に規定するセンターの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) 次の表の左欄に掲げる施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあつては、同表右欄に掲げる施設を一体的に管理することができること。

|      |   |
|------|---|
| センター | 名古屋市女性会館条例(昭和 53 年名古屋市長令第 22 号)第 1 条の規定に基づき設置する名古屋市女性会館 |
|------|---|

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

## (指定管理者が行う管理の基準)

第 6 条 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、休館日に開館することができる。

## (指定管理者が行う業務の範囲)

第 7 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 2 条第 2 項第 2 号及び第 4 号に規定する事業並びに同項第 3 号に規定する事業のうち市長が定めるものの実施に関すること。
- (2) センターの維持管理及び修繕(原形を変えず修繕及び模様替を除く。)に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

## (委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成 15 年規則第 78 号で平成 15 年 6 月 18 日から施行。ただし、第 3 条から第 8 条まで、第 11 条及び第 12 条の規定は平成 15 年 5 月 6 日から施行)

## 附 則(平成 17 年条例第 25 号)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行す

る。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例第 11 条の 2 の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成 21 年条例第 25 号)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手續は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年条例第 66 号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 40 号)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例第 5 条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和 4 年条例第 56 号)抄  
(施行期日)

- 第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

# 名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則

平成 15 年 5 月 6 日  
規則第 79 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市男女平等参画推進センター条例(平成 15 年名古屋市条例第 38 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (開館時間)

第 2 条 名古屋市男女平等参画推進センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあつては、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

## (休館日)

第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第 3 木曜日
- (2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

## (行為の禁止等)

第 4 条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (3) 承認を受けずに広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。
- (5) その他センターの管理上支障があると認められる行為をすること。

## (退館)

第 5 条 市長は、この規則に違反し、又は係員若しくは指定管理者若しくはその管理するセンターの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し退館を命ずることができる。

## (指定管理者の公募)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要

(2) 指定管理者に行わせる管理の業務(以下「管理業務」という。)の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 選定に参加する者に必要な資格

(5) 管理の基準

(6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準

(7) 管理業務に従事する者の配置の基準

(8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 5 条第 1 項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

## (指定管理者の指定の申請)

第 7 条 条例第 5 条第 2 項の規定によるセンターの指定管理者の指定の申請は、名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者指定申請書(別記様式)によって行わなければならない。

2 条例第 5 条第 2 項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 センターの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

## (指定管理者の選定)

第 8 条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例(平成 28 年名古屋市条例第 16 号)第 1 条に基づく名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

## (指定等の告示)

第 9 条 条例第 5 条第 4 項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第5条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第10条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) センターの管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第11条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) センターの使用状況
- (3) センターの管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年6月18日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 許可の申請その他センターの施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成15年規則第82号)

- 1 この規則は、平成15年6月18日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 センターを管理委託等するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成17年規則第109号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項、第5条、第8条、第9条第3項、第9条の2及び第12条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第90号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第19号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則(以下「新規則」という。)の規定に基づく指定管理者の指定の申請に必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づいて提出されている使用料減免申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則(平成21年規則第74号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3号様式の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づいて提出されている使用料減免申請書は、この規則による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則(平成22年規則第79号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第59号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申込書及び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にか

かわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成 25 年規則第 68 号)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条及び第 4 号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づく指定管理者の指定の申請に必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成 29 年規則第 20 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規則第 11 号)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 49 号)抄

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 123 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別記様式 略

## 男女平等参画に関する年表

| 年            | 世界   | 日本   | 名古屋市   |
|--------------|--|--|--|
| 昭和 20 (1945) | 1. 国際連合設立  |  |  |
| 昭和 21 (1946) | 2. 婦人の地位委員会発足  | 1. 日本初の婦人参政権行使<br>2. 日本国憲法公布   |  |
| 昭和 42 (1967) | 3. 婦人に対する差別撤廃宣言  |  |  |
| 昭和 50 (1975) | 4. 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)<br>5. 「世界行動計画」採択<br>6. 「国連婦人の 10 年」1976～1985 年                        | 3. 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置  |  |
| 昭和 52 (1977) |  | 4. 「国内行動計画」策定  | 1. 市民局に「婦人問題担当室」設置<br>2. 市長の私的諮問機関「婦人問題懇話会」設置<br>3. 市内の婦人問題推進組織「婦人問題推進協議会 (市長を会長)」設置 |
| 昭和 54 (1979) | 7. 女子差別撤廃条約採択  |  |  |
| 昭和 55 (1980) | 8. 「国連婦人の 10 年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)   | 5. 女子差別撤廃条約署名  | 4. 名古屋市基本計画策定 (婦人の項)<br>5. 世界会議に婦人調査団を派遣   |
| 昭和 56 (1981) |  | 6. 「国内行動計画後期重点目標」策定  |  |
| 昭和 59 (1984) |  |  | 6. 「日本女性会議 '84 なごや」開催  |
| 昭和 60 (1985) | 9. 「国連婦人の 10 年」世界会議 (ナイロビ)<br>10. 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択                                    | 7. 国籍法改正<br>8. 男女雇用機会均等法公布<br>9. 女子差別撤廃条約批准                          | 7. 世界会議に婦人調査団を派遣   |
| 昭和 62 (1987) |  | 10. 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定  |  |
| 昭和 63 (1988) |  | 11. 労働基準法改正 (週 40 時間制)   | 8. 名古屋市新基本計画策定 (女性の項)  |
| 平成元 (1989)   | 11. 児童の権利に関する条約採択  | 12. 新学習指導要領告示  |  |
| 平成 2 (1990)  | 12. 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択  |  | 9. 室名を「女性企画室」に変更 (懇話会、推進協議会の名称も合わせて変更)   |
| 平成 3 (1991)  |  | 13. 育児休業法公布<br>14. 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画 (第一次改定)」策定                 |  |
| 平成 5 (1993)  | 13. 世界人権会議 (ウィーン)  | 15. パートタイム労働法公布、施行   |  |
| 平成 6 (1994)  | 14. 第 4 回世界女性会議のためのエスカップ地域準備会議 (ジャカルタ)<br>15. 「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む) 採択<br>16. 国際人口・開発会議 (カイロ) | 16. 児童の権利に関する条約批准<br>17. 総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置<br>18. 男女共同参画推進本部設置 |  |
| 平成 7 (1995)  | 17. 第 4 回世界女性会議 (北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択  | 19. 育児休業法改正 (介護休業制度の法制化)   | 10. 「男女共同参画プランなごや」策定<br>11. 女性企画推進協議会を「男女共同参画推進協議会」に、女性企画懇話会を「男女共同参画懇話会」に            |

| 年            | 世界                                    | 日本  | 名古屋市   |
|--------------|---------------------------------------|---|--|
|              |                                       |   | 改称<br>12. 世界会議に女性海外派遣団派遣   |
| 平成 8 (1996)  |                                       | 20. 「男女共同参画ビジョン」 答申<br>21. 「男女共同参画 2000 年プラン」 策定  |  |
| 平成 9 (1997)  |                                       | 22. 労働基準法改定（女子保護規定撤廃）<br>23. 男女雇用機会均等法改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務）<br>24. 育児・介護休業法の改正（深夜業制限）             | 13. 「男女共同参画推進会議」 発足  |
| 平成 10 (1998) |                                       |   | 14. 男女共同参画懇話会「男女共同参画プランなごや後期重点課題」 提言   |
| 平成 11 (1999) |                                       | 25. 男女共同参画社会基本法公布、施行  | 15. 男女共同参画プランなごや後期重点課題策定<br>16. 男女共同参画懇話会「男女共同参画推進センター（仮称）設置について」 提言   |
| 平成 12 (2000) | 18. 女性 2000 年会議（ニューヨーク）「政治宣言」「成果文書」採択 | 26. 男女共同参画基本計画策定<br>27. ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）公布、施行                                       | 17. 室を総務局に移管、室名を「男女共同参画推進室」に変更<br>18. 女性 2000 年会議に合わせた女性海外派遣団派遣<br>19. 男女共同参画懇話会「新男女共同参画プランなごや（仮称）への提言」<br>20. 「名古屋新世紀計画 2010」 策定                      |
| 平成 13 (2001) |                                       | 28. 内閣府に「男女共同参画局」設置<br>29. 内閣府に「男女共同参画会議」設置<br>30. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布                | 21. 「男女共同参画プランなごや 21」 策定   |
| 平成 14 (2002) |                                       |   | 22. 「男女平等参画推進なごや条例」公布、施行<br>23. 室名を「男女平等参画推進室」に、「男女共同参画推進協議会」を「男女平等参画推進協議会」に、「男女共同参画推進会議」を「男女平等参画推進会議」に改称<br>24. 「男女平等参画苦情処理委員」設置<br>25. 「男女平等参画審議会」設置 |
| 平成 15 (2003) |                                       | 31. 次世代育成支援対策推進法公布、施行<br>32. 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」<br>33. 女子差別撤廃条約実施状況第 4 回・5 回報告の審議 | 26. 「男女平等参画推進センター（つながれっと NAGOYA）」開館  |
| 平成 16 (2004) |                                       | 34. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布<br>35. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」告示      | 27. 第 1 期名古屋市男女平等参画審議会「男女平等参画先進都市をめざして」 答申   |

| 年            | 世界  | 日本   | 名古屋市   |
|--------------|---|--|--|
|              |   | 36. 育児・介護休業法改正（育児・介護取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設）  |  |
| 平成 17 (2005) | 19. 「第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）」開催   | 37. 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定  | 28. 「名古屋市男女平等参画審議会答申事項達成状況進行管理票」作成   |
| 平成 18 (2006) |   | 38. 男女雇用機会均等法改正（間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止）   | 29. 「男女平等参画の視点からの公的広報物ガイドライン」作成  |
| 平成 19 (2007) |   | 39. パートタイム労働法改正（均衡の取れた処遇の確保の促進）<br>40. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布<br>41. 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | 30. 名古屋市配偶者暴力相談センター業務開始  |
| 平成 20 (2008) |   | 42. 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」   |  |
| 平成 21 (2009) |   | 43. 育児・介護休業法改正（短時間勤務制度、所定外労働の免除の義務化等）  | 31. 第 3 期名古屋市男女平等参画審議会「『男女共同参画プランなごや 21』に基づく取り組みの評価と新プランに向けた基本的方向性について」答申<br>32. 「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 |
| 平成 22 (2010) | 20. 「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）」開催   | 44. 「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定  | 33. 第 4 期名古屋市男女平等参画審議会「『新男女平等参画プラン』（仮称）の策定に向けて」答申<br>34. 「名古屋市中期戦略ビジョン」策定                                      |
| 平成 23 (2011) | 21. UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足   |  | 35. 「名古屋市男女平等参画基本計画 2015」策定  |
| 平成 24 (2012) | 22. 第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択  |  | 36. 「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 2 次）」策定   |
| 平成 25 (2013) |   | 45. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護（等）に関する法律の一部を改正する法律」公布   |  |
| 平成 26 (2014) | 23. 第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択  | 46. 男女雇用機会均等法改正<br>47. 「日本再興戦略」改訂 2014（女性を“わが国最大の潜在力”と位置づけ女性の活躍推進法の制定に言及）  | 37. 「イーブルなごや（男女平等参画推進センター・女性会館）」が開館  |
| 平成 27 (2015) | 24. 「第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）」開催<br>25. UN Women 日本事務所開設<br>26. 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択 | 48. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定<br>49. 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定  | 38. 第 7 期名古屋市男女平等参画審議会「次期『男女平等参画基本計画』の策定に向けて」答申<br>39. 「名古屋市中長期戦略 2018」策定                                      |
| 平成 28 (2016) |   | 50. 日本再興戦略 2016（女性の活躍推進と長時間労働の是正）  | 40. 「名古屋市男女平等参画基本計画 2020」策定<br>41. 「名古屋市配偶者からの暴力防止   |

| 年           | 世界  | 日本   | 名古屋市  |
|-------------|---|--|---|
|             |   |  | 及び被害者支援基本計画（第3次）」策定   |
| 平成 29（2017） |   | 51. 育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法改正（妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置義務化）<br>52. 刑法等改正（性犯罪の非親告罪化・男女被害者適用等）<br>53. 育児・介護休業法改正（育児休業期間の延長） | 42. イコールなごやを女性活躍推進法に基づく“協議会”に位置付け<br>43. 名古屋モデルの合意・運用開始   |
| 平成 30（2018） |   | 54. 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布  |   |
| 令和元（2019）   | 27. 「第5回国際女性会議 WAW!」／「W20（Women20）」日本開催                                       | 55. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布<br>56. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護（等）に関する法律の一部を改正する法律」公布                            | 44. 「名古屋市総合計画 2023」策定   |
| 令和2（2020）   | 28. 第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催開催<br>29. 国際的な指針（COVID-19 ガイダンス）を提言                | 57. 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定<br>58. 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定   | 45. 室をスポーツ市民局に移管<br>46. 第9期名古屋市男女平等参画審議会「次期『男女平等参画基本計画』の策定に向けて」答申                                       |
| 令和3（2021）   | 30. 第65回国連婦人の地位委員会開催<br>31. G20 女性活躍担当大臣会合（イタリア）<br>32. 「私たちの共通の課題」「国連事務局長報告」 | 59. 育児休業・介護休業当育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「雇用保険法」の改正<br>60. 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正                                 | 47. 「名古屋市男女平等参画基本計画 2025」策定<br>48. 「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定<br>49. ウイズコロナにおける女性の生活・就労等実態調査の実施 |
| 令和4（2022）   |   | 61. 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立<br>62. 「ストーカー行為等の規則等に関する法律」改正<br>63. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正                          | 50. 名古屋市ファミリーシップ制度の開始   |
| 令和5（2023）   | 33. G20 女性活躍担当大臣会合開催（インド）   | 64. 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布・施行<br>65. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正                            |   |
| 令和6（2024）   | 34. 第68回国連女性の地位委員会開催（ニューヨーク）  | 66. 育児・介護休業法改正<br>67. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 施行<br>68. 改正 DV 防止法 施行   | 51. 「名古屋市総合計画 2028」策定   |
| 令和7（2025）   |   | 69. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正<br>70. 「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画機構法」改正<br>71. 「第6次男女共同参画基本計画」閣議決定（R7.12月予定）                  | 52. 第12期名古屋市男女平等参画審議会「次期『男女平等参画基本計画』の策定に向けて」答申  |



# 成果レポート(概要版)

## 次期男女平等参画基本計画 にかかるとプロジェクトチーム

男女平等参画基本計画2030への反映について(P.2)

テーマ①男女で異なる健康問題(P.3~6)

テーマ②社会構造に起因する女性の貧困(P.7~10)

テーマ③女性活躍/男性の家事・育児への参画(P.11~14)

テーマ④防災における男女平等参画(P.15~18)

1

### 男女平等参画基本計画2030への反映について

・プロジェクトチームの内容を踏まえ、男女平等参画基本計画2030では局横断的な課題である以下の4テーマについて重点的に取り組むこととします。

#### テーマ①男女で異なる健康課題 関係局：スポーツ市民局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会

|     |                   |  |
|-----|-------------------|--|
| 施策② | 性差を考慮した生涯にわたる健康支援 | 主な取組：性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の学習・啓発、性に関する適切な教育等、生涯にわたる健康教育・健康支援 |
| 施策⑫ | 仕事と健康課題との両立の支援    | 主な取組：企業への健康経営に向けた啓発事業  |

#### テーマ②社会構造に起因する女性の貧困等困難を抱える女性への支援 関係局：スポーツ市民局、経済局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 施策⑥ | 様々な困難(貧困、孤独・孤立、ひとり親、障害、部落差別、外国人等)を抱える人々への支援 | 主な取組：経済的自立に向けた支援等、孤独・孤立に対する支援、ひとり親家庭への経済的自立に向けた支援 |
| 施策⑯ | 高齢期における男女の就業・社会参画支援                         | 主な取組：高齢者の就業支援、高齢者の社会参画支援                          |

#### テーマ③性別にかかわらず活躍できるキャリア形成支援 関係局：スポーツ市民局、総務局、経済局、健康福祉局、子ども青少年局、緑生土木局、教育委員会

|     |                                |                        |
|-----|--------------------------------|------------------------|
| 施策⑩ | 雇用主及び労働者(管理職、従業員等)への男女平等に向けた啓発 | 主な取組：企業向け意識啓発          |
| 施策⑪ | 働く場における女性活躍に向けた支援              | 主な取組：女性のキャリア形成に関する意識啓発 |
| 施策⑮ | 男性の家事・育児・介護等への参画促進             | 主な取組：男性の家事・育児への参画支援    |
| 施策⑳ | 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進      | 主な取組：キャリア教育等の推進        |

#### テーマ④防災における男女平等参画 関係局：スポーツ市民局、防災危機管理局、総務局、健康福祉局、子ども青少年局、消防局、教育委員会、各区

|     |                         |   |
|-----|-------------------------|---|
| 施策⑧ | 地域社会における女性の方針決定過程への参画拡大 | 主な取組：地域活動の委員における女性の参画促進                               |
| 施策⑱ | 防災における男女平等参画の促進         | 主な取組：男女平等参画の視点からの防災教育・啓発、地域防災における女性の参画促進、性別に配慮した避難所運営 |
| 施策⑲ | 男女平等参画推進に関する広報・啓発       | 主な取組：男女平等参画推進センターによる情報発信                              |

2

# テーマ① 男女で異なる健康問題

## テーマ概要

平均寿命が延伸し、社会全体の年齢構成が変化するとともに、平均初婚年齢及び結婚・出産年齢等が以前と比べ高くなっており、個人のライフイベント時の年齢の変化や職業観・家庭観の多様化がみられる。

このような状況において、性別に関わりなく、安心して希望を持って暮らす社会を実現するためには、男女で異なる健康課題に着目し、健康の維持や健康増進に向けて性別や年齢に応じた支援をする必要がある。

性別に特有の病気について、起こりやすい年代や、それに伴う就業上の問題等を共有し、名古屋市が実施している施策と照らし合わせ、今後必要となる視点や事業をグループでディスカッションした。

## 構成員

### [Aグループ]

- ・ スポーツ市民局スポーツ振興課
- ・ 健康福祉局健康増進課
- ・ スポーツ市民局男女平等参画推進課

### [Bグループ]

- ・ 健康福祉局高齢福祉課
- ・ 健康福祉局健康増進課
- ・ 子ども青少年局子育て支援課
- ・ スポーツ市民局男女平等参画推進課

## 開催概要

2025年7月9日(木) 9:30-12:00

イーブルなごや(名古屋市 男女平等参画推進センター・女性会館)

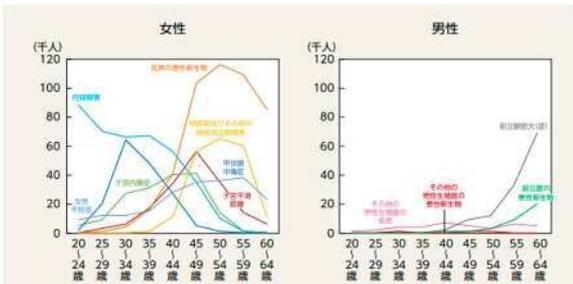
| 内容   |
|--|
| 概要説明(PTの目的)(男女平等参画推進課)                     |
| 男女平等参画推進の必要性について共有(ファシリテーター)               |
| 男女で異なる健康課題について現状と課題の共有(ファシリテーター)           |
| グループディスカッション①<br>・現状の施策の洗い出し/今後必要となる視点について |
| グループディスカッション②<br>・①を踏まえ施策案のアイデア出し          |
| 発表   |



すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現に向けて、基盤となるのが「健康」である。

- ・ 女性特有の病気は、働きざかりの20代～50代と重なる。
- ・ 男女ともに健康認識が高い方が、昇進意欲が高い傾向。
- ・ 男女ともに最も気になる症状に対処できているとする方が、昇進意欲が高い傾向。

女性特有、男性特有の病気の総患者数(年齢階級別・令和2年)



(備考) 1. 厚生労働省「令和2年患者調査」より作成。  
2. 総患者数は、ある疾病における外来患者が一定期間ごとに再来するという仮定に加え、医療施設の稼働日を考慮した調査を行うことにより、調査日現在において、継続的に医療を受けている者(調査日には医療施設で受診していない者を含む。)の患者数の推定により算出したものである。  
総患者数=推計入院患者数+推計初診外来患者数+(推計再来外来患者数×平均診療回数)÷調整係数(6.7)  
推計に用いる平均診療回数は99日以上を除外して算出。  
3. 「乳房の悪性新生物」及び「甲状腺癌」は男性も罹患するが、女性に多い病気である。

健康認識と昇進意欲(男女、年齢階級別・有業者)



特-13図 健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者の数及び割合(男女、年齢階級別・令和4(2022)年)



(備考) 1. 厚生労働省「令和4年国民生活世帯調査」より作成。  
2. 「健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者」とは、「健康上の問題で日常生活に何か影響がある」と回答した者のうち、影響の事項として、「仕事、家事、学業(同僚や作業量などに制限される)」を挙げた者。  
3. 入院者は含まれない。

最も気になる症状への対処状況と昇進意欲(男女、年齢階級別・有業者)



PT当日資料等より抜粋

# 現状の施策と今後必要となる施策等

テーマ1) 男女で異なる健康問題

事業案あり

今後支援が必要な視点

現状の施策

10代以下 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以降

女性

○妊婦健康診査 ○産前・産後ヘルプ事業 ○産後ケア事業 ○母子健康手帳交付  
○なごや妊娠SOS ○健康教育（乳がん自己触診法普及事業）

○骨粗しょう症検査

○女性を対象としたレクリエーションスポーツ事業を実施 ○女性の健康相談窓口

○がん検診（子宮がん、乳がん）

**学校での健康教育(事業案①-1)**  
・身体と心の教育

**健康のセミナーの実施(事業案①-2)**  
・男女、ライフステージに応じた健康課題について啓発

**認知症支援**  
・特に高齢女性の単身世帯向け

男女共通

**働く世代が利用しやすい医療機関のリストアップ・周知(事業案③-1)**  
・予約なしでの診療、夕方や時間外、オンラインの診療・がん検診  
・対象医療機関のリスト化や公開

**学生へのアプローチ(事業案④)**  
・健康経営企業のPR

○共働きカップルのためのパパママ教室 ○両親学級

○もの忘れ検診

○胃、大腸、肺がん検診

○女性の健康課題についての広報

**男性相談事業の拡充(事業案②)** ・健康に関する相談を受けられる体制づくり

男性

**男性支援**  
・子育て支援や情報提供・男性向け家事講座

○前立腺がん健診

企業

**企業向けのアプローチ**  
女性活躍推進企業認定制度の認定条件に健康の視点を追加・必須化(事業案③-1)  
健康経営企業に係る啓発活動(事業案④)

5

## 事業アイデア① 健康課題の啓発・教育 ターゲット:全世代男女、特に若年層男女

学校でも習わない、性差による  
健康課題の理解不足

- ・生涯を通じて健康に過ごすため、男女お互いの身体と心について、特に児童・生徒等若年層への教育が必要
- ・ライフステージ・年代別に健康課題に関する啓発教育を行う必要がある
- ・更年期に関する啓発活動が不足している

生涯健康に過ごすために、  
子どものうちから正しい知識をつける、  
男女の区別なくすべての人の共通認識とする

### ①-1学校での健康教育

◎学校教育に、身体と心についての正しい知識を身につけられるカリキュラムを追加する ※性教育、妊娠前のプレケアなど

### ①-2健康セミナーの開催

◎男女別・ライフステージ別の健康セミナーを開催する ※がん教育、更年期障害(男女とも)、認知症など

## 事業アイデア② 男性相談事業の拡充 ターゲット:男性

男性が健康について  
気軽に相談できる場がない

- ・男性相談はからだや健康の悩みに対して医療的なアドバイスは対応できない。
- ・必要に応じて医療機関への橋渡しもできるとよい。

### 現行の男性相談事業を拡充

◎男性相談に医師等の専門家を配置し、健康に関する相談に対し、具体的なアドバイスができる日を設ける。

◎必要に応じて医療機関の紹介や適切な医療機関のリストを相談者に渡すことができるようにする。

## 事業アイデア③ 医療機関へかかりやすくなるために ターゲット:働く男女

不調を抱えていても  
医療機関に行けない

- ・子育て世代は業務や子どもの予定を優先してしまい、自分の受診が後回しになる。
- ・がん検診などの特定検診と通常の健康診断の一体化ができるとよい。
- ・会社を休んで病院に行くことになるため、企業を巻き込んだ対策が必要

### ③-1働く世代が利用しやすい医療機関のリストアップ・周知

◎休日診療、時間外診療、オンライン診療、予約なしで診てもらえる病院及びがん検診ができる医療機関をリスト化し、市公式ウェブサイトで情報提供する。

◎時間外検診を実施している病院への補助、表彰、広報支援を実施する。

### ③-2女性活躍推進企業認定制度の認定条件に健康の視点を追加・必須化

## 事業アイデア④ 健康経営企業の周知の強化 ターゲット:企業、学生

企業が従業員の健康について  
優先的に取り組む意義を  
見出しづらい

- ・健康経営優良法人の認定項目に女性の健康が含まれるものの、必須ではなく企業が積極的に取り組む理由がない。
- ・企業に対して従業員の健康維持の大切さを啓発・支援をすることで、従業員の健康につながるのではないかと。企業への周知と啓発の強化が重要。
- ・健康経営優良法人認定取得企業について、学生へのPRを強化してはどうか。

### 健康経営企業に係る啓発活動

◎企業における「健康経営」の重要性の周知、啓発活動の強化、健康経営優良法人認定企業の税制優遇措置を追加

◎学生への健康経営優良法人認知度向上に向けたイベントやキャンペーンの実施  
(「健康経営優良法人」に限定した就職セミナーの開催や、企業と学生のマッチング支援等)

6

## テーマ② 社会構造に起因する女性の貧困

### テーマ概要

男女の賃金格差、女性のキャリアの中断、雇用の非正規化などにより、相対的貧困率は、20-24歳を除き、女性の方が高く、特に高齢期において、男女差が大きい。

世帯タイプ別みると、現役世代・高齢者とも「ひとり親と未婚子のみ」、「単独」世帯の貧困率が高い。また、高齢者の女性・単独世帯の貧困率が特に高い。

世代と状況別に、行政として必要なアプローチの手法や次世代への連鎖を断ち切るための支援に対する課題などについてグループディスカッションし理解を深め課題感を共有した。

### 構成員

- 健康福祉局高齢福祉課
- 健康福祉局保護課
- 健康福祉局地域共生推進課
- 子ども青少年局子ども未来企画課
- スポーツ市民局男女平等参画推進課
- 子ども青少年局子ども福祉課

### 開催概要

2025年8月4日(月) 9:30-12:00

イーブルなごや(名古屋市 男女平等参画推進センター・女性会館)

### 内容

概要説明(PTの目的)(男女平等参画推進課)

男女平等参画推進の必要性について共有(ファシリテーター)

社会構造に起因する女性の貧困について現状と課題の共有(ファシリテーター)

グループディスカッション①

・課題解決をめざし各所管の現場から見えてきた課題を共有

グループディスカッション②

・①を踏まえ世代と状況別に現場の課題を共有

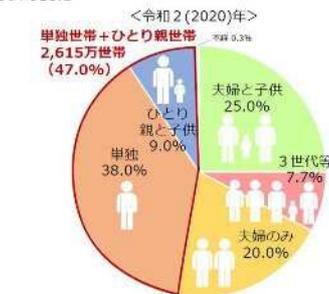
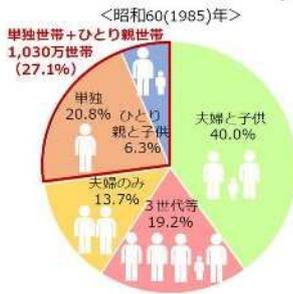
発表

本PTでは、「困難な問題を抱える女性」について理解を深め、各所管の課題感を共有することを中心にディスカッションしました。



- ・家族形態は変化しており、「単独世帯」+「ひとり親世帯」で47.0%と約半数まで増加している。
- ・日本のひとり親世帯・高齢者の貧困率はOECD平均を上回る。
- ・ひとり親世帯では父子よりも母子世帯の方が収入がすくない。また高齢者の貧困率も女性の方が男性よりも高い。

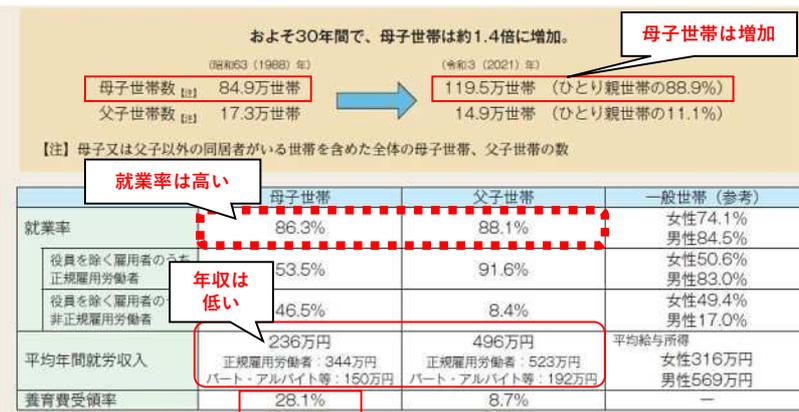
### 家族の姿の変化



### ひとり親世帯の貧困率の国際比較(子どもがいる世帯(大人が1人))

| 順位 | 国名      | 貧困率  | 順位 | 国名       | 貧困率  |
|----|---------|------|----|----------|------|
| 1  | フィンランド  | 10.2 | 20 | ドイツ      | 29.1 |
| 2  | デンマーク   | 11.9 | 21 | トルコ      | 29.4 |
| 3  | スロベニア   | 16.3 | 22 | 韓国       | 29.6 |
| 4  | リトアニア   | 18.4 | 23 | フランス     | 31.2 |
| 5  | アイスランド  | 18.9 | 24 | イスラエル    | 31.8 |
| 6  | ハンガリー   | 19.2 | 25 | イタリア     | 33.4 |
| 7  | アイルランド  | 21.3 | 26 | オーストラリア  | 33.6 |
| 8  | ノルウェー   | 22.2 | 27 | メキシコ     | 33.9 |
| 9  | ポーランド   | 22.4 | 28 | ギリシャ     | 34.1 |
| 10 | スウェーデン  | 23.8 | 29 | オーストラリア  | 35.7 |
| 11 | ラトビア    | 24.5 | 30 | スロバキア    | 36.2 |
| 12 | オランダ    | 25.2 | 31 | ニュージーランド | 36.5 |
| 13 | ポルトガル   | 26.0 | 32 | チリ       | 36.6 |
| 14 | 英国      | 26.7 | 33 | スペイン     | 44.2 |
| 15 | ベルギー    | 27.1 | 34 | 日本       | 44.5 |
| 16 | エストニア   | 27.4 | 35 | 米国       | 49.6 |
| 17 | オーストラリア | 28.4 | 36 | コスタリカ    | 52.4 |
| 18 | ルクセンブルク | 29.0 |    | OECD平均   | 29.3 |
| 18 | チェコ     | 29.0 |    |          |      |

### ひとり親世帯の状況



### 高齢者の貧困率(男女別)の国際比較



(備考) 1. 日本については厚生労働省「国民生活基礎調査」、日本以外の国は、OECD「Pensions at a Glance 2023」より作成。  
2. 日本の高齢者は65歳以上である。  
3. 貧困率の定義は、OECDの作成基準に基づき、世帯可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平均世帯数で割った所得)の中位値の半分に満たない世帯員の割合。  
4. 基本世帯(令和2(2020)年の数値であるが、アイスランドは平成29(2017)年、デンマーク、フランス、ドイツは令和元(2019)年、日本、ノルウェー、スウェーデン、米国は令和3(2021)年。

## 現状と課題、解決に向けた視点①

### 若年女性(困難な問題を抱える女性)へのアプローチ

#### (1)認知不足

- ・経験がなく自身が自分が困難な状況に陥っていることに気がついていないことがある。
- ・気づかぬまま問題を複合的に抱え込み、手が付けられない状態に至ってしまう。
- 状況に気付き、困難な状況に陥る手前で相談等の支援機関につながるようにする。

#### (2)性別役割分担意識の影響

- ・性別役割分担意識などにより、無自覚で働かない選択をしたことにより、自分自身の選択肢を狭めている女性もいる。親が身近なモデルであり影響を受けやすい。
- 結婚、出産・育児による不本意な離職を防ぎ、就業継続の必要性を若年層に届きやすい方法で発信する。

#### 【解決に向けた視点】

- ◎パンフレットよりも**SNS等による発信**が効果的。
- ◎**体験談の発信等により自身の状況に気付き、「変わらなきゃ」と意識が変わることで自立につながる**可能性がある。
- ◎就業継続した場合の将来をイメージできるような**ライフモデルを示していく**とよい。

### 母子世帯への支援と次世代への連鎖を断ち切るための支援

#### (1)多忙と孤独・孤立

- ・子どもに関する相談はするが自身のことについては一人で悩みを抱えている人が多い
- ・母子家庭では一人三役(仕事、家事、育児)で、疲れ果てた状態で自身の自立について考える余裕がない
- 同じ悩みを持つ人のコミュニティ等つながる場が必要

#### (2)貧困の連鎖

- ・親の影響が大きいので、子どもが将来の生活イメージが描きづらく貧困の連鎖につながりやすい。
- ・学習支援事業の効果が見づらい(10年後、20年後にその子がどうなったかが分からない)

#### (3)自立に向けた長期的なサポート

- ・生活保護では基本的に就労し自立を促すが、ひとり親家庭は仕事や子育てを一人で担っているため、子どもの年齢によっては大変な時期もある。
- 長期的な寄り添いや支援計画が必要、就業継続できる環境づくり

#### (4)離婚

- ・離婚後に貧困に陥らないため、自身の現状把握が必要

#### 【解決に向けた視点】

- ◎託児、家事サポートなど**就労継続できる環境づくり**により、貧困から脱却できる可能性がある。
- ◎**支援対象者と支援者の信頼関係を築き、子ども**の年齢・学年等に応じたサポートが必要。
- ◎自身の状況(収入や家賃等)を把握するためにも、法律相談やセミナー等を部署間で共有し必要な市民へ案内する。

9

## 現状と課題、解決に向けた視点②

### 単身世帯高齢者(女性)が貧困に陥らないために必要なこと

#### (1)家計支援

- ・高齢女性は家計診断をすると見直すべき点が多々見つかるというケースがある(これまでの経験から大丈夫と思ってしまう)。
- 家計管理などお金の知識を身につけてもらうことが必要。

#### (2)就労

- ・貧困に陥った場合、就労で立て直すことが難しい。
- ・高齢女性は働いても十分な生活費を収入として得られることがあまりない。
- ・高齢者に対する就労雇用先の窓口があまりない。
- 就労の検討を早い段階から促す。

#### (3)人とのつながり

- ・貧困に陥っている方は、親族から疎遠になっている等、孤立してしまった方が多い。
- ・高齢者は収入が年金のみのため、詐欺など犯罪に巻き込まれることで貧困に陥ってしまう場合がある。
- 家族や友人とのつながりを保つことが大切
- 精神的な貧困に陥らないために、人とのつながりや趣味があることが大切(お金はないけど幸せに暮らせる環境があれば、それも一つの解決策になるのではないか)

#### (4)健康

- ・心身が健康であれば働き続けることができるため、なるべく若いうちから健康への意識を持ってもらう。
- ・女性は男性より長生きの傾向があるため将来を見据える力を養うことが大切。

#### 【解決に向けた視点】

- ◎介護サービスの中に家計支援を入れるとよい
- ◎40、50代から、高齢期のことを考え、就労する必要があるかなど**早めに資金計画を立てることが必要**
- ◎高齢者の就労に関する相談先の整備
- ◎**若いうちからの健康意識の向上が必要**

# テーマ③ 女性活躍/男性の家事・育児への参画

## テーマ概要

男女の雇用状況について、国際的な比較を含めて日本の現状を確認するとともに、女性管理職の登用状況や男性の家事・育児への参画状況など、さまざまなデータを用いて国および名古屋市の実情を共有した。

そのうえで、本市が現在実施している施策を整理・共有し、今後必要となる取組についてグループごとに意見交換を行い、各グループで発表した。

## 構成員

### 【Aグループ】

- ・ 教育委員会事務局義務教育課
- ・ 教育委員会事務局高等学校教育課
- ・ スポーツ市民局男女平等参画推進課

### 【Bグループ】

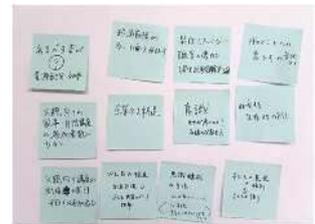
- ・ 総務局人事課
- ・ 経済局労働企画課
- ・ 子ども青少年局企画経理課
- ・ 子ども青少年局子育て支援課
- ・ スポーツ市民局男女平等参画推進課

## 開催概要

2025年9月3日(水) 14:00-16:30

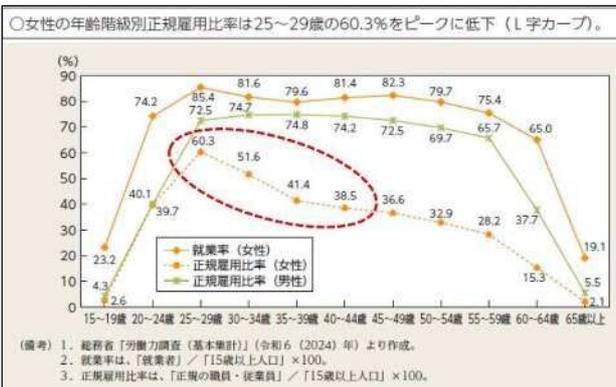
市役所 西庁舎12階 12B会議室

| 内容  |
|---|
| 概要説明(PTの目的)(男女平等参画推進課)                          |
| 男女平等参画推進の必要性について共有(ファシリテーター)                    |
| 女性活躍/男性の家事・育児への参画に関する現状と課題の共有(ファシリテーター)         |
| グループディスカッション①<br>・今後さらに必要となる視点、現状の支援を拡充すべき点について |
| グループディスカッション②<br>・①を踏まえ特に重要な視点についての施策案を検討       |
| 発表  |



- ・ 女性の就業率は子育て期も高いが、正規雇用率は20代後半をピークに低下(L字カーブ)
- ・ 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の離職率が下がる傾向が見られる
- ・ 女性の学力は理数系分野でも高いにもかかわらず、理系進路を選択する割合は依然として低い
- ・ 「理系は女性には向かない」といった無意識の思い込みが進路選択に影響していると考えられる

### 女性の年齢階級別正規雇用比率(令和6年)



### この8年間に子どもが生まれた同居夫婦の出産後の夫の家事・育児時間別にみた出産後の妻の就業状況

| 出産後の夫の家事・育児時間 | 出産後の妻の就業状況 <sup>1)</sup> (単位:%) |        |      |      |      |
|---------------|---------------------------------|--------|------|------|------|
|               | 総数                              | 同一就業継続 | 転職   | 離職   |      |
| 平日            | (100.0)                         | 100.0  | 69.7 | 10.9 | 18.8 |
| 家事・育児時間なし     | (5.7)                           | 100.0  | 50.0 | 11.8 | 38.2 |
| 2時間未満         | (48.4)                          | 100.0  | 68.5 | 12.1 | 19.0 |
| 2時間以上4時間未満    | (30.7)                          | 100.0  | 72.1 | 8.7  | 18.6 |
| 4時間以上         | (10.9)                          | 100.0  | 76.9 | 10.8 | 10.8 |
| 休日            | (100.0)                         | 100.0  | 69.7 | 10.9 | 18.8 |
| 家事・育児時間なし     | (0.7)                           | 100.0  | 75.0 | -    | 25.0 |
| 2時間未満         | (14.2)                          | 100.0  | 65.9 | 12.9 | 20.0 |
| 2時間以上4時間未満    | (22.1)                          | 100.0  | 65.2 | 11.4 | 23.5 |
| 4時間以上         | (59.8)                          | 100.0  | 72.0 | 10.6 | 16.8 |

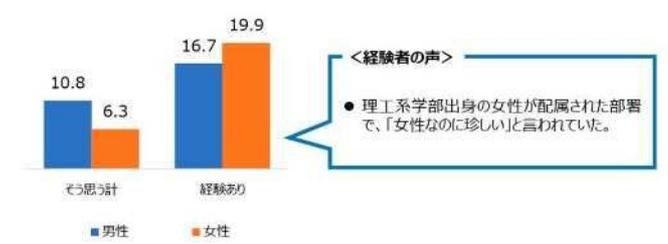
### OECD生徒の学習到達度調査 2015年調査の結果



### 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査結果(令和3年度)

#### (2) 女性に理系の進路(学校・職業)は向いていない

ポイント: 女性の2割は、理系の進路は向いていないという思い込みの決めつけを受けており、それは父親や母親から言われることが多い。



## 事業アイデア① 進路選択に関する事業案

### 【ディスカッション内容】

キャリアナビゲーター<sup>(※)</sup>や  
ナゴヤキャリアタイムサポーター<sup>(※)</sup>の  
ジェンダーに関する意識のばらつきがある

- ・ 全中学校、高等学校、特別支援学校に常勤で配置されているキャリアナビゲーターに対し人権研修は行っているが、ジェンダーに特化した研修は行われておらず、ジェンダーに対する意識のばらつきがある。
- ・ 子どもたちは身近な大人（親や教員など）の職業を通じて将来を描きやすい。
- ・ 限られた時間・機会の中で、子どもたちにどのような企業や仕事を示せるかが課題である。

### 【目的】

子どもたちがアンコンシャスバイアスに捉われず  
「自分らしい生き方」を選択できるようにする

### 【対象者】

学生、及びキャリア教育に携わる方々

### 【施策内容】

#### キャリアナビゲーターへのジェンダーに関する研修実施

- ・ キャリアナビゲーターの研修に、ジェンダーやアンコンシャスバイアスに関する研修を追加し、意識の平準化を図る

#### ナゴヤキャリアタイムサポーターに女性の活躍推進企業を登録

- ・ 学校が「女性が活躍する企業」を選択して活動依頼ができるようにして、生徒が多様な職場像に触れられる機会を提供する

無意識の思い込みによって、  
子どもたちの将来の選択肢  
を減らさない

※キャリアナビゲーターとは、教員や企業等と協働して、キャリア形成支援に係る取り組みを行う方。  
ナゴヤキャリアタイムサポーターとは、子どもたちに“出会う”機会を提供する活動にご協力いただける企業・団体・大学等。

## 事業アイデア② 就業継続に関する事業案

### 【ディスカッション内容】

男性育休取得率は上がっているが  
育休の質はどうか？

- ・ 取得したことを評価するのではなく、取得期間中にどのように家事・育児へ関わるかが重要である。
- ・ 男性向けの家事講座は、意識の高い層の参加にとどまり、対象の広がり課題がある。
- ・ 一方で、育休の過ごし方次第では、コミュニケーション力やマネジメント力の向上など、人材力を向上できる機会にもなり得る

### 【目的】

女性の就業継続を支えるため、  
男性が積極的に家事・育児に参画できる環境を整える。

### 【対象者】

子育て世帯の男女、企業

### 【施策内容】

#### 男性向け「育休中にやるべきことリスト」の作成・配布

- ・ 男性が育休を取る際にやるべきチェックリストを作成
- ・ 企業が従業員に配布しやすい形で提供し、男性も女性も前向きに活用できる内容とする
- ・ この取組みを女性の活躍推進企業認定の加点要素とするなど、地域全体で男性育休の「質の向上」に向けた取組を促進する

男性の家事育児参画の大切さを、  
男性、女性、企業のすべてに伝える

# テーマ④ 防災における男女平等参画

## テーマ概要

東日本大震災以降、さまざまな取組がなされてきたが、令和6年能登半島地震等においても男女平等参画に関する課題が顕在化しており、引き続き男女共同参画の視点を防災に取り入れる必要がある。

地域活動委員(区政協力委員・災害対策委員)の女性比率は20.9%(R6)であり、平常時から男女平等参画の視点が反映されにくい状況がある。

令和6年能登半島地震の避難所における課題等を共有し、名古屋市が実施している施策と照らし合わせ、今後必要となる視点や事業を4テーマでディスカッションした。

## 構成員

### 【避難所運営】

防災危機管理局地域防災課、消防局消防部消防課、緑区総務課(ファシリテーター)清流の国ぎふ防災・減災センターコーディネーター・女性防災士会会長 伊藤氏

### 【平常時の地域のリーダー】

スポーツ市民局地域振興課、男女平等参画推進課

健康福祉局保健医療課、地域共生推進課、消防局消防団課

### 【市職員の配置(被災地への女性職員派遣等)】

防災危機管理局防災企画課、地域防災課、

スポーツ市民局男女平等参画推進課

### 【防災教育、地域の自主防災活動】

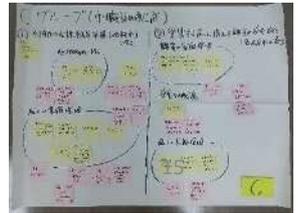
消防局消防課、教育委員会義務教育課、港区総務課

## 開催概要

2025年9月9日(火) 9:30-12:00

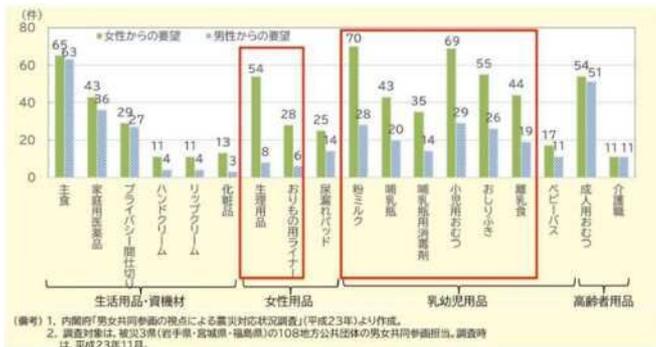
市役所西庁舎12階 12A会議室

| 内容                                 |
|------------------------------------|
| 概要説明(PTの目的)(男女平等参画推進課)             |
| 男女平等参画推進の必要性について共有(ファシリテーター)       |
| 防災における男女平等参画について現状と課題の共有(ファシリテーター) |
| グループディスカッション①(グループごとに設定)           |
| グループディスカッション②(グループごとに設定)           |
| 発表                                 |



- ・備蓄や支援物資について、女性や子育て家庭からの要望が避難所運営に十分届いていない。
- ・生活に密着した職業の男性比率が低い(日常的に関わっていないことには気づきにくい)。

備蓄や支援物資に対する要望(男女別、複数回答)



## 男性比率の低い職業、高い職業

| 職業            | 男性比率  | 職業                 | 男性比率  |
|---------------|-------|--------------------|-------|
| 社会福祉専門職業従事者   | 16.9% | 電気工事従事者            | 97.9% |
| 介護サービス職業従事者   | 23.8% | 建設・土木作業従事者         | 97.3% |
| その他のサービス職業従事者 | 24.6% | 機械整備・修理従事者         | 96.9% |
| 会計事務従事者       | 24.7% | 自動車運転従事者           | 96.0% |
| 保健医療従事者       | 29.2% | 保安職業従事者            | 92.4% |
| 生活衛生サービス職業従事者 | 30.3% | 製品製造・加工処理従事者(金属製品) | 90.4% |
| 接客・給仕職業従事者    | 31.2% | 技術者                | 87.5% |
| 商品販売従事者       | 35.2% | 法人・団体役員            | 83.8% |
| 一般事務従事者       | 38.3% | 営業職業従事者            | 80.0% |
| 飲食調理従事者       | 38.7% | 生産関連・生産類似作業従事者     | 77.2% |

令和2年国勢調査より、従事総数50万人以上の職業を抽出

## 実践的な防災教育の手引きより抜粋(文部科学省×学校安全)

### 1. 固定的性別役割分担意識



避難所ではどのような困難に直面しているのか。運営リーダーが男性で赤ちゃんと必要な物を把握できない、炊き出しは女性の役割など、ジェンダーが起因する問題点を考える。

### 2. 安全面の問題(性被害・性暴力)

男女別でない仮設トイレ、通路が暗くて整備されていない場所の奥にあるトイレなど、安全でない場所で性被害に遭った女性や子供がいた事実を知る。非常時であっても犯罪は許されないこと。女性や子供から意見を聞いて環境改善を行うことの大切さを知る。

### 3. 女性に課せられたケア役割とその影響

子供や高齢者の面倒を見るのは女性の仕事と決めつけられ、それによって、仕事を辞めなければならない人が多くいた事実を知る。女性だけが不利益を被ることはないよう、周りの人々と助け合う必要があることを学ぶ。

## 災害対応力を強化する女性の視点より抜粋(内閣府男女共同参画局)

### 16 災害対応に携わる女性職員等への支援

- ☐ 子育てや介護等を行っている女性職員や男性職員が、災害対応業務に参画できるよう、子育て・介護支援に努める。その際、保育所、幼稚園、学校等の早期の復旧が困難な場合には、避難所、庁内、事業所内で一時的に子供を預かることも検討する。
- ☐ 女性職員が首肯等を安全・安心に行える環境を整備する。
- ☐ 当該女性職員・男性職員のメンタルヘルスケアにも配慮する。

#### <災害対応業務と家庭との両立>

これまでの災害では、子育てや介護等の家庭責任を有する女性職員が、災害対応業務と家庭との両立について、大きな困難を抱えたことが報告されました。「自身の自宅が被災した中、子供や家族を避難所に残したまま業務に出かけなければいけなかった」「辛い状況に出せなかった」という声がありました。こうした課題は、女性だけの問題ではなく、子育てや介護等を行う職員に共通した課題です。

## 現状と課題、解決に向けた視点①

避難所運営)プライバシーや過ごしやすさに配慮した「高さ」 ※このグループでは、「高さ」に着目して、性別や世代等さまざまな立場によってニーズが異なることをディスカッションしました。

### プライバシーや過ごしやすさに配慮した「高さ」

- ダンボールベッドの高さ(20~30cm程度)とその上に敷くマットの厚みが冷え対策に有効。
- パーテーションの高さが高すぎると圧迫感や安全面のリスクがある。
- プライバシー確保のためには、視線の高さ(約150cm~170cm)を意識した設計が望ましい。
- 避難者の立場から、ファミリーテントの使用が過ごしやすくプライバシー保護にも効果的。

- ファミリーテントの導入が望ましいが、設置場所や数に制限があるため、パーテーションの高さ調整など柔軟な対応が必要。
- 避難所となる場所との連携をとり、保管場所の確保が必要

### 多様なニーズに関する課題と物資管理の問題

- 高齢者や子どもなど多様な利用者のニーズに応じた配慮が必要。
- 避難所での支援物資(特に女性や赤ちゃん用物資)が不足する。
- 支援物資の管理場所が鍵付きで限られた人しか入れず、物資が行き渡らない事例がある。

- 避難所の運営にあたり、多様なニーズを考慮した避難所備品の具体的な改良案を関係者に提案。
- 物資の見える化(在庫リスト)と物資要望のための要望箱設置の提案。
- 物資管理の担当班を設置し、物資状況を常に把握できる体制を作る。

## 平常時の地域(リーダー)地域で活動する委員の状況

### 女性リーダーの参画促進と担い手不足の解消

- 女性リーダー比率は地域や地域活動委員の種類により差がある。
- 地域防災等の活動は高齢者や専業主婦が多く、若年層や子育て世代の女性の参加が少ない。
- 兼務による負担増大が参画の障壁となっている。

### 女性リーダーの担い手を増やす

- 各委員の活動内容周知と負担軽減策の検討
- 過去の災害事例を用いた男女共同参画の啓発資料作成

### 災害時に対応可能な職員・組織体制の課題

- 名簿に名前が挙がっていても実態が伴わないケースもあり、災害時に人員不足となるリスクが高い。役割の明確化と人材育成が必要。
- 消防団は男性中心の文化が根強く、リーダーの考え方の影響が大きい。

17

## 現状と課題、解決に向けた視点②

### 市職員の配置①)被災地への女性職員の派遣

- 初動時の女性職員派遣においては、被災地の生活環境(水、トイレ、宿泊、更衣室等)が整っていないことが大きな課題。
- 派遣依頼に対し、希望する女性職員がいたとしても、所属長の判断で男性職員が優先的に選ばれる傾向がある。
- 女性に配慮した派遣キットの充実が必要。
- 派遣職員の事前登録制度や研修の実施が必要。
- 複数人での派遣や相談役の設置により安心・安全の確保を図る必要がある。

### 派遣候補者のリスト化とノウハウ共有

- 事前登録制度による志願者の把握(男女とも事前エントリー、登録制)
- 簡易研修を年度初めに行う(派遣経験者の声やニーズ、他団体からノウハウを学ぶ)

### 派遣職員の安全・安心確保

- 派遣キットの内容見直しと備蓄(ヘルメット、携帯トイレ、生理用品、汗拭きシート等生活用品)
- 現場での女性相談役を配置する
- 複数人での派遣や相談しやすい環境を作る

### 市職員の配置②)災害対策に携わる職員の安全安心(本市が被災した場合)

- 災害時は職員の家庭環境(子育て、介護、職場が遠いなど)によって配備計画通りの参集が困難な場合がある。
- 厳しい業務環境(仮眠室、シャワー室、長時間の配備)により長期間の配備が厳しい。
- 安全面の配慮(トラブル、現場でのケガや事故、性犯罪に巻き込まれるリスクなど)に不安がある。

### 参集体制の見直し

- 自宅から近い職場に参集
- 職場で参集率や災害対応をシミュレーションし、災害対応に関して話し合いや研修を実施

### 職員向けの備蓄の充実

### 防災教育・地域の自主防災活動)防災教育における「男女平等参画の視点」

- 小中学校にかけて段階的な教育体制がない。
- 女性や弱者の視点を考慮した避難所生活のイメージができていない。
- 家庭でもすぐに始められる備蓄として、乳幼児用品や生理用品が必要となることあまり知られていない。

### 発達段階に合わせた防災教育のカリキュラム作成 体験的に学べる場づくり

- 避難行動の体験学習やシミュレーション、ICT・VRの活用
- 子どもから大人まで継続的に学べる仕組み

- 地域の集まりは平日の昼間も多く、若い世代が参加しづらい。
- 平常時の近所付き合いが少なくなっている。
- 中学生は地域に密着しており自分なりの意見を持っている子も多い。
- 女性は地域の繋がりは強いがリーダーの立場につきたくないと考える人も多い。

### 地域のコミュニティづくりのためのイベント開催等

- 体験的に学ぶ場を作る、女性の力を活用する
- 中学生の意見を取り入れた地域防災計画づくりや避難訓練の実施

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援  
並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する  
基本計画(案)の概要について

目 次

|   |                                       |        |
|---|---------------------------------------|--------|
| 1 | 計画の基本方針、位置づけ等                         | ・・・P 1 |
| 2 | 策定の経緯                                 | ・・・P 2 |
| 3 | 検討経過                                  | ・・・P 4 |
| 4 | 配偶者からの暴力被害者及び<br>困難な問題を抱える女性に関する現状と課題 | ・・・P 5 |
|   | (1) DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の実態            |        |
|   | (2) DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の支援施策          |        |
|   | (3) DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の支援体制          |        |
| 5 | 計画の体系                                 | ・・・P 8 |
| 6 | 新規・拡充する主な事項                           | ・・・P11 |



## 1 計画の基本方針、位置づけ等

| 区 分   | 内 容   |
|-------|---|
| 趣 旨   | <p>現行の「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「配偶者暴力防止等基本計画」という。）（第4次）の計画期間が令和7年度に満了すること及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が施行され、市町村基本計画を定めることが努力義務となったことから「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正及び女性支援新法の内容等を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（以下「名古屋市DV防止・女性支援基本計画」という。）として策定する。</p> |
| 基本方針  | <p>配偶者からの暴力被害者等の保護や自立にかかわる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指す。</p> <p>困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会を目指す。</p>  |
| 位置づけ等 | <p>配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画及び女性支援新法に基づく市町村基本計画であり、なごや子どもの権利条例に基づき策定している「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029～名古屋市子どもに関する総合計画～」及び男女平等参画推進なごや条例に基づき策定している「男女平等参画の推進に関する基本計画」との整合性を図り、策定する。</p>  |
| 計画期間  | <p>令和8年度から令和12年度までの5年間</p>  |

## 2 策定の経緯

| 時 期          | 内 容  |
|--------------|--|
| 平成 13 年 4 月  | ○「配偶者暴力防止法」公布<br>(平成 13 年 10 月一部施行、平成 14 年 4 月完全施行)  |
| 平成 16 年 12 月 | ○「配偶者暴力防止法」の改正法(第 1 次改正)施行<br>・主務大臣による「国の基本方針」の策定<br>・都道府県基本計画の策定<br>○「国の基本方針」告示                             |
| 平成 19 年 7 月  | ○名古屋市配偶者暴力相談支援センター業務を開始  |
| 平成 20 年 1 月  | ○「配偶者暴力防止法」の改正法(第 2 次改正)施行<br>・市町村基本計画の策定(努力義務)<br>・市町村における配偶者暴力相談支援センター業務(努力義務)                             |
| 平成 21 年 3 月  | ○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画」策定<br>(計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度)  |
| 平成 24 年 3 月  | ○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画(第 2 次)」策定<br>(計画期間：平成 24 年度～平成 27 年度)   |
| 平成 26 年 1 月  | ○「配偶者暴力防止法」の改正法(第 3 次改正)施行<br>・生活の本拠を共にする交際相手(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない交際相手を除く)からの暴力について、法を準用し対象を拡大        |
| 平成 27 年 3 月  | ○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画(第 3 次)」策定<br>(計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度)  |
| 令和 2 年 4 月   | ○「配偶者暴力防止法」の改正法(第 4 次改正)施行<br>・配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携、協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化<br>・保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めた |

|        |   |
|--------|---|
| 令和3年3月 | ○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第4次）」策定<br>（計画期間：令和3年度～令和7年度）  |
| 令和4年5月 | ○「女性支援新法」公布<br>（令和6年4月施行）<br>・困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。<br>・市町村基本計画の策定（努力義務）<br>・支援調整会議の設置（努力義務） |
| 令和5年3月 | ○「女性支援新法の基本方針」告示  |
| 令和6年4月 | ○「配偶者暴力防止法」の改正法（第5次改正）施行<br>・保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化<br>・基本方針・基本計画の記載事項の拡充<br>・協議会の法定化   |

### 3 検討経過

| 区 分        | 内 容  |
|------------|--|
| 懇談会での意見聴取  | <p>○ 配偶者暴力防止等基本計画（第5次）及び女性支援計画策定に係る懇談会において、関係団体・関係機関から推薦された懇談会委員から意見を聴取<br/>           （第1回 令和6年7月、第2回 令和7年6月、第3回 令和7年10月、第4回 令和8年2月予定）</p> <p style="text-align: center;">             （ 懇談会委員 21名<br/>             ・有識者 2名<br/>             ・民間団体 13名<br/>             ・行政機関 6名 ）           </p> |
| 組織での検討     | <p>○名古屋市男女平等参画推進協議会<br/>           第1回 令和7年6月<br/>           第2回 令和7年12月</p> <p>○名古屋市男女平等参画推進協議会幹事会<br/>           第1回 令和7年5月<br/>           第2回 令和7年7月<br/>           第3回 令和7年11月</p>   |
| 市民等からの意見聴取 | <p>○令和6年度 第10回男女平等参画基礎調査を実施</p> <p>○配偶者からの暴力（以下「DV」という。）被害者及び困難な問題を抱える女性の現状と施策のニーズを把握し、名古屋市DV防止・女性支援基本計画策定の基礎資料とするために、「配偶者からの暴力（DV）被害者及び困難な問題を抱える女性に関する調査」を実施（令和6年8月～令和7年3月）</p>   |

## 4 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

### (1) DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の実態

| 現<br>状  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 約 4 人に 1 人は配偶者から暴力を受けたことがある。<br/>(内訳 女性 27.5%、男性 22.0%)</li> <li>○ 配偶者からの暴力被害経験率、心理的攻撃 (18.0%)、身体的暴行 (13.6%)</li> <li>○ 配偶者から何らかの被害を受けた方のうち、「どこ (だれ) にも相談しなかった」(44.2%)<br/>(令和 5 年度 内閣府男女間における暴力に関する調査)</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【本市 DV 相談件数の推移】</b> (単位：件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">令和 2 年度</th> <th style="width: 15%;">令和 3 年度</th> <th style="width: 15%;">令和 4 年度</th> <th style="width: 15%;">令和 5 年度</th> <th style="width: 15%;">令和 6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>12,292</td> <td>9,576</td> <td>9,956</td> <td>10,107</td> <td>11,055</td> </tr> </tbody> </table> | 区分      | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 相談件数 | 12,292 | 9,576 | 9,956 | 10,107 | 11,055 |
|---|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|--------|-------|-------|--------|--------|
|   | 区分  | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |         |      |        |       |       |        |        |
| 相談件数  | 12,292  | 9,576   | 9,956   | 10,107  | 11,055  |         |         |      |        |       |       |        |        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性別に関わらず、DV の相談をすることができる本市の相談窓口における令和 6 年度の男性被害者の相談状況は、配偶者暴力相談支援センターでの総相談件数 818 件中 50 件 (6.1%)、DV 被害者ホットラインは 288 件中 11 件 (3.8%)、DV 被害者 SNS 相談は 55 件中 5 件 (9.1%)。</li> <li>○ DV 被害や困難な問題で悩みを抱えたときに「相談しなかった (55.0%)」相談しなかった理由としては、「相談しても無駄 (51.3%)」、「どこ (だれ) に相談していいかわからなかった (47.6%)」<br/>(令和 6 年度 本市 DV 被害者及び困難な問題を抱える女性に関する調査 (以下、「本市 DV 及び女性に関する調査」という。)) (困難女性調査))</li> </ul> |   |         |         |         |         |         |         |      |        |       |       |        |        |
| 課<br>題  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DV 被害や女性が女性であることにより直面しやすい困難な問題が深刻化する前の早い段階で対象者が相談につながる事が重要なため、相談窓口の広報などの周知について、若年層を始めとするあらゆる年齢層へ情報が届くよう行う必要がある。</li> <li>○ 内閣府の調査では DV 被害経験は男女ともに 20% 台であるが、本市の相談状況を見ると総件数に占める男性被害者の割合が低く、男性の相談が非常に少ない状況にあるため、被害者の性別やパートナーが異性か同性かに関わらず相談できることの周知や DV に関する社会の意識の向上への取組が必要である。</li> <li>○ DV に関する知識が不十分であるため、「被害について暴力と認識していない」被害者が潜在化しており、DV の理解を深める機会を積極的にとらえ啓発に努める必要がある。</li> <li>○ 女性が女性であることで困難な状況に陥ることなく、自立して生きていけるような学びの場や啓発がさらに必要である。</li> </ul>   |         |         |         |         |         |         |      |        |       |       |        |        |

(2) DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の支援施策

|        |   |
|--------|---|
| 現<br>状 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DV 被害者が相手方から離れるまでに必要な支援「安心できる一時的な居場所 (85.4%)」、「相談窓口や支援策の周知 (83.3%)」</li> <li>○ DV 被害者が相手方から離れて1年以内に必要な支援「自立に向けて数年ほど生活できる場所 (87.5%)」、「安心できる一時的な居場所 (85.4%)」</li> <li>○ DV 被害者が相手方から離れて1年以上経った後に必要な支援「自分の心のケア (66.7%)」<br/>(令和6年度 本市 DV 及び女性に関する調査 (DV 調査))</li> <li>○ DV の相手方から離れる場合に経済的な不安が支障になっている。</li> <li>○ DV 被害者に今後必要だと思う支援「生活支援、経済的支援、就労支援など」。<br/>(令和6年度 本市 DV 及び女性に関する調査 (支援機関調査))</li> <li>○ 家族や配偶者と暮らしている困難な問題を抱える女性のうち、自宅に居場所がないと感じたり、家族の問題行動などで負担を感じたことがある (53.6%)。そのうち、家庭問題があるとき、自宅に帰れない・帰りたくないと思うことがある (93.3%)。</li> <li>○ 困難な問題を抱える女性が希望する相談・支援の方法「話を聞いてくれる (相談支援) (68.0%)」、「情報提供してくれる (情報提供) (49.6%)」、「同じ悩みの人と会える (居場所支援) (24.6%)」、「相談や手続きの場所へ同行してくれる (同行支援) (20.6%)」<br/>(令和6年度 本市 DV 及び女性に関する調査 (困難女性調査))</li> <li>○ 困難な問題を抱える女性に今後必要だと思う支援「心理的支援、住居支援など」。<br/>(令和6年度 本市 DV 及び女性に関する調査 (支援機関調査))</li> </ul> |
| 課<br>題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DV 被害や女性が女性であることにより直面しやすい困難な問題に直面したときに気持ちに寄り添った相談場所や支援方法が必要である。</li> <li>○ 相談につながりにくい、つながっていない困難な問題を抱える女性の早期発見に向けた取り組みが必要である。</li> <li>○ 様々な困難な問題を抱える女性の相談に対応するために、支援者が適切な支援を行えるよう支える取り組みが必要である。</li> <li>○ こころのケアを安心して受けるための選択肢が少なく、費用面の負担が大きい場合がある。こころのケアが必要な方に届く取り組みが必要である。</li> <li>○ DV の相手から離れる前だけでなく、離れた後もこころのケアが求められているが、中長期にわたるケアの支援が少ないため、検討していく必要がある。</li> <li>○ 自立して生活していくために、安心して就業し、生活していく場所が必要である。それぞれが抱える困難な問題について、適切な支援につなげていく必要がある。</li> </ul>   |

(3) DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の支援体制

|        |  |
|--------|--|
| 現<br>状 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 民間支援団体が活動を継続していく上での課題「団体の資金不足 (76.9%)」、「スタッフ不足 (69.2%)」</li><li>○ 民間ができることできないこと、行政ができることできないことの擦り合わせがより求められている。</li><li>○ それぞれ関連する他分野との合同研修などの顔が見える関係づくりが求められている。</li><li>○ 個々の民間団体はノウハウを持っているが、行政も含めたネットワーク化が必要である。</li></ul> <p>(令和6年度 本市 DV 及び女性に関する調査 (支援機関調査))</p> |
| 課<br>題 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 民間支援団体が継続的に支援できるスキームが必要である。</li><li>○ DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援のための組織・対応力の強化につながる取り組みが必要である。</li><li>○ 直接支援する者だけでなく、DV 被害者や同伴児童に関わる可能性がある機関の職員も DV の理解が必要である。</li><li>○ DV に関わる可能性がある関係機関・職員や女性が女性であることにより直面しやすい問題に関わる可能性がある関係機関・職員の理解と連携した支援が必要である。</li></ul>              |

## 5 計画の体系

|      |  |
|------|--|
| 基本方針 | <p>配偶者からの暴力被害者等の保護や自立にかかわる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指す。</p> <p>困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会を目指す。</p> |
|------|--|

### 【基本方向1】 男女の人権尊重とDVの未然防止

性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるとともに、配偶者からの暴力防止について、市民啓発と関係者への周知を推進し、暴力の未然防止を目指します。

|                           |                               |
|---------------------------|-------------------------------|
| 目標(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上 |                               |
| ①                         | 市民への意識啓発の推進                   |
| ②                         | 「デートDV」防止教育等の推進               |
| ③                         | 多様な支援対象者に配慮した広報・啓発            |
| ④                         | 相談を通じた意識啓発                    |
| ⑤                         | 職員に向けたDV理解の推進                 |
| ⑥                         | 配偶者暴力に関する調査研究                 |
| 目標(2) 女性が直面しやすい問題への理解の推進  |                               |
| ⑦                         | 市民への意識啓発の推進                   |
| ⑧                         | 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発          |
| ⑨                         | 困難な問題を抱える女性の問題に関する調査研究        |
| ⑩                         | 女性が困難な問題を抱えないために、自立につながる機会の検討 |

### 【基本方向2】 切れ目のない幅広い相談・支援の充実

DV被害者及び困難な問題を抱える女性の安心と安全に配慮した支援のために、早期発見、相談への対応、保護、自立支援、同伴する子どもへの支援等、多くの段階にわたって、対象者を孤立させない、切れ目のない幅広い相談・支援の充実を目指します。

|                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| 目標(3) DV被害者・困難な問題を抱える女性の早期発見 |                 |
| ⑪                            | 通報体制の整備         |
| ⑫                            | 早期発見のための関係者への周知 |
| ⑬                            | 早期発見に向けた支援      |

|                                     |                      |
|-------------------------------------|----------------------|
| 目標(4) 相談支援及び保護体制の充実                 | ⑭ 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 |
|                                     | ⑮ 相談支援体制の充実          |
|                                     | ⑯ 被害者等の安全確保          |
|                                     | ⑰ 安心と安全に配慮した支援       |
| 目標(5) DV 被害者・困難な問題を抱える女性のこころのケアの充実  | ⑱ 精神的な支援             |
|                                     | ⑲ 対象者の孤立防止のための支援     |
| 目標(6) 関係する子どもの権利を尊重した支援             | ⑳ 子どもの権利擁護           |
|                                     | ㉑ 子どものこころのケア         |
|                                     | ㉒ 保育・教育の支援           |
|                                     | ㉓ 児童虐待対応との連携         |
| 目標(7) DV 被害者・困難な問題を抱える女性の自立・回復支援    | ㉔ 自立・回復に向けた支援        |
|                                     | ㉕ 住まいの確保のための支援       |
|                                     | ㉖ 就業支援               |
| 目標(8) 多様な DV 被害者・困難な問題を抱える女性への支援の充実 | ㉗ 外国につながる方への支援       |
|                                     | ㉘ 高齢の対象者への支援         |
|                                     | ㉙ 障害のある対象者への支援       |
|                                     | ㉚ 多様な状況にある対象者への支援    |

### 【基本方向 3】 総合的な支援体制の強化

DV 防止・女性支援基本計画を推進していくため、関係機関・民間団体等から構成される配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する協議会や女性支援新法に基づく支援調整会議を設置し、連携を推進します。また、支援者向けの研修の充実など組織的対応力の向上を図るとともに、総合的な支援体制の強化を目指します。

|                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| 目標(9) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進 | ⑳ 総合的な庁内連携の推進         |
|                               | ㉑ 関係機関・民間団体との連携・協力の推進 |
|                               | ㉒ 適切な苦情処理の実施          |

|                         |
|-------------------------|
| 目標(10) 支援者及び組織の対応力の強化   |
| ③④ 支援者のスキルアップと育成支援      |
| ③⑤ 組織的対応のための体制整備        |
| ③⑥ 支援者のメンタルヘルス          |
| ③⑦ 二次的被害防止のための関係職員等への研修 |

## 6 新規・拡充する主な事項

### 基本方向1 男女の人権尊重とDVの未然防止

#### 目標(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上

##### (1)-① 市民への意識啓発の推進

| 主な事項         | 内容   | 方向性 | 所管                          |
|--------------|--|-----|-----------------------------|
| 発達段階に応じた意識啓発 | 性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるため、発達段階に応じたさらなる意識啓発を実施します。 | 拡充  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局<br>教育委員会 |

#### 目標(2) 女性が直面しやすい問題への理解の推進

##### (2)-⑦ 市民への意識啓発の推進

| 主な事項              | 内容   | 方向性 | 所管                          |
|-------------------|--|-----|-----------------------------|
| (再掲) 発達段階に応じた意識啓発 | 性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるため、発達段階に応じたさらなる意識啓発を実施します。 | 拡充  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局<br>教育委員会 |

##### (2)-⑧ 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発

| 主な事項                 | 内容   | 方向性 | 所管                 |
|----------------------|--|-----|--------------------|
| 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発 | 適切な支援につながるができるよう各種相談窓口の周知を含め、より相談につながるよう新たな啓発物を作成し、効果的な手法により情報提供を実施します。                                  | 拡充  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |
| 女性の健康相談窓口            | 仕事や子育て等で忙しい世代の女性を含め、幅広い世代の女性のための健康相談を電話及びオンラインで実施します。<br>また、ポータルサイトで女性に限らず幅広い市民に対して女性の健康に関する広報・啓発を実施します。 | 新規  | 健康福祉局              |

基本方向2 切れ目のない幅広い相談・支援の充実

目標 (3) DV 被害者・困難な問題を抱える女性の早期発見

(3)-⑪ 通報体制の整備

| 主な事項          | 内 容  | 方向性 | 所 管     |
|---------------|--|-----|---------|
| 大学や支援関係機関との連携 | 若年対象者をはじめ、DV 被害者や困難な問題を抱える女性を発見しやすい立場にある大学や支援関係機関を対象として、相談窓口の新たな啓発物を作成し、効果的な手法により周知を行うことで、配偶者暴力相談支援センター等とのさらなる連携を行います。 | 拡充  | 子ども青少年局 |

(3)-⑬ 早期発見に向けた支援

| 主な事項           | 内 容   | 方向性 | 所 管     |
|----------------|---|-----|---------|
| 若年女性へのアウトリーチ事業 | 相談につながりにくい、つながっていない対象者を発見し、問題の解決や自立に向けた相談につながるよう繁華街や SNS 上での見回りや初期相談を実施します。 | 新規  | 子ども青少年局 |

目標 (4) 相談支援及び保護体制の充実

(4)-⑭ 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

| 主な事項            | 内 容   | 方向性 | 所 管     |
|-----------------|---|-----|---------|
| コンサルテーション機能の充実  | 区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。<br>さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。 | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 深夜帯における DV 相談事業 | 本市において相談窓口が手薄になる深夜帯の DV 相談体制について検討します。  | 新規  | 子ども青少年局 |

(4)-⑮ 相談支援体制の充実

| 主な事項                     | 内 容   | 方向性 | 所 管     |
|--------------------------|---|-----|---------|
| 困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実 | 相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修など、困難な問題を抱える女性への支援について幅広く知識の獲得や支援スキルの向上のための研修を実施します。                                    | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 専門家（弁護士）との連携             | 愛知県弁護士会と連携し、DV相談等の支援者等が、弁護士から法的な問題について助言を受ける「DV相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多くまた幅広い相談に対応できるようにします。                       | 拡充  | 子ども青少年局 |
| (再掲) コンサルテーション機能の充実      | 区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。<br>さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。 | 拡充  | 子ども青少年局 |

目標 (5) DV 被害者・困難な問題を抱える女性のこころのケアの充実

(5)-⑯ 精神的な支援

| 主な事項                  | 内 容  | 方向性 | 所 管     |
|-----------------------|--|-----|---------|
| DV 被害者とその子どものための心理的ケア | DV 被害者とその子どものための心理的ケアとして実施している親子カウンセリング事業について、今後、より長い期間のケアが実施できるよう検討します。 | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 性暴力被害者等の心理的ケア         | 性暴力被害者等の中長期的な心理的ケアとして専門家によるカウンセリング事業の実施に向けて検討します。                        | 新規  | 子ども青少年局 |

## 目標 (6) 関係する子どもの権利を尊重した支援

### (6)-㉑ 子どものこころのケア

| 主な事項                       | 内 容  | 方向性 | 所 管     |
|----------------------------|--|-----|---------|
| (再掲) DV 被害者とその子どものための心理的ケア | DV 被害者とその子どものための心理的ケアとして実施している親子カウンセリング事業について、今後、より長い期間のケアが実施できるよう検討します。 | 拡充  | 子ども青少年局 |

### (6)-㉒ 保育・教育の支援

| 主な事項                             | 内 容  | 方向性 | 所 管     |
|----------------------------------|--|-----|---------|
| ひとり親家庭の通学支援としての自転車駐輪場の利用料金負担軽減補助 | ひとり親家庭の高校生が通学するための、地下鉄駅に設置された有料自転車駐輪場の定期駐車券購入にかかる費用補助の実施に向けて検討します。 | 新規  | 子ども青少年局 |
| ひとり親家庭の高校生通学定期補助                 | ひとり親家庭の高校生の通学定期購入にかかる費用補助の実施に向けて検討します。                             | 新規  | 子ども青少年局 |

### (6)-㉓ 児童虐待対応との連携

| 主な事項                  | 内 容  | 方向性 | 所 管     |
|-----------------------|--|-----|---------|
| 児童相談所の体制強化            | 被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童相談所における人材育成体制を強化します。 | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 区役所・支所における児童虐待等への機能強化 | こども家庭センターとしての支援体制整備を進めるため、統括支援員及び児童相談所と兼務の児童福祉司のさらなる配置に向けて検討します。             | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 被児童虐待経験者への支援          | 被児童虐待経験があるが、社会的養護につながらなかった人を主な対象とした相談窓口の設置等を行い、その後の支援につなげる事業の実施に向けて検討します。    | 新規  | 子ども青少年局 |

目標 (7) DV 被害者・困難な問題を抱える女性の自立・回復支援

(7)-⑳ 自立・回復に向けた支援

| 主な事項          | 内 容   | 方向性 | 所 管     |
|---------------|---|-----|---------|
| 社会的養護自立支援拠点事業 | 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった人等の孤立を防ぐため、関係機関との連絡調整を行うとともに、一時的に滞在する居住支援、生活支援を行う拠点の設置に向けて検討します。                         | 新規  | 子ども青少年局 |
| こども・若者シェルター開設 | 様々な状況により家庭等に居場所がない主に10代から20代までのこども・若者が、繁華街等で犯罪等に巻き込まれる状況があるなか、年齢等の事情により施設入所等の対象とならない者などが宿泊できる居場所となる「こども・若者シェルター」の設置に向けて検討します。 | 新規  | 子ども青少年局 |

(7)-㉑ 住まいの確保のための支援

| 主な事項          | 内 容  | 方向性 | 所 管     |
|---------------|--|-----|---------|
| 妊産婦等生活援助事業    | 家庭生活に困難を抱え、居場所のない妊産婦等に対し、一時的な住まいを提供し、安全な出産をすることができる環境を整えるとともに、その後の養育に係る情報提供等の支援を実施します。 | 新規  | 子ども青少年局 |
| ひとり親家庭転居費用補助金 | ひとり親家庭の住環境や家計の改善のため、賃貸住宅等への転居にかかる費用補助の実施に向けて検討します。                                     | 新規  | 子ども青少年局 |

基本方向3 総合的な支援体制の強化

目標(9) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進

(9)-③ 関係機関・民間団体との連携・協力の推進

| 主な事項              | 内 容   | 方向性 | 所 管                |
|-------------------|---|-----|--------------------|
| 関係機関・民間団体との連携     | 法に基づく DV 被害者支援協議会及び女性支援調整会議を新たに立ち上げ、関係機関・民間団体の取組が効果的に機能するよう各構成機関等の取組の共有等を行い、連携を進めます。<br>また、それぞれの実務者会議を新たに立ち上げ、より具体的な取組についても連携を進めます。 | 拡充  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |
| DV 被害者支援団体との連携・協力 | DV 被害者等の支援に関し、経験の豊富な民間団体との連携による DV 被害者等の安全確保のため、ニーズに合わせて補助を拡充します。<br>より一層の連携・協力を図り、民間団体の支援を行います。                                    | 拡充  | 子ども青少年局            |
| (再掲) 専門家(弁護士)との連携 | 愛知県弁護士会と連携し、DV 相談等の支援者等が、弁護士から法的な問題について助言を受ける「DV 相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多くまた幅広い相談に対応できるようにします。           | 拡充  | 子ども青少年局            |

## 目標 (10) 支援者及び組織の対応力の強化

### (10)-⑳ 支援者のスキルアップと育成支援

| 主な事項                          | 内 容   | 方向性 | 所 管     |
|-------------------------------|---|-----|---------|
| (再掲) コンサルテーション機能の充実           | 区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。<br>さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。 | 拡充  | 子ども青少年局 |
| (再掲) 困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実 | 相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修など、困難な問題を抱える女性への支援について幅広く知識の獲得や支援スキルの向上のための研修を実施します。                                    | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 支援者への研修                       | 支援に関係する職員や公的機関・民間団体の支援者の知識や支援スキルの向上のための研修を実施します。<br>また、困難を抱える女性への支援についても、知識や支援スキルの向上のための研修を実施します。   | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 支援者の育成                        | 民間団体での支援の活動を活発にしていくため、支援者養成研修の実施に向けて検討します。  | 新規  | 子ども青少年局 |

## 7 今後のスケジュール

| 時 期                | 内 容   |
|--------------------|---|
| 令和7年12月～<br>令和8年1月 | パブリックコメントの実施  |
| 令和8年3月             | 「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定 |

**名古屋市配偶者からの暴力防止及び  
被害者支援並びに  
困難な問題を抱える女性への  
支援に関する基本計画  
(案)**

**名古屋市**



# 目次

|  |    |
|--|----|
| はじめに .....                                   | 1  |
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b>                        |    |
| 1 策定の背景 .....                                | 3  |
| 2 策定の経緯 .....                                | 6  |
| 3 基本的な考え方 .....                              | 8  |
| <b>第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題</b> |    |
| 1 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の実態 .....                | 9  |
| 2 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援施策 .....              | 17 |
| 3 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援体制 .....              | 22 |
| <b>第3章 計画の内容</b>                             |    |
| 1 計画の体系 .....                                | 24 |
| 2 施策を推進する事業 .....                            | 26 |
| ・基本方向1 男女の人権尊重とDVの未然防止 .....                 | 26 |
| ・基本方向2 切れ目のない幅広い相談・支援の充実 .....               | 34 |
| ・基本方向3 総合的な支援体制の強化 .....                     | 57 |
| <b>第4章 計画の推進</b>                             |    |
| 1 推進体制 .....                                 | 63 |
| 2 実施状況の公表 .....                              | 63 |



## はじめに

「配偶者からの暴力」<sup>※1</sup>（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかしながら、主に家庭内など外部からの発見が困難な環境下で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特徴があり、被害者の救済が必ずしも十分ではない状態が長く続いてきました。

このような中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成 13 年 4 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、平成 14 年 4 月から全面施行されました。

名古屋市は、平成 11 年 9 月「女性に対する暴力」調査を行い、平成 14 年 3 月に制定した「男女平等参画推進なごや条例」（平成 14 年 4 月施行）に、「何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する身体又は精神に著しく苦痛を与える暴力その他の行為をいう。）を行ってはならない」ことを明記しました。

平成 18 年度には、新たに設置した子ども青少年局において、DV 被害者支援を所管することとし、社会福祉事務所業務の中に、児童虐待防止と併せ、DV 被害者等の女性の自立支援に係る相談及び援助を明確に位置づけるとともに、同年 6 月には、社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置しました。それ以降、児童虐待対応やひとり親家庭等自立支援などの福祉施策と社会資源を活用した DV 被害者の福祉的支援を担っています。

平成 19 年 7 月からは、配偶者暴力相談支援センター業務<sup>※2</sup>を開始し、社会福祉事務所と緊密に連携して DV 被害者支援にあたりるとともに、相談支援業務全体の総合調整を行うことで、関係機関の円滑な連携や相談支援の質の向上に努め、DV 被害者支援を包括的に進めています。

また、令和 4 年 5 月、困難な問題を抱える女性<sup>※3</sup>への支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、新たな支援の枠組みとして「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が成立し、令和 6 年 4 月から施行されました。

名古屋市では、これまで DV 被害者支援と併せ、子ども青少年局及び社会福祉事務所において女性の自立支援に係る相談及び援助を位置づけ、女性への福祉的支援を担っています。

こうした経緯を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（以下「名古屋市 DV 防止・女性支援基本計画」という。）として策定し、DV 被害者とその子どもや親族が安心・安全に暮らせるよう、相談・保護・自立・心のケア等に関わる総合的な支援を切れ目なく推進し人権が尊重され配偶者からの暴力を容認しな

い社会を目指すとともに、困難な問題を抱える女性の福祉の増進と自立に向けた支援を推進し女性が安心して暮らせる社会を目指します。

- 
- ※1 配偶者からの暴力：配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、事実婚を含むほか、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も配偶者からの暴力に準じ、法の適用対象としています。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ること及び共同生活を解消した場合を含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。「暴力」には、身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」などの精神的暴力や「嫌がっているのに性行為を強要する」などの性的暴力等も含まれます。
  - ※2 配偶者暴力相談支援センター：配偶者暴力防止法（第3条）に定められているもので、DV被害者に対して相談、保護命令申立て支援、自立支援のための情報提供、また関係機関の連絡調整等を行います。
  - ※3 困難な問題を抱える女性：「名古屋市DV防止・女性支援基本計画」においては、「困難な問題」とは、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で女性が女性であることにより直面しやすい問題をいい、例としては、DV被害、家族親族等からの虐待、性犯罪・性暴力被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的困窮等が挙げられます。

女性支援新法において、「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とされています。また、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針において、「法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となる。特に、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものである性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害を受けた者に対する支援は重要であり、被害による心的外傷から回復し、安定的な生活を営めるようになるための中長期的な支援を行うことが重要である。また、妊娠に関連する支援については、妊娠・出産・中絶等のどの段階においても相手との関係性や支援対象者の年齢、家庭状況、就労・経済状態などにより、支援のニーズが多様であることや、今後の支援対象者の生活設計への影響が大きいこと、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害経験や母体の危険性、緊急な対応の必要性などに配慮し、支援対象者の意思決定過程を支えながら、適切な専門機関や民間団体、支援施策と緊密に連携して支援を行う必要がある。加えて、「困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とは、現に問題を抱えている者のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある者を含んでいることに留意が必要である。」とされています。

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の背景

#### (1) 国の状況

##### ①配偶者からの暴力防止及び被害者支援

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者暴力相談支援センターにおいては相談、一時保護等の業務が実施され、裁判所においては保護命令を命ずることができるようになるなど、DV被害者支援体制が整ってきました。

平成16年12月の配偶者暴力防止法の第1次改正では、DVの定義が拡大され、従来の身体に対する暴力に加えて、精神的暴力、性的暴力を含むこととされました。また、保護命令の対象範囲が元配偶者まで拡大されたほか、退去命令の範囲及び期間についても拡大するとともに、接近禁止命令の範囲を拡大し被害者と同居する子どもについても対象とされるなど、被害者等を保護する規定の充実が図られました。

この法改正に併せ、国から示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「国のDV防止基本方針」という。）には、被害者の自立支援に取り組むことが明記されました。また、都道府県による「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「DV防止基本計画」という。）が策定され、被害者の保護及び自立に向けた支援の計画的・一体的な推進の礎が整いました。

平成20年1月の配偶者暴力防止法の第2次改正では、市町村に対してDV防止基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター業務の実施について努力義務となりました。また、配偶者暴力相談支援センターの業務として一時保護に加えて被害者の緊急時の安全確保が位置づけられたほか、接近禁止命令の対象に被害者の親族等が追加されるとともに、裁判所への保護命令の申立て要件として、生命等に対する脅迫が加えられました。

この法改正を踏まえて告示された国のDV防止基本方針（平成20年1月改定）では、「被害者の立場に立った切れ目のない支援」、「関係機関等の連携」、「安全の確保への配慮」及び「地域の状況の考慮」の4つを基本的視点に据えたDV防止基本計画の策定の必要性が示されるとともに、市町村におけるDV防止基本計画策定の留意事項として、「身近な行政主体としての施策の推進」、「既存の福祉施策等の十分な活用」などが示されています。

平成26年1月の配偶者暴力防止法の第3次改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者暴力防止法が準用され、法の対象となりました。

令和2年4月の配偶者暴力防止法の第4次法改正では、配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携、協力すべき機関として児童相談所が法文上明確化されたことに加え、被害者の保護のための関係機関との連携協力の適用対象に被害者が同伴する家族が含まれることとなりました。

この法改正を踏まえて告示された国のDV防止基本方針（令和2年4月改定）では、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力被害者の保護対策の強化を図るための所要の規定の整備を行うとともに、民間団体との連携推進などが示されています。

令和6年4月の配偶者暴力防止法の第5次法改正では、保護命令制度の拡充と保護命令違反の厳罰化のほか、国のDV防止基本方針やDV防止基本計画に被害者の自立支援のための施策や民間団体との連携協力を必須的記載事項とすることや、関係機関から構成される協議会の法定化が規定されました。

## ②困難な問題を抱える女性への支援

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、新たな女性支援強化が喫緊の課題となる中で、令和4年5月に、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築のため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）が制定されました。

女性支援新法では、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「国の女性支援基本方針」という。）を定めること、都道府県基本計画となるべきものを定めること、市町村は困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「女性支援基本計画」という。）を定めるよう努めなければならないことが示されました。また、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者により構成される会議（以下「支援調整会議」という。）を組織するよう努めることとされました。

女性支援新法の制定を踏まえ、令和5年3月に、国の女性支援基本方針が示され、令和6年4月に女性支援新法が施行されました。

## 第1章 計画の策定にあたって

### (2) 本市の状況

本市では、平成 21 年 3 月「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「配偶者暴力防止等基本計画」という。）を策定し、庁内関係部署の連携による総合的な推進体制の整備を図るとともに、DV 防止及び被害者の保護・自立に向けた支援施策の構築に取り組んできました。

平成 24 年 3 月には、配偶者暴力防止等基本計画（第 2 次）を策定し、庁内外の関係部署・関係機関や民間団体のさらなる連携推進を図ることにより、DV 被害の発見と対応に努め、切れ目のない支援体制づくりを進めました。

平成 28 年 3 月には、配偶者暴力防止等基本計画（第 3 次）を策定し、DV 被害者とその子どものための心理的ケアを始めとする自立に向けた支援の充実などを図りました。

令和 3 年 3 月には、配偶者暴力防止等基本計画（第 4 次）を策定しました。平成 20 年 4 月に施行した「なごや子ども条例」が令和 2 年 4 月に、子どもが権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から「なごや子どもの権利条例」に改正されるなど、の状況を踏まえ、子どもの権利擁護の視点の計画への反映を図りました。

この配偶者暴力防止等基本計画（第 4 次）の計画期間が、令和 7 年度で満了すること及び「女性支援新法」が施行され、市町村基本計画を定めることが努力義務となったことから「配偶者暴力防止法」の改正及び女性支援新法の内容等を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な「名古屋市DV防止・女性支援基本計画」として策定するものです。

|          |              |
|----------|--------------|
| <b>2</b> | <b>策定の経緯</b> |
|----------|--------------|

| 時 期                | 内 容   |
|--------------------|---|
| 平成 13 年 4 月        | ○「配偶者暴力防止法」公布（平成 13 年 10 月一部施行、平成 14 年 4 月完全施行）   |
| 平成 16 年 12 月       | ○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 1 次改正）施行<br>・主務大臣による「国のDV防止基本方針」の策定<br>・都道府県DV防止基本計画の策定<br>○「国のDV防止基本方針」告示                                |
| 平成 19 年 7 月        | ○名古屋市配偶者暴力相談支援センター業務を開始   |
| 平成 20 年 1 月        | ○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 2 次改正）施行<br>・市町村DV防止基本計画の策定（努力義務）<br>・市町村における配偶者暴力相談支援センター業務（努力義務）  |
| <b>平成 21 年 3 月</b> | ○「 <b>名古屋市配偶者暴力防止等基本計画</b> 」策定<br><b>（計画期間：平成 21 年度～平成 23 年度）</b>   |
| <b>平成 24 年 3 月</b> | ○「 <b>名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第 2 次）</b> 」策定<br><b>（計画期間：平成 24 年度～平成 27 年度）</b>  |
| 平成 26 年 1 月        | ○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 3 次改正）施行<br>・生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない交際相手を除く）からの暴力について、法を準用し対象を拡大                       |
| <b>平成 28 年 3 月</b> | ○「 <b>名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第 3 次）</b> 」策定<br><b>（計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度）</b>   |
| 令和 2 年 4 月         | ○「配偶者暴力防止法」の改正法（第 4 次改正）施行<br>・配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携、協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化<br>・被害者の保護のための関係機関との連携協力の適用対象に被害者が同伴する家族を含む |

第1章 計画の策定にあたって

| 時 期    | 内 容   |
|--------|---|
| 令和3年3月 | ○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第4次）」策定<br>（計画期間：令和3年度～令和7年度）  |
| 令和4年5月 | ○「女性支援新法」公布<br>（令和6年4月施行）<br>・困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。<br>・市町村基本計画の策定（努力義務）<br>・支援調整会議の設置（努力義務） |
| 令和5年3月 | ○「女性支援新法の基本方針」告示  |
| 令和6年4月 | ○「配偶者暴力防止法」の改正法（第5次改正）施行<br>・保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化<br>・基本方針・基本計画の記載事項の拡充<br>・協議会の法定化   |

## 3

## 基本的な考え方

## (1) 策定の趣旨

配偶者暴力防止等基本計画（第4次）の計画期間が、令和7年度に満了すること及び「女性支援新法」が施行され、市町村基本計画を定めることが努力義務となったことから「配偶者暴力防止法」の改正及び「女性支援新法」の内容等を踏まえ、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画と女性支援新法に基づく市町村基本計画を一体的な名古屋市DV防止・女性支援基本計画として策定します。

## (2) 計画の基本方針

配偶者からの暴力被害者等の保護や自立に関わる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指します。

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会を目指します。

## (3) 計画の位置づけ

配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく市町村DV防止基本計画にあたります。

女性支援新法第8条第3項に基づく市町村女性支援基本計画にあたります。

## (4) 他の計画との関連

なごや子どもの権利条例に基づき策定している「なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画」及び男女平等参画推進なごや条例に基づき策定している「名古屋市男女平等参画基本計画2030（案）」との整合性を図り、策定します。

## (5) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

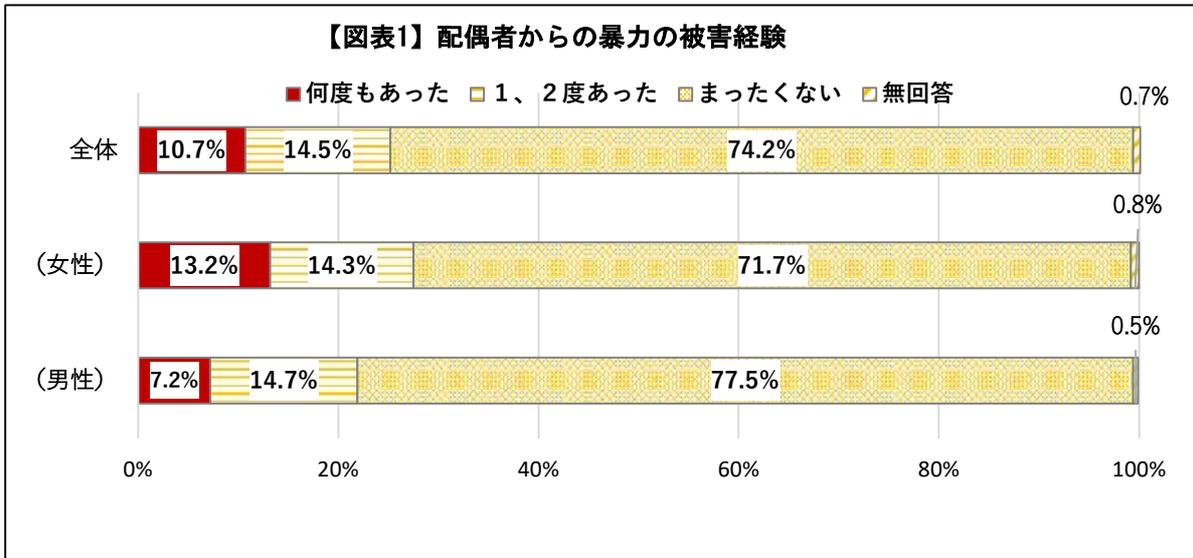
### 1 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の実態

#### (1) DV被害者の実態

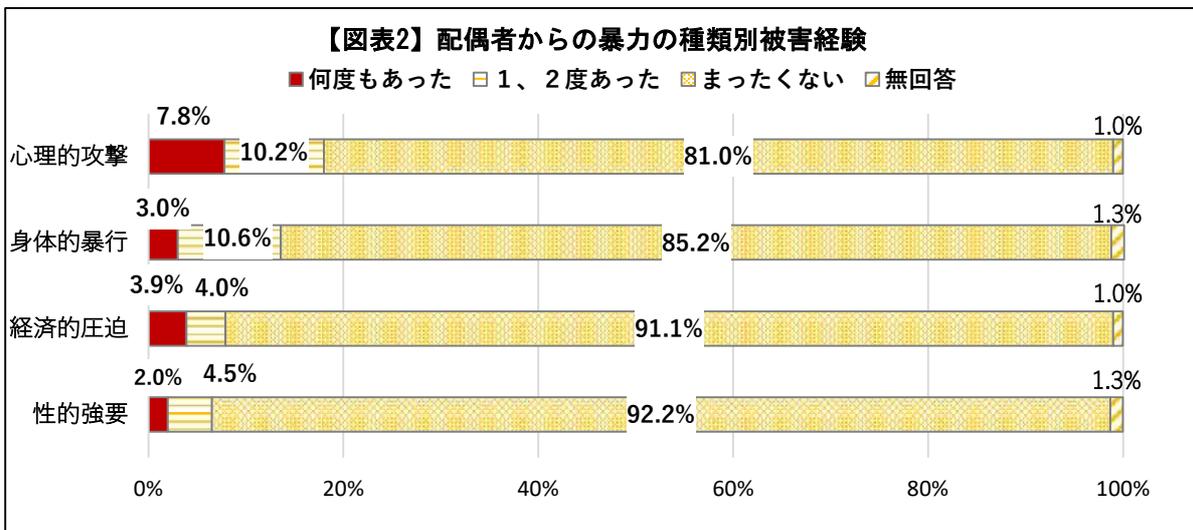
##### ① 被害経験

内閣府が令和6年3月に公表した男女間における暴力に関する調査（以下「内閣府調査」という。）では、約4人に1人（25.1%）は配偶者から暴力を受けたことがあり、性別による内訳では、女性の27.5%、男性の22.0%は配偶者から被害を受けたことがあり、女性の13.2%は何度も受けていると回答しました。（図表1）

また、被害経験について、心理的攻撃の回答割合がもっとも高く18.0%、次いで身体的暴行13.5%、経済的圧迫7.8%、性的強要6.5%となっています。（図表2）



令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）



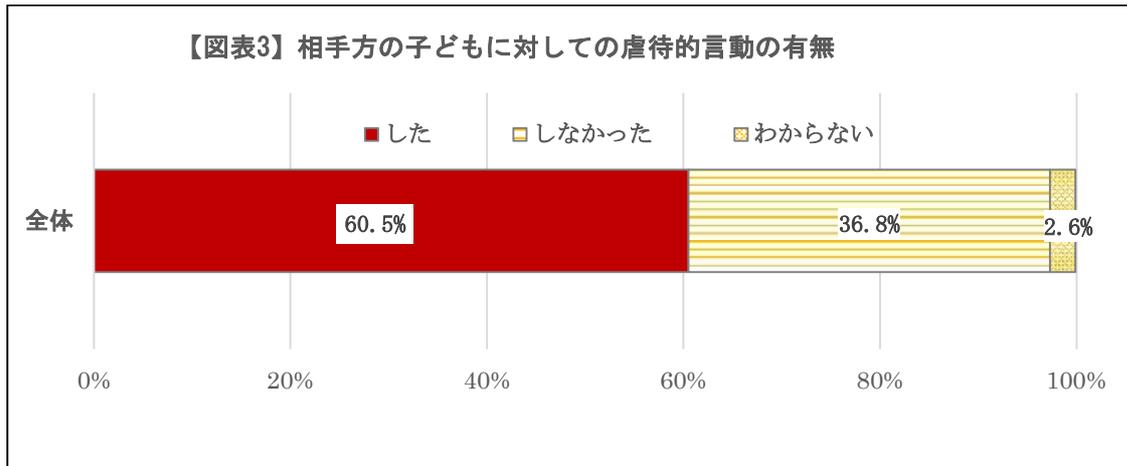
令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）

## 第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

### ② 子どもの被害経験

子どもの面前で行われるDVは、子どものところに大きな傷を与える心理的虐待であり、同時に身体への暴力等の虐待を受けているおそれもあります。

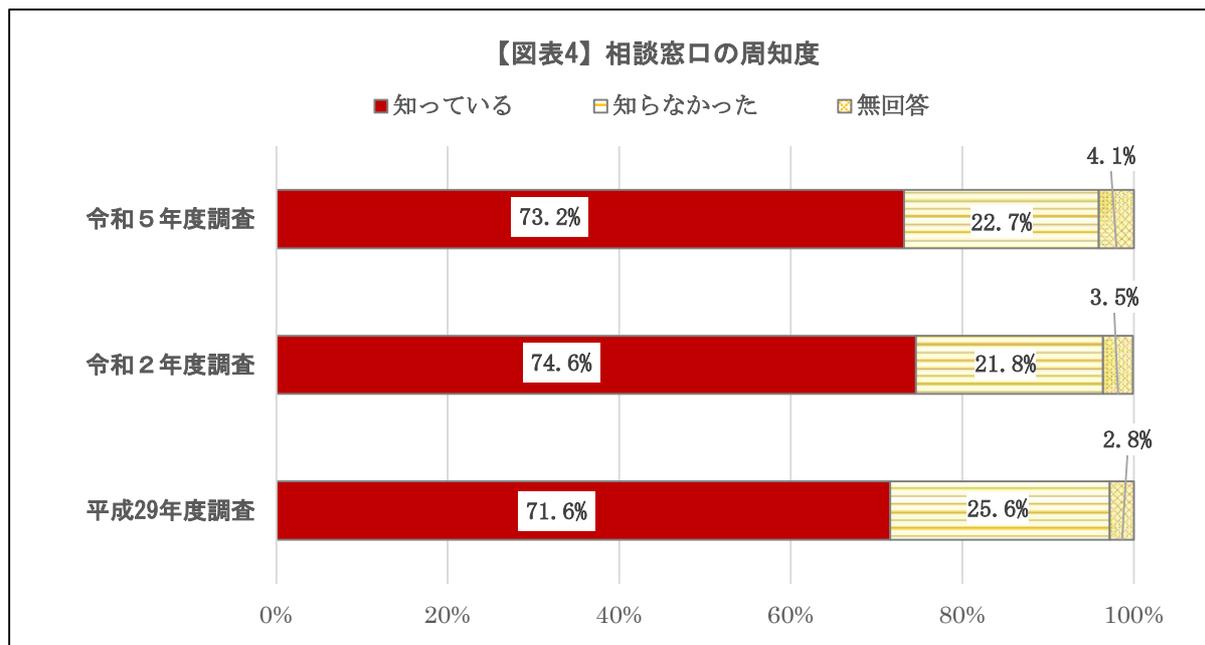
本市が令和6年度に実施したDV被害者及び困難な問題を抱える女性に関する調査（以下「本市DV及び女性に関する調査」という。）（DV調査部分）では、子どもがいる方のうち、約6割（60.5%）は「相手方はお子さんに対して虐待的言動をした」と回答しています。



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（DV調査）

### ③ 相談窓口の周知度

内閣府調査では、配偶者等からの暴力について相談できる窓口を「知っている」は約7割（73.2%）となっており、時系列比較でみると、周知度に大きな変化が見られない結果となっています。（図表4）

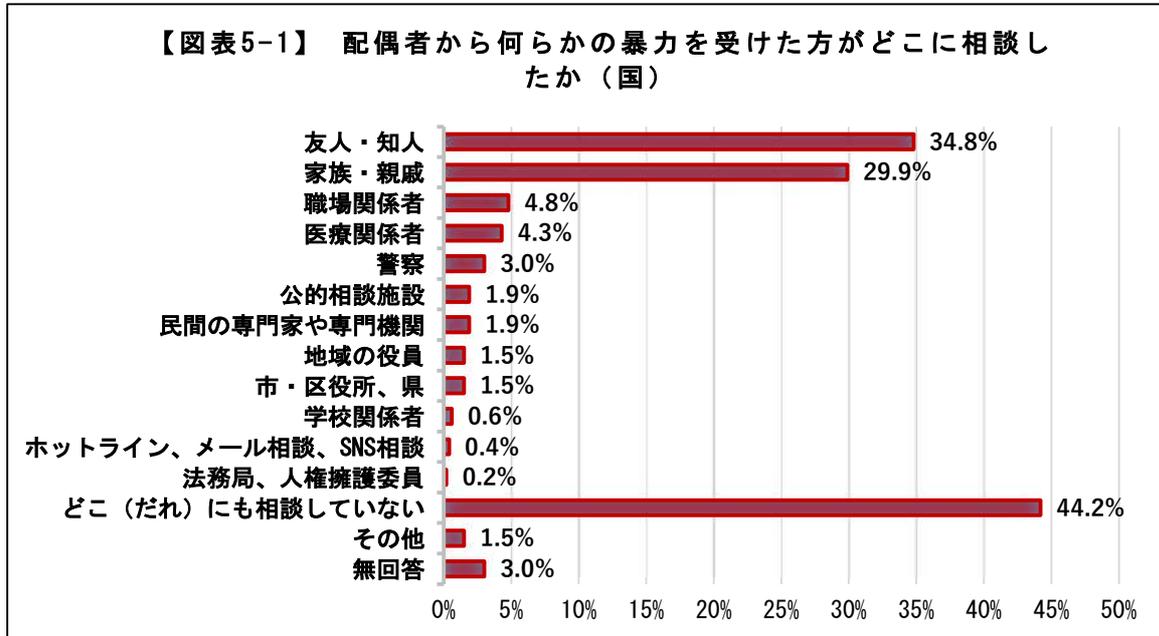


令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）

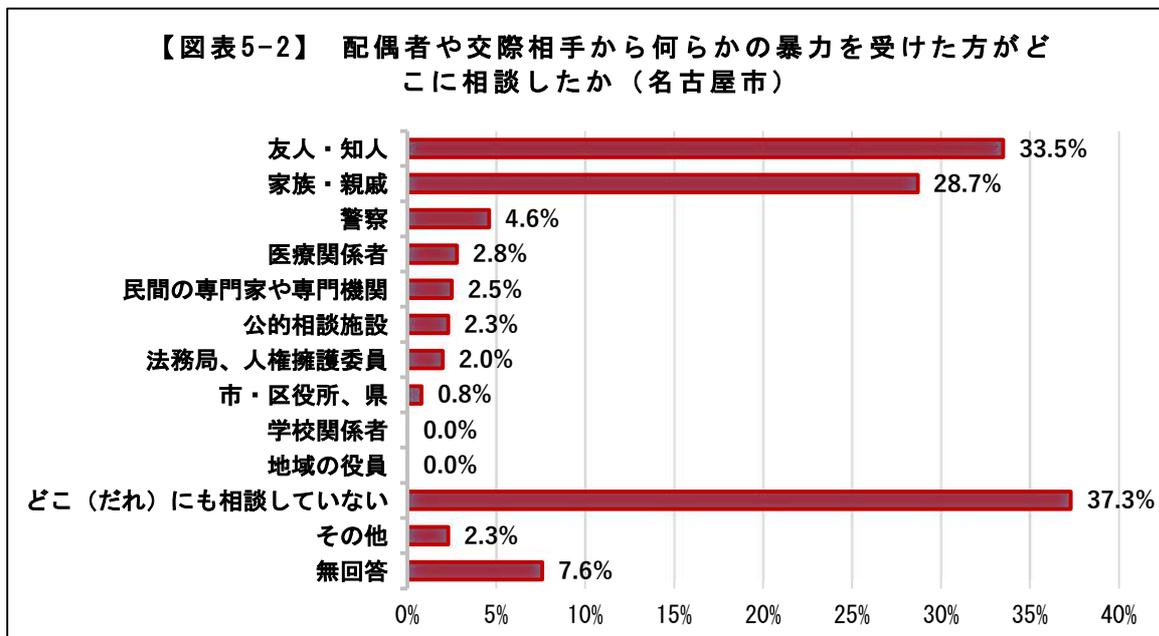
第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

内閣府調査では、配偶者から何らかの暴力を受けている方のうち、44.2%の人が「どこ（だれ）にも相談していない」と回答しています。（図表5-1）

同様に、名古屋市が令和6年度に行った男女平等参画に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）では、配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けている方のうち、37.3%の人が「どこ（だれ）にも相談していない」と回答しています。（図表5-2）



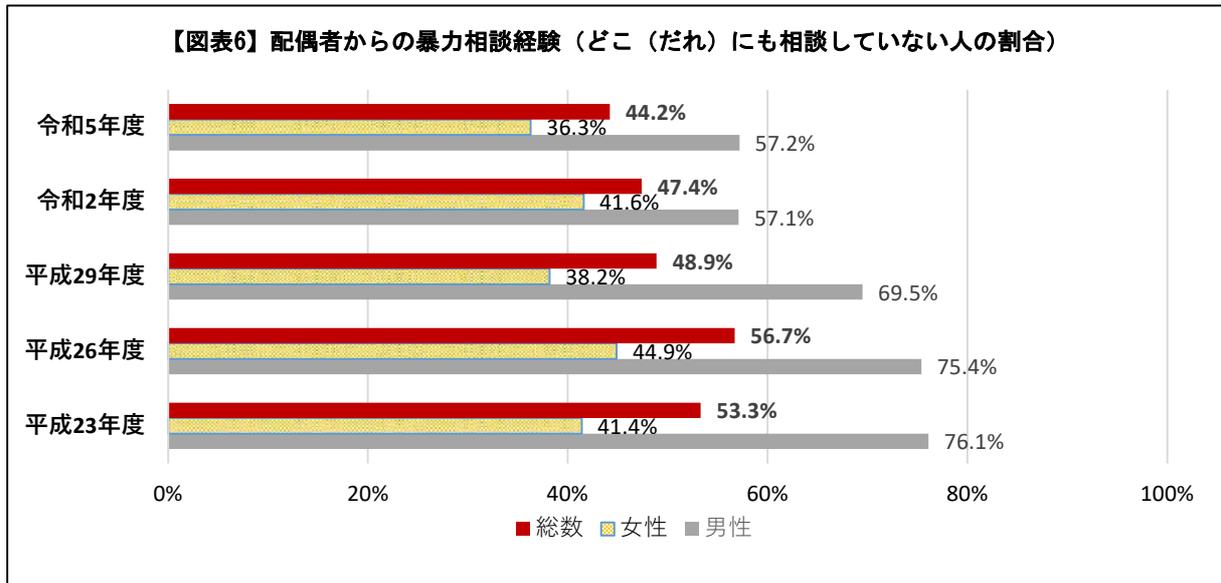
令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）



令和6年度 男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

## 第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

内閣府調査では、どこ（だれ）にも相談していない人の割合は、時系列で比較すると、減少しています。

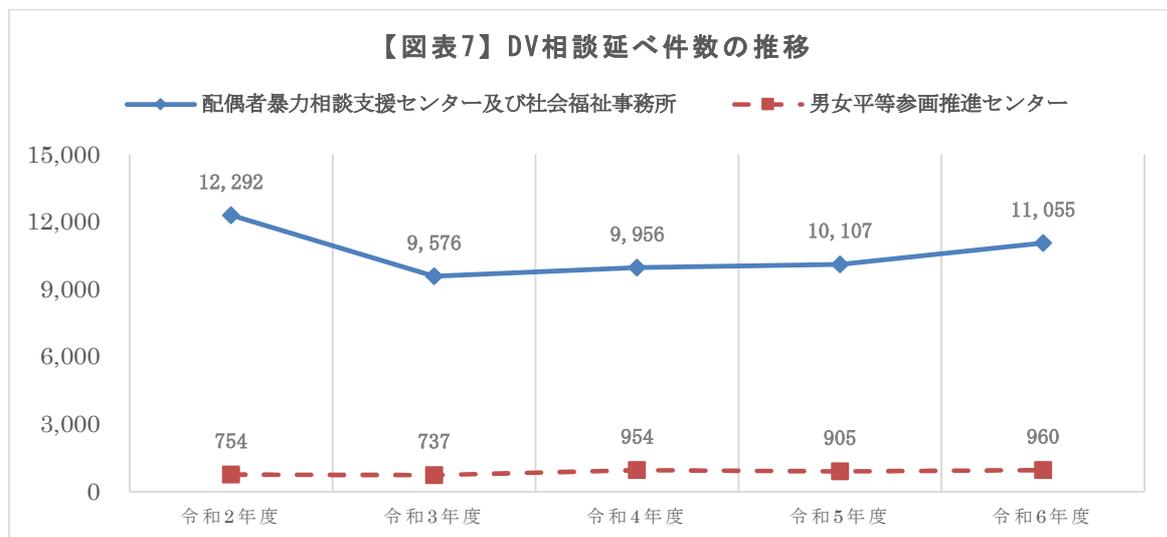


令和6年3月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）

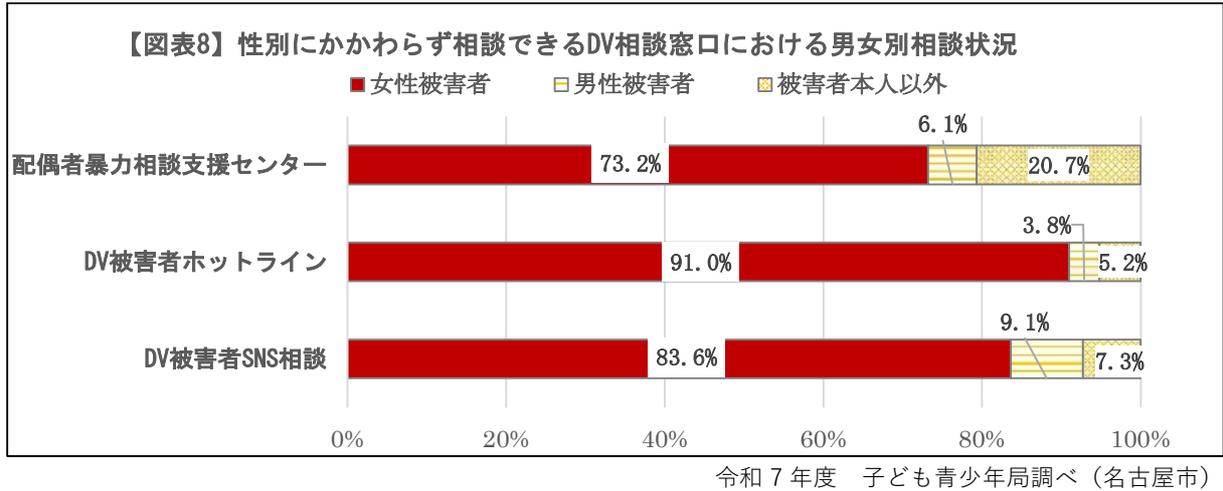
### ④ DV相談延べ件数

本市配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所の女性福祉相談におけるDV相談延べ件数は、平成27年度をピークに1万件前後で推移しています。また、男女平等参画推進センター「イーブルなごや相談室」における「女性のための総合相談」でのDVの相談件数については、900件前後で推移しています。（図表7）

また、性別に関わらず、DVの相談をすることができる本市の相談窓口における令和6年度の男性被害者の相談状況は、配偶者暴力相談支援センターでの総相談件数818件中50件（6.1%）、DV被害者ホットラインは288件中11件（3.8%）、DV被害者SNS相談は55件中5件（9.1%）。男性はどの窓口でも1割に満たない状況となっています。（図表8）

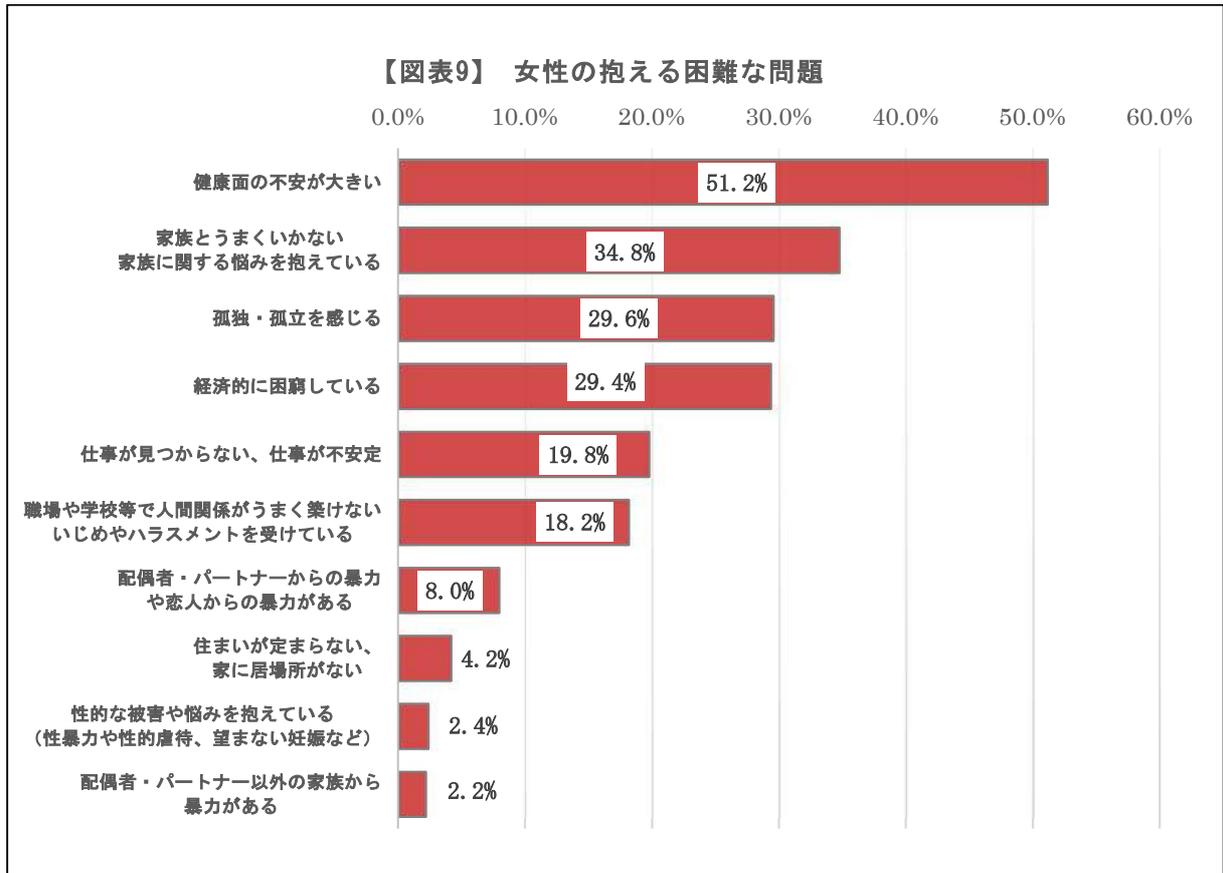


令和7年度 子ども青少年局、スポーツ市民局調べ（名古屋市）



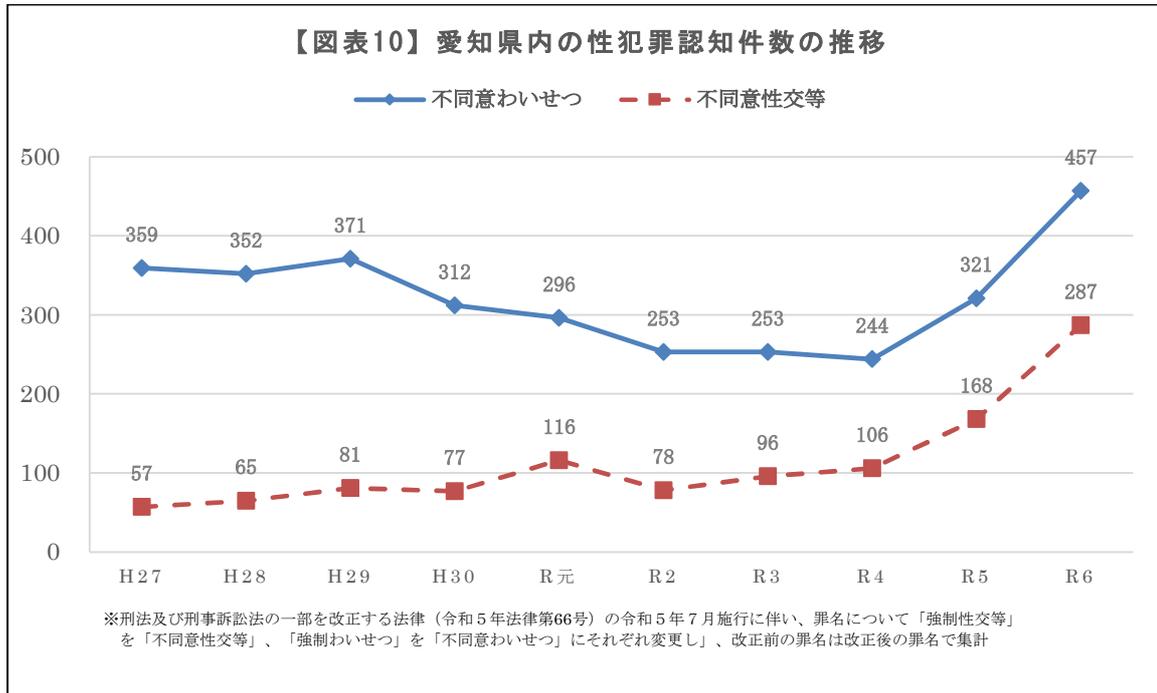
(2) 困難な問題を抱える女性の実態

本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、本市在住の18歳以上で、困難な困りごとや悩みを抱えた経験のある人のうち、「健康面の不安」51.2%、次いで、「家族に関する悩み」が34.8%、「孤独感」29.6%、「経済的な困窮」29.4%と続く回答となっています。



## 第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

愛知県警察の公表では、愛知県内の性犯罪の認知件数は令和5年の法改正後、「不同意わいせつ」、「不同意性交等」とともに認知件数が急増しています。



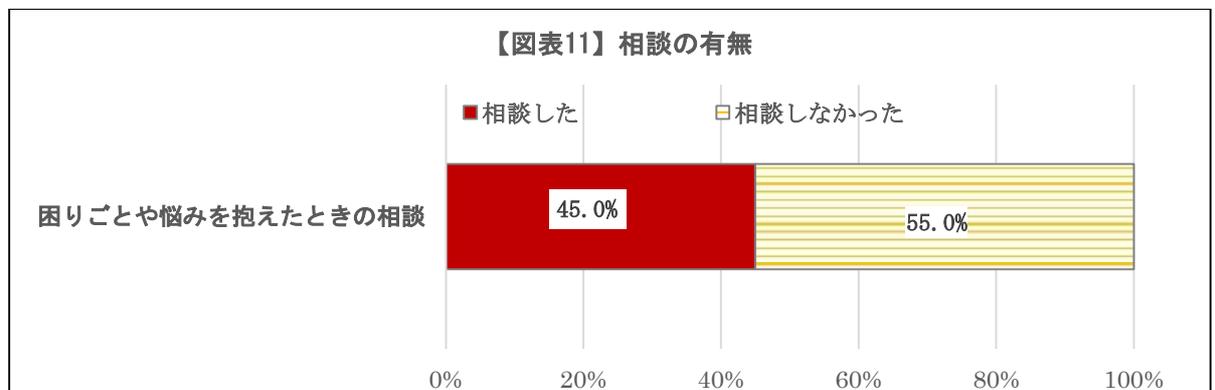
令和6年度中の犯罪概況（愛知県警察本部）

本市DV及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、本市在住の18歳以上の女性で、困難な悩みを抱えた経験のある人のうち、「相談した」と回答したのは45.0%でした。

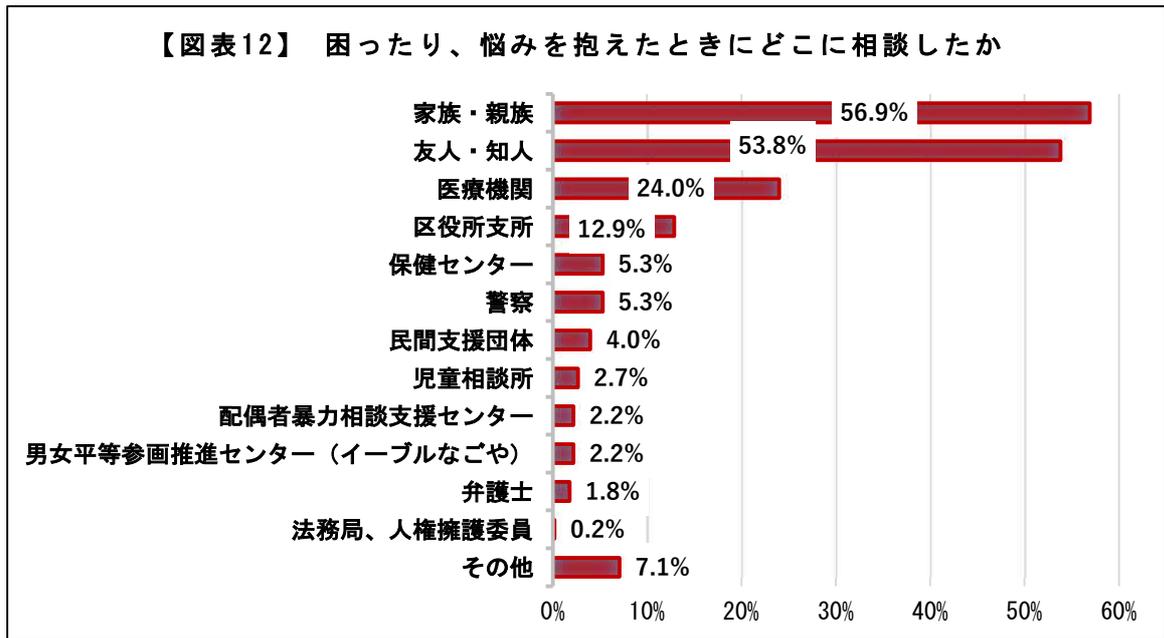
（図表11）

相談先は「家族・親族」（56.9%）がもっとも多く、「友人・知人」（53.8%）、「医療機関」（24.0%）と続いています。（図表12）

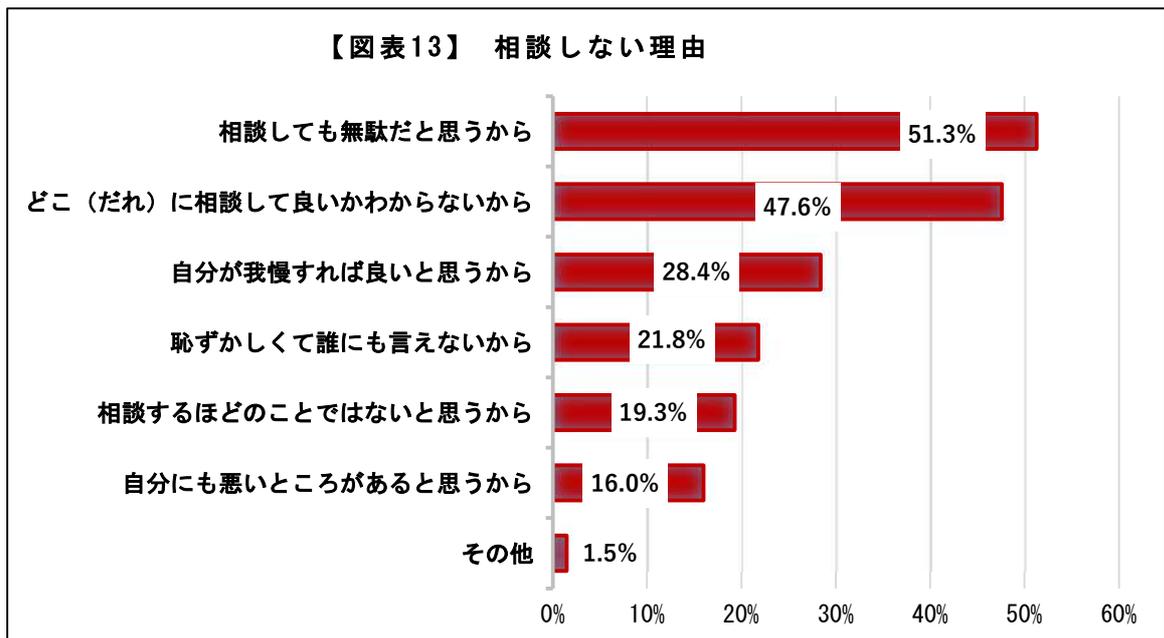
一方、「相談しなかった」と回答したのは55.0%でした。相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思うから」（51.3%）ともっとも多く、「どこ（だれ）に相談して良いのかわからなかった」（47.6%）、「自分が我慢すれば良いと思うから」（28.4%）と続いています。（図表13）



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（困難女性調査）



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）

課題

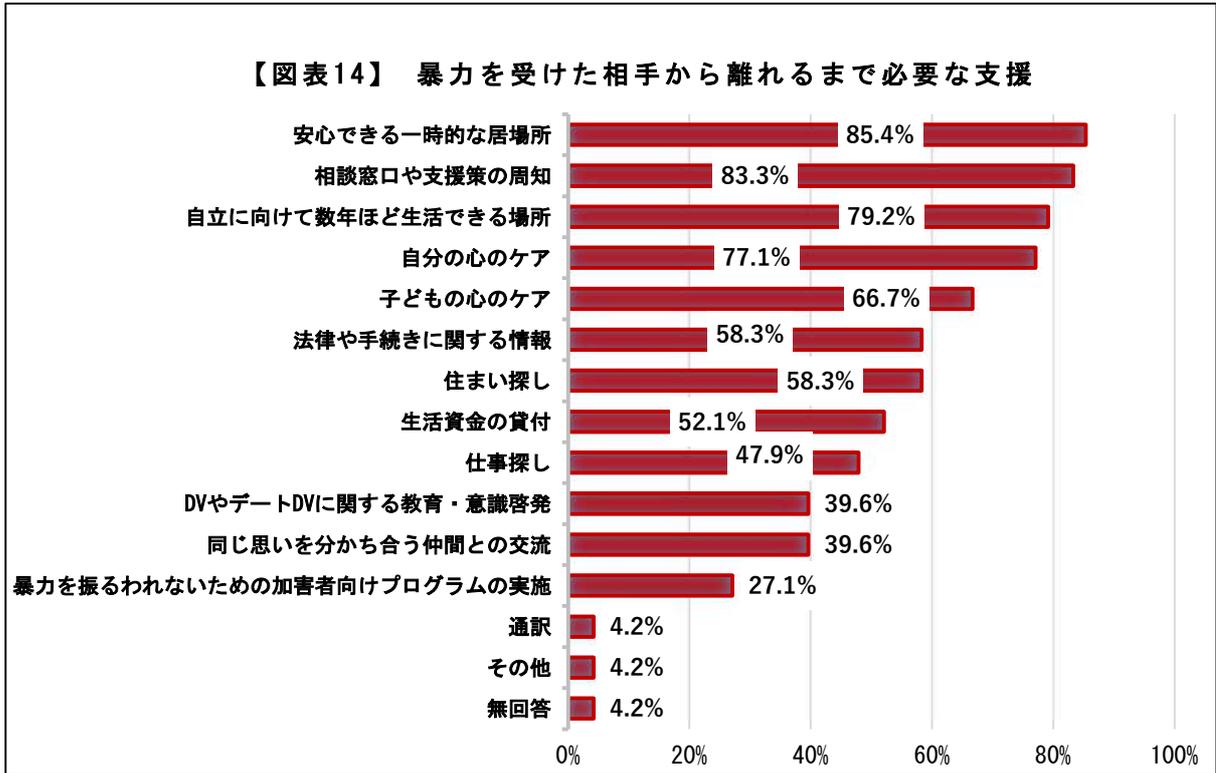
- DV 被害や女性が女性であることにより直面しやすい困難な問題が深刻化する前の早い段階で対象者が相談につながる事が重要なため、相談窓口の広報などの周知について、若年層を始めとするあらゆる年齢層へ情報が届くよう行う必要があります。
- 内閣府の調査では DV 被害経験は男女ともに 20%台であるが、本市の相談状況を見ると総件数に占める男性被害者の割合が低く、男性の相談が非常に少ない状況にあるため、被害者の性別やパートナーが異性か同性かに関わらず相談できることの周知や DV に関する社会の意識の向上への取組が必要です。
- DV に関する知識が不十分であるため、「被害について暴力と認識していない」被害者が潜在化しており、DV の理解を深める機会を積極的にとらえ啓発に努める必要があります。
- 女性が女性であることで困難な状況に陥ることなく、自立して生きていけるような学びの場や啓発がさらに必要です。

2

DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援施策

(1) DV被害者への支援

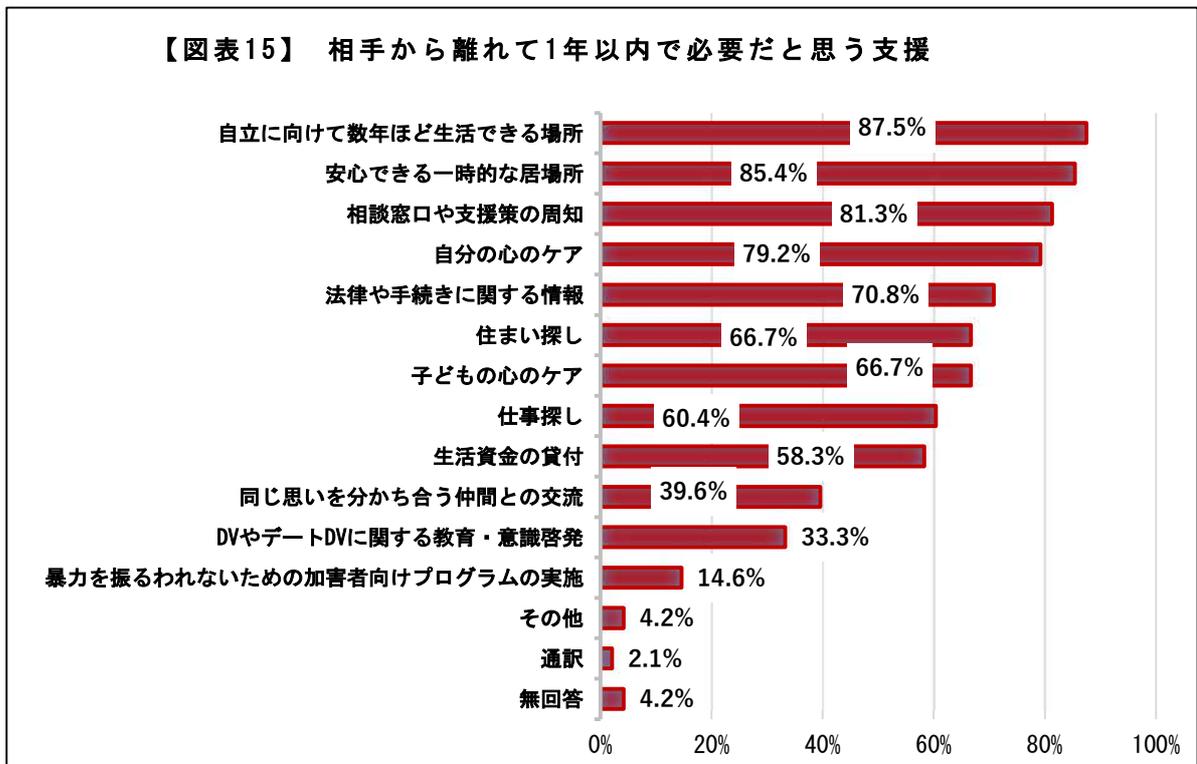
本市DV及び女性に関する調査（DV調査部分）では、暴力を受けた相手から離れるまでに必要な支援について、「安心できる一時的な居場所」（85.4%）がもっとも多く回答し、次いで「相談窓口や支援策の周知」（83.3%）と回答しています。



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（DV調査）

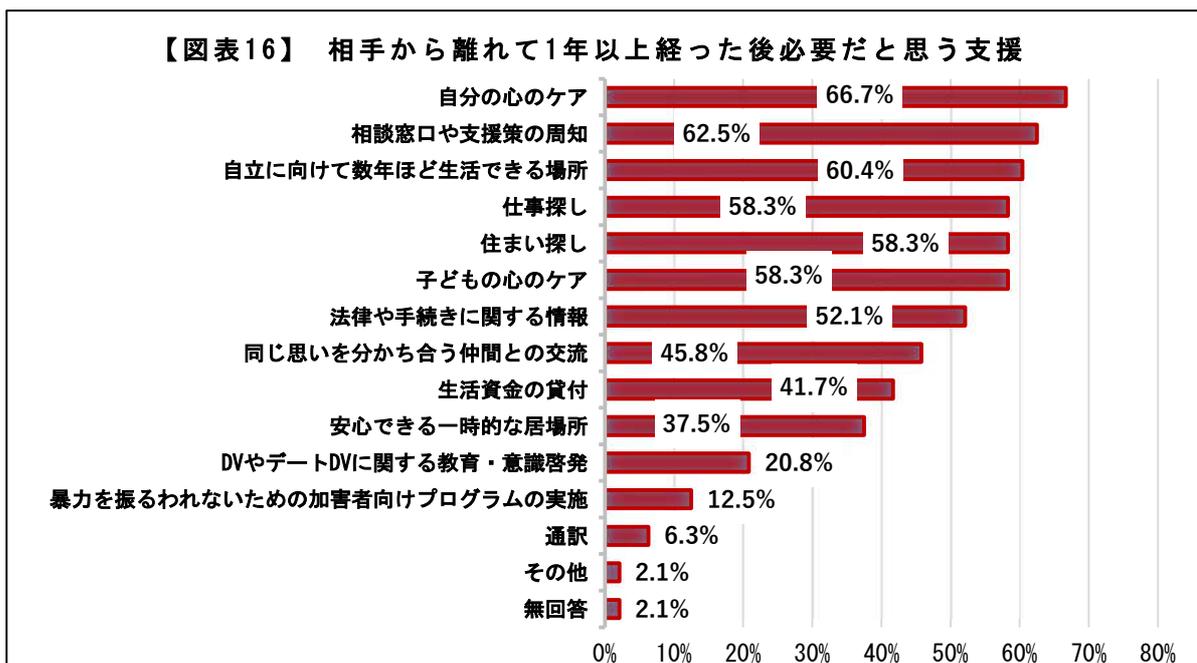
## 第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

また、本市 DV 及び女性に関する調査では、暴力を受けた相手から離れて1年以内で必要だと思う支援では、「自立に向けて数年ほど生活できる場所」(87.5%)、次いで「安心できる一時的な居場所」(85.4%)、次いで「安心できる一時的な居場所」(85.4%)と回答しています。



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査 (DV 調査)

本市 DV 及び女性に関する調査では、暴力を受けた相手から離れて1年以上経った後必要だと思う支援では、自分の心のケア (66.7%) と回答しています。



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査 (DV 調査)

## 第2章 配偶者からの暴力被害者及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題

本市 DV 及び女性に関する調査で行った支援関係者のヒアリングでは、以下のような主な意見が出ています。

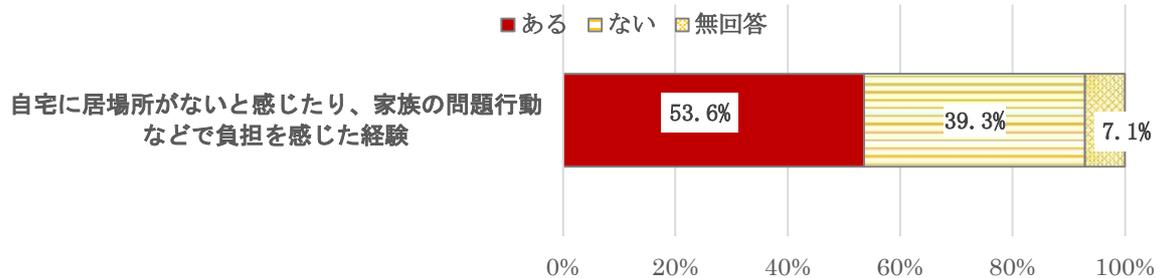
### 主な意見

- DV の相手方から離れる場合に経済的な不安が支障になっている。
- シェルターを希望しない反面、経済的に本人たちが居住を構えられない場合がある。
- DV 被害者に今後必要だと思う支援「生活支援、経済的支援、就労支援など」。

### (2) 困難な問題を抱える女性への支援

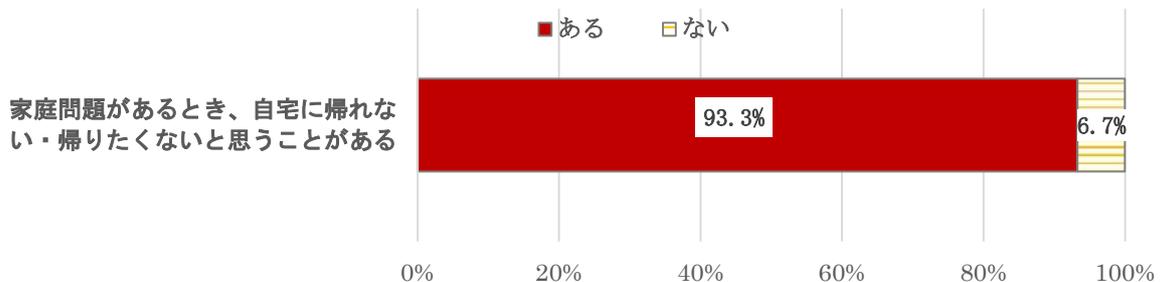
本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、家族や配偶者と暮らしている期間があった困難な問題を抱える女性のうち、自宅に居場所がないと感じたり、家族の問題行動などで負担を感じたことがある（53.6%）と回答しています。（図表 17）そのうち、家庭問題があるとき、自宅に帰れない・帰りたくないと思うことがある（93.3%）と回答しています。（図表 18）

【図表17】自宅に居場所がないと感じたり、家族の問題行動などで負担を感じた経験



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）

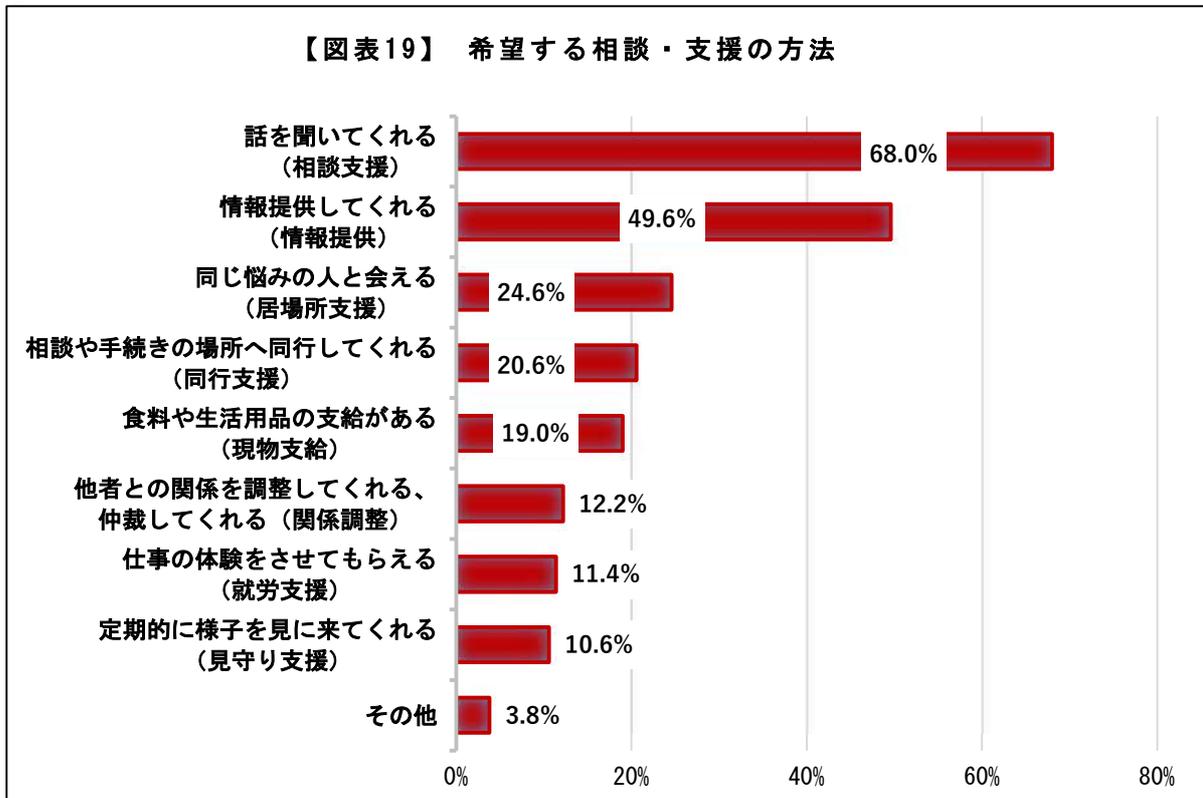
【図表18】家庭問題があるとき、自宅に帰れない・帰りたくないと思うことがある



令和7年3月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）

## 第2章 配偶者からの暴力被害等及び女性が抱える困難な問題の現状と課題

本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査部分）では、本市在住の 18 歳以上の女性で、困難な困りごとや悩みを抱えた経験のある人が希望する相談・支援の方法では約 7 割（68.0%）の方が「相談支援」と回答し、次いで、「情報提供」（49.6%）、「居場所支援」（24.6%）、「同行支援」（20.6%）」と回答しています。



令和 7 年 3 月 本市 DV 及び女性に関する調査（困難女性調査）

本市 DV 及び女性に関する調査で行った当事者、支援関係者のヒアリングでは、以下のような主な意見が出ています。

### 主な意見

- 困難な問題を抱える女性のうち、カウンセリングなどの心理的ケアを受けたいが、受けられない理由「出費がかかる」。
- 困難な問題を抱える女性に今後必要だと思う支援「心理的支援、住居支援など」。

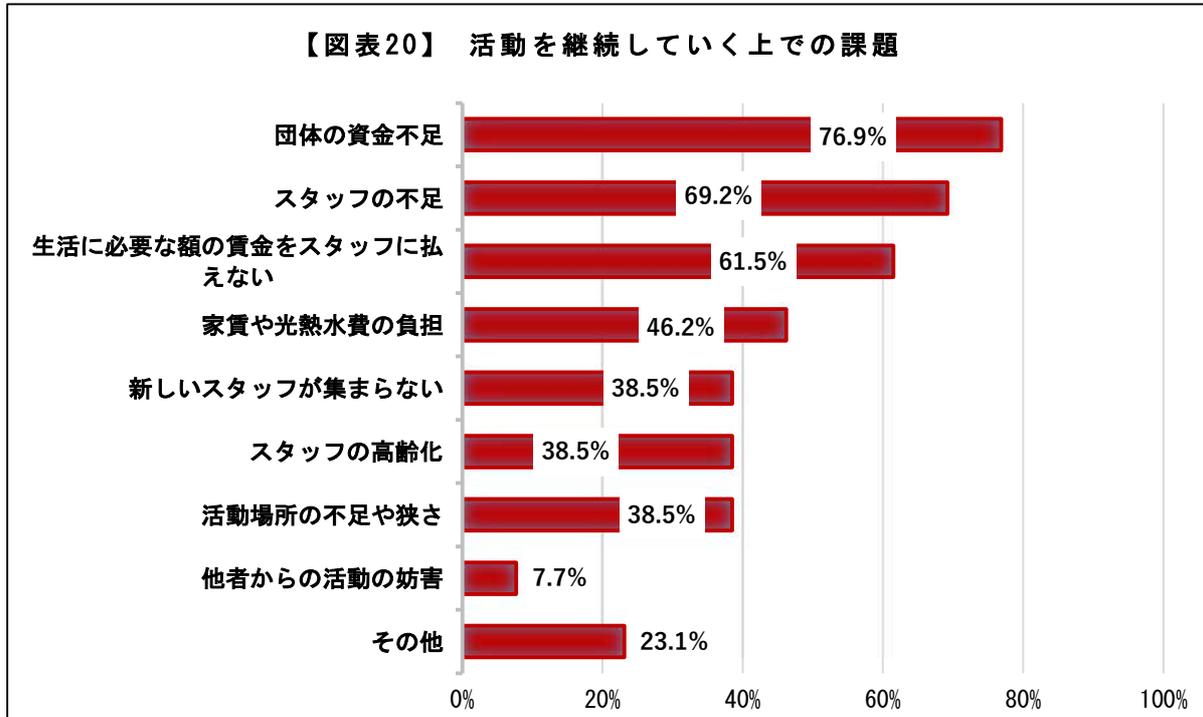
課題

- DV 被害や女性が女性であることにより直面しやすい困難な問題に直面したときに気持ちに寄り添った相談場所や支援方法が必要になります。
- 相談につながりにくい、つながっていない困難な問題を抱える女性の早期発見に向けた取り組みが必要です。
- 様々な困難な問題を抱える女性の相談に対応するために、支援者が適切な支援を行えるよう支える取り組みが必要です。
- こころのケアを安心して受けるための選択肢が少なく、費用面の負担が大きい場合があります。こころのケアが必要な方に届く取り組みが必要です。
- DV の相手から離れる前だけでなく、離れた後もこころのケアが求められています。中長期にわたるケアの支援が少ないため、検討していく必要があります。
- 自立して生活していくために、安心して就業し、生活していく場所が必要です。それぞれが抱える困難な問題について、適切な支援につなげていく必要があります。

3

DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援体制

本市DV及び女性に関する調査（支援機関調査部分）では、支援団体・機関が活動していく上での課題について、「団体の資金不足」（76.9%）、次いで「スタッフ不足」（69.2%）と回答しています。



令和7年3月 本市DV及び女性に関する調査（支援機関調査）

本市DV及び女性に関する調査で行った支援関係者のヒアリングでは、支援ネットワークの強化を求める意見が出ています。

主な意見

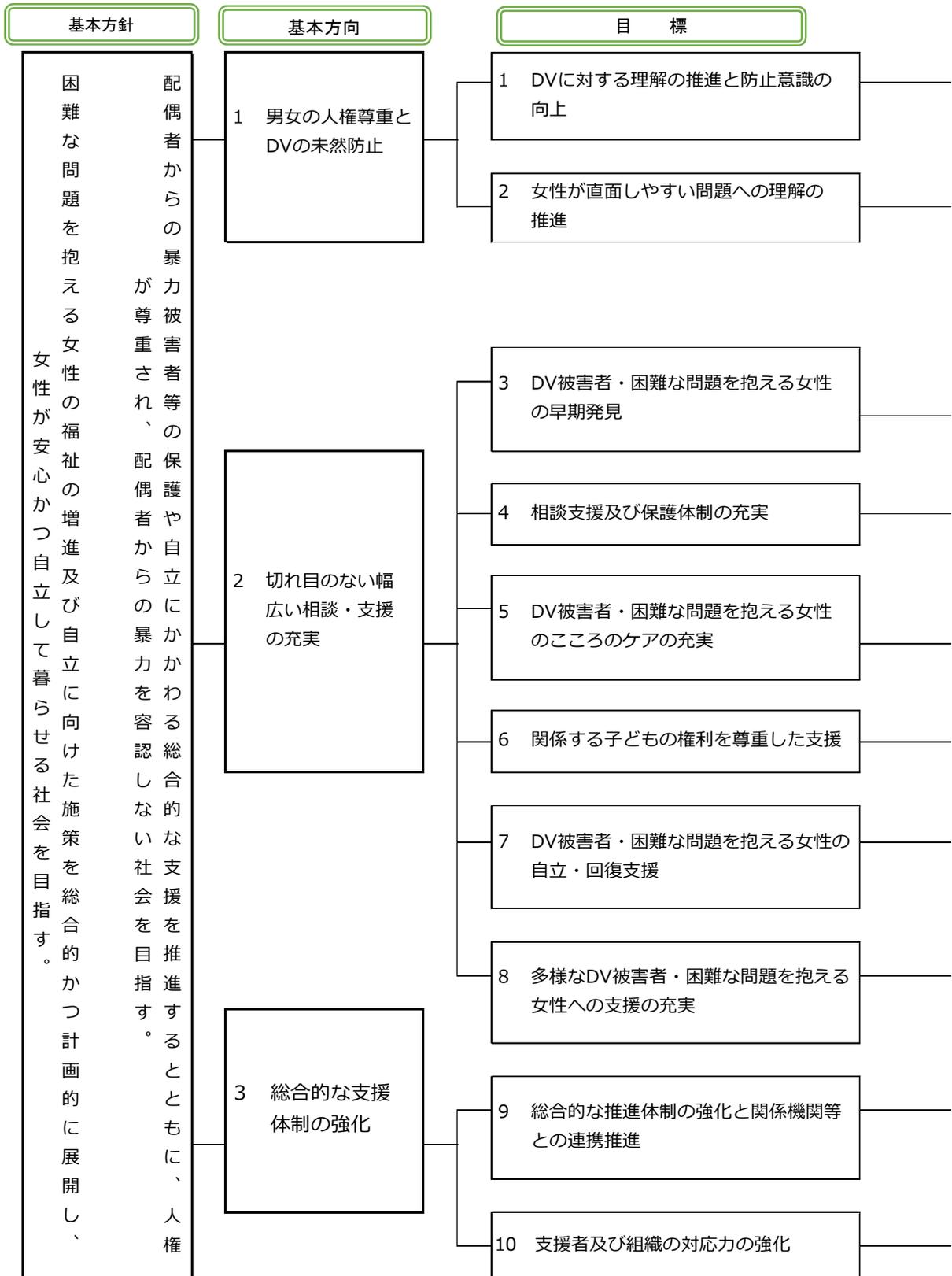
- 民間ができること・できないこと、行政ができること・できないことの擦り合わせがより求められている。
- それぞれ関連する他分野との合同研修などの顔が見える関係づくりが求められている。
- 個々の民間団体はノウハウを持っているが、行政も含めたネットワーク化が必要である。

課題

- 民間支援団体が継続的に支援できるスキームが必要です。
- DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援のための組織・対応力の強化につながる取り組みが必要です。
- 直接支援する者だけでなく、DV 被害者や同伴児童に関わる可能性がある機関の職員も DV の理解が必要です。
- 女性が女性であることにより直面しやすい問題に関わる可能性がある関係機関・職員の理解と連携した支援が必要です。

第3章 計画の内容

1 DV防止・女性支援基本計画体系



施策の方向

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| ① 市民への意識啓発の推進        | ④ 相談を通じた意識啓発    |
| ② 「デートDV」防止教育等の推進    | ⑤ 職員に向けたDV理解の推進 |
| ③ 多様な支援対象者に配慮した広報・啓発 | ⑥ 配偶者暴力に関する調査研究 |

- |                                 |
|---------------------------------|
| ⑦ 市民への意識啓発の推進                   |
| ⑧ 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発          |
| ⑨ 困難な問題を抱える女性の問題に関する調査研究        |
| ⑩ 女性が困難な問題を抱えないために、自立につながる機会の検討 |

- |                   |
|-------------------|
| ⑪ 通報体制の整備         |
| ⑫ 早期発見のための関係者への周知 |
| ⑬ 早期発見に向けた支援      |

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| ⑭ 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 | ⑯ 被害者等の安全確保    |
| ⑮ 相談支援体制の充実          | ⑰ 安心と安全に配慮した支援 |

- |                  |
|------------------|
| ⑱ 精神的な支援         |
| ⑲ 対象者の孤立防止のための支援 |

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ⑳ 子どもの権利擁護   | ㉑ 保育・教育の支援   |
| ㉒ 子どものこころのケア | ㉓ 児童虐待対応との連携 |

- |                |
|----------------|
| ㉔ 自立・回復に向けた支援  |
| ㉕ 住まいの確保のための支援 |
| ㉖ 就業支援         |

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| ㉗ 外国につながる方への支援 | ㉘ 障害のある対象者への支援    |
| ㉙ 高齢の対象者への支援   | ㉚ 多様な状況にある対象者への支援 |

- |                       |
|-----------------------|
| ㉛ 総合的な庁内連携の推進         |
| ㉜ 関係機関・民間団体との連携・協力の推進 |
| ㉝ 適正な苦情処理の実施          |

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| ㉞ 支援者のスキルアップと育成支援 | ㉟ 支援者のメンタルヘルス          |
| ㊱ 組織的対応のための体制整備   | ㊲ 二次的被害防止のための関係職員等への研修 |

2 施策を推進する事業

基本方向1 男女の人権尊重とDVの未然防止

性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるとともに、配偶者からの暴力防止について、市民啓発と関係者への周知を推進し、暴力の未然防止を目指します。

目標1 DVに対する理解の推進と防止意識の向上

(1)-① 市民への意識啓発の推進

DV

広く市民に対して、DVについての正しい理解が進むよう、DVには、具体的にどのような行為があるのか、また、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという意識啓発を若年層を始めとするすべての年齢層を対象に推進し、DVの未然防止に努めます。

| 事業                      | 内容  | 方向性 | 所管               |
|-------------------------|---|-----|------------------|
| 01<br>男女の人権を尊重するための啓発事業 | 男女平等参画推進センターや女性会館、各区生涯学習センター、なごや人権啓発センターにおいて、男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現のための教育・学習機会の充実を進めます。 | 継続  | スポーツ市民局<br>教育委員会 |

●この章の見方●

「事業」・「内容」・・・各目標を推進する事業とその内容を掲げています。

「方向性」・・・以下の基準により、計画期間中の事項の方向性を掲げています。

|    |  |
|----|--|
| 新規 | (令和7年度以降を始期として)<br>計画期間中に新たに実施することを目標とする事業 |
| 拡充 | 計画期間中に質的・量的な充実を図ることを目標とする事業                |
| 継続 | 計画期間中、継続して実施することを目標とする事業                   |

DV

・・・DV防止・被害者支援に関する施策の方向性を掲げています。

困難女性

・・・困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の方向性を掲げています。なお、掲載事業については、男女とも支援する事業であっても困難な問題を抱える女性への支援に資するものを掲げています。

| 事業                   | 内容   | 方向性 | 所管                          |
|----------------------|--|-----|-----------------------------|
| 02<br>DV根絶のための意識啓発事業 | DV防止啓発カードの配布等により、相談窓口の周知を図ります。また、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権を侵害する暴力の根絶を訴える「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から25日)を中心に、DV根絶に関する講座・セミナー、パープルリボンキャンペーンや児童虐待対策と連携した広報・啓発を行います。<br>さらに様々な媒体を活用して、若年層をはじめとするすべての年齢層に相談窓口等の情報が届くように努めます。 | 継続  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局          |
| 03<br>家庭における人権教育への支援 | 家庭における人権教育を支援するため、各種パンフレットを作成・配布します。   | 継続  | 教育委員会                       |
| 04<br>発達段階に応じた意識啓発   | 性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるため、発達段階に応じたさらなる意識啓発を実施します。   | 拡充  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局<br>教育委員会 |

(1)-② 「デートDV」防止教育等の推進

DV

デートDV<sup>\*</sup>は将来のDVにつながる危険性もあり、若年層に対して、デートDV防止教育等の推進を図ることは、DVの防止に有効な手段であることから、デートDV防止の啓発や人権尊重の意識を高める教育、男女平等意識を高める啓発・教育等を幅広い年齢層を対象として進めます。

| 事業                       | 内容  | 方向性 | 所管                          |
|--------------------------|---|-----|-----------------------------|
| 05<br>デートDV防止等のための意識啓発事業 | デートDV防止啓発カードやハンドブックを配布するとともに、デートDV防止に関する講座・セミナー等を行います。<br>また、デートDV防止の出張講座等を学校において実施し、大学・高校等と連携して、若年層を対象にしたデートDV防止教育を進めます。 | 継続  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局<br>教育委員会 |

<sup>\*</sup>デートDV:婚姻関係にない交際相手との間に起こる様々な暴力をいう。

(1)-③ 多様な支援対象者に配慮した広報・啓発

DV

支援対象者が外国人であったり、障害があることによって、相談につながる事が遅れたり、適切な支援が受けられないことがないように、支援対象者に配慮した広報・啓発を進めます。

| 事業                 | 内容   | 方向性 | 所管                                   |
|--------------------|--|-----|--------------------------------------|
| 06<br>外国人の被害者への配慮  | DV被害者の国籍に関わらず早期に相談機関に繋がり適切な支援が受けられるよう、多言語対応の啓発物を用いるなど、広報・啓発に努めます。<br>名古屋市に住む外国人の方の日常生活に役立つ情報を掲載した名古屋市公式ウェブサイト(131カ国語に対応)等により、引き続き相談窓口の周知を図ります。 | 継続  | 市長室<br>スポーツ市民局<br>観光文化交流局<br>子ども青少年局 |
| 07<br>障害のある被害者への配慮 | DV防止等に関する点字版リーフレットを作成するなど、障害のある被害者に配慮した広報・啓発を行います。   | 継続  | スポーツ市民局<br>健康福祉局<br>子ども青少年局          |

(1)-④ 相談を通じた意識啓発

DV

性別に基づく人権侵害の解消に向けて、様々な悩みに直面する人々が相談窓口を利用しやすいよう広く周知を図り、相談者の気持ちを尊重しながら、主体的に解決できるよう、支援や必要に応じた情報提供を関係機関と連携しながら行います。また、相談から見えてくる社会的な課題の把握に努めます。

| 事業                            | 内容  | 方向性 | 所管      |
|-------------------------------|---|-----|---------|
| 08<br>女性のための総合相談(電話・面接・専門相談等) | 男女平等参画推進センターにおける女性のための総合相談において、相談者の女性の人権についての意識を高めつつ、直面する問題の解決に取り組むとともに、女性の人権についての課題の把握に努めます。 | 継続  | スポーツ市民局 |
| 09<br>男性のための相談事業              | 家族や仕事、人間関係等について悩みや生きづらさを解消するため、相談やセミナーを実施するとともに、男性の抱える課題の把握に努めます。                             | 継続  | スポーツ市民局 |

| 事業                    | 内容   | 方向性 | 所管      |
|-----------------------|--|-----|---------|
| 10<br>配偶者暴力相談支援センター業務 | DV被害者の性別に関わらず、相談につながるよう周知を行います。また、被害者からの相談業務・裁判所への保護命令申立て支援・事案に応じた関係機関の総合調整を始め、支援者の育成や困難事例・緊急事案等への援助を行います。 | 継続  | 子ども青少年局 |

## (1)-⑤ 職員に向けたDV理解の推進

DV

DVについては複合的な問題が含まれるため、被害者がそれぞれの問題の窓口となる行政機関に相談することが考えられることから、DVに関する相談窓口の職員に限らず様々な職場の職員に対し、被害者の人権やDVの特性等に関する理解を深めるために研修及び啓発を進めます。

| 事業            | 内容   | 方向性 | 所管               |
|---------------|--|-----|------------------|
| 11<br>職員への研修  | 市職員（新規採用者、新任課長補佐、新任課長等）に対し、男女平等参画研修の中で、DVに対する理解をさらに深めるように努めます。                 | 継続  | スポーツ市民局          |
| 12<br>教職員への研修 | 人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校（園）長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校（園）の全職員に広める取組みを行います。 | 継続  | スポーツ市民局<br>教育委員会 |

## (1)-⑥ 配偶者暴力に関する調査研究

DV

DV被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、引き続き調査研究を進めるとともに、DV加害者対応の在り方について、DV被害者とその子どもの安全・安心を確保するための有効な手法であるという認識のもと検討します。

| 事業                | 内容   | 方向性 | 所管                 |
|-------------------|--|-----|--------------------|
| 13<br>調査研究        | 男女平等参画基礎調査等において、DVやデートDV、困難な問題を抱える女性に関する実態把握に努めます。                         | 継続  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |
| 14<br>加害者対応の在り方検討 | DV被害者支援の一環として、加害者対応について国の動向を注視するとともに、他自治体の取り組みについて情報収集を行い、施策の在り方について検討します。 | 継続  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |

## 目標 2 女性が直面しやすい問題への理解の推進

### (2)-⑦ 市民への意識啓発の推進

困難女性

広く市民に対して、女性が女性であることで直面しやすい問題についての正しい理解が進むよう、若年層を始めとするすべての年齢層を対象に意識啓発を推進し、困難な状況に陥らないよう、未然防止や早期発見に努めます。

| 事業                             | 内容   | 方向性 | 所管                          |
|--------------------------------|--|-----|-----------------------------|
| 04<br><b>(再掲) 発達段階に応じた意識啓発</b> | 性別にかかわる人権の尊重への理解を深めるため、発達段階に応じたさらなる意識啓発を実施します。 | 拡充  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局<br>教育委員会 |

### (2)-⑧ 女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発

困難女性

女性が抱える困難な問題に直面する方々が相談につながりやすいよう広く周知を図り、支援や必要に応じた情報提供を関係機関と連携しながら行います。また、相談から見えてくる社会的な課題の把握に努めます。

| 事業   | 内容   | 方向性 | 所管                 |
|--|--|-----|--------------------|
| 08<br><b>(再掲) 女性のための総合相談 (電話・面接・専門相談等)</b> | 男女平等参画推進センターにおける女性のための総合相談において、相談者の女性の人権についての意識を高めつつ、直面する問題の解決に取り組むとともに、女性の人権についての課題の把握に努めます   | 継続  | スポーツ市民局            |
| 15<br><b>女性が抱える困難な問題と支援に関する啓発</b>          | 適切な支援につながるができるよう各種相談窓口の周知を含め、より相談につながるよう新たな啓発物を作成し、効果的な手法により情報提供を実施します。                        | 拡充  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |
| 16<br><b>思春期保健事業</b>                       | 学校等関係機関との連携により、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識普及や相談を行う思春期セミナー等を通じ、思春期及び次代の親となる子どもの健やかな育ちを支援します。 | 継続  | 子ども青少年局            |

| 事業               | 内容   | 方向性 | 所管      |
|------------------|--|-----|---------|
| 17<br>女性の健康相談窓口  | 仕事や子育て等で忙しい世代の女性を含め、幅広い世代の女性のための健康相談を電話及びオンラインで実施します。<br>また、ポータルサイトで女性に限らず幅広い市民に対して女性の健康に関する広報・啓発を実施します。 | 新規  | 健康福祉局   |
| 18<br>性感染症の予防    | HIV／エイズ対策啓発ポスターの掲示、リーフレットを作成・配布するとともに、HIV／エイズ講習会・研修会を実施します。  | 継続  | 健康福祉局   |
| 19<br>犯罪被害者等支援事業 | 総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした性犯罪をはじめとする犯罪被害者等に対する支援を実施します。  | 継続  | スポーツ市民局 |

困難女性

(2)-⑨ 困難な問題を抱える女性の問題に関する調査研究

困難な問題を抱える女性の実態把握や自立支援に寄与するため、調査研究に努めます。

| 事業              | 内容   | 方向性 | 所管                 |
|-----------------|--|-----|--------------------|
| 13<br>(再掲) 調査研究 | 男女平等参画基礎調査等において、DVやデートDV、困難な問題を抱える女性に関する実態把握に努めます。 | 継続  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |

**(2)-⑩ 女性が困難な問題を抱えないために、自立につながる機会の検討**

女性が女性であることで直面する問題について周知を図り、困難な問題を抱える状況に陥らないように努めるとともに、困難な問題が積みあがる前に自立につながるような機会の検討を行います。

| 事業                         | 内容   | 方向性 | 所管      |
|----------------------------|--|-----|---------|
| 20<br>男女平等参画推進センターにおける就業支援 | 男女平等参画推進センター等において、就労支援セミナー等を実施します。   | 継続  | スポーツ市民局 |
| 21<br>児童自立生活援助事業           | 児童養護施設等を退所して就職や就学する児童等へ相談その他日常生活上の援助・就業の支援等を行うことにより社会的自立の促進を図ります。  | 継続  | 子ども青少年局 |
| 22<br>子ども・若者総合相談センター       | 困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS※相談を実施します。 | 継続  | 子ども青少年局 |
| 16<br>(再掲)思春期保健事業          | 学校等関係機関との連携により、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識普及や相談を行う思春期セミナー等を通じ、思春期及び次代の親となる子どもの健やかな育ちを支援します。                                       | 継続  | 子ども青少年局 |
| 23<br>自殺対策事業               | すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことのできる社会を実現するため、「自殺の予防」「自殺の防止」「自死遺族に対する支援」という3つの視点から取り組みを推進します。                             | 継続  | 健康福祉局   |

※ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス):友人、知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

| 事業                          | 内容   | 方向性 | 所管      |
|-----------------------------|--|-----|---------|
| 24<br><b>重層的支援体制整備事業</b>    | 包括的相談支援チームを区ごとに配置し、複雑化・複合化した生活課題を抱えている世帯や必要な支援が届いていない世帯に対して、「多機関による協働支援」、「アウトリーチによる継続的な支援」、「参加支援・地域づくり」を一体的に実施します。 | 継続  | 健康福祉局   |
| 19<br><b>(再掲)犯罪被害者等支援事業</b> | 総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした性犯罪をはじめとする犯罪被害者等に対する支援を実施します。  | 継続  | スポーツ市民局 |

基本方向 2

切れ目のない幅広い相談・支援の充実

DV 被害者及び困難な問題を抱える女性の安心と安全に配慮した支援のために、早期発見、相談への対応、保護、自立支援、同伴する子どもへの支援等、多くの段階にわたって、対象者を孤立させない、切れ目のない幅広い相談・支援の充実を目指します。

目標 3 DV 被害者・困難な問題を抱える女性の早期発見

(3)-⑪ 通報体制の整備

DV・困難女性

DV は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者が加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられます。また、困難な問題を抱える女性についても様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられるため、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にある方と連携し、対象者の早期発見に努めます。

| 事業                  | 内容   | 方向性 | 所管             |
|---------------------|--|-----|----------------|
| 25<br>医療関係者との連携     | DV 被害者等を発見しやすい立場である医療関係者向けの啓発物を作成するなど、適切な通報が行われるよう、医療機関との連携を行います。  | 継続  | 子ども青少年局        |
| 26<br>消防関係者との連携     | 救急搬送において、DV 被害等が疑われるケースの通報について、配偶者暴力相談支援センター等と連携して対応します。   | 継続  | 子ども青少年局<br>消防局 |
| 27<br>大学や支援関係機関との連携 | 若年対象者をはじめ、DV 被害者や困難な問題を抱える女性を発見しやすい立場にある大学や支援関係機関を対象として、相談窓口の新たな啓発物を作成し、効果的な手法により周知を行うことで、配偶者暴力相談支援センター等とのさらなる連携を行います。 | 拡充  | 子ども青少年局        |

**(3)-⑫ 早期発見のための関係者への周知**

DV・困難女性

学校・幼稚園・保育所等、高齢者や障害者にかかる地域の相談支援機関、民生委員・児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務等を行う中で、DV被害者等を発見しやすい立場にあると考えられるため、周知の機会を積極的にとらえて、理解の深化を図り、連携を進めます。

| 事業                         | 内容   | 方向性 | 所管                                   |
|----------------------------|--|-----|--------------------------------------|
| 28<br>地域の関係機関や保健・福祉関係者との連携 | DV被害等の早期発見・早期対応のために、学校・幼稚園・保育所等、民生委員・児童委員等の地域の関係機関及び重層的支援の包括的相談支援チーム、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、ホームヘルパーや保健師等、居宅訪問の機会を通じて被害者等を発見しやすい立場にある保健・福祉関係者に対して、周知の機会を通じて連携を進めます。 | 継続  | スポーツ市民局<br>健康福祉局<br>子ども青少年局<br>教育委員会 |
| 29<br>人権擁護機関との連携           | 法務省の人権擁護機関は、DV事案等を認知した場合は人権侵犯事件として調査を行い、被害者の保護、救済に努めることとされていることから、連携を行います。   | 継続  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局                   |

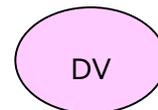
**(3)-⑬ 早期発見に向けた支援**

困難女性

困難な問題を抱える女性について様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられるため、相談につながっていない方、つながりにくい方の早期発見に向けた支援に取り組みます。

| 事業                   | 内容  | 方向性 | 所管      |
|----------------------|---|-----|---------|
| 30<br>若年女性へのアウトリーチ事業 | 相談につながりにくい、つながっていない対象者を発見し、問題の解決や自立に向けた相談につながるよう繁華街やSNS上での見回りや初期相談を実施します。 | 新規  | 子ども青少年局 |

## 目標 4 相談支援及び保護体制の充実



### (4)-⑭ 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

配偶者暴力相談支援センターは、DV 被害者からの相談を受けるのみならず、DV 被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす機関です。DV 被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うため、支援者の育成や困難事例・緊急事案等への対応ができるよう、外部のスーパーバイザーの活用等コンサルテーション<sup>\*</sup>機能のより一層の充実を進めます。

| 事業                                | 内容  | 方向性 | 所管      |
|-----------------------------------|---|-----|---------|
| 10<br><b>(再掲) 配偶者暴力相談支援センター業務</b> | DV 被害者の性別に関わらず、相談につながるよう周知を行います。DV 被害者からの相談業務・裁判所への保護命令申立て支援・事案に応じた関係機関の総合調整を始め、支援者の育成や困難事例・緊急事案等への援助を行います。                                   | 継続  | 子ども青少年局 |
| 31<br><b>DV に関する研修</b>            | 相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修に加えて、法律問題や事例検討等専門的な研修を実施します。  | 継続  | 子ども青少年局 |
| 32<br><b>コンサルテーション機能の充実</b>       | 区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。<br>さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。 | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 33<br><b>DV 被害者ホットライン事業</b>       | 土日祝日の電話による相談を行います。  | 継続  | 子ども青少年局 |
| 34<br><b>深夜帯における DV 相談事業</b>      | 本市において相談窓口が手薄になる深夜帯の DV 相談体制について検討します。  | 新規  | 子ども青少年局 |

<sup>\*</sup>コンサルテーション: この計画においては、区役所・支所等から支援困難事案や緊急事案等への対応について、相談を受け援助を行うことを指す。

| 事業                | 内容                                   | 方向性 | 所管      |
|-------------------|--------------------------------------|-----|---------|
| 35<br>関係機関連携会議の実施 | 必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。 | 継続  | 子ども青少年局 |

(4)-⑮ 相談支援体制の充実

DV・困難女性

相談窓口においては、DV 被害者等の抱える問題や背景（貧困、障害、部落差別、外国人等の様々な困難）を的確に理解し、DV 被害者等が複合的に困難な状況に置かれていることに配慮しながら、適切な助言や情報提供を始め、保護や自立に係る支援につなげる必要があります。そのため、支援者の育成や組織の対応力向上に努めるとともに、関係部署が連携した支援を行うことにより、DV 被害者等の置かれた状況に配慮した的確な相談対応を行います。

また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多くの相談に対応できるよう検討します。

| 事業                             | 内容  | 方向性 | 所管      |
|--------------------------------|---|-----|---------|
| 36<br>困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実 | 相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修など、困難を抱える女性への支援について幅広く知識の獲得や支援スキルの向上のための研修を実施します。                                       | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 37<br>SNS を活用した相談              | DV 被害を受けていても相談窓口につながっていない若年層を始めとする被害者が相談しやすいよう、SNS を活用した相談を実施します。   | 継続  | 子ども青少年局 |
| 32<br>(再掲) コンサルテーション機能の充実      | 区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。<br>さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。 | 拡充  | 子ども青少年局 |

| 事業                         | 内容  | 方向性 | 所管      |
|----------------------------|---|-----|---------|
| 38<br>専門家（弁護士）との連携         | 愛知県弁護士会と連携し、DV相談等の支援者等が、弁護士から法的な問題について助言を受ける「DV相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多く、また幅広い相談に対応できるようにします。                  | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 39<br>なごや妊娠SOS             | 思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメール、LINEによる相談を実施します。   | 継続  | 子ども青少年局 |
| 35<br>（再掲）関係機関連携会議の実施      | 必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。  | 継続  | 子ども青少年局 |
| 17<br>（再掲）女性の健康相談窓口        | 仕事や子育て等で忙しい世代の女性を含め、幅広い世代の女性のための健康相談を電話及びオンラインで実施します。<br>また、ポータルサイトで女性に限らず幅広い市民に対して女性の健康に関する広報・啓発を実施します。                                  | 新規  | 健康福祉局   |
| 40<br>被害者等の安心・安全に配慮した相談・支援 | DV被害者が諸手続きのために複数の窓口に出向いて、繰り返しDV被害について説明することは、加害者と遭遇する危険性が高まる上、心理的にも大きな負担になることから、諸手続きを行うに際し、一定の場所に関係部署の担当者が出向くなどの配慮（ワンストップサービス）をして支援を行います。 | 継続  | 関係局     |

**(4)-⑯ 被害者等の安全確保**

DVは被害者のみならず、その子どもや親族の生命・身体の安全も脅かすおそれがある重大な問題であるため、安全確保を最優先として、関係機関や民間団体等と連携し支援を進めます。同様に、困難な問題を抱える女性についても生命・身体の安全を脅かすおそれがある場合もあるため、安全確保を最優先として、関係機関や民間団体等と連携し支援を進めます

| 事業                     | 内容   | 方向性 | 所管      |
|------------------------|--|-----|---------|
| 41<br>一時保護所での保護        | DV被害者等の安全確保等のため、一時保護が必要な場合に、愛知県女性相談支援センターや愛知県警察と連携し、安全かつ迅速に一時保護を行います。  | 継続  | 子ども青少年局 |
| 42<br>緊急宿泊事業           | 緊急時における安全確保等のために、必要やむを得ない場合「一時保護」に先行して、緊急に保護を必要とするDV被害者等を対象に宿泊場所の提供を行います。                                    | 継続  | 子ども青少年局 |
| 43<br>民間シェルターへの支援      | DV被害者等のためのシェルターを運営する民間団体に家賃補助を行い、緊急に保護を必要とするDV被害者等の安全な場の確保に努めます。<br>さらに民間団体が実施する先進的な支援の取組を活用し、DV被害者等支援を図ります。 | 継続  | 子ども青少年局 |
| 44<br>施設における緊急保護       | 必要に応じて、保護が可能な施設においてDV被害者等の緊急保護を行います。   | 継続  | 子ども青少年局 |
| 45<br>多様な状況にある被害者の安全確保 | DV被害者の性別に関係なく、緊急時における安全の確保が必要な場合の一時的な避難場所の提供を行います。   | 継続  | 子ども青少年局 |

DV・困難女性

**(4)-⑰ 安心と安全に配慮した支援**

DV 被害者等の自立支援は、DV 被害者等及びその関係者の安全確保を図ることが重要であるため、DV 被害者等の住所や居所等の個人情報のほか、その支援を行う施設や団体の所在地等、DV 被害者等にかかる情報について、適切な管理に努めます。

| 事業                            | 内容  | 方向性 | 所管   |
|-------------------------------|---|-----|--|
| 46<br>DV 被害者等にかかる情報管理         | DV 被害者等の支援に関わる関係局、関係機関において、DV 被害者等の個人情報保護及び情報の適切な管理を行います。   | 継続  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局<br>はじめ関係局                 |
| 47<br>DV 被害者とその関係者の情報保護にかかる支援 | 配偶者暴力相談支援センターを始めとする DV 被害者支援に関わる関係部署において、住民基本台帳事務や国民年金などにおける被害者情報を保護するための支援策について、事案に応じ、DV 被害者とその関係者に対し、情報提供を行います。 | 継続  | 財政局<br>スポーツ市民局<br>健康福祉局<br>子ども青少年局<br>はじめ関係局 |

## 目標5 DV 被害者・困難な問題を抱える女性のこころのケアの充実

## (5)-⑱ 精神的な支援

DV・困難女性

DV 被害者は、繰り返される暴力の中で、身体的な怪我のほかPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることや追跡の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もあります。また、性暴力被害者は相談をためらいがちで、長期に渡る心身の不調から複合的な困難な問題を抱える場合もあります。被害者等の心身の回復のための支援の充実を図ります。

| 事業                                    | 内容  | 方向性 | 所管      |
|---------------------------------------|---|-----|---------|
| 48<br>女性のための総合相談におけるカウンセリング事業         | 男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、必要に応じ、臨床心理士等によるカウンセリング事業を行います。              | 継続  | スポーツ市民局 |
| 49<br>女性のための総合相談(女性の自立のためのグループプログラム等) | 男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、DVの理解、セルフケア等について理解を深める講座等を行います。             | 継続  | スポーツ市民局 |
| 50<br>親子支援プログラム事業                     | DVのある環境から離れ、地域生活を始めたDV被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。           | 継続  | 子ども青少年局 |
| 51<br>DV被害者のためのサポートグループ事業             | DV被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報を交換することにより、精神的な回復を図ります。                         | 継続  | 子ども青少年局 |
| 52<br>DV被害者とその子どものための心理的ケア            | DV被害者とその子どものための心理的ケアとして実施している親子カウンセリング事業について、今後、より長い期間のケアが実施できるよう検討します。 | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 53<br>性暴力被害者等の心理的ケア                   | 性暴力被害者等の中長期的な心理的ケアとして専門家によるカウンセリング事業の実施に向けて検討します。                       | 新規  | 子ども青少年局 |

| 事業                     | 内容  | 方向性 | 所管      |
|------------------------|---|-----|---------|
| 54<br>精神保健福祉センター等による支援 | 精神保健福祉センターや保健センターは、身近な相談機関として、こころの健康に関する相談に応じ、医療機関等と連携して精神的支援を行います。 | 継続  | 健康福祉局   |
| 55<br>犯罪被害者等のための精神医療支援 | 犯罪被害により精神医療機関を受診した場合、医療費自己負担額の半額を支給します。                             | 継続  | スポーツ市民局 |

(5)-⑱ 対象者の孤立防止のための支援

DV・困難女性

DV 被害者等は、避難をする場合に、それまでに築いた地域社会との関わり、そこでの人間関係等も失うことになり、新たな場所で生活を始めることとなることから、将来への不安や孤立感等が解消されるよう、見守りながら継続的に支援を行います。

| 事業                       | 内容   | 方向性 | 所管      |
|--------------------------|--|-----|---------|
| 56<br>見守り・同行支援事業         | 一時保護所や母子生活支援施設を退所した後など、地域で自立生活を始めた被害者を継続して支援していくために、電話相談や家庭訪問、裁判所等への付き添いなどを行います。 | 継続  | 子ども青少年局 |
| 30<br>(再掲)若年女性へのアウトリーチ事業 | 相談につながりにくい、つながっていない対象者を発見し、問題の解決や自立に向けた相談につながるよう繁華街や SNS 上での見回りや初期相談を実施します。      | 新規  | 子ども青少年局 |
| 50<br>(再掲)親子支援プログラム事業    | DV のある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。                     | 継続  | 子ども青少年局 |

## 目標 6 関係する子どもの権利を尊重した支援

### (6)-㉔ 子どもの権利擁護

DV・困難女性

安全確保を優先するため DV 被害者等とともに子どもが避難した場合、その子どもの意思が十分に考慮されないことがあることから、子ども一人一人が尊重されるよう権利の保障を図ります。さらに、支援者が被害者だけでなく子どもも被害当事者であるという認識をもって支援を行う必要があるため、子どもの権利について理解を深める取組を行います。

| 事業                       | 内容  | 方向性 | 所管      |
|--------------------------|---|-----|---------|
| 57<br>子どもの権利擁護<br>機関の運営  | 子どもの権利侵害に関する相談等に対応する独立性が担保された第三者機関を運営するとともに、子どもの権利に関する普及啓発を推進します。   | 継続  | 子ども青少年局 |
| 58<br>子どもの権利擁護<br>機関との連携 | 安全確保のために DV 被害者等と避難した子どもに対して子どもの権利擁護機関の情報を提供する等して、子どもの権利保障を図ります。<br>また、支援者が子どもの権利を意識した支援ができるよう、理解を深めるための研修等を行います。 | 継続  | 子ども青少年局 |

### (6)-㉕ 子どものこころのケア

DV・困難女性

児童虐待の防止等に関する法律では、子どもが同居する家庭において、DV 等子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待（心理的虐待）にあたりとされています。

さらに直接的な暴力を受けていることもあるため、傷ついた子どものこころのケアを行います。

| 事業                        | 内容  | 方向性 | 所管      |
|---------------------------|---|-----|---------|
| 59<br>DV で避難した子どもへのこころのケア | 被害者と避難し、生活が大きく変化したことにより不安を抱える子どもの気持ちに寄り添えるよう、リーフレットなどを活用し、心理的ケアを行います。 | 継続  | 子ども青少年局 |
| 60<br>児童相談所による子どもへの心理的ケア  | 子どもの心理的ケアを実施します。  | 継続  | 子ども青少年局 |

| 事業                                    | 内容  | 方向性 | 所管      |
|---------------------------------------|---|-----|---------|
| 50<br><b>(再掲)親子支援プログラム事業</b>          | DVのある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。             | 継続  | 子ども青少年局 |
| 52<br><b>(再掲)DV被害者とその子どものための心理的ケア</b> | DV被害者とその子どものための心理的ケアとして実施している親子カウンセリング事業について、今後、より長い期間のケアが実施できるよう検討します。 | 拡充  | 子ども青少年局 |

**(6)-⑳ 保育・教育の支援**

DV・困難女性

避難に伴う学校・幼稚園・保育所等の転園（校）により、子どもの生活環境が一変することは、子どもにとって大きな精神的負担になっていると考えられます。子どもが抱える不安や悩みを、関係機関が適切に受け止め、新たな環境で健やかに過ごすことができるよう連携して支援を進めます。

| 事業  | 内容   | 方向性 | 所管      |
|---|--|-----|---------|
| 61<br><b>保育所等の利用にかかる配慮</b>                  | 保育所等の利用調整において、児童福祉の観点から、DV被害者の世帯に対する優先的な配慮を行います。                   | 継続  | 子ども青少年局 |
| 62<br><b>ひとり親家庭等への大学受験料等補助</b>              | 経済的困難を抱えるひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料及び模試費用の補助を行います。     | 継続  | 子ども青少年局 |
| 63<br><b>ひとり親家庭の通学支援としての自転車駐輪場の料金負担軽減補助</b> | ひとり親家庭の高校生が通学するための、地下鉄駅に設置された有料自転車駐輪場の定期駐車券購入にかかる費用補助の実施に向けて検討します。 | 新規  | 子ども青少年局 |
| 64<br><b>ひとり親家庭の高校生通学定期補助</b>               | ひとり親家庭の高校生の通学定期購入にかかる費用補助の実施に向けて検討します。                             | 新規  | 子ども青少年局 |

| 事業                                | 内容   | 方向性 | 所管               |
|-----------------------------------|--|-----|------------------|
| 65<br>ハートフレンドな<br>なごやでの教育相談<br>事業 | 子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について、子ども及びその保護者に寄り添い、問題を解決するために教育相談を行います。必要に応じて、児童相談所をはじめとした他の相談機関と連携を図ります。 | 継続  | 教育委員会            |
| 66<br>なごや子ども応援<br>委員会の運営          | さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職等を学校現場に配置し、幼少期から途切れのない支援を行います。                                | 継続  | 教育委員会            |
| 67<br>スクールカウンセ<br>ラーの配置           | 子どものさまざまな悩みや心配事に対応するため、スクールカウンセラーを幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校に配置し、支援を充実します。                            | 継続  | 教育委員会            |
| 68<br>就学援助                        | 経済的に困窮している小中学生の保護者に対して学用品などの費用を援助します。  | 継続  | 教育委員会            |
| 69<br>中学生の学習支援<br>事業              | ひとり親家庭、生活保護世帯等の中学生を対象に、学習習慣の定着や高校進学を目指した学習会を開催するとともに、児童の居場所づくりや保護者の養育支援等を総合的に実施します。                | 継続  | 健康福祉局<br>子ども青少年局 |

(6)-㉓ 児童虐待対応との連携

子どもの面前でのDVは、子どもの心理的虐待となることに加え、DV被害がある場合、子どもへの直接的な虐待の防止が困難になる傾向があるため、DV対応と児童虐待対応の連携した対応が必要となります。また、円滑な連携のために、双方の機関の職員がDVと児童虐待の特性や関連性を始め、機関の役割等について相互に理解し、包括的な支援を行います。さらに、被虐待経験者への支援につなげる事業を検討します。

| 事業                          | 内容   | 方向性 | 所管      |
|-----------------------------|--|-----|---------|
| 70<br>DV対応と児童虐待対応の連携        | DV対応と児童虐待対応の担当職員等がDVと児童虐待の特性や関連性に関してそれぞれの研修を通じて理解し、早期発見に努めるとともに、DVと児童虐待が併存する場合は連携して対応します。今後は、円滑な連携のためのより実効性のある方策について取組を進めます。 | 継続  | 子ども青少年局 |
| 71<br>児童相談所等における相談支援        | 児童相談所等において、養護（児童虐待）・保健・非行・育成（不登校・しつけ等）などの相談支援を実施します。   | 継続  | 子ども青少年局 |
| 72<br>児童相談所の体制強化            | 被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童相談所における人材育成体制を強化します。   | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 73<br>区役所・支所における児童虐待等への機能強化 | こども家庭センターとしての支援体制整備を進めるため、統括支援員及び児童相談所と兼務の児童福祉司のさらなる配置に向けて検討します。   | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 74<br>児童虐待防止における関係機関の連携     | 児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整（なごや子どもサポート連絡協議会等）、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の情報共有を迅速・的確に行います。                 | 継続  | 子ども青少年局 |

| 事業                       | 内容  | 方向性 | 所管      |
|--------------------------|---|-----|---------|
| 75<br>名古屋市児童を虐待から守る条例の推進 | 「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を行います。 | 継続  | 子ども青少年局 |
| 76<br>被児童虐待経験者への支援       | 被児童虐待経験があるが、社会的養護につながらなかった人を主な対象とした相談窓口の設置等を行い、その後の支援につなげる事業の実施に向けて検討します。               | 新規  | 子ども青少年局 |
| 77<br>なごやっ子 SOS          | 児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を行います。                 | 継続  | 子ども青少年局 |

## 目標7 DV 被害者・困難な問題を抱える女性の自立・回復支援

### (7)-㉔ 自立・回復に向けた支援

DV・困難女性

自立に向けた支援は、主に区役所・支所において、事案に応じて実施します。ひとり親家庭支援策を始め、児童の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の実施、生活保護が必要な方への適切な適用や生活困窮者自立支援事業等の活用による自立支援を行います。また、困難な問題を抱える若者等の自立や回復につながる支援を行います

| 事業                                | 内容  | 方向性 | 所管      |
|-----------------------------------|---|-----|---------|
| 78<br>ひとり親家庭等<br>に対する総合的<br>な相談支援 | 施策の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員を中心として、ひとり親家庭等への総合的な相談支援を行います。                               | 継続  | 子ども青少年局 |
| 79<br>児童扶養手当等<br>の支給              | ひとり親家庭等の収入を補完するための手当の支給による支援をします。   | 継続  | 子ども青少年局 |
| 80<br>ひとり親家庭等<br>医療費助成            | ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成します。  | 継続  | 子ども青少年局 |
| 81<br>母子父子寡婦福<br>祉資金の貸付           | 生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。   | 継続  | 子ども青少年局 |
| 82<br>名古屋市寡夫福<br>祉資金の貸付           | 寡夫世帯を対象に生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。   | 継続  | 子ども青少年局 |
| 83<br>母子生活支援施<br>設における支援          | DV被害者等とその子どもを保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。  | 継続  | 子ども青少年局 |
| 84<br>社会的養護自立<br>支援拠点事業           | 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった人等の孤立を防ぐため、関係機関との連絡調整を行うとともに、一時的に滞在する居住支援、生活支援を行う拠点の設置に向けて検討します。 | 新規  | 子ども青少年局 |

| 事業                                  | 内容  | 方向性 | 所管      |
|-------------------------------------|---|-----|---------|
| 22<br><b>(再掲) 子ども・若者総合相談センター</b>    | 困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、あらゆる相談に応じて情報提供や助言を行うほか、他機関と連携しながら自立まで一人ひとりに寄り添った伴走型相談支援を実施。また、若者本人が気軽に相談しやすい環境を整えるため、オープン型交流スペースやSNS相談を実施します。 | 継続  | 子ども青少年局 |
| 85<br><b>若者自立支援ステップアップ事業</b>        | 就労に対し困難を有する若者に対し、就労意欲の醸成・確立をはかるため、市内2カ所のステップアップルームにおいてカウンセリングやセミナー等を実施するほか、電話・メール相談や親などの家族向けの情報交換会やライフプラン作成相談等の親支援サービスを実施します。       | 継続  | 子ども青少年局 |
| 86<br><b>繁華街における子ども・若者の居場所づくり事業</b> | 家庭や学校等に自分の居場所が見つからない子ども・若者が、繁華街において気軽に集まり安心して過ごせる居場所を屋外型で提供します。   | 継続  | 子ども青少年局 |
| 87<br><b>こども・若者シェルター開設</b>          | 様々な状況により家庭等に居場所がない主に10代から20代までのこども・若者が、繁華街等で犯罪等に巻き込まれる状況があるなか、年齢等の事情により施設入所等の対象とならない者などが宿泊できる居場所となる「こども・若者シェルター」の設置に向けて検討します。       | 新規  | 子ども青少年局 |
| 88<br><b>特定妊婦訪問支援事業</b>             | 精神的不安定等、複数のハイリスク要因を抱える妊産婦に対して、助産師が継続的な家庭訪問による支援を実施します。  | 継続  | 子ども青少年局 |
| 89<br><b>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</b>     | ひとり親家庭の親子の就職を困難にしている学歴の問題を解消し、正規雇用を中心とした就業につなげるため、高等学校卒業程度認定試験に向けた講座受講費用の一部を支給します。  | 継続  | 子ども青少年局 |

| 事業                    | 内容   | 方向性 | 所管      |
|-----------------------|--|-----|---------|
| 90<br>生活困窮者の自立支援      | 複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、個別的で継続的な相談支援を行います。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を行います。要保護状態にあるなど、生活保護が必要な方は、担当部署に適切につなぎ、支援を行います。 | 継続  | 健康福祉局   |
| 91<br>生活福祉資金の貸付       | 低所得者、障害者又は高齢者に対し、必要に応じた資金の貸付けと必要な相談支援を行います。  | 継続  | 健康福祉局   |
| 92<br>犯罪被害者等への支援金、見舞金 | 犯罪被害により当面必要な経費に充てるための費用を支給します。また、遺族が損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにも関わらず、約定通りに賠償が受けられない場合に見舞金を支給します。   | 継続  | スポーツ市民局 |
| 93<br>犯罪被害者等への日常生活支援  | 犯罪被害により、日常生活に支障を来した被害者やその家族、遺族の居宅へヘルパーの派遣や食事の配達等の支援を行います。  | 継続  | スポーツ市民局 |

(7)-㉔ 住まいの確保のための支援

DV・困難女性

DV 被害者等の自立を支援するためには、居住の安定を図ることは極めて重要です。配偶者暴力相談支援センター等の支援機関では、被害者等に対し、住宅の確保についての情報提供等を行うとともに、市営住宅への入居に際して、被害者等の自立支援のため優先入居の制度の活用を図ります。

| 事業                | 内容  | 方向性 | 所管               |
|-------------------|---|-----|------------------|
| 94<br>市営住宅を活用した支援 | DV 被害者等の一時的な滞在場所として市営住宅を提供します。また、その後の生活再建に向け、居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅への入居に際して、一般募集とは別に、被害者向け等の募集を行います。 | 継続  | 子ども青少年局<br>住宅都市局 |

| 事業                                | 内容   | 方向性 | 所管      |
|-----------------------------------|--|-----|---------|
| 95<br>住宅確保要配慮者<br>に対する居住支援<br>の促進 | DV 被害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化を図るため、入居相談や生活支援等の居住支援サービスが適切に提供される仕組みづくりを進めます。         | 継続  | 住宅都市局   |
| 83<br>(再掲) 母子生活支<br>援施設における支<br>援 | DV 被害者等とその子どもを保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。  | 継続  | 子ども青少年局 |
| 96<br>妊産婦等生活援助<br>事業              | 家庭生活に困難を抱え、居場所のない妊婦等に対し、一時的な住まいを提供し、安全な出産をすることができる環境を整えるとともに、その後の養育に係る情報提供等の支援を行います。 | 新規  | 子ども青少年局 |
| 97<br>ひとり親家庭転居<br>費用補助金           | ひとり親家庭の住環境や家計の改善のため、賃貸住宅等への転居にかかる費用補助の実施に向けて検討します。                                   | 新規  | 子ども青少年局 |

(7)-㉔ 就業支援

DV・困難女性

DV 被害者等の自立を支援する上で、就業支援を促進することは極めて重要です。配偶者暴力相談支援センターを始め支援機関は、DV 被害者等の状況に応じて、ハローワーク、仕事・暮らし自立サポートセンター等様々な就業支援機関等に関する情報提供を行い、当該関係機関と連携して、就業に向け支援を進めます。

| 事業                                     | 内容   | 方向性 | 所管      |
|--|--|-----|---------|
| 20<br>(再掲)男女平等参<br>画推進センターに<br>おける就業支援 | 男女平等参画推進センター等において、就労支援セミナー等を実施します。             | 継続  | スポーツ市民局 |
| 98<br>ジョイナスナゴヤ<br>における就業支援             | 就業相談（キャリアカウンセリング）、自立支援プログラム策定、心理カウンセリングを実施します。 | 継続  | 子ども青少年局 |

第3章 計画の内容

| 事業                     | 内容   | 方向性 | 所管               |
|------------------------|--|-----|------------------|
| 99<br>職業紹介等            | 就業促進活動、求人情報提供、就業支援講習会、就業相談等、ひとり親家庭等一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな就業支援を行います。  | 継続  | 子ども青少年局          |
| 100<br>自立支援給付金事業       | ひとり親家庭の自立を支援するため、就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給します。  | 継続  | 子ども青少年局          |
| 101<br>若者自立支援ジャンプアップ事業 | 就労に対し困難を有する若者の職業的自立に向け、社会体験機会の提供及び相談対応のほか就職活動・就労に必要なコミュニケーション能力や基礎的技術を習得するための各種プログラムを提供する「なごや若者サポートステーション（厚生労働省事業）」を活用した就労支援事業を実施します。                  | 継続  | 子ども青少年局          |
| 102<br>若者・企業リンクサポート事業  | 就労に対し困難を有する若者に対し、就職先に合わせて若者本人のスキルを向上させる就労支援のみならず、若者本人の特性等に合った企業をマッチングすることや、就職後も職場定着がはかれるよう、企業側へ働きづらさの解消に向けた助言等を行うなど、若者と企業の双方を支援します。                    | 継続  | 子ども青少年局          |
| 103<br>一体的就労支援事業       | ハローワークによる区役所就労支援コーナー及び巡回相談を実施し、一体的な就労支援を行います。  | 継続  | 健康福祉局<br>子ども青少年局 |
| 90<br>(再掲)生活困窮者の自立支援   | 複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、個別的で継続的な相談支援を行います。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を行います。要保護状態にあるなど、生活保護が必要な方は、担当部署に適切につなぎ、支援を行います。 | 継続  | 健康福祉局            |

| 事業  | 内容                             | 方向性 | 所管  |
|---|--------------------------------|-----|-----|
| 104<br>なごやジョブサ<br>ポートセンター<br>における就業支<br>援 | 職業紹介や就職準備セミナーなどの就業支<br>援を行います。 | 継続  | 経済局 |

## 目標8 多様なDV被害者・困難な問題を抱える女性への支援の充実

配偶者暴力防止法において、職務関係者は、被害者等の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないとされており、それを踏まえ、被害者個々の立場、状況に十分配慮して相談支援を行います。

DV被害者等が高齢者又は障害者である場合は、高齢者虐待又は障害者虐待にも該当する場合があることを認識し、これらの虐待に関する相談支援機関とも十分な連携を図り、支援を進めます。また性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の被害者等多様な状況にあるDV被害者の相談、支援についても十分な配慮が必要なことから、支援者の理解の深化を図ることが必要です。さらに、DVは、他の家族等への暴力の可能性もあることから、関係機関との連携を進めます。

国の女性支援基本方針において、困難な問題を抱える女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、支援の対象者となるとされており、それを踏まえて相談支援を行います。

### (8)-⑰ 外国につながる方への支援

DV・困難女性

| 事業   | 内容  | 方向性 | 所管      |
|--|---|-----|---------|
| 105<br>女性及び児童への<br>相談援助活動にお<br>ける通訳等派遣事<br>業 | 日本語による意思疎通が十分にできない被害者等が相談に来た際に、社会福祉事務所等へ通訳者を派遣し円滑に相談できるように努めます。                       | 継続  | 子ども青少年局 |
| 106<br>多言語による各種<br>相談等                       | 名古屋国際センターでは、法律相談や心のカウンセリング、トリオホン等を活用した生活相談等の多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等）による各種相談事業を推進します。 | 継続  | 観光文化交流局 |
| 107<br>日本語教育相談セ<br>ンターでの相談事<br>業             | 外国人児童生徒の「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」への就学相談及び翻訳・通訳派遣等を通じた支援を行い、日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応を図ります。  | 継続  | 教育委員会   |

## (8)-㉔ 高齢の対象者への支援

DV・困難女性

| 事業                                  | 内容   | 方向性 | 所管               |
|-------------------------------------|--|-----|------------------|
| 108<br>社会福祉事務所、いきいき支援センター等による連携した支援 | 高齢のDV被害者等に対して、配偶者暴力相談支援センターを始め、社会福祉事務所、いきいき支援センター等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。 | 継続  | 健康福祉局<br>子ども青少年局 |
| 109<br>高齢者虐待相談センターにおける相談支援          | 高齢者虐待相談センターでは、DV被害も含めた高齢者虐待について相談を受け、社会福祉事務所やいきいき支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。        | 継続  | 健康福祉局            |
| 110<br>高齢者就業支援センター                  | 高齢者が社会の担い手として活躍できるように就業に関する相談や情報提供、技能講習などの就業支援を行います。                               | 継続  | 健康福祉局            |

## (8)-㉕ 障害のある対象者への支援

DV・困難女性

| 事業                              | 内容   | 方向性 | 所管               |
|---------------------------------|--|-----|------------------|
| 111<br>社会福祉事務所、保健センター等による連携した支援 | 障害のあるDV被害者等に対して、配偶者暴力相談支援センターを始め、社会福祉事務所、保健所等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。  | 継続  | 健康福祉局<br>子ども青少年局 |
| 112<br>障害者虐待相談センターにおける相談支援      | 障害者虐待相談センターでは、DV被害も含めた障害者虐待について相談を受け、社会福祉事務所や障害者基幹相談支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。 | 継続  | 健康福祉局            |
| 113<br>障害者基幹相談支援センターにおける相談支援    | 障害者の身近な相談窓口を各区に設置することで、障害者（児）とその家族の方の地域における生活を支援します。                           | 継続  | 健康福祉局            |

(8)-㉔ 多様な状況にある対象者への支援

DV・困難女性

| 事業                                      | 内容   | 方向性 | 所管                 |
|---|--|-----|--------------------|
| 114<br>性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)のDV被害者の理解と配慮 | 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の被害者の相談、支援について、それぞれの状況に配慮した支援ができるよう支援者に対して研修等を通じて理解を深め、適切に対応します。                         | 継続  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |
| 115<br>部落差別への理解と配慮                      | 支援者が部落差別について正しい理解と認識を深めるための研修等を実施し、差別に配慮した支援と適切な対応に努めます。   | 継続  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |
| 116<br>文化センターにおける各種事業                   | 地域社会全体の中での福祉の向上や、人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしての各種事業(生活相談・高齢者相談等の各種相談、人権に関わる啓発事業、保健福祉・教養文化等の各種講座・教室の開催)を実施します。 | 継続  | スポーツ市民局            |
| 117<br>犯罪被害者等総合支援窓口                     | 犯罪被害者等からの相談に応じ、希望や必要に応じて同行支援を行い、本市支援事業を活用した支援を行うほか、支援が受けられる関係機関の案内を実施します。                                    | 継続  | スポーツ市民局            |

## 基本方向3

## 総合的な支援体制の強化

DV防止・女性支援基本計画を推進していくため、DV防止法に基づく関係機関・民間団体等から構成される配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する協議会や女性支援新法に基づく支援調整会議を開催するなど連携を推進します。また、支援者向けの研修の充実など組織的対応力の向上を図るとともに、総合的な支援体制の強化を目指します。

## 目標9 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進

## (9)-③ 総合的な庁内連携の推進

DV・困難女性

DVや女性が抱える困難な問題には、複合的な問題が含まれており、ひとつの機関のみで支援を行うことは困難であるため、重層的な庁内会議において必要な情報共有を図るとともに、被害者等の支援にかかる協議を行い、DV防止・女性支援計画に基づく施策・事業の進行管理に努め、庁内の連携を進めます。

| 事業             | 内容  | 方向性 | 所管                 |
|----------------|---|-----|--------------------|
| 118<br>庁内連携の推進 | <p>「名古屋市男女平等参画推進協議会」では、DV防止をはじめとした男女平等参画の推進にかかる施策の総合的な企画及び連絡調整に関する事項について調査審議し、全庁的な対策を進めます。</p> <p>また、庁内連絡会議において、関係局における取組み等に関する情報共有を図り、計画に基づく施策が効果的に推進されるよう、関係局の連携等を進めます。</p> | 継続  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |

(9)-⑳ 関係機関・民間団体との連携・協力の推進

DV 被害者等を早期発見し、適切な保護、自立に繋げていくため、関係機関と相互に十分な連携を図りながら対応します。また、DV 被害者等支援に関する豊富な経験や専門知識を有する民間団体の理解と協力は重要であり、DV の防止や困難な問題を抱える女性の相談、保護、同行支援に至る様々な場面で民間団体が行う先進的な取組も活用して、緊密に連携を図ります。

| 事業                       | 内容  | 方向性 | 所管                 |
|--------------------------|---|-----|--------------------|
| 119<br>関係機関・民間団体との連携     | 法に基づく DV 被害者支援協議会及び女性支援調整会議を新たに立ち上げ、関係機関・民間団体の取組が効果的に機能するよう各構成機関等の取組の共有等を行い、連携を進めます。<br>また、それぞれの実務者会議を新たに立ち上げ、より具体的な取組についても連携を進めます。 | 拡充  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |
| 35<br>(再掲) 関係機関連携会議の実施   | 必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。  | 継続  | 子ども青少年局            |
| 120<br>愛知県女性相談支援センターとの連携 | DV 被害者等の安心と安全の確保のため、一時保護を行う愛知県女性相談支援センターと緊密に連携して支援します。  | 継続  | 子ども青少年局            |
| 121<br>警察との連携            | DV 被害者等の安心と安全のため、愛知県警察が主催する「ストーカー・DV 等関係機関連絡会議」に参画し意見交換を行うなど、愛知県警察と緊密に連携することで被害の防止を図るとともに、緊急対応を行います。                                | 継続  | 子ども青少年局            |
| 122<br>DV 被害者支援団体との連携・協力 | DV 被害者等の支援に関し、経験の豊富な民間団体との連携による DV 被害者等の安全確保のため、ニーズに合わせて補助を拡充します。<br>より一層の連携・協力を図り、民間団体の支援を行います。                                    | 拡充  | 子ども青少年局            |

| 事業                           | 内容   | 方向性 | 所管      |
|------------------------------|--|-----|---------|
| 123<br>他の自治体との広域的連携          | 広域的な連携等に関して、愛知県女性相談支援センターや関係する自治体との連携を十分に図って支援します。   | 継続  | 子ども青少年局 |
| 38<br>(再掲) 専門家(弁護士)との連携      | 愛知県弁護士会と連携し、DV相談等の支援者等が、弁護士から法的な問題について助言を受ける「DV相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。また、近年の法的問題の増加を考慮し、より多く、また幅広い相談に対応できるようにします。 | 拡充  | 子ども青少年局 |
| 74<br>(再掲) 児童虐待防止における関係機関の連携 | 児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整(なごや子どもサポート連絡協議会等)、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の情報共有を迅速・的確に行います。             | 継続  | 子ども青少年局 |

DV・困難女性

(9)-③ 適切な苦情処理の実施

申出のあった苦情について、適切かつ迅速に対応し、職務執行の改善に反映するよう努めます。

| 主な事項            | 内容                                 | 方向性 | 所管                 |
|-----------------|------------------------------------|-----|--------------------|
| 124<br>苦情処理の取組み | 男女平等参画苦情処理制度等を活用して、適切かつ迅速な対応を行います。 | 継続  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |

## 目標 10 支援者及び組織の対応力の強化

DV・困難女性

### (10)-③④ 支援者のスキルアップと育成支援

適切な支援には、新しい課題や制度等について、十分な理解が必要です。

DV 被害者等の支援を進めるにあたっては、相談・保護・自立・心身の回復までを視野に入れた切れ目のない支援が重要であり、公的機関・民間団体の支援者が共通理解と相互信頼を深め、支援者のスキルアップ・組織的対応力の強化等のための研修の充実を図ります。

また、支援者の育成支援に取り組みます。

| 事業   | 内容  | 方向性 | 所管                 |
|--|---|-----|--------------------|
| 31<br><b>(再掲) DV に関する研修の充実</b>             | 相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修に加えて、法律問題や事例検討等専門的な研修を実施します。  | 継続  | 子ども青少年局            |
| 32<br><b>(再掲) コンサルテーション機能の充実</b>           | 区役所・支所等が、支援困難事例に対応ができるよう配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するとともに、分野別に外部のスーパーバイザーによる支援を実施します。さらに、多様化する相談内容に対応するため、助言・スーパーバイズが可能な領域を拡大します。 | 拡充  | 子ども青少年局            |
| 36<br><b>(再掲) 困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の充実</b> | 相談支援業務に従事する職員に対し、担当者、課長補佐級、管理職等の階層別研修や新任職員、中堅職員等の段階別研修など、困難を抱える女性への支援について幅広く知識の獲得や支援スキルの向上のための研修を実施します。                                   | 拡充  | 子ども青少年局            |
| 125<br><b>支援者への研修</b>                      | 支援に関係する職員や公的機関・民間団体の支援者の知識や支援スキルの向上のための研修を実施します。<br>また、困難を抱える女性への支援についても、知識や支援スキルの向上のための研修を実施します。   | 拡充  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |
| 126<br><b>支援者の育成</b>                       | 民間団体での支援の活動を活発にしているため、支援者養成研修の実施に向けて検討します。  | 新規  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |

**(10)-㉓ 組織的対応のための体制整備**

DV・困難女性

DV 被害者等の相談について、危険性や緊急性を客観的に査定して、組織内で支援方針を決定する仕組みを整備するとともに、相談支援の質を平準化するための方策を検討し、組織的対応を実施します。

| 主な事項        | 内 容   | 方向性 | 所 管     |
|-------------|---|-----|---------|
| 127<br>支援体制 | 研修による支援者の育成や支援の質の向上を図るとともにアセスメントツールの活用等による組織的対応を行います。 | 継続  | 子ども青少年局 |

**(10)-㉔ 支援者のメンタルヘルス**

DV・困難女性

DV 被害者等からの相談支援業務に従事する支援者は、その職務の特性から、自分自身をすり減らしてしまうことで、バーンアウト（燃え尽き）状態につながってしまうことや、被害者等と同様な被害の心理的経験を経て精神的ダメージを受けること（二次受傷）があります。これらの状況を防止するため、支援者のメンタルヘルスに必要な対策を行います。

| 主な事項              | 内 容  | 方向性 | 所 管     |
|-------------------|--|-----|---------|
| 128<br>支援者のこころのケア | 相談支援業務に従事する職員が、バーンアウト（燃え尽き）状態やDV等の二次受傷に陥ることがないように、セルフケアの方法などを学ぶ機会を提供します。 | 継続  | 子ども青少年局 |
| 129<br>支援者の安全対策   | 相談支援業務に従事する職員が加害者から不当な危害を加えられないように、職員等の個人情報を守るなど、安全対策に努めます。              | 継続  | 子ども青少年局 |

**(10)-⑳ 二次的被害防止のための関係職員等への研修**

支援者の言動がDV被害者等をさらに追い詰め、傷つけること（二次的被害）の防止のためには、DV被害者等と直接関わる部署の職員等に対する研修及び啓発が重要であり、DV被害者等の置かれた状況を深く理解し、DV被害者等に寄り添う支援を行うよう、一層の充実を図ります。

| 主な事項           | 内 容                        | 方向性 | 所 管                |
|----------------|----------------------------|-----|--------------------|
| 130<br>職務関係者研修 | 職員等に対し、二次的被害防止のための研修を行います。 | 継続  | スポーツ市民局<br>子ども青少年局 |

## 第4章 計画の推進

**1 推進体制**

DV防止・女性支援に関する施策は広範多岐にわたり、ひとつの機関で支援を行うことは困難です。「名古屋市男女平等参画推進協議会」において必要な情報共有に努めるとともに、DV防止・女性支援の推進に関する課題事項について調査・審議を行います。

また、庁内連絡会議及び法に基づくDV被害者支援協議会と女性支援調整会議において、施策、事業について代表者レベル、実務者レベルでの協議を行い、関係部署・関係機関の連携を緊密に行い、計画の着実な推進を図ります。

**2 実施状況の公表**

この計画に基づく施策については、年度ごとに実施状況を公表します。

## 令和7年度 次期基本計画策定スケジュール (男女計画、DV・女性支援法計画)

|     | 男女平等参画基本計画                |   | 男女平等参画推進協議会                               | DV・女性支援法計画                             |            |
|-----|---------------------------|---|---|--|------------|
|     | 男女審議会                     | 男女計画  |   | DV・女性支援法計画                             | 懇談会        |
| 2月  |                           | ・社会情勢の変化調査<br>・各局事業状況調査                     | 3/19 幹事会                                  | 骨子案の作成準備                               |            |
| 3月  | 審議会委員改選                   |   |   |  |            |
| 4月  | 4/30 審議会①<br>・諮問<br>・部会設置 | ・各局事業照会(R6実績)<br>・各局調整<br>・計画案作成            | 5/8 幹事会①                                  | 骨子案作成                                  |            |
| 5月  | 5/20 答申部会①                |   |   |  |            |
| 6月  | 6/13 答申部会②                | ・各局事業照会(7月:次期計画掲載事業)<br>・成果指標項目調整<br>・計画案作成 | 6/9 協議会①                                  | 6/17 懇談会①                              |            |
| 7月  | 7/8 答申部会③<br>7/31 全体会②    |   |   |  |            |
| 8月  | 8/26 答申部会④                | ・成果指標数値調整<br>・計画案仕上げ                        | 7/9 PT①(健康)<br>7/17 幹事会②                  | 計画案作成、掲載事業照会、事業交渉・調整                   |            |
| 9月  | 9/25 答申部会⑤                |   |   |  |            |
| 10月 | 10/20 審議会③                | 初旬 市長へ答申                                    | 8/4 PT③(貧困)<br>9/3 PT④(女活)<br>9/9 PT②(防災) | 計画案仕上げ                                 | 10/21 懇談会② |
| 11月 |                           |   |   |  |            |
| 12月 |                           | 総務環境委員会                                     | 11/7 幹事会③<br>12/8・11/17 協議会②              | 教育子ども委員会                               |            |
| 1月  |                           | パブコメ募集                                      |   | パブコメ募集                                 |            |
| 2月  |                           | ・市の考え方とりまとめ<br>・計画最終調整                      | 上旬 幹事会④<br>下旬 協議会③                        | ・パブコメ後計画案お示し<br>・市の考え方とりまとめ<br>・計画最終調整 | 上旬 懇談会③    |
| 3月  | 中下旬 審議会④                  | 公表  |   | 公表                                     |            |

男女平等参画について、施策や分野ごとに課題を洗い出し、プロジェクトチームを設置し、集中的な検討を進める

・計画策定協力呼びかけ  
・審議会女性登用働きかけ

・計画素案お示し